

平成17年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成18年 9月20日
開会 10時00分 散会 17時10分
- 2 場 所 幕別町役場 5階議場
- 3 出 席 者
 - ① 委 員 (25名)

1 前川雅志	2 芳滝 仁	3 前川敏春	4 牧野茂敏	5 草野奉常
6 岡田和志	7 中村弘子	8 大坂雄一	9 中橋友子	
11 中野敏勝	12 伊東昭雄	13 助川順一	14 杉山晴夫	
16 堀川貴庸	17 乾 邦広	18 小田良一	19 増田武夫	20 野原恵子
21 永井繁樹	23 坂本 偉	24 古川 稔	25 佐々木芳男	26 南山弘美
27 杉坂達男	29 瀨瀨太郎			
 - ② 委員長 千葉幹雄
 - ③ 説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦 税務課長 前川満博
企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則
土地改良課長 角田和彦 農業振興担当参事 田井啓一 土木課長 佐藤和良
都市計画課長 田中光夫 施設課長 古川耕一 車両センター所長 森 範康
水道課長 橋本孝男 会計課長 鎌田光洋 学校教育課長 八代芳雄
学校給食センター所長 仲上雄治 生涯学習課長 長谷 繁 図書館長 平野利夫
幕別農業委員会事務局長 飛田 栄 忠類農業員会事務局長 稲田和博
監査委員事務局長 坂野松四郎 地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美
住民課長 湯佐茂雄 経済課長 飯田晴義 建設課長 吉田隆一 教育課長 中川正則
議長 本保証喜 監査委員 大野和政
ほか、関係係長及び係
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 4 欠席者 10 豊島善江 15 齊藤順教
- 5 審査事件 平成17年度幕別町一般会計ほか15会計決算認定
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

議 事 の 経 過

(平成18年9月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 委員長(千葉幹雄) ただいまより、平成17年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。
- 事務局長(堂前芳昭) 本日、10番豊島委員、15番齋藤委員より欠席する旨の届出がありました。
- 委員長(千葉幹雄) 審査に入ります前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

本委員会は、先の本会議におきまして設置され、不肖、私が委員長の大任を果たすこととなりました。つきましては、決算審査の重要性をご理解していただき、与えられました職責を全うしたいと思っております。

委員会の運営につきましては、先般も申し上げたのでありますけれども、公平かつ効率的な運営を目指してまいりたいというふうに思っております。

各委員におかれましては、活発で建設的な議論をしていただき、町長をして来年度の予算編成に当たって考慮しなければと言わしめる委員会になればと思っております。

皆さまの特段のご協力をお願い申し上げ、審査に入ってまいりたいと思います。

審査の方法についてご確認をさせていただきます。

本決算審査特別委員会につきましては、合併後初めての決算審査でありますので、合併前の忠類村各会計決算についても審査を行います。

初めに、平成17年度忠類村各会計の審査を行い、忠類村全会計の決算審査が終わりましたら、平成17年度幕別町各会計の決算審査を行います。

忠類村及び幕別町の審査に入ります前に、それぞれ決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。説明が終わりましたら、一般会計の歳出1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けいたします。また、特別会計の審査につきましては、歳入歳出一括して行いたいと思います。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を、明確に発言をお願いいたします。また、関連する質疑については、第一発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成17年度忠類村一般会計決算認定から、認定第16号、平成17年度幕別町水道事業会計決算認定までの16議件を一括議題といたします。

最初に、お手元にお配りをしております忠類村決算説明資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

忠類総合支所長。

- 忠類総合支所長(川島広美) それでは、お手元に配付しておりますB4版の歳入歳出決算説明資料に基づきまして、平成17年度忠類村の各会計決算の概要について、ご説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

会計別決算総括表であります。合併に伴い、各会計におきまして、平成18年2月5日をもって出納閉鎖し、決算を終えております。

したがって、年度途中につき前年との比較ができませんので、予算額との比較で記載しております。

初めに、一般会計であります。歳入の決算額は、19億605万6,003円となっております。予算額の比較では97.0%の執行率となっております。

歳出の決算額は、19億214万9,374円となりまして、予算額との比較では96.8%の執行率となっております。

歳入歳出差引残額は、390万6,629円となっております。

次に、特別会計であります。国民健康保険事業特別会計におきましては、歳入の決算額が1億4,645万7,387円、歳出の決算額が1億3,475万2,785円となりまして、歳入歳出差引残額は、1,170万4,602円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、歳入の決算額3,814万5,116円、歳出の決算額が3,790万3,780円となりまして、歳入歳出差引残額は、24万1,336円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計におきましては、歳入の決算額7,095万6,286円、歳出の決算額が7,082万9,515円となりまして、歳入歳出差引残額は、12万6,771円となっております。

老人保健事業特別会計におきましては、歳入の決算額1億8,386万2,376円、歳出の決算額が1億8,311万7,623円となりまして、歳入歳出差引残額は、74万4,753円となっております。

介護保険事業特別会計におきましては、歳入の決算額9,859万1,912円、歳出の決算額が9,735万2,264円となりまして、歳入歳出差引残額は、123万9,648円となっております。

一般会計と五つの特別会計を合計しますと、歳入の決算額は、24億4,406万9,080円となりまして、予算額との比較では97.2%の執行率となっております。歳出の決算額は、24億2,610万5,341円となりまして、予算額との比較では96.5%の執行率となっております。

決算余剰金は、1,796万3,739円で、全額を平成17年度幕別町の各会計予算にそれぞれ引継ぎをいたしております。

次に、一般会計の概要につきまして、2ページから12ページまで載せておりますが、初めに、3ページをご覧くださいと思います。

3、歳入歳出決算の状況であります。歳入につきまして、1款村税から20款村債までの款別に、平成14年度から年度別に決算額と構成比を載せております。

17年度決算額の構成比は参考になりませんので、平成14年度から16年度の3か年平均で見ますと、一番大きなウエイトを占めておりますのは地方交付税であり、53.7%を占めております。以下、村債が10.2%、道支出金が6.6%、繰入金と村税がそれぞれ5%強となっております。しかし、地方交付税は、平成10年度をピークに毎年減少し、ピーク時の27.9%減少しております。

次に、歳出につきまして、4ページをお開きください。

1款議会費から13款職員費までの款別に、歳入同様に平成14年度から年度別に決算額と構成比を載せております。

歳出におきましても17年度は参考になりませんので、平成14年度から平成16年度の3か年平均の構成比で見ますと、農林水産業費が20.5%と一番ウエイトが高く、続いて、公債費の18.4%、これには一部繰上償還も含んでおります。職員費の17%、以下、総務費、土木費の順となっております。

なお、平成17年度の歳出決算額の大幅な減少は、昨年12月定例会におきまして、合併の期日前に予算の執行ができないと予想されるものにつきまして減額し、幕別町に引き継ぐため減額したものであります。

次に、5ページをご覧ください。

4、年度別税収入の状況につきましては、村税から入湯税までの調定額、収入済額、収納率について、平成15年度から載せております。

固定資産税の収納率は、合併後も含めて、最終的には、平成17年度は89.1%となり、若干向上したものの、村税全体としては93.5%となり、ほぼ横ばいの状況となっております。

次に、6ページをお開きください。

5、村債現在高の状況について載せております。平成16年度末現在高32億8,438万9,000円であり

ましたが、平成 17 年度に借入れした発行額が 4 億 8,880 万円、また、返済した元金償還額が 3 億 4,122 万 4,000 円で、平成 17 年度末現在額は 34 億 3,196 万 5,000 円となっております。なお、平成 17 年度の発行額と元利償還額は、表の下に記載のとおり、合併前の忠類村に係る 17 年度分として含めた額を計上しております。

前に戻り、2 ページをご覧くださいと思います。

1、財政指標の状況でございますが、財政力指数については、平成 17 年度 0.157 と、毎年わずかではありますが上がっております。

次に、経常収支比率、起債制限比率、地方税徴収率につきましては、17 年度の数値は出ておりませんので、平成 16 年度までの動向でみますと、経常収支比率については、平成 14 年度と平成 15 年度では、78%台でありましたが、平成 16 年度で 85.7%と上昇し、厳しい財政運営が強いられている状況でございます。

起債制限比率については、16 年度は 6.1%と上昇しておりますが、交付税措置のある有利な起債の借入に努めており、比較的低い率で推移しております。

地方税徴収率については、先ほど 5 ページでご説明いたしましたので省略させていただきます。

ラスパイレス指数については、平成 17 年度は 95.1 と若干上がったものの、傾向としては下がってきている状況にあります。

次に、7 ページから 12 ページまでになりますが、平成 17 年度の主な施策事業などについて、事業内容、事業費、財源内訳を載せておりますので、ご参照いただければと思います。

13 ページからは、各特別会計の概要を載せております。ごく簡単にご説明させていただきます。

13 ページの国保会計につきましては、平成 15 年度から平成 17 年度の動向について載せております。なお、3、一般被保険者及び 4 の退職被保険者等の保険給付の状況につきましては、平成 17 年度は、合併後の忠類分の数値が出ておりますので含めております。

1、世帯数、被保険者数の推移については、共に減少傾向にあります。次に、14 ページと 15 ページには、一般被保険者と退職被保険者等の保険給付の状況について載せておりますが、3、一般被保険者においては減少し、4 の退職被保険者等においては、被保険者、被扶養者数が増加しており、費用額についても増加の状況にあります。

次に、簡易水道事業であります、16 ページをお開きください。

平成 17 年度の歳入歳出決算の状況について載せております。施設整備で借入れした起債の償還金が大きなウエイトを示しております。使用料及び手数料において、未収入済額 281 万 1,355 円ありますが、これは現年度分の 1 月分を調定しましたが、収納を幕別町に引き継いだために発生したものであります。

次に、集落排水会計であります、17 ページをご覧ください。

平成 17 年度の歳入歳出決算の状況について、載せております。この会計におきましても、施設整備で借入れした起債の償還金が大きなウエイトを示しております。また、収入未済額 157 万 579 円発生しておりますが、簡易水道事業会計同様の内容となっております。

次に、老人保健会計であります、18 ページをお開きください。

平成 15 年度から平成 17 年度の動向について載せております。なお、平成 17 年度は、合併後の忠類分の数値が出ておりますので含めております。1、受給者証交付数においては減少傾向にあります。3、医療給付の状況におきましても、受給者の減により減少傾向にあります。

次に、介護保険会計であります、19 ページをご覧ください。

1、介護認定者数は、平成 18 年 1 月末現在で、要介護、要支援者合わせて 85 人、第 1 号被保険者数は 519 人となっております。2、決算の状況、3、保険給付の状況につきましては、平成 15 年度から平成 17 年度までの歳入歳出決算額と保険給付の動向について載せております。なお、3、保険給付につきましては、平成 17 年度分は合併後の忠類分の数値が出ておりますので含めております。

3 の保険給付の状況につきましては、居宅介護サービス給付が増加し、反対に施設介護給付費は減少

している状況であります。

以上で、各会計の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉幹雄） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けをいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでありますので、これより認定第1号、平成17年度忠類村一般会計決算、1款議会費に入らせていただきたいと思います。

1款議会費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） それでは、1款議会費につきまして、ご説明いたします。

20ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費、予算現額2,637万1,000円に対しまして、支出済額2,607万4,681円となっております。

議員の報酬のほか、議会だよりの印刷費、十勝町村議長会負担金などが主なものであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようであります。

1款議会費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 2款総務費につきまして、ご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額3億1,554万6,000円に対しまして、支出済額2億9,051万7,252円となっております。

1目一般管理費は、1節区長報酬14名、4節臨時職員22名の社会保険料、雇用保険料。7節臨時事務職員1名の賃金。11節法令等追録代、事務用及び庁舎に係る消耗品。21ページになりますが、19節行政区補助金、閉村懇談会実行委員会の補助金などが主なものであります。

2目企画費は、テレビ中継局バッテリー交換、防災行政無線施設の更新のため13節防災無線電波伝搬調査委託料。22ページになりますが、15節工事請負費。18節個別受信機の購入費が主なものとなっております。

3目文書広報費は、広報忠類の発行に要した費用が主なものであります。

4目交通安全費は、交通防犯推進委員会及び交通安全協会への補助金が主なものであります。

5目会計管理費は、23ページになりますが、合併に伴い事務処理に対応できるレジスターを更新しております。

6目財産管理費は、7節村営住宅営繕業務及び村有財産管理委員6名の賃金。11節庁舎管理に要した光熱費のほか、アスベスト対策としてコミセンの大ホールと耐火書庫、中学校校舎ボイラー室の3カ所の改修費。12節では、村有建物の災害共済分担金。16節公営住宅等補修材料代。25節各基金から生じた利息の積立金が主なものとなっております。

9目コミュニティセンター管理費は、コミセン部門の管理運営に係る経費であります。

10目公園管理費は、公園等の管理に係る経費であります。

11目車両管理費は、乗用タイプの公用車が7台、ワゴン車、小型トラック2台、軽トラック、福祉バスの合わせて12台の維持管理に係る費用であります。

25 ページになりますが、12 目地籍調査事業費は、平成 19 年度をもって完了予定であります、臨時事務職員 1 名の賃金のほか、測量業務に係る委託料が主なものであります。

14 目定住促進対策事業費は、平成 18 年 3 月末をもって終了しておりますが、結婚及び出産祝金、高校生等就学奨励金のほか、住宅建設等奨励金であります。

15 目行政情報管理費は、26 ページになりますが、総合行政ネットワークなどソフトの保守点検委託料、例規ベースの使用料、パソコンソフトの購入費などとなっております。

16 目合併問題対策費は、住民情報等データ変換委託料や合併協議会負担金、電算システム統合の負担金であります。

2 項徴税費につきましては、支出済額 70 万 8,783 円となっておりますが、税務事務全般に係る費用であります。

3 項戸籍住民基本台帳費につきましては、支出済額 78 万 7,691 円となっております。27 ページになりますが、複写機借上料など戸籍及び住民登録事務に係る費用であります。

4 項選挙費につきましては、支出済額 259 万 1,119 円となっております。

1 目選挙管理委員会費は、委員会の運営に要した費用であります。

2 目村議会議員選挙費、3 目農業委員会選挙費につきましては、無投票でありました。

4 目衆議院議員選挙費は、選挙事務に要した費用であります。

28 ページになりますが、5 項統計調査費につきましては、支出済額 155 万 5,663 円となっております。国勢調査及び工業統計調査に係る費用であります。

6 項監査委員費につきましては、支出額 105 万 7,692 円となっております。監査委員報酬及び監査業務に係る費用であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

2 款総務費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3 款民生費に入らせていただきます。

3 款民生費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 3 款民生費につきまして、ご説明いたします。

28 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、予算現額 1 億 2,058 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1 億 1,429 万 8,731 円となっております。

1 目社会福祉総務費は、民生調査員 9 名の報酬と費用弁償。11 節は、戦没者追悼式に要した費用、ふれあいセンター福寿内の庁用事務費の消耗品、公用車の燃料代。29 ページになりますが、13 節社会福祉協議会に委託しております地域ネットワーク事業委託料。20 節独居老人、重度心身障害者等 193 世帯への水道料、下水道料の助成、村民に対するアルコ 236 の入浴割引券の給付 676 名、このほか、指定寄附金の積立て、介護保険会計の繰出金が主なものであります。

2 目国民年金費は、国民年金事務に要した費用であります。

3 目老人福祉費は、敬老祝金や敬老会に要した費用。30 ページになりますが、13 節社会福祉協議会に委託しております給食サービス、訪問サービス、座布団乾燥サービス、除雪サービスなど、高齢者在宅生活支援に係る委託料。20 節アルコ 236 の敬老無料入浴券の給付 254 名、老人福祉施設入所者 1 名の措置費などが主なものとなっております。

4目青少年問題連絡協議会費は、本協議会に要した費用であります。

5目心身障害者特別対策費は、19節南十勝ことばの教室の運営費負担金や、20節は施設訓練等9名の支援費。居宅生活2名の支援費。このほか、補装具購入の給付費などが主なものであります。

6目医療給付事業費は、31ページになりますが、12節各医療の審査支払手数料、請求事務手数料のほか、20節重度心身障害者34名、乳幼児115名、老人11名、ひとり親家庭等47名に要した給付金が主なものであります。

7目ふれあいセンター福寿費は、11節の施設の管理運営に要した費用のほか、13節福寿の警備管理業務や清掃業務の委託料、高齢者生活福祉センター、居住部門に7世帯の入居者に係る業務委託料が主なものであります。

8目介護サービス事業費は、ホームヘルパーやケアマネージャーの活動に要した費用のほか、32ページになりますが、13節社会福祉協議会に委託しております高齢者生活福祉センターのデイサービスに係る委託料が主なものであります。

2項児童福祉費につきましては、支出済額5,773万9,323円となっております。

1目児童福祉総務費は、学童保育指導員2名の賃金。11節保育所施設の維持管理に要した経費のほか、13節保育所運営委託料、地域子育て支援センター運営委託料、民間保育所広域運営委託料が主なものであります。

2目児童措置費は、延べ児童数846名の児童手当であります。

3項災害援助費につきましては、支出はございませんでした。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○19番（増田武夫） 何点か質問したいと思っておりますけれども、2月6日に合併いたしましたので、いろいろな個々の事業やその他については、余り詳しい質疑はしないわけでありましてけれども、ここで、合併協議の中で、民生費にかかわって、忠類村が困難な予算の中で様々な施策を行ってきたわけでありましてけれども、しかしながら、合併協議の中で、幕別町にないいろいろなサービスについては切り捨てられる、あるいは何年間かの経過措置でなくなっていくと。こういう状況になっているわけでありまして。

そうした様々な施策について、平成17年度はどういう状況であったのか、ちょっとお聞きしておきたいと思っておりますけれども、29ページでありますけれども、29ページの1目社会福祉総務費、20節の独居老人、重度心身障害者世帯水道料助成、その下のし尿や下水道の助成、この事業に関してでありますけれども、予算では108万7,000円をみていたわけですがけれども、決算で66万3,000円ほどになっているわけでありまして。

193世帯が対象世帯だというふうに書かれてはおりますけれども、生保世帯、重度心身障害者世帯、母子・父子世帯、65歳以上の独居老人、世帯全員が70歳以上、これらの世帯に対する助成が行われていたと思っておりますが、それぞれ何世帯ずつあって、どれだけの助成が17年度行われたか。それをお知らせ願いたいと思っております。

続いて、30ページの3目の老人福祉費の中の20節扶助費、ここでアルコ236の敬老入浴料22万5,650円が決算されているわけでありましてけれども、給付された人数が254人、延べで4,513人が利用したと。このようになっております。平成16年度より大幅に利用者が減っておりますけれども、予算が280万みておりましたが、225万6,500円と、こういうことで、これは非常にお年寄りが楽しみにしている制度だというふうには思いますが、これについても20年度にかけてこれが減らされていずにはなくなると。こういう関係になっておりますけれども、この平成17年度、16年度より若干減っておりますけれども、その実施状況について、お知らせ願いたいと思っております。

31ページに乳幼児医療費の就学前までの無料化でありますけれども、31ページの6目の20節の扶助費、この中の乳幼児医療費の扶助が369万2,326円と、このようになってはおりますけれども、予算

では、国・道からの支出が129万5,000円と、このようになっておりますけれども、これの決算で369万2,326円支出したのに対して、どれだけ国・道から出ているか。これもお知らせ願いたいというふうに思います。乳幼児の対象人員が115人ということでもあります。これも子育て支援として非常に重要な施策だと思っております。この年度の収支について、今の点をお知らせください。

それから、31ページに、介護保険の特別会計の方で聞くのがいいかもしれませんが、介護サービス事業費が、8目で介護関係の予算が出ております。その中で、介護保険料の減免制度が忠類の場合あって、平成17年度の予算段階では20件26万円ほどの予算が計上されていたはずでありますけれども、決算ではどうなっているか。何件、どれだけ決算がされているか。その点での状況をお知らせください。

以上、4点です。

○委員長（千葉幹雄） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（野坂正美） それでは、私の方から、まず、ただいまの29ページの独居老人等に対します水道とそれからし尿汲み取り関係の助成に関するご質問でございますので、17年度の内容についてお話をさせていただきます。

まず、世帯数の内訳でございますけれども、平成17年度の世帯数の内訳といたしましては、生活保護世帯におきましては、11世帯延べ148名、それから独居老人の世帯が57世帯、それから老人のみの世帯が43世帯、母子世帯におきましては4世帯、このようになってございます。

また、忠類分で支出しております内容でございますけれども、まず、し尿の関係でございますけれども、生活保護世帯におきましては2万5,080円、障害者の世帯におきましては1万260円、独居老人の世帯におきましては8万6,640円、老人のみの世帯におきましては7万4,670円、母子世帯におきましては対象者がございません。

それから、集排の関係でございますけれども、生活保護世帯におきましては4万950円、身障の方の世帯におきましては7,800円、独居老人の世帯におきましては9万3,426円、老人のみの世帯におきましては7万460円、母子世帯におきましては8,580円。

それから、簡易水道の関係でございますけれども、生活保護におきましては4万6,170円、身体障害者の方におきましては6,900円、独居老人の世帯におきましては10万2,349円、老人のみの世帯におきましては7万6,590円、母子世帯におきましては7,590円と、このようになってございます。

それから、集排の関係でございますけれども、老人のみ世帯で5,460円の助成を行っているところであります。

忠類におきましては、4月から12月分ということで、66万2,925円を支出してございます。

なお、1月分から3月分におきましては、合併の引継ぎにおきまして、合わせまして15万3,040円を助成をしているところであります。

17年度の決算におきましては、まず、し尿の関係におきましては19万6,650円、それから、下水道の関係におきましては29万7,686円、水道の関係におきましては31万6,169円、集排の関係におきましては5,460円ということで、合わせまして81万5,965円が全体で平成17年度、支出している内容となっております。

それから、30ページの敬老入浴券の関係でございますけれども、利用者は減っているのではないかとということでございますけれども、あくまでも引継ぎ前の忠類分の部分の内容がこのようになっておりまして、給付者が254人、延べで4,513名と、このようになっておりますけれども、引継ぎの中で、幕別の方では、延べで1,492名の方の部分をご利用になってございまして、合わせまして6,005名ということになっておりまして、前年よりも利用者は200名程度増えてございます。金額にしても10万ほどの増と、このようになってございます。

それから、31ページの関係であります。

介護保険の保険料の減免について、村独自のときの関係について、内訳についてというご質問でございますけれども、減免の関係におきましては、減免額が26万2,900円と、このようになっておりまして、1万3,200円の方が19名、1万2,100円の方が1名と、このような内訳となっているところであります。

ります。

独自の減免額は合わせまして 26 万 2,900 円と、このような内訳となっているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 住民課長。

○住民課長（湯佐茂雄） 乳幼児の関係について、ご説明いたします。

この扶助費、369 万 2,326 円でございますけれども、この初診時の一部負担金といたしまして、26 万 4,430 円、それと 3 歳以上就学前の者で、市町村民税課税世帯に属するものの 1 割自己負担分としまして、85 万 504 円があります。

それらを除いた者に対して 2 分の 1 というところで、115 万 429 円の補助金が入っております。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○19 番（増田武夫） 今、事業の内容、詳しくご説明いただきました。

いずれも多額の予算をつぎ込んでいるわけではありませんけれども、いずれも重要な施策だということふうに思います。

水道、し尿汲み取り、下水道の助成につきましては、平成 11 年の 4 月 1 日から二川村長のもとで実施されまして、以後、昨年度の水道料の関係でも議論になりましたけれども、滞納もなく推移しているという非常に大切な施策であったということふうに思います。

アルコ 236 の敬老入浴料につきましては、平成 6 年のアルコの建設以来、ずっとこれが福祉の役割も果たしていく、そういう施設にしたいということで、お年寄りが自由に無料で入ってもらおうと、こういうことで行われてきた施策でありまして、最近では 500 円の入浴料になったということで、なお一層この重要度が増していたのではないかとこのように思います。

また、乳幼児の医療費の無料化、就学前までの無料化につきましては、平成 6 年、吉田村長のときから実施されておりまして、既に 12 年を経過しているところであります。乳幼児の医療費の無料化、一般質問でも取り上げたところでありますけれども、7 年ほど前には全国的には、通院では 113 自治体、入院では 406 自治体と、全国的にも 7 年前でさえ非常に少ない助成制度でありまして、最近、これが全国的に 5 倍 6 倍という、入院では 11 倍というような自治体がこれを実施してきているところであります。子育て支援には非常に大きな役割を果たしていたのではないかと、このように思います。

また、介護保険料の減免制度につきましては、なかなか保険料の減免、国の方からこれは絶対にすべきではないと。そういうような圧力がある中でこれが実施されまして、額は少ないわけでありましてけれども、低所得者には非常に喜ばれた制度だったということふうに思います。

これらの制度が残念ながら合併によって消えていこうとしているわけでありましてけれども、この平成 17 年度の合併に対する村の姿勢といいますか、それがこの中で問われてくるのではないかとこのように思うわけです。

合併協議の中で、幕別の町長さんも言うておられました。パートナーシップを発揮して対等、平等の立場でこの合併協議を進めていくのだと。そういうことで進められてきたわけでありましてけれども、しかし、残念ながらそうした今のこの予算の執行でも見られますように、非常にこのわずかな予算でありまして、非常に大きな意味を持った一つ一つの施策だったということふうに思うわけです。

こうしたこの地方自治体が本来果たすべき役割を、少ない困難な地方財政のもとで続けてきた。例えば、乳幼児の医療費の無料化は、これを実施してからもう 12 年もなるわけでありましてけれども、その間にその制度の重要性というのが各自治体で認識されて、どんどんそれが広がってきていると。急速な勢いで広がっていると。そういう状況の中で、なぜその合併協議の中で、こうした優れた施策を新しい町に取り入れていこうと、こういうことにならなかったのかと。非常に対等、平等で行ってきたというその合併協議に、果たしてそれで良かったのかと、こういう思いを持つわけでありましてけれども、当時の責任者であります担当助役は、今、どのようにお考えですか。

○委員長（千葉幹雄） 遠藤助役。

○助役（遠藤清一） お答え申し上げたいと思います。

今、増田委員からお話ございました。

当時、忠類村の考えでいいですという、平成6年には25億円の基金を保有しておりました。それが、一昨年ぐらいになりますという、半分以上というような状況であります。

この中には、先ほどからお話ありますように、乳幼児医療の問題、あるいは、介護保険の問題、いろんな問題の中で、小さな村だから取り組めることということで、かなり積極的な姿勢でいろんな施策を講じてきたという面がございました。

これも多くの住民の皆さんに喜んでいただけるなというふうにも思っているわけではありますが、今ほど申し上げましたように、財政状況、年々厳しくなってきておまして、基金の保有面も、今申し上げましたとおりであります。

また、合併協議の中でも、私は何回かお話し申し上げたと思いますが、いろんな施策を取り止めなければならないような状況になることにつきましては、財政状況が厳しいということがございます。

そしてもう一つは、忠類村がその後存続した場合、私は合併しなかったら、当然、こういう施策にしても見直しをしなければならなかったらというふうに考えておまして、これは合併したから、しないからでなくて、見直しの時期にも来ていたということは、お話し申し上げたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○19番（増田武夫） この自治体も大変な状況になってきていることは、これは間違いないことだと思います。

こうしたこのサービスを、何とか続けていかれないかという、その選択の行き着いた先が合併だったというふうに、そういうような説明をされてきたのではないかと。こうしたサービスを切り詰めていなくてもいいように合併するのだと。そういうことで進めてきたはずであります。

やはり合併協議の中でも、114億からの財政効果があるのだと。こういうことを住民に説明して合併をしてきたわけですから。少なくとも、こうして苦勞してやってきたことを、合併と同時に打ち切っていくというのではなくて、努力してそれを新しい町に続けていくのだという、こういう姿勢があつて初めて、その合併というものが評価され、住民にも歓迎していくということになるはずであります。

それが、合併しなかったらこれは当然やめていかなければならなかったものだと。そういう状況になっていくかもしれませんけれども、しかしながら、合併することによって、そういう住民サービスを切り詰めていなくてもいいようにするのだと。こういう説明で合併が進められたというふうに思うわけですが、蓋をあけてみますと、忠類が幕別町よりも進んで行っていたこの福祉政策などは、ほとんど即止めるか、2、3年の経過でやめていくと、こういうような状況になったわけであります。

それは、やはりとりもなおさず、この合併協議が本当に対等、平等に行われていたのかどうかと。そういう不信感を持たれても、これは現象としてはやむを得ないような状況だったのではないかと思いますけれども、それにはどうお答えになりますか。

○委員長（千葉幹雄） 遠藤助役。

○助役（遠藤清一） 今までも、協議の中でも、今お話ししてきたことを議会の皆さん、住民の皆さんにも私はしてきたつもりではあります。

それから、合併協議の中で、今、こうして考えてみますという、例えば、国保税の問題一つにいたしましてもそうですし、それから、紙おむつの問題、それから、敬老祝金の問題にいたしましても、以前の忠類村のとってきた施策をそのまま受け継いでいただける。また、段階的にこれを縮減するといったような、随分いろんな面での配慮あるわけでもありますから。私、この合併というものが、多くの旧村民の皆さんには理解をしていただけるというふうに思っておりますし、また、結果的なことにつきましても、一定程度の理解をいただけるものと。

私は、合併当時からお話し申し上げたのは、合併したからといってばら色の状況になるものではないということはお話ししております。それから、減に厳しさというのは、合併しても私も次の日から新たな行革を進めていかなければならないというふうに考えておりましたし、それも今、現実の問題だと考えておりますから、これからはやっぱり新しい町として、財政状況が良くなればいろんな政策で

きると思いますけども、今の現状の中ではそういった施策を出すということは、私はできないのでないかな。もっともっといろんなものを見直しをしていかなければならない状況にあるだろうというふうに考えておりますので、その辺につきましてはご理解いただきたいなど。

- 委員長（千葉幹雄） 増田委員、発言の途中でですけども、止めませんが、そういう意味ではありませんけれども、ただ、ここは決算審査ですので、合併とかかわってくる部分もちろんあるのですが、余りにも合併の良し悪しということに重きを置いてくると、ちょっと本来の委員会の目的とずれますので、ですから、施策としてどうだったのか、今後どうなるのかというような方向で発言していただきたいと思います。

増田委員。

- 19番（増田武夫） 委員長の言われるのも理解できます。

なぜこれを予算、細かく示してもらって議論しているかと申しますと、やはり例えば、乳幼児の医療費の無料化も忠類は自分で出していたのは369万はないわけですね。

そして、3月の予算議会の中でも、新町全体に1,400万ぐらいあれば拡大できるのだというような、そういう例えば、介護保険の減免制度などもごくわずかの予算でやってきたわけですね。

だから、少なくともこういうような施策を新しい町につなげてほしいと。そのことは今聞いておられる岡田町長さんにも是非聞いてほしいということでは言っているわけです。

それで、そういうことでもありますので、是非ともこうした、町長さんは合併協議がそういう結論なのでそれに従っていくのだと。こういう乳幼児の医療費の問題でもそういうことでもありますけれども、是非ともその考えを、こうした忠類でやってきた思いというものを受け止めていただいて、新しい町につなげていっていただきたいと。そのことをお願いして終わりたいと思います。

町長、この問題についてどうのお考えか。

- 委員長（千葉幹雄） 岡田町長。

- 町長（岡田和夫） 今、いろいろお話がありました施策について、合併したことによって縮小される、あるいは廃止されるというような状況が、大変忠類地域の住民の皆さんには申し訳ないなという気は十分しております。

ただ、先ほど来、遠藤助役も説明しておりますとおり、いろんな面で大きな町になった。大きな町といえるかどうかわかりませんが、忠類村でやっていたことが即幕別町と一つになったときに実施できない、継続できないものも現実にはあるのだろうというふうに思いますけども、特に乳幼児医療なんか、今まさに時の大きな課題でもあるわけですから、そうしたことを踏まえながら、私どもも新たなまちづくりの中で十分検討協議をさせていただきながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

- 委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、11時15分まで休憩いたします。

10:57 休憩

11:14 再開

- 委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

総合支所長。

- 忠類総合支所長（川島広美） 4款衛生費につきまして、ご説明いたします。

32ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額1億1,290万8,000円に対しまして、支出済額1億449万5,725円となっております。

1目保健衛生総務費は、33ページになりますが、28節国保会計のそれぞれ用途に応じた不足財源分の繰出金が主なものであります。

2目予防費は、各種検診業務における医師等の賃金や医薬材料費のほか、検診業務の委託料が主なものであります。

次のページになりますが、3目環境衛生費は、8節有害鳥獣の駆除に要した費用。11節指定ごみ袋の作成費、ごみ収集用自動車3台分の維持費。13節ごみ収集業務の委託料。このほか、19節南十勝3町村複合事務組合や十勝環境複合事務組合の負担金が主なものであります。

4目診療所費は、次のページになりますが、忠類診療所及び歯科診療所の管理運営委託料が主なものであります。

5目白銀霊園管理費は、白銀霊園の維持管理に要した経費であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

4款衛生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款農林水産業費に入らせていただきます。

5款農林水産業費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 5款農林水産業費につきまして、ご説明いたします。

35ページをお開きください。

5款農林水産業費、1項農業費、予算現額1億2,894万3,000円に対しまして、支出済額1億2,717万3,692円となっております。

1目農業委員会費は、農業委員の報酬及び委員会活動に要した費用であります。

2目農業振興費は、農業振興にかかわる各種補助金・負担金、それに伴います事務に要した費用であります。36ページになりますが、19節中山間地域等直接支払交付金、これは制度が5年間延長になり、草地10アール当たり1,500円を集落に対し助成するものであります。土づくり対策事業補助金は、14戸で103ヘクタールの緑肥作物の種子代の助成であります。また、畑作協議会や担い手センターなどに対する運営費にも助成をしております。このほか、28節農業集落排水事業特別会計への繰出金が主なものであります。

3目畜産業費は、19節南十勝酪農ヘルパー組合に対する助成金、乳質等レベルアップ促進事業に対する助成、家畜ふん尿の堆肥舎整備の助成。37ページになりますが、23節道農業開発公社貸付牛の償還金が主なものであります。

4目農地費は、事業は実施しておりませんが、土地連負担金など一般事務に要した費用であります。

5目営農用水施設費は、明和地区営農用水施設の維持管理費のほか、忠類地区8戸にかかる更別村水道事業からの受水に伴う管理運営費の負担金、平成17年度から始まりました道営事業忠類東部地区の営農用水事業に係る計画樹立の負担金が主なものであります。

6目草地管理費は、村営牧場の管理運営に要した経費であります。7節牧夫の賃金。38ページになりますが、13節ヘリによる肥料散布の委託料。14節重機の借上料。16節肥料の購入費などが主なものであります。なお、期間中に745頭の入牧がございました。

2項林業費につきましては、予算現額1億613万8,000円に対しまして、支出済額1億244万7,123円となっております。

1 目林業総務費は、村有林の管理に要した費用であります。

2 目林業振興費は、民有林の振興にかかわる経費であります。次のページをご覧ください。19 節 21 世紀北の森づくり推進事業補助金、これは約 28 ヘクタールの跡地造林などあります。民有林振興指導補助金、森林整備地域活動支援交付金、このほか、21 節森林組合への資金繰りを容認するための貸付金を実施していることとあります。

3 目造林費は、村有林の植栽、下刈、間伐、除伐などの経費であります。

4 目育苗センター管理費は、道有林の植林用苗として、とどまつ、あかえぞまつ 35 万本を毎年供給しておりますが、育苗事業につきましては、森林組合に管理委託をしております。15 節格納庫の建て替え。16 節種子の購入費。18 節備品の購入。19 節造林協会に対する出荷苗木流通経費の負担金が主なものであります。

以上で、農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

伊東委員。

○委員（伊東昭雄） 36 ページの 2 目農業振興費と、それから畜産業費でございますが、今の説明ございました緑肥作物について、14 戸、150 万出しておられるのですが、その緑肥作物の種類とか、あるいは農家に対してどのような方法で末端に届いているのか。その効果はどうか、お尋ねいたします。

それと、乳質のレベルアップについて、具体的な内容について、お知らせいただきたいと思えます。

○委員長（千葉幹雄） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 1 点目の土づくりの緑肥の関係であります。

緑肥の種類につきましては、へいようつ、きからし、からしな、ひまわり、赤クローバー、りんぞう、メジウムなどが利用されております。これは農協から購入をして、農協が農家の方に納入するという形がとられております。

次に、乳質等レベルアップ促進事業補助金とありますけど、これはいわゆる乳検がありますけども、乳検に対する補助金で、幕別でも乳検に対する補助をしておりますけども、それと同様の補助をしているということでございます。

○委員長（千葉幹雄） 伊東委員。

○委員（伊東昭雄） 緑肥作物につきましてはわかったのですが、それは農家の自由にひまわりをつくろうが、きからしをつくろうが、それは何もお構いなしということ、農協に助成をして、農協からも助成出しておられるのか。農家は買った金額に全額出しておられるのか。それとも、農家はその何割かを出しているのか。その点、1 点聞かせていただきたい。

それから、乳質のレベルアップですけども、それは乳質改善の方に出しているというのであれば、直接ここに一般財源は出しておらないということなんですけど、それは乳質の方に出しているということで、直接は出しておらないということですか。

○委員長（千葉幹雄） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 緑肥の種類につきましては、これはあくまでも農家の自主性に委ねているということで、補助につきましては、反当たり 1,500 円を補助しております。

農家が農協に購入依頼をしまして、農協が農家に納入をするという流れになっております。

緑肥につきましては、村のみの補助で農協の補助というのはございません。

乳検につきましては、実は単独の組織ではなくて、農協の内部組織として乳検がございまして、そこに対する補助をしているという内容であります。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

南山委員。

○委員（南山弘美） 37 ページの 6 目でございます。草地管理費についてお聞かせ願いたいと思えます。これは村営牧場でありますので、実績についてお聞かせ願いたいなど、このように考えます。

入牧頭数でございますけれども、非常に大きな激減をしているというのが数字でわかるわけでございますけれども、16年から17年に対して217頭減っていると。しかも、本年は入牧頭数が現在652頭ということで、おおよそ32%減っておるということでございます。

放牧につきましては、酪農家のコスト、また、労働力の低減、また、足腰の強い若牛の育成ということということで、大変大きな役割を果たしてきたところでございますけれども、数字的に見ましても16年が、これは実数でございますが、使用料が3,467万8,000円、17年が2,691万ということで、実質770万ほど減額しているというのが実態でないかなと、このように考えます。

また、本年が652頭ということになりますと、非常に1,000万を超える減額になるのでないかと、このように考えるわけでございます。

このような減額が続きますと、牧場運営に支障を来すような事態になるのではないかと、このように考えるわけでございますが、町長さんの今後の対策といいますか、どのような処置をとっていかうと考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 確かに南山委員ご指摘のとおり、17年ではそれまでの900頭前後の数が745頭ほどに落ちまして、さらに本年度はそこから100頭ぐらい落ちてきたということであります。

この一つの原因は、去年から乳量の生産調整が始まったということが一つの原因、もう一つは、自分のところで飼料が提供できる、多くの土地を持っておられるということが二つ目の原因なのかなというふうに思っております。

そんな中で、この傾向につきましては、乳量の生産調整がかかっている間はなかなか頭数増というのは望めないのだろうというふうに思っております。

そんな中で、今、町内には幕別の南勢含めて6カ所の牧場がありますけれども、やはりこれ以上頭数が減ってくると、やはり集約化、南勢も含めて町内の集約化を図って効率性を高めていかなければならないというような考え方のもと、今後の動向を見ながら、その辺の検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） 南山委員。

○委員（南山弘美） ただいま説明がありましたけれども、集約するということは、牧場を減らすと。規模の縮小を図ることかなと、こう考えるわけでございますが、忠類におきましては、たしか平成15年、新たな牧場を購入したわけでございます。

そうした関係からして、やはり先ほど申しましたようなコスト低減のためにも、また、家畜排泄物の関係もありまして、やはり畜舎には絶対数を減らすというようなことも必要ではないかと。このように考えるところでございます。

ただいま説明もありましたように、向こう3年間減産をするということでございまして、この間、何とかそういうコスト低減のためにも、入牧料の減免をしてでも、商業者であれば、薄利多売という言葉がありますけれども、頭数を多く入れて収入を増やすということも、やはり一考する必要があるのではないかと思いますけれども、政策的なことでございますので、町長の答弁をちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話がありました牧場の運営、あるいは今後の在り方についてであります。

入牧数が減っているということで、牧場の在り方も含め、あるいは今お話ありましたように、農業経営、いわゆる酪農の安定経営に向けた行政としての施策というようなことも考えていかなければならないのだろうというふうに思っております。

幸い、本町の場合、牧場運営委員会というのがございまして、もちろん忠類地域からも委員になっていただいております。そうしたところ、あるいはもちろん関係機関なり農協等もいろんなところのご意見等を頂きながら、私どももそうした内容を進めながら、今後の対応を考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） 南山委員。

○委員（南山弘美） 忠類も幕別も乳牛頭数は大した変わらないわけでごさいます、変わらないというより減っていないわけでごさいます、おおよそ忠類の場合は40%ぐらいが育成牛というような状態が推移しているわけでごさいます。

そうしたことから考えましても、是非とも来年の予算編成に当たりまして、こういうことも含め、減免の方向もひとつ考えていただきたいなど、お願いを申し上げまして終わります。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

ないようであります。

5款農林水産業費につきましても、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款商工費に入らせていただきます。

6款商工費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 6款商工費につきまして、ご説明いたします。

39ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、予算現額8,530万1,000円に対しまして、支出済額8,039万1,284円となっております。

1目商工振興費につきましては、40ページになりますが、11節市街地の街灯に係る維持管理経費。19節商工会への経営改善普及事業に対する補助金。21節中小企業特別融資のための金融機関への預託金が主なものであります。

2目観光費につきましては、13節アルコ236管理運営委託料。15節アルコ236に係る電力を自家発電から北電に切り替えるために要した工事費。道の駅整備にかかわる13節調査設計、地質調査の委託料。このほか、18節イベント用備品の購入。19節観光協会への運営補助金。24節忠類振興公社に対する増資210株の出資金が主なものであります。

41ページになりますが、3目白銀台スキー場管理費につきましては、スキー場と宿泊ロッジの管理運営に要した経費であります。なお、今シーズンは降雪が少なく、1月下旬のオープンとなっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでごさいます。

6款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、7款土木費に入らせていただきます。

7款土木費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 7款土木費につきまして、ご説明いたします。

41ページをお開きください。

7款土木費、1項土木管理費につきましては、支出済額86万6,924円となっておりますが、土木事務全般に係る費用であります。

42ページになりますが、2項道路橋りょう費につきましては、予算減額1億6,949万2,000円に対しまして、支出済額1億6,910万4,840円となっております。

1目道路維持費につきましては、村道の維持管理に要した経費であります。7節村道維持補修の賃金。11節大型車両の修繕料。14節土木機械の借上料。15節舗装の補修工事、縁石の取替工事。16節砂利購入費などが主なものであります。

2目道路新設改良費につきましては、43ページになりますが、15節白銀町団地の1号線と4号線の

改良工事、北4線の改良と舗装工事が主なものであります。

3項河川費につきましては、市街地河川の河床に堆積した土砂の除去に要した経費となっております。

4項住宅費につきましては、公営住宅の建設はございませんでしたが、公営住宅にかかわる事務に要した経費でございます。

以上で、土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

7款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款消防費に入らせていただきます。

8款消防費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 8款消防費につきまして、ご説明いたします。

43ページをお開きください。

8款消防費、1項消防費、予算現額、支出済額とも同額の9,380万7,000円となっております。

南十勝消防事務組合への負担金であります。消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費のほか、忠類消防職員、忠類消防署職員の人件費などが主なものとなっております。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

8款消防費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款教育費に入らせていただきます。

9款教育費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 9款教育費につきまして、ご説明いたします。

43ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、予算現額4,673万9,000円に対しまして、支出済額4,598万1,310円となっております。

1目教育委員会費は、教育委員2名の報酬及び費用弁償などが主なものであります。

2目事務局費は、教育委員会事務局の管理運営及び事務に要した費用であります。1節学校医、学校歯科医などの報酬。7節臨時事務職員1名の賃金。11節は、次のページになりますが、教職員住宅3戸のリフォームに係る修繕料。13節スクールバス2台の運行管理委託料。18節合併に伴う小中学校校旗等の購入費などが主なものとなっております。

3目学校給食費は、給食センターの管理運営及び給食調理に要した経費であります。7節パート3名の調理員賃金。11節調理用具にかかわる消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料などがあります。

45ページになりますが、13節設備機械等点検整備、給食配送回収業務などの委託料。18節厨房備品の更新などが主なものであります。

2項小学校費につきましては、支出済額1,288万3,779円となっております。

小学校の管理、教育振興に要した経費であります。臨時補助教員1名の賃金。11節教材費などの消

耗品のほか、燃料費や光熱水費などであります。次のページになりますが、13 節公務補業務の委託料、校舎・体育館の清掃業務委託料などが主なものとなっております。

2 目教育振興費は、児童 7 名の就学援助費であります。

3 項中学校費につきましては、支出済額 1,277 万 5,916 円となっておりますが、小学校と同様に中学校の管理、教育振興に要した経費であります。11 節教材費などの消耗品のほか、燃料費、47 ページになりますが、光熱水費、修繕料などであります。13 節公務補業務委託料、校舎・体育館の清掃委託料、パソコン教室のシステムセットアップ、ネットワーク、インターネットなど環境設備の委託料などが主なものであります。

2 目教育振興費は、生徒 4 名の就学援助費であります。

4 項社会教育費につきましては、支出済額 1,894 万 2,483 円となっております。

生涯学習推進に要した経費であります、次のページをご覧ください。

1 目社会教育総務費は、1 節社会教育委員 8 名の報酬。7 節生涯学習アドバイザー、図書室の臨時職員の賃金。13 節では、上尾市子ども会との交流に係る委託料、芸術鑑賞会公演に係る委託料。19 節は、文化協会を中心とした各サークル活動への補助金などが主なものであります。

2 目ナウマン象記念館管理費は、49 ページになりますが、記念館の管理運営に要した経費であります。

11 節消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料のほか、13 節設備危機等の点検委託料が主なものであります。

3 目国際交流事業費は、外国語指導助手の報酬や雇用期間満了で帰国された前指導助手の特別旅費が主なものであります。

50 ページになりますが、4 目ふれあいセンター福寿図書室管理費は、AV コーナー用のビデオや図書購入費が主なものとなっております。

5 項保健体育費につきましては、支出済額 1,638 万 8,797 円となっております。

スポーツ振興に要した経費であります、1 目保健体育総務費は、体育指導員 5 名の報酬。8 節講師等謝礼、各種商品、記念品代。11 節では、グラウンドの夜間照明施設の修繕料。13 節スケートリンクの造成委託料。このほか、19 節体育団体に対する補助金が主なものであります。

2 目体育館費は、51 ページになりますが、体育館の管理運営に要した経費であります。体育館の管理委託料、清掃委託料のほか、体育館の暖房設備回収工事費が主なものとなっております。

3 目プール管理費は、6 月上旬から 9 月上旬の約 3 カ月間のオープンでしたが、プールの管理に要した経費でございます。

以上で、教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

9 款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、10 款災害復旧費、11 款公債費、12 款諸支出金、13 款職員費、14 款予備費に入らせていただきます。

10 款災害復旧費、11 款公債費、12 款諸支出金、13 款職員費、14 款予備費の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 10 款災害復旧費につきまして、ご説明いたします。

52 ページをお開きください。

災害復旧費につきましては、道災害復旧促進協会特別負担金 5,000 円のみ支出となっております。

11 款公債費、1 項公債費、予算現額 2 億 2,581 万 4,000 円に対しまして、支出済額 2 億 2,581 万 3,849 円となっております。

1 目元金は、借入れしました起債の償還元金でございます。

2 目利子は、借入れしました起債の償還利子でございます。

12 款諸支出金、1 項災害援護資金貸付金は、貸付けがございませんでした。

2 項過年度過誤納還付金は、支出済額 10 万 984 円となっておりますが、過年度分の過誤納還付金返還金などがございます。

13 款職員費、1 項職員給与費、予算減額 3 億 9,516 万 4,000 円に対しまして、支出済額 3 億 9,425 万 2,818 円となっております。

1 目職員給与費は、特別職、準職員を含めまして、59 名の職員の人件費で、給料、職員手当、次のページになりますが、共済費、賃金が主なものでございます。

14 款予備費につきましては、予算額 111 万 4,000 円を計上しておりましたが、支出はございませんでした。

以上で、10 款災害復旧費、11 款公債費、12 款諸支出金、13 款職員費、14 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

10 款災害復旧費、11 款公債費、12 款諸支出金、13 款職員費、14 款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 14 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続き、一般会計歳入に入らせていただきたいと思います。

歳入の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 歳入の説明をさせていただきます。

7 ページをお開きください。

1 款村税、1 項村民税、調定額 6,733 万 7,639 円に対しまして、収入済額 5,775 万 1,280 円、収入未済額は 958 万 6,359 円であります。

収入未済額につきましては、1 目個人では、合併時に幕別町に引継ぎをいたしまして、最終的には収納率 95.9%であり、前年対比では 0.1%の減となっております。

なお、村民税の調定額は、前年と比較しますと、農業所得の減により減少しております。

2 目法人税では、最終的に収納率 94.9%であり、前年度対比しますと 1%減となっております。

2 項固定資産税、調定額 6,445 万 5,360 円に対しまして、収入済額 5,730 万 700 円、収入未済額 715 万 4,660 円であります。

村民税と同様に、最終的には収納率は 89.1%であり、前年対比では 0.7%の増となっております。

3 項軽自動車税、調定額 351 万 200 円に対しまして、収入済額 334 万 6,900 円、収入未済額は 16 万 3,300 円であります。

軽自動車税においても、最終的には収納率は 96.2%であり、前年対比では 0.3%の増となっております。

8 ページをお開きください。

4 項村たばこ税、調定額、収入済額とも同額の 1,021 万 4,212 円であります。収納率は 100%であります。

5 項入湯税、調定額、収入済額とも同額の 507 万 9,120 円あります。収納率は 100%でございます。なお、入湯税の調定額は、前年と比較しますと利用者の減により減少しております。

2 款地方譲与税、1 項所得譲与税、調定額、収入済額とも同額の 317 万 1,000 円あります。

- 2項自動車重量譲与税、調定額、収入済額とも同額の3,767万9,000円であります。
- 3項地方道路譲与税、調定額、収入済額とも同額の1,314万9,000円であります。
- 3款利子割交付金、9ページになりますが、1項利子割交付金、調定額、収入済額とも同額の78万6,000円であります。
- 4款配当割交付金、1項配当割交付金、調定額、収入済額とも同額の14万5,000円であります。
- 5款株式等譲渡所得割交付金につきましては、合併時までの収入はございませんでした。
- 6款地方消費税交付金、1項地方交付消費税交付金、調定額、収入済額とも同額の1,204万2,000円であります。
- 7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、調定額、収入済額とも同額の1,527万5,000円であります。
- 8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、調定額、収入済額とも同額の570万9,000円であります。
- 9款地方交付税、1項地方交付税、調定額、収入済額とも同額の11億8,138万6,000円であります。
- 10ページをお開きください。
- 10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、調定額、収入済額とも同額の46万5,000円であります。
- 11款分担金及び負担金、1項負担金、調定額1,117万2,200円に対しまして、収入済額927万2,900円であります。
- 1目民生費負担金は、へき地保育所、広域保育所、学童保育所等に係る負担金であります。また、収入未済額は、へき地保育所の負担金が主なものであります。
- 2目農林水産業費及び3目総務費負担金につきましては、収入はございませんでした。
- 12款使用料及び手数料、1項使用料、調定額8,680万6,024円に対しまして、収入済額7,806万8,636円であります。
- 1目総務使用料は、公営住宅等の使用料であります。
- 11ページをお開きください。
- 2目民生使用料、これは墓地管理料、デイサービス使用料、高齢者生活福祉センター居室利用料などであります。
- 3目農林水産業使用料は、放牧料でございます。
- 4目商工使用料は、リフト、宿泊ロッジなどの使用料であります。
- 5目土木使用料は、道路占用等使用料であります。
- 6目教育使用料は、ナウマン象記念館の入館料であります。また、収入未済額は、公営住宅の使用料が主なものとなっております。
- 2項手数料、調定額1,966万1,271円、収入済額1,965万3,065円であります。
- 2目民生手数料は、訪問介護料、12ページになりますが、通所介護料であります。
- 3目衛生手数料は、ごみ袋の売払い代などが主なものであります。
- 13款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の676万5,181円であります。
- 1目民生費負担金は、児童手当に係る国の負担分であります。
- 2目衛生費負担金は、保健基盤安定支援に係る国の負担分であります。
- 2項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の2,628万円ではありますが、3目土木費補助金の道路整備事業に係る補助金であります。
- 3項委託金、調定額、収入済額とも同額の252万6,604円であります。
- 13ページをご覧ください。
- 衆議院議員選挙、国民年金事務の委託金が主なものであります。
- 14款道支出金、1項道負担金、調定額、収入済額とも同額の1,485万7,825円であります。
- 1目総務費負担金は、地籍調査に係る補助金であります。
- 2目民生費負担金及び3目衛生費負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、国と道でそ

れぞれ負担割合に基づく道の負担分であります。

14 ページをお開きください。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 2,480 万 2,523 円であります。

1 目民生費補助金及び 2 目衛生費補助金につきましては、障害者、老人、乳幼児などに対する医療費及び事務費の補助金であります。

3 目農林水産業費補助金は、中山間事業、農業委員会活動費、森林整備に係る補助金であります。

3 項委託金、調定額、収入済額とも同額の 339 万 2,773 円であります。

1 目総務費委託金は、道権限委譲事務、道税徴収事務、国勢調査などに係る委託金が主なものであります。

15 ページをご覧ください。

15 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 499 万 364 円に対しまして、収入済額 435 万 2,859 円であります。

1 目財産貸付収入は、アルコ 236 の施設が主なものであります。

2 目利子及び配当金は、各種基金から生じた利子と出資に係る配当金であります。

なお、収入未済額は、アルコ 236 の施設に係るものが主なものであります。幕別町に引き継ぎまして収納されております。

2 項財産売払収入、調定額 8,590 万 4,537 円に対しまして、収入済額 8,576 万 8,537 円であります。

土地、立木売払いのほか、育苗センター管理事業に係る苗木の売払い代、それから、土地開発公社の解散に伴い、保有していた現金を受けたものが主なものでございます。

16 款寄附金、1 項寄附金、調定額、収入済額とも同額の 102 万 7,977 円であります。16 ページをお開きください。地域の福祉、公共施設の整備、みどりの保全、農業の振興などの活用に頂きました指定寄附金であります。

17 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 9,518 万 121 円であります。

1 目財政調整基金繰入金は、予算執行により不足財源分を繰り入れたものであります。

2 目村債管理基金につきましては、村債の元利償還金の財源に充当したものであります。

3 目公共施設整備基金繰入金は、忠類振興公社への出資金、体育館の暖房改修費、教職員住宅の改修費、保育所の外柵の改修費に充当したものであります。

4 目国鉄広尾線代替輸送確保基金繰入金は、公共交通公園及びバス待合所の管理費に充当したものであります。

5 目農業振興基金繰入金は、乳質等レベルアップ事業、家畜ふん尿処理施設整備などに充当したものであります。

6 目ふるさと創生事業基金繰入金は、誇れるむらづくり奨励事業及び観光協会への補助金に充当したものであります。

17 ページをご覧ください。7 目地域福祉基金繰入金は、敬老祝金アルコ 236 の村民及び敬老入浴割引券、独居老人、重度障害者に対する上下水道の助成金に充当したものであります。

2 項他会計繰入金は、老人保健会計の前年度繰越金を繰り入れたものであります。

18 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 134 万 8,911 円でありますが、前年度からの繰越金であります。

19 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料につきましては、収入はございませんでした。

2 項村預金利子につきましては、調定額、収入済額とも同額の 3 万 1,419 円であります。

3 項貸付金元利収入につきましては、収入はございません。

4 項雑入、調定額 4,469 万 8,560 円に対しまして、収入済額 2,919 万 976 円となっております。

18 ページをお開きください。

主なものは、3 目納付金では、社会保険料、雇用保険料の納付金。

4 目では、備荒資金組合からの還付金。

5目雑入では、貸付牛の償還金、市町村振興協会からの宝くじ交付金、一般コミュニティ事業の助成金などとなっております。

なお、収入未済額につきましては、公営住宅の使用料、放牧料、貸付牛の譲渡代金、農地再編事業の負担金などであります。

20 款村債、1 項村債につきましては、幕別町に引継ぎしましたので、借入れはございませんでした。以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

質疑の途中でありますけれども、12 時になりましたので、午後からにさせていただきますと思います。13 時まで休憩といたします。

12 : 01 休憩

12 : 59 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

審査に入る前に、午後から気温が高くなってきておりますので、暑い方は上着を脱いで結構でございます。

歳入の説明が終わりましたので、質疑をお受けをしたいと思います。

増田委員。

○19 番（増田武夫） 17 ページの雑入でありますけれども、これもこれからやはり忘れずにきちっとしていかなければならないという意味で確認しておきたいのですが、国営新生パイロットの受益者負担金と、それから、肉牛貸付事業譲渡代金、これが大きく未納になっているのですが、それぞれどれだけ未納であるか、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 過年度収入でありますけれども、国営新生再編パイロットにつきましては、366 万 3,078 円であります。

公社貸付牛につきましては、964 万 3,050 円であります。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○19 番（増田武夫） この問題については、自治体の信頼と申しますか、住民にとって自治体の信頼を揺るがしかねないような問題にも発展しかねないと。

先ごろの地域住民会議でもちょっと話題になっていたようでもありますけれども、そうしたことを考えますと、この処理を本来であれば合併前に処理されていることが一番良かったわけでもありますけれども、しかしながらそういう状況にならなかったということで、この処理を今後どのように考えていかれるのか。

方針がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 今の 2 件の滞納でありますけれども、国営と公社貸付牛それぞれ未納になっている方の事情が違います。

国営のパイロット事業につきましては、支払能力はあるのだろうというふうな、私ども認識はしておりますけれども、過去の経緯の中から、どうも行政に対する不信感と申しますか、そういうものがあって、そのしこりがとけないとなかなか納めていただけないなという事情があります。

一方、公社貸付牛につきましては、これはもう離農された方で、ほとんど支払能力がない中で、毎年幾らかずつ納めていただいていると。そんな事情にあります。

したがって、納めていただいている方については、引き続きより多くの額を納めていただくということをお願いしていきたいと思っておりますし、国営新生の方につきましては、何とかその誤解を解きなが

ら、納めていただくように粘り強くご相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○19番（増田武夫） この問題が起きてから結構年数が経つわけです。そこで、理事者にお伺いしたいのですが、町長さん、又は助役さんにお伺いしたいのですが、これを、払う意思があるけれども支払能力がないという者と、支払能力があっても払わないのと、ちょっと対応が違ってくるかと思うのですが、やっぱり何らかの時点ではけりをつけないと、やはりほかの住民の声というものもいろんな形で挙がってくるのでないかなというふうに思うのですよね。

そこで、法的手段でありますとか、そういうものも考えておられるのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 遠藤助役。

○助役（遠藤清一） この件につきましても、以前から何度か同じようなご指摘を頂いてきているところであります。平成17年度の中で、何とか目処をつけたいと、こうすることで、弁護士の指導を受けたり、また、本人とも担当課長が会ってお話をしたり進めてきたところでございますけれども、今ほど担当課長からお答え申し上げましたように、新生パイロットの事業の関係につきましては、事業の設計変更の絡みの問題も実はございまして、そういう中で、受益者と私ども自治体の方の若干の考え方のずれがあるというようなこともございまして、まだ完納していただけないというような状況でございます。

しかしながら、数年前から同じようなことを繰り返してきているわけでもありますけれども、実は設計変更の際に、事業メニューの中で、本人の理解できない部分があったというようなことも実はございまして、そういう中から、今、新たな解決の策を考えようということで、内部で調整しているところであります。何とか近いうちに、解決の策を見出していきたいというふうに考えているところであります。

それから、乳牛の関係につきましては、これも先ほどお答え申し上げましたように、実は受益者が離農しているということで、これも以前から幾らかずつでも納めてもらってきておりますけれども、大きなお金を納入するにはちょっとならないのかなということを考えておりまして、これは、時間がかかって完納していただくように努力するように続けていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○19番（増田武夫） いずれにしても、やはりこのままずるずるといくということは、やはりいろいろ住民の中でも話題になる場面も相当多くなってきたというようなこともありますので、その辺、余り長引かせないで、難しいでしょうけれども、解決に努力してもらいたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計歳入歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

増田委員。

○19番（増田武夫） それでは1点総括でお聞きしたいと思いますけれども、昨年の3月議会で合併の問題については、賛成多数で今日の新しい幕別町が誕生するに至ったわけでありましてけれども、その際も問題にいたしましたけれども、やはり今でも住民の中でいろいろくすぶっているのは、やはりこれだけ大きな選択をするという、将来にわたっての自治の形を決めるという状況、こういう選択には、やはり住民の意思をしっかりと聞くべきだという、その意見は今でも広範にあるわけでありまして。

残念ながらそういうことにならなかったわけですがけれども、そうした民主主義的な手法に、やはり大きな選択の誤りがあったのではないかと、今でも私思っているわけでありましてけれども。

平成17年度の一般質問、その他の議論の中で、先ほども問題にいたしましたけれども、十分にこの忠類村の良かった点を、今からでもいいから新しい町に引き継ぐ努力をやっぱりしてほしいという願

いを何回も一般質問等でやってまいりました。

もう一つは、この合併によって、急激に忠類地域が寂れない努力をしてほしいと、こういうことで、昨年の9月のこの定例会でも総合支所としての機能をしっかりと確立していくことが、急激な総合支所のその衰退といいますか、定員減などを防いで、その住民の急激な過疎化に対する懸念でありますとか、地域経済の落ち込みを抑えていくためにも、担当助役を中心として、新しい総合支所がしっかりと機能を持ちながら、地域の発展に寄与してほしいと、そういうことを申し上げていたわけですが、なかなかそういう方向での努力がされなかったのではないと思われるような状況が出てきたわけです。

昨年の9月の定例会のときに、当時の村長さんは、権限をしっかりと持って、忠類総合支所の機能をしっかりと保持してほしいと、こういうことに対しまして、本庁の助役さんは、町長さんに代わる代理決裁はあるのだと。議会招集だとかそういうことを除いては代理決裁をしておられると、こういうことでありました。

しかしながら、その答弁の中で、忠類担当助役がそういう町長に代わって代決することはないのだと。こういうお話でありました。

そのときにも、しっかりと忠類総合支所の機能を保持することを強く要請したところでもありますけれども、残念ながらそういう方向にはならなかったわけでもあります。

そうした合併の議論に対する考え方といいますか、少なくとも私と当時の村長さんとの間では、見解が大分違ったように思います。

そのことが、今日までずっと尾を引いてきているというふうに思いますけれども、当時、忠類側の頭としてこの合併を進めたやり方について、現在どのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 遠藤助役。

○助役（遠藤清一） 以前からこのことに関しては、何回か増田委員にお答えしたこともございます。

今、合併いたしまして、半年が過ぎたわけでもありますけれども、私、当初考えていたよりは、この地域に関する事柄については、随分と私にお任せいただいている部分が多いなという判断をしております。

ただ、工事等の関係につきましては、これはもう決まったものがございますから、それは私らが執行することはできませんけれども、しかし、住民の方が日々生活する上での事柄については、地域のことは当初私が考えていたよりも、相当な面でお任せを頂いているなど。

したがいまして、代理決裁もさせていただいておりますから、時間をかけないで解決しているという部分も随分あるなというふうに考えておりますし、それから、専決事項の関係につきましては、総合支所等がかなりの面で専決で処理しているという部分があります。

そういう面では、私は合併する前、合併協議の中でのいろんなことについては、考えていたよりは地域に任されて処理をさせていただいているというふうに判断しております。

ただ、増田委員、何回もおっしゃるように、総合支所の関係については、私は以前から忠類の地域の住民の皆さんが、いろんな諸手続きの関係で本庁に行かなくても、総合支所で終わるように、そういうふうにしたいということは以前から申し上げておりましたから、そういう面では、地域の住民の皆さんがいろんな手続をされる、こういうことについては、もうほとんど総合支所の中で処理がされております。

それから、私、いろんな決裁の関係においては、これは起案を総合支所でし、最終的には本庁の関係する部長なり助役、町長という決裁もありますし、それから、軽微なものについては、総合支所の中で全部決裁が終わるということでもありますから、増田委員が心配されるほど、事務が停滞するということはないというふうに判断しているところであります。今までの合併協議の中で、いろいろと議論されてきたこと、心配されてきたことについては、委員が心配されるほど私は問題はないというふうに、現在のところ考えているところであります。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○19番（増田武夫） 日常のいろいろな住民が、住民票でありますとか、いろいろな役場に対するいろいろな用事、それは札内の支所でありまして忠類でも、きちっと処理されて、いちいち本庁に行かなくて

も、これは当然のことです。

一番心配されるのは、これからの忠類の発展にとって、総合支所がしっかりと機能を果たしていくという、そういう点なわけであります。

そうした点で、これから、これは合併して10年、20年、30年と、これから忠類地域も幕別の一員として、しっかりと受け止めてもらいたいし、我々も幕別の一つの地域として、全体の発展のために貢献していかなければならないと、そういう気持ちは、合併にいろんな意見があろうとも、それは一つにして、これから本庁の方々と一緒に努力していかなければならない。これはもうみんなそう思っていますし、そう思っていかなければならないというふうに思います。

そこで、やはり町長さんが忠類地域を今後とも一つの、今まで五十何年の間、一つの自治体として、本当に分村した24年のころは、財政的にもものすごく大変だったということも聞いておりますし、そういう中で今日までやってきたこの地域が急激に過疎になっていかないように、それから、地域の住民が合併したことを喜んで、これからもみんな協力してまちづくりのためにやっていけるように、是非、これからも配慮していただきたいと思います。

それは、一つには、先ほども言いましたような忠類の良さも引き出していただきたいし、それから、忠類の総合支所が機能していくことが、そういうような過疎化でありますとか、経済の落ち込みを防いでいく大きな要素になっていこうかと思っておりますので、そのことを町長さんの決意として、これからの忠類の地域のことを、ひとつどんな考えでおられるか、お聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私は合併する協議が始まって以来、ずっと今日まで、やはり忠類地域と幕別が早く一体感を持って新しいまちづくりを進めていかなければならない。そのためには均衡ある発展ということが、まず一番大事なのだろうということを申し上げてきました。

いろいろな課題はたくさんあると思っておりますし、そしてまた、今の忠類地域の皆さん方には、住民会議を中心に、あるいは議会を中心に、いろんな面でご意見を頂いているわけでありまして、また、それらに向けて、私どもも一つでも二つでもそうした課題に、期待に応えていくために努力をしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

町をよくしていく、地域を寂れさせないように発展していく。さらには、忠類総合支所をはじめ、商工・産業それぞれが発展できるように、私どもが努力するのはもちろん当たり前のことだというふうに思っております。

もちろん、総合支所の人数がこれからずっと今までのままでいいかどうか。もっと増やさなければならぬ、減らさなければならぬ。これは時の情勢を見ながら対応していくしかないわけでありまして、けれども、少なくとも、今、増田委員が言われたように、気持ちの上で私どもが忠類地域を発展させていくために頑張っていく、努力していくということについては、何ら変わるものは持ってはないわけでありまして。

どうか、ご協力を、ご支援を頂く中、そしてまた、住民会議の皆さんをはじめ、忠類地域の皆さん方のご意見も頂く中で、まちづくり、地域づくりを進めさせていきたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ほかにないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、忠類村一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、平成17年度忠類村特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成17年度忠類村国民健康保険事業特別会計決算の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 平成17年度忠類村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまし

て、ご説明いたします。

特別会計歳入歳出決算書の6枚目になりますが、2ページをお開きください。歳入であります、予算現額1億4,539万9,000円に対しまして、調定額1億5,770万6,667円、収入済額1億4,645万7,387円となっております。

次に、歳出であります、3ページをお開きください。予算現額1億4,539万9,000円に対しまして、支出済額1億3,475万2,785円となっております。

次の4ページになりますが、歳入歳出差引残額1,170万4,602円の余剰金が生じたところでございます。余剰金の全額を幕別町国民健康保険特別会計予算に引継ぎをいたしております。

それでは、歳入歳出の事項別明細について、初めに、歳出の方からご説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額593万9,000円に対しまして、支出済額126万9,716円となっております。

1目一般管理費は、国保事業全般に係る事務経費を支出したものでございます。

2目連合会負担金は、北海道国保連合会及び道連合会十勝支部の運営費に係る負担金でございます。

2項徴税費につきましては、支出済額2万円となっております。

3項運営協議会につきましては、支出済額4万800円となっております。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額7,564万円に対しまして、支出済額7,146万3,582円となっております。

1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払に係るものであります。

2目退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払に係るものであります。

9ページをお開きください。

3目一般被保険者療養費及び4目退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や、柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に係るものでございます。

5目審査支払手数料、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払等の事務に要した費用であります。

2項高額療養費、予算現額450万円に対しまして、支出済額356万6,435円となっております。

3項移送費につきましては、支出はございません。

4項出産育児諸費につきましては、支出済額90万円となっております。

5項葬祭費につきましては、支出済額10万円となっております。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額4,029万4,000円に対しまして、支出済額4,029万2,923円となっております。

1目老人保健医療費拠出金は、国民健康保険被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

2目老人保健事務費拠出金は、これらの業務に関する事務処理に要する費用の拠出金であります。

次に、10ページをご覧ください。

4款介護納付金、予算現額1,289万9,000円に対しまして、支出済額1,286万3,510円となっております。

介護保険制度の財源の一部を一部として40歳から64歳までの国保被保険者に係る介護保険第2号被保険者としての保険料負担分を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。

5款共同事業拠出金、予算現額408万7,000円に対しまして、支出済額407万5,938円となっております。

高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するため、国保連合会が実施主体となりまして行う、再保険事業に全道の市町村が拠出しているものであります。

6 款保健事業費、予算現額 37 万 3,000 円に対しまして、支出済額 11 万 9,847 円となっております。

7 款基金積立金は、支出済額 1 万 9,434 円となっておりますが、本会計で管理しております基金から生じた利子を積み立てたものであります。

8 款公債費につきましては、支出はございませんでした。

9 款諸支出金は、支出済額 2 万 600 円となっておりますが、1 目過誤納還付金は、国保税の医療費の還付金の支出であります。

11 ページをお開きください。

10 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

続いて、歳入についてであります。

5 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 7,839 万 7,770 円に対しまして、収入済額 6,715 万 40 円、収入未済額 1,124 万 7,730 円となっておりますが、収入未済額につきましては、合併時に幕別町に引継ぎいたしまして、最終的には現年度課税分の収納率は 97.7%であり、前年度の 96.6%に比べ、0.8%増となっております。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 3,606 万 3,000 円となっております。

1 目療養給付費負担金は、一般被保険者に係る療養給付費等及び老人保健拠出金並びに介護納付金に係る国の定率 30%負担分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業の拠出に対する国の定率 4 分の 1 の負担分であります。

3 款療養給付交付金、調定額、収入済額とも同額の 2,015 万 9,954 円となっております。

退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものであります。

4 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 97 万 5,000 円となっております。

国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の定率 4 分の 1 の負担分であります。

6 ページをお開きください。

2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 189 万 8,000 円となっております。

国の三位一体改革により、創設されました都道府県財政調整交付金のうちの普通調整交付金であります。

5 款共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の 253 万 7,203 円となっております。全道の市町村国保保険者の拠出金と、国の補助金等を財源としまして、一般被保険者の高額医療費の発生状況に応じて交付されるものであります。

6 款財産収入、調定額、収入済額とも同額の 1 万 9,434 円となっております。本会計の基金利子であります。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額、収入済額とも同額の 522 万 4,000 円となっておりますが、歳入の不足する財源を基金に求めたものであります。

2 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 1,209 万 41 円となっておりますが、それぞれ必要額を一般会計から繰入れしたものであります。

8 款繰越金、調定額、収入済額とも同額の 33 万 2,368 円となっております。平成 16 年度の決算剰余金であります。

9 款諸収入、7 ページになりますが、3 項雑入で、調定額 9,897 円に対しまして、収入済額 8,347 円となっております。収入未済額の 1,550 円は、督促手数料であります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○19番(増田武夫) 一つだけ伺いますけれども、度々合併に関する事で申し訳ないのですが、忠類の国保税は、これから3年間ぐらいかけて段々上がっていくようになっております。

この決算をみますと、国保税滞納繰越が805万ほどあるわけなのですよ。現年度の収納率は97.7%と結構努力して納めていただいているのだと思うのですが、やはり忠類も国保会計に、今年度は一般会計から繰入れが1,200万ちょっとでありますけれども、しかしながら、3,000万とか4,000万とかって繰り入れたこともありまして、そうした中で、なるべく国保税を低く抑えるように努力してもらったのでないかというふうに思います。

そうした中でも800万からの滞納繰越があると。

これから心配されるのは、忠類、季節労働者の方の比率でありますとか、高齢化率も相当上がってきておりまして、国民年金その他だけの方々も多いという状況の中で、これからこの滞納が国保税が上がっていったときに、滞納がもっと出るのでないかという心配をしているわけです。

そうした状況を考えて、やはりそうしたどちらかといえば忠類の方が低所得の人が多くはないかと思うのですが、そうしたところに負担がこれ以上及ばないような町独自の配慮をしていく必要があるのではないかと。そうしないと、この805万何がしの滞納はさらに膨れ上がらざるを得ないような、今の住民の置かれている状況でないかというふうに思います。

こうした状況、忠類の国保税は比較的低廉に推移していたということも踏まえまして、町長さんはそうした低所得者に対する配慮を、これからは是非やっていただきたいと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長(千葉幹雄) 西尾助役。

○助役(西尾治) 十分その点も踏まえながら、18年度の国保税の改正については、税率の見直しをさせていただきます。

基本的には、今、増田委員言われましたとおり、新たに一緒になった時点で、本町としても以前は2,000万ほど国保会計に一般会計から繰入れをしていたというような経過もございます。

今年度も所得が下がっている中で税率も下げたというのは、やっぱり一般会計からの繰入れも考えながら、なるべく国保税が、特に高齢者の方々に対して負担にならないような配慮の中で、税率改正をさせていただいたという状況もありますので、その点も十分含みながら、これからの税率見直し等に当たっては、十分そういうことを考えながら、配慮しながら決めていかなければならないというふうに考えております。

○委員長(千葉幹雄) 増田委員。

○19番(増田武夫) そういうことで、ますます高齢者、季節労働者などの経済状況というのは、今の全体の経済情勢の中でもますます大変になってくるということが予想されるわけです。

そうした点で、今年度、18年度、国保税の税率が引き下げられたということは非常に歓迎すべきことだというふうに思い感謝しているところでありますけれども、今後も是非とも路頭に迷う人たちが出ないように、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(千葉幹雄) 答弁ありませんね、今のは。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) ないようでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、ほかにないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成17年度忠類村簡易水道事業特別会計決算の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長(川島広美) 平成17年度忠類村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明いたします。

14 ページをお開きください。

歳入であります、予算現額 3,925 万 5,000 円に対しまして、調定額 4,095 万 6,471 円、収入済額 3,814 万 5,116 円となっております。

次に、歳出であります、15 ページをお開きください。

予算現額 3,925 万 5,000 円に対しまして、支出済額 3,790 万 3,780 円となっております。歳入歳出差引残額 24 万 1,336 円の剰余金が生じたところであります。剰余金につきましては、全額、幕別町簡易水道事業特別会計予算に引継ぎをいたしております。

それでは、歳入歳出の事項別明細について、初めに、歳出の方からご説明いたします。

17 ページをお開きください。

1 款簡易水道事業費、1 項総務管理費、予算現額 769 万 1,000 円に対しまして、支出済額 754 万 937 円となっております。

1 目一般管理費は、担当職員 1 名の人件費のほか、施設の検針業務の委託料が主なものであります。

2 項施設管理費につきましては、支出済額 1,348 万 2,460 円となっております。

維持管理費に係る経費、光熱水費、修繕料、水質検査手数料、水道台帳作成委託料、水道メーター器の取替工事が主なものであります。

2 款公債費、予算減額 1,693 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1,688 万 383 円となっております。起債の元利償還金であります。

3 款予備費につきましては、支出はありませんでした。

続いて、歳入についてであります。

16 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3,063 万 5,851 円に対しまして、収入済額 2,782 万 4,496 円となっております。

なお、収入未済額 281 万 1,355 円ありますが、決算の概要のところでもご説明しましたとおり、現年度の 1 月分水道料を調定しましたが、収納を幕別等に引き継いだために発生したものであります。

2 項手数料、調定額、収入済額ともに同額の 1 万 2,000 円となっております。

2 款財産収入は、調定額、収入済額ともに同額の 5 万 5,203 円となっております。本会計の基金利子であります。

3 款繰入金、予算現額 1,112 万 4,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の 1,000 万円となっております。歳入の不足する財源を基金に求めたものです。

4 款繰越金は、調定額、収入済額ともに 25 万 3,417 円となっております。平成 16 年度の決算剰余金であります。

5 款諸収入につきましては、収入はございませんでした。

以上で、簡易水道事業特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次、認定第 4 号、平成 17 年度忠類村農業集落排水事業特別会計決算の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 平成 17 年度忠類村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明いたします。

22 ページをお開きください。

歳入であります、予算現額 7,153 万 9,000 円に対しまして、調定額 7,252 万 6,865 円、収入済額 7,095

万 6,286 円となっております。

次に、歳出であります。23 ページをお開きください。

予算現額 7,153 万 9,000 円に対しまして、支出済額 7,082 万 9,515 円となっております。歳入歳出差引残額 12 万 6,771 円の余剰金が生じたところであります。余剰金につきましては、全額、幕別町農業集落排水特別会計予算に引継ぎをいたしております。

それでは、歳入歳出の事項別明細について、初めに、歳出の方からご説明いたします。

25 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 128 万 6,000 円に対しまして、支出済額 128 万 2,304 円となっております。

1 目一般管理費は、下水道使用料収納事務委託料、印刷製本費が主なものであります。

2 目普及推進費は、修繕料、排水設備等改善資金補助金が主なものであります。

2 項施設管理費、予算現額 2,761 万 3,000 円に対しまして、支出済額 2,771 万 8,525 円となっております。施設の維持管理に係る経費で、11 節光熱水費や修繕料、26 ページになりますが、13 節委託料、浄化センター維持管理委託料及び下水道台帳図作成委託料が主なものであります。

2 款事業費、予算現額 226 万 5,000 円に対しまして、支出済額 226 万 4,285 円となっております。個別排水処理施設設置工事が主なものであります。

3 款公債費、予算現額 4,006 万 5,000 円に対しまして、支出済額 4,006 万 4,401 円となっております。起債の元利償還金であります。

4 款予備費につきましては、支出はございませんでした。

続いて、歳入についてであります。

24 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,497 万 2,234 円に対しまして、収入済額 1,340 万 1,655 円となっております。なお、収入未済額 1,157 万 579 円ありますが、簡易水道会計と同様に、現年度の 1 月分水道料を調定しましたが、実際収納は幕別町において収納されているものであります。

2 款繰入金、1 項基金繰入金、予算減額 166 万 7,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 166 万 6,186 円となっております。歳入の不足する財源を基金に求めたものです。

2 項他会計繰入金につきましては、調定額、収入済額とも同額の 5,570 万円となっております。一般会計からの繰入れであります。

3 款繰越金、調定額、収入済額とも同額の 15 万 8,685 円となっております。平成 16 年度の決算剰余金であります。

4 款財産収入は、調定額、収入済額とも同額の 2 万 9,760 円となっております。本会計の基金利子であります。

5 款諸収入につきましては、収入はございませんでした。

以上で、農業集落排水事業特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

農業集落排水事業特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 5 号、平成 17 年度忠類村老人保健事業特別会計決算の説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 平成 17 年度忠類村老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明いたします。

30 ページをお開きください。

歳入であります。予算現額 1 億 8,526 万 1,000 円に対しまして、調定額、収入済額とも同額の 1 億 8,386 万 2,376 円となっております。

次に、歳出であります。31 ページをお開きください。

予算現額 1 億 8,526 万 1,000 円に対しまして、支出済額 1 億 8,311 万 7,623 円となっております。

歳入歳出差引残額 74 万 4,753 円の余剰金が生じたところであり、余剰金につきましては、全額、幕別町老人保健特別会計予算に引継ぎをいたしております。

それでは、歳入歳出の事項別明細について、初めに、歳出の方からご説明いたします。

34 ページをお開きください。

1 款医療諸費、1 項医療諸費、予算現額 1 億 8,522 万 2,000 円に対しまして、支出済額 1 億 8,308 万 1,139 円となっております。

1 目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払に係るものであります。

2 目医療支給費は、柔道整復師による施術や補装具購入費に対する現金給付に係るものであります。

3 目審査支払手数料は、国保連合会並びに支払基金へ支払う審査支払事務手数料であります。

4 目高額医療費は、受給対象者がそれぞれの所得区分に応じて定められた限度額を超えて支払われた医療費に対する現金給付に係るものであります。

2 款公債費につきましては、支出はございませんでした。

3 款諸支出金、1 項償還金につきましても、支出はございませんでした。

2 項繰入金、予算現額 3 万 7,000 円に対しまして、支出済額 3 万 6,484 円となっております。平成 16 年度決算で生じた剰余金を、全額、一般会計に繰り出したものであります。

続いて、歳入についてであります。

32 ページをお開きください。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 584 万 3,553 円となっております。

1 目医療費交付金は、国保、健保組合、共済組合など各医療保険者から拠出された老人保健拠出金が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

2 目審査支払手数料交付金は、医療費の審査支払手数料相当額が支払基金から交付されたものであります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 6,304 万 8,015 円となっております。現年度分は医療費の見込みに対して、定率負担分が国庫負担金として交付されたものであります。過年度分は、全年度実績に係る追加交付分であります。

3 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 1,492 万 5,000 円となっております。

国庫負担金と同様に、医療費の見込みに対して、定率負担分が道負担金として交付されたものであります。

4 款繰入金につきましては、予算額 513 万 6,000 円を見込んでおりましたが、繰入れは行いませんでした。

5 款繰越金は、調定額、収入済額とも同額の 3 万 6,484 円となっております。平成 16 年度の決算剰余金であります。

6 款諸収入は、1 項延滞金及び加算金と、2 項預金利子につきましては、収入はございませんでした。

33 ページになりますが、3 項雑入は、医療費返還納付金 9,324 円が収入となっております。

以上で、老人保健事業特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

老人保健事業特別会計決算につきましては、以上をもって終了させていただきます。
この際、14時5分まで休憩いたします。

13:50 休憩

14:05 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

認定第6号、平成17年度忠類村介護保険事業特別会計決算の説明を求めます。
総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） 平成17年度忠類村介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明いたします。

36ページをお開きください。

歳入であります。予算現額1億833万3,000円に対しまして、調定額1億148万912円、収入済額9,859万1,912円となっております。

次に、歳出であります。37ページをお開きください。

予算現額1億833万3,000円に対しまして、支出済額9,735万2,264円となっております。

歳入歳出差引残額123万9,648円の余剰金が生じたところであります。余剰金につきましては、全額、幕別町介護保険特別会計予算に引継ぎをいたしております。

それでは、歳入歳出の事項別明細について、初めに、歳出の方からご説明いたします。

40ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額57万8,000円に対しまして、支出済額40万9,805円となっております。

2項徴収費は、支出済額8万767円となっております。

3項介護認定審査会費は、支出済額219万8,564円となっております。要介護認定を申請されました被保険者に係る主治医の意見書作成に要した経費や、南十勝介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など審査会運営に係る負担金が主なものであります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、予算現額1億138万2,000円に対しまして、支出済額9,117万5,597円となっております。この項は、要支援から要介護5までに認定された要介護者等に係る保険給付費であります。

2項高額介護サービス費は、要介護者等に支給しました高額介護サービス費であります。

3款財産安定化基金拠出金、予算減額10万7,000円に対しまして、支出済額10万6,985円となっております。これは市町村の介護保険財政の安定化に資するため、都道府県に設置された基金に対して拠出するものであります。

4款基金積立金、支出済額6,966円につきましては、本会計の基金の利子を積み立てたものであります。

5款公債費につきましては、支出はありませんでした。

6款諸支出金、1項過年度過誤納還付金、予算現額262万8,000円に対しまして、支出済額262万4,255円となっております。平成16年度の保険給付費の確定に伴いまして、支払基金と北海道へ返還したものであります。

7款予備費につきましては、支出はございませんでした。

続いて、歳入についてであります。

38ページをお開きください。

1款介護保険料、1項介護保険料、調定額1,683万3,700円に対しまして、収入済額1,394万4,700円、収入未済額288万9,000円となっております。

なお、収入未済額につきましては、同額幕別町に引継ぎし、最終的には収納率97.6%となっております。

す。

2 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の 3,252 万 8,000 円となっております。

1 目介護給付費交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 1,954 万円となっております。国の定率負担分 20%であります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 589 万 6,000 円であります。

4 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 1,019 万 1,000 円となっております。道の定率負担分 12.5%であります。

5 款財産収入、収入済額 6,966 円につきましては、本会計の基金利子であります。

6 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額、収入済額とも同額の 401 万 8,000 円となっております。

2 項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入れで、調定額、収入済額とも同額の 1,149 万 1,000 円となっております。

7 款繰越金、収入済額 97 万 6,246 円となっておりますが、平成 16 年度の決算剰余金であります。

8 款諸収入につきましては、収入はございませんでした。

以上で、介護保険事業特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） それでは、介護保険事業特別会計決算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

ここで、説明員の交代がございますので、暫時休憩いたします。

14 : 11 休憩

14 : 13 再開

○委員長（千葉幹雄） それでは、休憩を解いて再開いたします。

これより、平成 17 年度幕別町各会計決算審査を行います。

最初に、お手元にお配りをしております幕別町決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅 好弘） それでは、お手元に配布をいたしております決算資料に基づきまして、平成 17 年度の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをご覧を頂きたいと思います。

第 1 表平成 17 年度決算の状況についてであります。

初めに、歳入ですが、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は、平成 17 年度につきましては、140 億 7,654 万 4,000 円となりまして、前年比では 13.6%の増となっております。

一方、特別会計の決算では、88 億 4,222 万 7,000 円で、前年比 4.7%の増となっております。

歳入合計でありますけれども、前年と比較いたしまして、額で 20 億 8,827 万 1,000 円の増、率では 10%の増となっております。

次に、歳出ですけれども、一般会計の平成 17 年度決算額は、138 億 9,734 万 9,000 円で、前年度と比較いたしまして 13.3%の増であります。

特別会計の決算額は、87億315万3,000円で、前年比3.8%の増となっております。

歳出合計の決算額の増減では、前年比19億5,340万7,000円の増、率では9.5%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算でありますけれども、9ページをご覧を頂きたいと思えます。

9ページの下の方、第8表にありますように、国民健康保険会計から農業集落排水特別会計まで八つの特別会計の決算額等をそれぞれ載せておりますけれども、合計いたしますと、C欄の支出済額の計にありますように、87億315万3,000円で、先ほど説明いたしました決算額になります。

なお、公営企業会計にあります水道事業会計につきましては除いております。

また、このように歳入歳出それぞれ前年度と比較いたしまして、大幅な増額となりましたのは、平成18年2月6日、忠類村との合併に伴いまして、引継ぎ予算を補正したことによるものでありますことをご理解を頂きたいと思えます。

次に、10ページをご覧いただきたいと思えます。

各特別会計ごとに、それぞれの決算につきまして、概要を掲載しております。

各会計とも前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をいたしております。後段の方の歳出決算額につきまして、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、2億1,185万円の増、率にいたしまして9.4%の増となっております。

合併によります保険者の増による保険給付費並びに老人保健拠出金の増が主な要因となっております。

(2)の老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、1億1,284万6,000円の増、率では4.4%の増となっております。

この会計の主な歳出は、医療諸費であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと、6,768万3,000円の増、伸び率にいたしまして6%の増であります。

これは認定者の増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして、3億3,663万2,000円の増、率にいたしまして304%の増であります。

増額の主な要因といたしましては、駒島簡易水道送水管布設工事1億7,158万1,000円、幕別簡易水道送水管布設工事6,851万3,000円、その他配水管布設工事が3,011万9,000円など、工事請負費の増によるものであります。

次に、11ページになりますけれども、(5)の公共下水道特別会計の歳出決算額でありますけれども、前年度と比較いたしますと4億9,604万2,000円の減、率にいたしまして23.1%の減となっております。

減額の要因は、雨水及び汚水管新設工事などの建設事業費の減が主なものであります。

(6)の公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして1,720万円の増となっておりますけれども、内訳は、平成11年度に借入れをいたしました起債の元金償還が始まったことによります増であります。

(7)の個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしますと2,348万7,000円の増、率にいたしまして14.4%の増で、排水処理施設整備工事費の増が主な要因となっております。

以上が特別会計の決算状況であります。

次に、2ページの方にお戻りを頂きたいと思えます。

第2表、平成17年度一般会計収支の状況になりますけれども、表の下から4行目をご覧を頂きたいと思えます。

歳入歳出決算額の差引額ということになりますけれども、1億7,919万5,000円の歳計剰余金が生じております。この剰余金の処分につきましては、このページの中ほど、11行目から説明を記載しておりますの

で、ご覧を頂きたいと思います。

歳入総額 140 億 7,654 万 4,000 円に対しまして、歳出総額は 138 億 9,734 万 9,000 円であり、歳入差引きいたしまして、1 億 7,919 万 5,000 円の歳計剰余金を生じました。

このうち、翌年度への繰越明許費にかかります繰越財源が、3,149 万円ありますので、その額を差引きいたしまして、残りました 1 億 4,770 万 5,000 円が平成 17 年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定によりまして、歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に 8,000 万を積立てをいたしまして、残りの 6,770 万 5,000 円が翌年度への繰越金となっております。

次に、歳入でありますけれども、3 ページをご覧を頂きたいと思います。

第 3 表、一般会計歳入決算額に、1 款の町税から 22 款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますけれども、C 欄の歳入済額の計欄にありますように、140 億 7,654 万 4,000 円が平成 17 年度一般会計の決算額になります。

なお、不納欠損額は、1 番の町税、13 番の分担金及び負担金、14 番の使用料及び手数料にありますけれども、これを合計いたしまして 5,427 万 6,000 円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で 2 億 6,127 万 3,000 円となっております。

次に、4 ページをお開きを頂きたいと思っておりますけれども、4 ページに、今申し上げました歳入の構成比が円グラフで表されております。

構成比の中で一番大きなウエイトを占めておりますのは、地方交付税で 35.4%、以下、町税では 15.7%、町債が 16.2%、諸収入が 5.3%、国庫支出金が 6.3%といった構成になっております。

次の、その下の第 4 表、財源の構成比と伸び率をご覧を頂きたいと思っておりますけれども、主なものについて、16 年度の決算と比較した伸び率でご説明をさせていただきたいと思っております。

1 番目の町税でありますけれども、前年比 2.2%の増ということになっております。主な内訳につきましては、町民税の個人が道内景気に依然として回復の兆しがみえないということから、給与収入の減少に加え、平成 15 年度に大幅な増収となった農業所得も前年並みとなりましたことから、全体で 0.35%の微増となりました。また、固定資産税では、札内地区での住宅新築の増などから 4.6%の増という内訳になっております。

4 番、配当割交付金と、5 番、株式等譲渡所得割交付金につきましては、平成 15 年度税制改正により新設されたものでありますけれども、道に収入をされた額に相当する額の 3 分の 2 が交付されたものであります。

11 番の地方交付税は、前年比 1.1%の増、額で申し上げますと 5,617 万円の増となっております。

これは、主に 3 月に交付される特別交付税におきまして、合併による忠類村の分を収入したことによる増であります。

15 番の国庫支出金では、前年比 37%の増で、これは地域インターネット基盤整備事業国庫補助金、旧忠類村での防災行政無線設備新設事業国庫補助金の増、また、札内駅南北線交通安全施設等整備事業国庫補助金などの増によるものでございます。

16 番の道支出金につきましては、前年比 33.4%の増、額にいたしまして 1 億 6,699 万 5,000 円の増となっておりますけれども、これは農業生産総合対策事業補助金、忠類村での中山間地域等直接払い道交付金などの増によるものであります。

19 番の繰入金につきましては、前年比 145.9%の増となっております。

これは、合併協議におきまして、各種基金を財政調整基金、減債基金、まちづくり基金にまとめ、基金額の調整を行う旨の決定に基づきまして、調整を行うべく必要額の繰入れを行ったのが主なものでございます。

21 番の諸収入につきましては、前年比 13%の減ということになっておりますけれども、主に畜産基盤再編総合整備受託事業収入、都市計画街路事業受託収入などの減によるものでございます。

22 番の町債につきましては、前年比 43.2%の増となっておりますけれども、電算統合システム構築

事業及び地域イントラネット基盤整備事業など、合併に伴います事業がありましたことと、忠類村から引き継ぎました17年度起債約4億8,800万円を収入したことによるものであります。

以上、主なものについて申し上げますけれども、これらの内訳等の説明につきましては、前ページ3ページの①の町税から、5ページの⑥町債まで記載してありますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、歳出についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

6ページになります。

6ページに、第5表、平成17年度目的別歳出決算を掲載しております。

1款議会費から13款予備費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますけれども、決算総額につきましては、B欄支出済額の計の欄にありますように、138億9,734万9,000円です。

この中で、構成比が最も高いものは、11款公債費の19.3%で、額では26億7,894万円。続いて、8款土木費の15.1%、3番目が12款職員費の13.6%、4番目が民生費の11.3%、以下、5番目が総務費、6番目が農林業費というような順番になっております。

次に、7ページをご覧くださいと思います。

7ページには、第6表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費が前年度と比較増減で0.6%の減であります。このうち、職員給につきましては1.3%の減となっております。なお、表には載っておりませんが、ラスパイレース指数でありますけれども、平成15年が99.7%、平成16年度が98.4%、17年度につきましては97.7%となっております。

次に、4の扶助費であります。前年比0.8%の増。

7の積立金でありますけれども、額にいたしまして5億2,451万8,000円の増であります。これは合併によります各種基金の整理統合を行うべく調整をしたことによるものでございます。

一番下の10、投資的経費でありますけれども、35.4%の増、額にいたしまして7億1,361万2,000円の増となっております。内訳といたしましては、普通建設事業費の補助事業では、3億8,511万4,000円の増、これは先ほども申し上げましたけれども、札内駅南北線交通安全施設等整備事業、旭町東団地公営住宅建替事業の実施などによるものであります。

単独事業で申し上げますと、3億2,849万8,000円の増となります。電算統合システム等導入事業、札内西緑化重点地区事業などの実施によるものであります。

また、災害復旧費といたしましては、大きな災害もなく支出がありませんでした。

以上が、一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成16年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金についての説明につきましては、別冊になります。

一般会計の歳入歳出決算書の方をお開きを頂きたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最後のページ、379ページになります。

下の表、平成17年度基金運用状況増減表になりますが、合併時に財政調整基金から農業集落排水償還基金まで16の基金がありますが、先ほども申し上げましたように、合併協議におきまして、各種基金の整理統合等を行う旨協議され、財政調整基金を15億円、減債基金を10億円とし、各種特定目的基金を新たにまちづくり基金を創設し、統合することといたしました。

それぞれ一番右側の額が平成17年度末の現在高ということになります。

次に、合計欄をご覧くださいと思いますが、現金が41億1,506万9,000円、不動産が2億3,810万4,000円となっております。これを合算いたしました基金総額であります。43億5,317万3,000円で、前年度と比較いたしまして11億3,462万8,000円の増ということになっております。

また、忠類村から引継ぎいたしました基金は、現金、土地合わせまして12億3,701万7,000円とな

っております。

なお、先ほど決算資料の2ページの説明の中で申し上げましたが、平成17年度の決算剰余金から基金積立金が8,000万ありましたが、この8,000万につきましては含まれていない金額でございます。

今、申し上げました基金のうち、既に18年度予算におきまして、財政調整基金の方から5億352万2,000円、それから地方債の償還財源として、減債基金から3億1,216万5,000円など、総額いたしまして8億6,262万4,000円ほど取崩しをし、一般会計に繰入れをいたしております。

このため、18年度末の基金の保有残高は減少するものと見込まれておりまして、今後の財政運営上、これら基金の活用には十分留意をしていかなければならないものと考えております。

次に、資料の方にお戻りを頂きたいと思っております。資料の12ページの方をお開きいただきたいと思っております。

12ページの中ほどに、第9表、一般会計財政状況といたしまして、各種指数等を表した表がありますが、表の下から3行目に財政力指数、次に、起債制限比率、次に、実質公債比率を掲載しておりますので、ご覧を頂きたいと思っております。

まず、財政力指数につきましては、数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力があるということになるわけでありまして、本町の財政力指数につきましては、平成15年度は0.299、平成16年度は0.316、この表のとおり平成17年度は0.299となりまして、横ばいの状況であります。

次に、実質公債比率について申し上げますと、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されましたことに伴いまして、新たに導入をされた財政指標であります。

起債資源比率に含まれない特別会計への繰出金のうち、公債費に充当される繰出金や、一部事務組合への負担金のうち、公債費に充当される負担金などを加えたもの、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。これによりまして、18.0以上25.0未満が起債発行に対して許可制ということになりまして、25.0以上になりますと、起債発行において制限を受けることとなります。

幕別町の実質公債費比率は21.5となったところであります。

また、本町の起債制限比率は、平成15年度は13.3、平成16年度は14.3、本年17年度は、この表にありますように13.6となっております。

本町におきましては、平成4年度以降は各種の大型事業実施に伴いまして、多額の起債を借入れしてきましたことから、平成16年度に起債償還のピーク時を迎えまして、償還額が25億円近くになりました。比率は14%を超えた状況となっておりますけれども、若干下がってきたところであります。

これらの対応策といたしましては、起債の借入れの抑制、又は借入れする場合にはできるだけ交付税措置がなされる優良な起債の借入れ、さらには実質財源の確保に視点をおきながら、住民サービスの低下につながらないように、財政運営を行っているところであります。

次に、15ページをお開きを頂きたいと思っております。

12表、地方債の状況であります。ただいま申し上げました地方債の残高が一覧表となっております。表の一番下の欄で、右から3列目が地方債の総残高となりますけれども、現在、差引き現在高は232億5,231万2,000円です。これは前年度比較いたしまして、4,841万4,000円の減少となっております。

次に、16ページ(2)につきましては、この地方債の借入先別、利率別現在高の状況について記載した表であります。左の利率別内訳という欄にありますが、このうちに率別に現在高を記載しておりますけれども、一番右側の欄の5%を越える部分ですけれども、現合計につきましては、合計が7億5,616万8,000円で、率にいたしますと全体の3.3%ということになります。

したがって、残りの96.7%が5%以下の借入利率と、低金利ということになっております。これは過去に行った高利率の銀行縁故債の繰上償還、あるいは、あるいは近年の借入れに当たりましては低金利ということによるものであります。

次、17 ページ、13 表、債務負担行為の状況をご覧をいただきたいと思います。これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。18 年度以降、支出予定額欄にあります。このうち一般財源分というところでは、債務負担の合計額が 17 億 4,335 万円ということになっております。

この債務負担の内訳といたしましては、1 番の物件の購入のうち、(1)の建造物の購入に係る債務負担といたしましては、教員住宅があります。(2)のその他の物件は、公社貸付牛に係る債務負担であります。

なお、一番大きなものが、3 番その他にありますけれども、17 億 3,219 万 1,000 円であります。これは、公団営や国営などの土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとなっております。このほか、パークプラザ整備事業に対する補助金、あるいは農業関係の利子補給金の債務負担等がこの数字に含まれております。これにつきましても、地方債同様今後の財政運営の中では、債務負担の取扱いについて十分留意をしていかなければならないものと考えております。

次に、18 ページをご覧を頂きたいと思います。

18 ページでは、第 14 表といたしまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次に、19 ページ、15 表になりますけれども、団体等に対する各種負担金補助金、交付金等の一覧といたしまして、次の 20 ページまで載せております。

次に、21 ページからは、最近 5 年間に於ける款ごとの比較を、一般会計から特別会計について、それぞれ 30 ページまで掲載しております。

次に、31 ページからになりますけれども、平成 17 年度の主要な施策の成果としてまとめております。

32 ページの議会活動以降、最終ページの 106 ページまで、各項目にわたる主な施策につきましても、具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただければと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（千葉幹雄） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けをいたします。

ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようであります。

なければ、これより認定第 7 号、平成 17 年度幕別町一般会計決算歳出の審査を款ごとに行います。

1 款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 1 款議会費につきまして、ご説明を申し上げます。

114 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款議会費、1 項議会費、予算現額 1 億 254 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1 億 173 万 769 円です。

議員報酬ほか議会だよりの印刷代、会議録作成委託料など各種議会運営に係る経費であります。なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の 32 ページに記載しておりますので、ご覧を頂きたいと思います。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

1 款議会費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅 好弘） 2款総務費につきまして、ご説明を申し上げます。

118 ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額 15 億 1,024 万円に対しまして、支出済額 14 億 9,323 万 7,851 円であります。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金は、事務補助及び宿日直業務の臨時職員に係る費用であります。11 節需用費は、法令等追録代、参考図書、事務用消耗品及び庁舎に係る光熱水費が主なものであります。120 ページになります。12 節役務費につきましては、郵便料、電話料が主なものであります。13 節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料、分煙に伴います空気清浄機保守点検委託料などがあります。なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成 17 年度は 5 件であります。14 節使用料及び賃借料は、複写機借上料、給与人事管理システム借上料などがあります。細節 7 の空気清浄機借上料につきましては、庁舎内の各階及び出先機関等の計 13 カ所に設置をいたしてございまして、平成 13 年度から分煙を行っております。

122 ページになります。2 目広報広聴費の主なものにつきましては、需用費で月 1 回発行の広報まぐべつの印刷製本費が主なものであります。

3 目財政管理費、本目は、次のページになりますけれども、11 節需用費の印刷性本費で、予算書の印刷製本費が主なものであります。

4 目会計管理費は、出納室に係る経費で、7 節の臨時職員賃金及び 11 節需用費の決算書の印刷製本費が主なものとなっております。

5 目一般財産管理費、本目は、11 節需用費で中央会館及び旧みどり資源公団等の管理費、次のページになりますけれども、細節 40 の修繕料につきましては、庁舎窓ガラス修理及び忠類地区テレビ難視聴解消のために設置をいたしてございますテレビ中継放送局の施設補修費などが主なものであります。13 節の委託料は、役場庁舎等の管理委託業、細節 12 の公共施設案内板等作成委託料などが主なものであります。細節 12 は、合併によりまして、忠類地区の施設名及び住所の表示を変更するために要した費用であります。15 節工事請負費につきましては、細節 2 番、庁舎 5 階に分煙箇所を整備するために要した費用であります。128 ページになります。22 節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金で、札内 9 号南通用地取得事業の起債償還元利金に対する繰出金であります。

6 目の近隣センター管理費、本目は、40 カ所の近隣センターと 5 カ所のコミセンの管理運営に係る経費であります。130 ページになりますが、15 節工事請負費の細節 1、水洗化工事は、相川南近隣センター。細節 2 の近隣センター解体工事は、旧旭町近隣センターに係るものであります。

7 目庁舎車両管理費、本目は、福祉バス 2 台、集中管理によります車両 20 台、町長公用車などに係る車両維持管理費用であります。主なものといたしましては、11 節需用費の燃料費、12 節役務費、これは自動車損害保険料であります。132 ページになります。13 節委託料は、忠類地区の福祉バスなどに係る運転委託料であります。

8 目町営バス運行費、本目は、幕別駒島間運行に係る費用で、13 節町営バス運行委託料が主なものであります。

9 目町有林管理費、本目は、町有林の管理費用で、次のページになりますけれども、15 節細節 1 の町有林整備工事につきましては、下草刈が 9.71 ヘクタール、除間伐が 24.72 ヘクタールを実施いたしております。17 節公有財産購入費につきましては、町と学校などと結んでおりました分収林契約が満期となりまして、この契約に基づきまして、現状での財産価値により購入、精算したものであります。学校 6 校、校区 2 校区分、14.28 ヘクタールであります。

10 目の町有林造成費、本目は、町有林の造成に係る費用でありますけれども、細節 1、開伐工事につきましては、4.64 ヘクタール。細節 2 は、地拵え 14.55 ヘクタール、植栽工事が 9.71 ヘクタールを実施いたしております。

11 目企画費、本目は、企画室に係るもので、1 節報酬につきましては、本町の地域特性に適合した新エネルギー導入の指針となるビジョン策定に係る検討を頂くため、委員会を設けまして、その委員の報

酬であります。8節報償費であります。次のページになりますけれども、細節5番、高校生等就学奨励金につきましては、忠類地区に高校がなく、他市町村に通学している現状から、その負担の軽減のために商品券をお渡ししたものであります。この制度は平成17年度をもって廃止いたしております。13節委託料は、1節報酬でも説明いたしましたとおり、地域新エネルギービジョン策定にかかわったものであります。19節負担金補助及び交付金は、細節5番、十勝圏複合事務組合など広域行政に関連する経費。細節12は、国際パークゴルフ協会に対する交付金などが主なものとなっております。

12目支所出張所費、本目は、札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る経費で、7節賃金は、各出張所に係る臨時職員の賃金、その他事務用経費が主なものとなっております。

138ページになります。13目職員厚生費、本目は、職員の福利厚生及び研修に係るもので、9節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費、次のページになります。12節役務費は、職員健康管理のための各種健康診断手数料などが主なものとなっております。

14目公平委員会費、本目は、公平委員会開催に係る経費であります。

15目交通防災費、本目は、交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、交通安全指導員33名、交通安全推進委員1名の設置費用や、交通安全啓発関係消耗品等、142ページになりますけれども、15節工事請負費では、防犯灯の新設が49灯、器具更新35灯などを要した経費であります。

細節2、防災行政無線設備新設工事等、次のページになりますけれども、18節備品購入費の忠類地区の防災行政無線用個別受信機購入に要した費用などが主なものとなっております。その他防災対策関連経費であります。

144ページになります。16目諸費、本目は、公区運営関係経費や各種負担金及び補助、その他科目に属さない経費の支出科目であります。1節報酬は、各種委員会の委員の報酬であります。次のページになります。19節負担金補助及び交付金では、細節3、十勝町村会に対する負担金。細節10は、江陵高校の運営費に対する補助金。細節11は、地方バス路線に係る補助金。細節12は、合併協議会に係る負担金であります。22節補償補填及び賠償金は、庁舎前に駐車しておりました車に、合併の垂れ幕の重しとして使用しておりましたものが突風にあおられました際に、車に接触したことによる賠償金であります。24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金といたしまして、10株を取得いたしまして、幕別町の持ち株総数は595株となりまして、全体の38.2%の保有率となっております。

148ページになります。

17目基金管理費、本目は、各種基金から生じます利息あるいは寄附金等それぞれの基金に積み立てたものであります。25節積立金は合併協議によりまして、各種基金の整理統合を行うべく、それぞれに積み立てたものであります。なお、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明いたしましたとおりであります。

18目電算管理費、本目は、電算処理業務に係るもので、11節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費。13節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料。14節は、電算機器の借上料が主なものであります。

150ページになります。19目協働のまちづくり支援費であります。幕別地区98公区に係る公区长報酬や、公区運営交付金など協働のまちづくり支援事業に係る交付金などが主なものとなっております。

20目電算統合システム整備事業費につきましては、合併に伴いまして、行政事務に係る各種システムの統合と、また、統合作業、並びに幕別市街と忠類市街を結ぶ光ファイバーの基幹整備と、各公共施設を結ぶネットワークの構築に要した工事費並びに関連備品購入費が主なものであります。

152ページになります。21目総合支所費であります。合併後の忠類地区の総合窓口として総合支所を設けたところであります。地域の振興策について協議する地域住民会議委員報酬や、住民の相談業務や各種届出事務等に係る費用、及び庁舎運営に係る費用が主なものであります。

154ページになります。2項徴税費、予算減額2,558万7,000円に対しまして、支出済額2,529万5,570円であります。

1目の税務総務費、本目は、次のページになりますけれども、7節賃金の臨時職員賃金及び事務用経

費が主なものであります。

2目賦課徴収費、本目は、賦課徴収に係る費用で、158 ページ、1 ページになりますが、13 節委託料では、家屋評価システム及び収納管理システムの保守点検委託料、18 年度の固定資産評価替に伴います路線価設定委託料。14 節では、家屋評価管理システムの借上料。13 節の過誤納還付金などが主なものとなっております。

次に、3 項戸籍住民登録費、予算現額 752 万 5,000 円に対しまして、支出済額 712 万 5,999 円であります。

1 目戸籍住民登録費、本目は、戸籍及び住民登録事務に係る経費で、次のページになりますが、13 節委託料の住基ネットワークに係る費用。14 節使用料及び賃借料の戸籍伝送借上料、住民ネットワークシステム機器借上料などが主なものでございます。

4 項選挙費、予算現額 1,038 万 8,000 円に対しまして、支出済額 942 万 6,655 円であります。

1 目選挙管理委員会費、本目は、選挙管理委員会開催に係る費用であります。

次のページになります。

2 目農業委員会選挙費、本目は、平成 17 年 7 月 10 日執行の農業委員会選挙に係る経費であります。選挙につきましては無投票ということになっております。

3 目衆議院議員選挙費、本目は、平成 17 年 9 月 11 日執行の衆議院議員選挙に係る執行経費であります。

166 ページになります。5 項統計調査費、予算現額 1,171 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1,157 万 7,910 円あります。

1 目統計調査費、本目は、1 節報酬の国勢調査及び工業統計調査に係る調査員報酬など、統計調査事務に係る費用が主なものであります。

6 項監査委員費、予算現額 256 万 3,000 円に対しまして、支出済額 241 万 7,150 円あります。

1 目監査委員費、次のページになりますけれども、本目は、監査委員報酬及び監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わったところでありますけれども、この際、15 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 56 休憩

15 : 14 再開

○委員長（千葉幹雄） それでは、休憩を解いて再開いたします。

総務費の質疑をお受けをしたいと思います。

前川委員。

○1 番（前川雅志） 非常に厳しい財政の中、日々事業の執行にご努力されていますことに、まず敬意を表した上で、質問させていただきたいというふうに思います。

161 ページ、3 項、1 目、13 節と 14 節にあります住基ネットワークシステムについて、数点質問をさせていただきたいと思います。これまで、住基ネットのカードの発行枚数は何枚になったかということと、昨年度の利用実績を伺いたいと思います。

また、その数字を踏まえた上で、どのような事業の評価をされているのか、伺いたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 前川委員のご質問にお答えいたします。

初めに、発行枚数でございますけれども、平成 17 年度発行した枚数が 25 枚で、これまで平成 15 年から事業がスタートしておりますけれども、合計で、忠類分も含めまして 76 枚を現在発行しております。

す。

利用状況でございますけれども、平成 17 年度につきましては、他市町村での幕別町の住民票等の発行につきましては 6 件ございました。また、他市町村の方がいらっしゃって、他市町村分の住民票等を発行されたというのが 10 件ございます。

発行枚数につきましては、私どもの町、住基人口の 0.3%という枚数でございます。全国的には 0.4%と。ただ、全道では 0.8%という状況で、現在のところ身分証明証がない方、お年寄りの方で運転免許証を持っていないような方ですとか、地方に仕事に出かけられて利用されるような方、そのよう方が発行をされているというような状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 前川委員。

○1 番（前川雅志） 私も持っているわけですが、まだ残念ながら一度も使用したことがないという状況でありまして、そのうち使ってみたいと思うのですが、非常に使用に対するコストが高いものになっているかというふうに感じておりまして、ただ、幕別町だけがこの事業を費用対効果が少ないということで取り止めるということにもならないというふうには思っているところであります。

そういったことも含めまして、今後、これらの利用の促進ですとか、知らない住民の方も多々未だにしているというふうに感じておりますので、そういった意味で今後の促進をどのように進めていくかということをお伺いしたいと思います。

それと、発行に当たりまして、カードの中にまだまだ容量があるということで、違った利用の方法などということも中にはあったかと思うのですが、それらの検討、その他の使い方の検討ということが始まっているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） これからの促進策と異なる利用方法について考えているのかというご質問でございますけど、初めに、利用方法の検討についてお答えさせていただきます。

私どもの庁舎内におきまして、この住基カード検討会議というのを一年半ぐらい前になります平成 16 年度だったかと思うのですが、実はその中で、今後の利用方法、促進策について検討した経緯がございます。

実は、全国でこの住基カードの発行が非常に進んでいる市町村におきましては、図書館カードですとか、あと、印鑑登録証の機能を同時に入れているという市町村がございます。ただ、それは全国的には 77 自治体、全道では 7 市町村というふうに伺っておりますが、実は、その点についても検討をしたところでございますけれども、非常に制度上の問題ですとか、制度上の問題につきましては、カードの有効期限が 10 年であるということ、また、市町村から転出したら失効すると。無効となると。さらに、機能を幾つか入れますと、機能ごとに暗証番号を全部持たなければ駄目だと。だから一人で暗証番号三つ、四つ設定して持たなければならないということ。もう 1 点、財政上の問題と。新たな機能を入れた場合には、また新たな別なそれを読み取るコンピュータが必要だということがございます。

例えば、自動交付のセットを入れると 1 台ワンセットで 1,500 万と。図書カードですと、私ども図書館何箇所かございますけれども、それらに端末も含めてセットすると、3,000 万から 4,000 万かかると。そのような財政上の問題があると。さらには、防犯上の問題、一人でいろいろな情報を持っていると、1 枚のカードが盗まれたときに、いろいろな情報が漏れてしまう恐れがあると。

そのようなことで、ちょっと今しばらく取り組みできないのかなというような検討をした経緯がございます。

今後の促進策ですけれども、今後は広報などで、現在の利用価値について、またお知らせして、必要な方はできるだけ利用してくださいというようなことのお知らせしたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 私も費用対効果ということを考えてときに、非常に利用状況からいってコスト高の事業だなどというふうにずっと思っていました。それと同時に、このシステムそのものが、経過がありまして、住民を番号付けにしていこうというような、それから安全性、セキュリティの問題だとか、いろい

るな課題がある中で、国の事業ということでスタートをして、当時、随分論議が交わされていて、未だに自治体としては、ここに加入しないでやっている自治体もあります。

そういうことを考えますと、今の課長の答弁を伺っていますと、これから利用が急激に増えるということはそうなのではないかというふうに思うわけですね。

そういう中で、ここの委託料あるいは使用料、賃借料を見ていきますと、まずは住基ネットワークのシステムそのものの機器を借り上げています。これは160万拠出していますが、これはずっと続いていくこととなりますね。それからもう一つ、この保守点検の経費も、全部両方合わせますと600万を超える経費を使っているわけですが、これはこのような利用状況の中で、毎年毎年こういうことを支出していくということについては一考を要するのではないかと。別な手法は考えていくことはできないのか。こういうふうに思うわけですが、まず、その点伺います。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） この住基ネットワークの論議につきましては、国会で論議されていることなので、私どもは、今この場では答えは控えさせていただきたいと思います。

私どもといたしましては、国の法律が決まって運用していくということで実施している事業でございます。なお、財源につきましては、一部、毎年違うのですがけれども、地方交付税の単位費用の中で200万前後支援されているという状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 例えば、カードを発行するときにもお金はかかっていますよね。住民の方にもご負担を頂いていますよね。しかし、かかった費用全額頂いているわけではないというふうになると、そういったことについても、利用が増えていけば持ち出しも増えていくというような仕組みになっているのだと思うのです。

私、国が決めたことだから、そのとおりに流れにやっていくのだということではありますが、流れに沿っていない自治体もあるということをご認識されているかどうかの一つですね。

それと、このシステム、多分、こういうふうなシステムをつくられてしまうといいますが、ここから独自でやっている事業ではないですから、うちの町が始めたものであればいろいろ工夫して、経費がかからないような手法を見つけていけるのではないかとというふうに思うのですが、それも多分できないのではないかとというふうに思うわけですね。

そういうことを考えたときに、将来とも発行のないものを国が決めてきていることだからずっとこのままいくという、そこだけで終わらせてしまうのかどうか。そこが問題だと思うのです。いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） この住基ネットワークシステムにつきましては、今申し上げましたように、住基カードを利用するほかに、国ができる事務としましては、275の事務をできるということで、確定申告に使ったり、あるいは社会保険庁で年金事務に使ったり、そういうものも使えるというシステムになってございまして、このカードだけを発行するためだけに経費を計算しますと、そういうこととなりますけれども、そのほかに、町で転出入の手続事務だとか、そういうようなこともできるような事務が275の事務ができるようになっておりまして、そのための住基ネットワークシステムとなっておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 壮大な電子自治体構想の中で、築かれてきた国が推進している制度であるというふうには私も理解しています。

ですから、このカード一つでたくさんの利用ができる。裏返せば、いろんな情報がそこに盛り込まれて、それがいろんな必要とする分野で活用が可能になる。それだけにセーフティネットの面では心配な部分も出てくるという、そういう仕組みだと思うのですね。

それは導入の時点で十分わかった上でスタートしたのですけれども、今、前段の委員のやりとりの論

議の中でも、実質的には使われているのはわずかなことであって、しかも新しく何か町として利用しようと思えば、また多額の投資が必要となるということになれば、今の財政状況などを考えると、一定程度踏みとどまらずを得ないというような選択も止むなしを私は思うのですよね。

そうした場合に、こういった経費だけがどんどんかかっていくということがあるわけですから、一考を要しませんかというお尋ねをしたわけです。

どうでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 実はこの住基ネットワークシステムにつきましては、個人情報非常に大事だということで、セキュリティ対策も非常に盛り込まれておりまして、多大のお金がかかるというようなこともあります。

委員、今おっしゃいますように、本当に厳しい財政状況がありますので、費用対効果の方を検討しながら、引き続き検討をしてみたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

ほかにございませんか。

永井委員。

○21番（永井繁樹） まずページですが、137ページになります。11目企画費の13節委託料、細節5、地域新エネルギービジョン策定委託料にかかわりましてですが、これにつきましては、今年の2月ですか、新しいこういった本を頂いております。かなり委託料はかかったものだと思いますが、この中に、目標達成に向けた重点施策ということで、4項目設定をされております。

それで、このエネルギービジョンにかかわりましては、もう数年前から取り組まれているということの中で、今の段階で最終的なこの方向付けだと思うのですけれども、これにかかわっては議会等で確認する場所がありませんでしたから、この場を借りて確認をさせていただきますが、重点施策4項目、1項目は、全町的な新エネルギー推進体制の確立と。この中に4項目さらにあります。

それと、二つ目には新エネルギー教育の推進と。

3点目には、新エネルギー情報の提供等による啓発と。

最後に、公共施設における新エネルギーの率先導入ということで、大きく四つ。

細部にわたると十数項目あります。

これらにかかわりまして、この計画書をつくられたときに、考えられたいろいろな事業計画があると思うのですが、それらについて、大まかですとわかりづらいので、現段階で答えられるものをすべて答えていただきたいと。

○委員長（千葉幹雄） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 新エネルギービジョンの関係でございます。

ご承知のように、本年、平成18年からこのビジョンがスタートいたしておりますが、今、委員の申し上げられました四つの施策につきましては、この一番最初の全町的な新エネルギー推進体制の確立、これは省エネルギーの関係の推進体制の確立との合体。まだ設立いたしてはおりませんが、早い段階でこれは設立してみたいと考えております。

また、具体的に新エネルギーをどのように活用していくのかということになりますと、冷熱エネルギー、いわゆる氷のエネルギー、また、太陽光発電、太陽熱、農業のバイオマス、下水道の汚泥のバイオマス、また、ハイブリッド車への転換というようなことが、その計画書の中に具体的に盛り込んでいるところであります。

なお、特に一番最初の新エネルギーを進める取り組みと、新エネルギー教育の推進の部分、この面につきましては、まだ未着手という段階ということで、私ども認識しております。

3番目からの新エネルギービジョンの周知につきましては、新エネルギービジョン概要を全世帯に配布させていただきました。

また、町独自の補助制度の制定につきましては、本年度から太陽光発電の補助をいたしております。

また、ホームページ等の活用については、計画の中では本町のホームページの中に、新たに新エネ、省エネに関するホームページのサイトを設けるという計画になっておりますので、これも早急にやっていきたいと思っております。

また、新エネ、省エネイベントの開催につきましては、人が集まる場所等において、パネル展、また、実際の新エネ、省エネ器具の展示等を、今年度行ってまいりたいと思っております。

公共施設の新エネルギーの率先普及であります。クリーンエネルギー自動車、いわゆるハイブリッド車の導入につきましては、本年度、18年度で2台、本庁の方で導入いたしております。公共施設の太陽光発電利用につきましては、本年度、さかえ保育所の方に受給アップの設置でございます。公共施設のソーラーの利用については、今後の実施の検討課題というところであります。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21番（永井繁樹） そうしますと、計画書ができましたのが2月ごろの発行ということですから、それから練られている時間の問題もあるのですが、未実施ということで、推進に対しての確立と教育の推進、この辺りかなり大事なところなのですが、これから検討を始めるということで、現段階では一切方向付けはまだ決まっていないという確認でよろしいですか。

○委員長（千葉幹雄） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 推進体制の確立ができれば、ここの二つの新エネルギー計画の推進のプログラム等もその中で練っていくというようなことになると思います。

推進体制につきましては、計画書の中におきまして、ある程度の組織図ということ想定はいたしておりますが、実効性のある組織にするためにどうしたらいいのかということの内部検討については、これからでございます。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21番（永井繁樹） そうしますと、これはエネルギーの問題ですから、むこう10年間ぐらいの目安で多分やられると思うのですが、その中で、作成をされたのが本年2月ということで、今年が最初の年のスタートということだと、ここ3年間ぐらいではどういう事業計画でおられます。

○委員長（千葉幹雄） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 推進体制の確立につきましては、年内に庁舎内での検討、合意を得まして、19年度に必要な予算措置を講じることができれば推進体制の確立等がつなぐります。

その推進体制の中で、全町的な行動マニュアル、また、学習プログラム等の作成を行ってまいりたいと思っております。また、太陽光発電の普及に関しましては、本年度4件の補助制度を設けましたが、この動向を見まして、来年度以降の継続をどうするかということは検討してまいりたいと思っております。

それと、ペレットの普及に関してですが、これは需要と供給の関係が今のようなになっているか、ちょっと調査しておりませんが、これらについても積極的な補助制度を設けてまいりたいというふうに考えております。

それから、ハイブリッド車の導入については、これは総務課の方になりますが、年次計画において、車の更新時にはハイブリッド車、最終的には町、公共の中では10台ということを目標にやっております。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 方向はわかりました。それと、これは教育の一環にもなりますし、いろいろな啓蒙にもなると思うのですが、省エネ教室ということで、これは広報に出されておりますね。これについては、今後どのような継続計画でおられるのか。

それと、今回のこの企画は、例えば、自然のエネルギーを何か活用した形という計画が非常に、私はまだはっきりされていないかなと思うのですが、もし今後、このエネルギービジョンを検討されていくのであれば、全国的にはほかのところでもやられているところあるのですが、新エネルギーを活用した何かですね、事業ですね。

例えば、私が今思うのですが、新エネルギーを活用して安全・安心のまちづくりをしているという自

治体があるのですよ。それはどういうことかという、太陽光や風力発電のエネルギーを使って、それが照明灯になるのですね。その照明灯が、監視カメラですとか情報提供するスピーカーと一緒にしているのだそうです。これは聞かれていると思うのですが、コスト的には決して安くはないものですが、うちの防犯との兼ね合いも、災害との兼ね合いも考えますと、防犯も含めまして。こういったところ、できるかできないかは別として、そういった検討をするということ、これはいろいろ考えるとほかにまだ例が出てくると思うのですが、できましたら、これを機に、うちのエネルギービジョンを明確にしていくためにも、一つの課題として、自然エネルギーを活用した安全な安心なまちづくりの事業を検討されてはと思います。

当然、今回の企画も NEDO ということで補助を受けられていると思うのですが、当然こういったものは NEDO、どこの自治体も NEDO を補助金として使っている例が多いですから、そういったことも含めて、ハード面がどうしても中心になりがちですけれども、そういった安全な暮らしの支えになるような方向性、そういったものもひとつ検討していければいいのかなと思いますが、それらの方向性については、現段階ではどう考えますか。

○委員長（千葉幹雄） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 新エネルギーにつきましては、今、ご発言ありましたように、太陽熱ですとか温度差、あるいは風力等々ございます。

今回の策定に当たりましては、委員会の中でも、まず新エネルギーの幕別町における賦存量といいたいでしょうか、エネルギーとしてどういうものがあるのだということを議論いたしまして、もちろんその中にも風力というものも一つ出てまいりました。

しかしながら、この風力につきましては、一定の高さにおいて、一定以上の風力がないと、なかなかランニングコスト等々含めまして、非常に導入は難しいよという NEDO のアドバイス等々もありまして、幕別町においては非常に難しいということが、その場で確認されまして、委員の皆さんもその辺については納得していただいたというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そればかりではありませんけれども、今、太陽光を利用した照明といいたいでしょうか、そういう話も出ましたけれども、それらも含めまして、今の段階で費用対効果をみると、なかなかちょっと難しいところがあるということも論議されたことがありまして、そのことを申し伝えたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21 番（永井繁樹） 今後の専門的な立場からも検討を強く期待しますね。

それと、もう 1 点ありますので、次にいかせていただきますが、次のページの 139 ページです。

13 目職員厚生費の 9 節旅費の中の細節、特別旅費、3 月にも質問させていただきましたが、研修にかかわりまして確認をさせていただきます。

研修中の 3 月の質問は、メンタルヘルスでしたが、その件にかかわりまして、15 年ぐらいから 3 年間ぐらい、このメンタルヘルスをやられているということで、この成果表の中にも人数等が出ておりましたけれども、3 年間でメンタルヘルスの研修を受けた対象職員は、これは全部違うのか、重複されているのか。人数は私が思うに、全職員の人数からみますと、全員受けていただきたいような内容なのですが、今期の決算では 67 名、前期は 54 名でしたよね。その前はちょっとわかりませんが、かなり大事な問題にあるにもかかわらず、受けている人数がこの程度というのは何か理由があるのか。それと、この受けられた方の構成が、一般職、管理職の割合はどうなっておりますか。

この辺からまずお聞きします。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員、質問するときは、次からで結構ですけど、一括でお願いします。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） メンタルヘルスにつきましては、全職員を対象にして実施しておりますけれども、今お話ありましたように、16 年度につきましては、受講したのは 54 名、17 年度は 67 名ということで、これは受講した方につきましてはダブリもあります。

どれぐらいの人がダブっているのかについては、申し訳ありませんけども、数字は押さえておりません。

それと、管理職とそれ以外の職員との比率も、申し訳ありませんけども、ちょっと今手元に、その比率も数字的なものは押さえておりません。

メンタルヘルス、これは 15、16、17 と 3 年間実施してきたものにつきましては、全職員に共通するというテーマで実施してきました。メンタルヘルスのあと、研修の在り方といたしまして、一般職としての研修内容、それと管理職としての研修内容、それについての違いもあるということもありますので、これにつきましては、18 年度において、その辺を十分検討して、18 年度はこれからの実施で、その辺を考えていきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21 番（永井繁樹） そうしましたら、わかりました。私が聞きたいのは、管理職の研修がどうなっているかということが一番気になっているのですね。それで、理事者側も当然わかられていると思いますが、このメンタルヘルスの民間における先進度というのはかなりなものです。自治体ははっきりいって遅れているということで、私も認識しているのですけれども、幕別町においても、現段階ではこういった研修をやる程度ということで、基礎認識の段階ですよね、ほとんど。

ですから、これから管理職、もし考えられるのであれば、やはり今の管理職、私は管理職というのは部長、課長を指しているのかなと思います。ですから、できるだけ、この管理職というのは、こういったメンタルヘルスのはっきりいってキーパーソンといわれているような表現が強く世間でもされておりますから、管理職がもしストレスを持っていれば、それは部下に対するストレスになるというぐらいの状況になっていますので、3 月にも言って、ちょっとしつこいようですけども、その後、そういった行動が非常に著しく見られないものですから、今おっしゃる答弁の中で、管理職の方向性も考えるということであれば、これは一堂に会して、管理職については、2 年、3 年と分けることなく、この次の研修のときに一堂に会してやられて、それで一つの管理職のメンタルヘルスと一般職のメンタルヘルスが抱き合わせでうまくいくような方向性が望ましいかと思いますが、これから考えるときに、管理職を一同に、同じ機会に、これは 100%は難しいかもしれませんが、そのぐらい私は重要だと思っております、どの程度と考えております。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 管理職におきましても、先ほど申し上げましたように、メンタルヘルスの研修内容においては多少違いがあると思っております。

これは 17 年度に実施したときに、その講師をしてくれた先生とも話をしたわけでありまして、まずメンタルヘルスにおきましては、まず全職員を共通にして、基本的なことのまず研修を行うことが、まず基本であると。まず大事であるという話でした。その上に立った上で、管理職にはさらに管理職としての心構え、そういうようなものもやる必要があるという話を受けたところであります。

そのようなこともありますので、18 年度におきましては、まだメンタルヘルスを実施しておりませんので、その辺、十分踏まえまして研修を実施したいと考えております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

佐々木委員。

○25 番（佐々木芳男） ページ数の 137 ページです。11 目の企画費の中の 8 節報償費でございますが、細節 5 ですね。ここに高校生の就学奨励金というのがございます。これは、ちょっと細かいことでお伺いしたいのですが、先ほど、忠類村の決算の中にも、これが同じ金額が上程されてございました。というのは、これは一緒なものなのか、それとも、年度が同じなのに違うものなのかということがまず 1 点でございます。

それから、3 月の予算の中に、実はこの項目が載っておりませんでした。ということは、先ほども説明がございましたけども、合併時に恐らく将来は廃止をするというようなふうに私も押さえていたような気がするのですが、そこら辺がはっきりしなかった。

しかし、高校生は遠いところに通っているという現状は変わらない。とすれば、今年度はその報償費については切られたのかどうなのか。切られたとすれば、現状がどうなっているのか。

また、もう一つ、この高校生何人で、一人、商品券がどれくらい当たっているのか。本当は先ほどお伺いすれば良かったのだけでも、ダブった感じで出ていたものですから、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 地域振興課長。

○地域振興課長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、高校生等就学奨励金の関係でございますけれども、年度同じか違うものかということでございますけれども、実は、高校生等就学奨励金、これは年間を前期と後期と2期に分けて支出をしております。

前期については忠類で支出を起こして、これはちょうど半額分だったのでございます。後の半額分、3月に支出するというようなことで、幕別に引き継ぎ予算というような形で、幕別の方から支出をさせていただいております。

それから、金額でございますけれども、月4,000円。ですから年間4万8,000円ということになりますけれども、これで48件、48人の方に支出をしているという事実でございます。

それから、次に、3月に載っていなかったということでございますけれども、実はこれ、先ほども総合支所長の方から話がありましたけれども、平成17年度でこの事業、定住促進事業でございますけれども、これについては平成17年度で終わるというようなことで、幕別町の方では実施していないというのが内容でございます。

○委員長（千葉幹雄） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 内容については理解いたしました。ただ、高校生が現実に今通っているのですね。これは合併のときに、そういう約束をして、17年度に切るということだったかもしれませんが、今更なんだということになると思いますが、現実に今、48名の生徒が通っているということの中で、18年度は全くそういう補助がないということになると、やはりここにおいて、先ほどから問題になっている辺地の子供たちが元気よく高校に通うためには、このことが生かされても良かったのかなという感じをしたのですが、これは約束ごとでございますから、その方向にいくしかございませんけれども、それ以外の手立てがあるのかないのか。このことについて。

ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 若干休憩いたします。

15:48 休憩

15:49 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） ちょっと僭越ですが、教育部長という立場ではなくて、前任者ということでちょっとお答えを申し上げたいと思います。

そもそもこの高校生就学奨励金、金でありました。なぜこういうことになったかといいますと、国鉄広尾線が廃止になったときに、代替輸送の定期運賃差額という形で頂いておりました。

その基金が平成8年ごろ底をつく形になりましたので、その辺どうするかという問題を話し合いまして、そのときに定住促進条例というものをつくりまして、平成8年度から平成17年度までの10年間の時限立法ということで、これは合併に関係なく進めてまいりました。ちょうどその年限が切れまして、その後は、もう高校生に対する助成はしないよということを前もって村民に申し渡しておきましたので、この関係につきましても、新しく年度が変わっても実施されないという、こういう結果になったわけでありまして。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○20番(野原恵子) 143ページの交通防災費のところの委託料の5番の環境調査分析委託料の件なのですけれども、この決算資料によりますと、平成16年度、平成17年度と、大気汚染ですとか、河川悪臭、騒音、交通量、それぞれ場所によって、年度によって違っているのですけれども、ダイオキシンは土壌検査をしております。ダイオキシンということでは、環境問題ということで、燃やしたら駄目なものも、未だに町の中で、炉を使って燃やしているという状況が見られます。そういうところでは、町の中ですと、なかなか町民が燃やしている人には声をかけられない。やめてほしいということが言えないという状況があります。

ですから、こういう定期的なところを検査するだけではなくて、燃やしている炉をまだ公然と設置している、そういうところをきちっと指導して撤去するというのをしないと、炉があることによっていつまでも燃やすということが続いております。そして、燃やすときになりますと、すごい悪臭があつた地域を漂っているわけですね。そういうところもしっかりと指導していかなければ、公害対策にはならないと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長(千葉幹雄) 町民課長。

○町民課長(田村修一) ただいま、ご質問にあつた件でございますけれども、私どもの方に、町民の方から、今、野原委員が言われたように、隣の家で焼却炉でものを燃やしているというような苦情が実は何件か来ております。

その際には、職員が行きまして、その燃やしている方に注意をするというようなことをしております。さらに、もう今焼却炉は使えないので撤去してくださいというお願いをしているところでございます。

以前にも広報誌でごみの焼却はしないでくださいというお願いはしているところでございます。引き続き、今後もそのような指導というか啓蒙というようなことをやっていきたいというふうに考えております。

○委員長(千葉幹雄) 野原委員。

○20番(野原恵子) 確かに啓蒙されているということは聞いております。けれども、炉を二つ、大きなものをそこへ設置して、動かすとなると簡単には動かせないという状況も実際にあります。何人か声をかけても、撤去してほしいということを言いましても、なかなか指導だけでは撤去をされないというのがこの間ずっと続いてきています。

ごみの分別収集も行われる中で、燃やさないということは何度もされているということはわかっておりますけれども、もっと強力できちっと指導しなければ、それはいつまでもそこに設置されているという状況が続いているということでは、町民に迷惑をかける、自分のうちだけではなくて、周りに迷惑がかかるということをしっかりと強力で指導していかなければ、なかなか撤去というふうにはならないのではないかとこの間ずっと思っています。

ましてや町民としてそこである程度力のある方だとかというふうになりますと、なかなか一般の方は声かけられないという状況があるのですよね。

それで、そういうところがしっかりと町の指導力で撤去させるということをしなれば、そのまま終わってしまうのではないかと思いますので、そここのところの指導をきっちりとされていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(千葉幹雄) 町民課長。

○町民課長(田村修一) 指導という点なのですけれども、私どもには強制力があつて、強制的に撤去するとかということではできないと。

先ほどに指導も、あくまでも公害対策基本法の中で、実際に燃やしていた現場を見つけたときには摘発できるということになっておりますので、町が行って、あなた、すぐ撤去しなければ駄目ですよ。そういうところまではできないというふうに考えています。

ただ、ご近所の方はやっぱり苦情というか、非常に困っているということと、やはり今、ダイオキシンの問題がありまして、やっつけられないことですので、撤去ということにつきましては、例えば、大型ごみの日に、トラックで大型ごみ、作業員の方が来て、玄関先に置いておけば持って行っていただけ

ますので、そのような方法も使って撤去してくださいというようなことを引き続き、お願いはしていきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

2款総務費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時10分まで休憩をいたします。

15:56 休憩

16:09 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費の説明をさせていただきます。

170ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額11億9,224万5,000円に対しまして、支出済額は11億6,870万9,460円であります。

1目社会福祉総務費であります。1節報酬は、社会福祉委員、これは民生児童委員にお願いしているもので、53人分の報酬及び細節3は障害者福祉計画策定委員15人に係る報酬であります。7節賃金は、臨時職員一人分の賃金であります。9節旅費は、社会福祉員に係る費用弁償が主なものであります。11節需用費は、戦没者追悼式の記念品等に要した費用であります。参加者は111人です。172ページになります。13節委託料は、細節6の障害者に係るデイサービス及び訪問入浴事業の委託料並びに細節7のボランティア事業などに係る地域福祉ネットワーク事業委託料で、社会福祉協議会に委託しているものであります。14節使用料及び賃借料は、アルコ236を一般町民が利用した使用料で、8,800人分の使用料であります。19節負担金補助及び交付金の細節5は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対し、支援をしたものであります。細節6は小規模授産施設ひまわりの家の運営費を補助したもので、同施設には18歳から63歳まで18の方が通所され、当該施設の運営に当たりましては、多くのボランティアの皆さんにご協力を頂いております。20節扶助費は、細節3、重度身体障害者の日常生活用具扶助。細節4、障害者の福祉サービスに係る支援費及び細節5、居宅サービスに係る支援費。細節6、身体障害者補装具扶助。細節7は身体障害者更正医療扶助、細節9は、人工透析患者の通院費扶助に要した費用であります。174ページになります。28節繰出金は、国保会計の保健基盤安定分及び職員給与費分などに係る繰出金であります。

2目の福祉医療費であります。この目につきましては、重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用であります。平成17年度末に係る対象者であります。重度心身障害者が370人、ひとり親家庭等が612人です。20節、細節1、重度心身障害者医療費扶助につきましては、本人1割負担分の導入によりまして、前年度費22.7%の減となっております。細節2のひとり親家庭等につきましても、本人1割負担の導入などによりまして、前年度費26.1%の減となっております。

3目の社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要したもので、6月から8月の夏期間につきましては週3回、それ以外の期間は週2回入浴サービスを行っているほか、料理教室や各種会合に利用されております。176ページになります。15節の工事請負費は、千住生活館の屋根、サッシの改修及びトイレの水洗化などに要した費用であります。

178ページになります。4目年金事務費は、国民年金事務に要した費用であります。

5目の老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要する経費を計上したものであります。なお、本町における平成17年度末の高齢者は、6,077人で、高齢化率は22.2%となりまして、対前年比では1.1%の増となっております。180ページになります。8節報償費は、細節3の敬老祝金に要した費用が主なものであります。11節需用費は、細節50、敬老会及び細節51、老人クラブの新年会に係る食料費が主なものであります。13節委託料は、細節6の高齢者食の自立支援サービス、いわゆる訪問給食サービスや細節7の外出支援サービス、次のページ、183ページになりますが、細節10の生きがい活動支援通所事業、さらには細節11、高齢者在宅介護支援事業などに要した費用でありまして、社会福祉協議会に委託したものであります。14節使用料の細節2は、アルコ236の使用料で、忠類地域の70歳以上の方が利用された使用料であります。延べ人数は1,492人となっております。18節備品購入費は、緊急通報用電話機を購入したもので、購入台数は5台であります。19節、細節3は、老人クラブ連合会に活動費を補助したものであります。細節6につきましては、特別養護老人ホームさつない寮の建設費補助分であります。20節扶助費は、細節2の養護老人ホーム入所者の措置費及び細節4の社会福祉法人が介護サービス利用料を減免した場合の扶助などが主なものとなっております。184ページになります。28節繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計に対して、町の負担分を繰り出したものであります。

6目老人医療費は、北海道医療給付事業の補助を終えて、65歳以上70歳未満の単身世帯、又は高齢者世帯に属する方で、一定の要件を満たす方を対象に、本来、75歳からの老人保健と同様の医療給付を行うものであります。平成17年度末の対象者は102人で、前年度比9人減となっております、これらに伴いまして、扶助費も5.7%の減となっております。

次に、7目老人福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用であります。4路線につき2回ずつ福祉バスを運行いたしております。センターの利用者数は4万911人で、前年度比では1,403人の増、率では3.6%の増となっております。

186ページをご覧ください。8目保健福祉センター管理費であります。同センターの管理運営に要した費用となっております。

188ページをお開きください。9目の南幕別老人交流館管理費であります。糠内コミセンに併設しております同交流館の管理運営に要した費用であります。交流館は原則として毎週月曜日と金曜日に利用していただいております。利用者は557人で、前年度比としましては23.7%の減となっております。

次に、190ページになります。

10目介護支援費は、在宅介護支援センター運営事業2カ所の委託に要した費用が主なものであります。なお、町の機関型を含めた支援センター、4カ所になりますが、年間相談実績は延べにいたしまして1,514件であります。

11目介護サービス事業費は、忠類訪問介護事業所の運営に係る費用であります。

192ページをお開きください。

12目ふれあいセンター福寿管理費であります。同センターの管理運営に要した費用となっております。

次に、194ページになります。2項児童福祉費、予算現額7億2,509万1,000円に対しまして、支出済額は4億796万1,334円で、翌年度繰越額は3億485万8,000円であります。

1目児童福祉総務費は、児童福祉に要した費用であります。20節扶助費の細節1の児童手当は、延べ児童数2万1,981人に給付したものであります。197ページになります。細節7は、障害児の居宅介護サービス、デイサービス、ショートステイなどに要した費用で、対象者は31人であります。

2目児童医療費は、就学前の乳幼児に対します医療費扶助及び事務費を支出したものであります。17年度末対象者数は1,475人で、前年に比べ93人の減となっております。20節の細節1、乳幼児医療費扶助は、対象期間を就学前までに拡大したこと、通院の助成を1.5割から2割に拡大したことなどによりまして、前年度に比して640万5,000円の増、率では15.2%の増となっております。

3目常設保育所費は、幕別1カ所、札内4カ所の保育所の管理運営に要した費用であります。7節の賃金は、調理員及び臨時保育士の賃金が主なものとなっております。198ページになります。11節需用

費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費のほか、細節 60 の給食賄い材料費が主なものとなっております。13 節委託料は、次の 201 ページになりますが、細節 8 の広域保育委託料になります。帯広市へ二人、大樹町へ 3 人、更別村 4 人、合わせまして 9 人の広域入所に係る委託料となっております。

2 目児童医療費は、就学前の乳幼児に対します医療費扶助及び事務費を支出したものであります。18 節備品購入費は、保育用道具を購入したものであります。

4 目へき地保育所費は、町内 5 カ所の管理運営に要した費用であります。7 節賃金は、10 人の保育士の賃金。11 節需用費は、教材及び管理用消耗品費のほか、203 ページになりますが、光熱水費及びおやつなどの賄い材料費に要した費用が主なものであります。なお、平成 17 年 4 月当初の通所児童数は 48 人であります。

5 目肢体不自由児通園訓練施設費は、十勝愛育園の管理運営に要した費用であります。なお、実通園者は 16 人で、延べ人数にいたしますと 524 人となっております。9 節旅費は、嘱託医師等の費用弁償に要した経費が主なものであります。204 ページになりますが、13 節の委託料につきましては、細節 8 の訓練士派遣委託料が主なものとなっております。

206 ページになります。6 目幼児ことばの教室費は、幕別町保健福祉センター内の幼児ことばの教室の運営及び大樹町の南十勝ことばの教室利用に要した費用であります。なお、平成 17 年度の保健福祉センター内への実通所者数は 65 人で、延べ人数にしまして 2,142 人であります。南十勝ことばの教室への実通所者数は 8 人で、延べ人数にしまして 166 人であります。

7 目児童館費は、札内南、札内北、幕別南児童館の 3 館の管理運営に要した費用であります。利用した人数は、延べ 2 万 4,884 人であります。

208 ページになります。8 目子育て支援センター費は、札内青葉保育所内に併設された子育て支援センターの運営に要した費用であります。なお、通所された方は、延べ人数にしまして 3,518 人です。

210 ページになります。9 目さかえ保育所建設事業費は、社会保育所の移転に係る費用で、平成 17 年度は実施設計委託に要した費用となっております。なお、役務費、工事請負費、備品購入費は、平成 18 年度に繰越しをしております。

3 項災害救助費は、予算現額 555 万円に対しまして、支出済額 10 万円で、火災見舞金としまして 1 世帯に支給をしたものであります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けをしたいと思っております。

中橋委員。

○9 番（中橋友子） 何点かございますので、ページ数の若い方から質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、ページ数といたしましては、172 ページ、173 ページ、1 目社会福祉総務費の 19 負担金補助及び交付金、5、社会福祉協議会補助金。

直接補助を出してやっている社会福祉協議会の事業にかかわってでありますから、どこまでお伺いできるのかなということはあるのですが、今、様々この協議会で取り組んでいます事業、デイサービス事業などにつきまして、既存の町内の他の福祉施設との整合性といいますか、開始されている時間帯ですとか、特に時間帯なのですけれども、大きな違いがあるということを住民の方からお伺いしまして、こういうことについては、町が指導して他の施設と同じような受入れ態勢というのは確立してもらえないのだろうかという声があります。お答えいただける範囲で結構ですので、もしお答えできたら答えてください。

次、175 ページ、2 目福祉医療費の 20 扶助費の中の、これは 1 番、2 番、ただいまご説明ありました医療費扶助にかかわって、ちょうどこのとき 1 割負担が導入されましたので、ここの決算額そのものは 2 割以上の減額になっていきますね。それで、これまでの対象者はどのぐらいいらして、それぞれ 1 割負

担の負担金額が利用者はどのぐらいかかっていたのか。それと、町として軽減となった金額、前年度と比較して、どのぐらい金額としてあったのか、伺います。

次、183 ページ、老人福祉費の、ここでお尋ねしていいかと思うのですが、19 負担金補助及び交付金、3、老人クラブ連合補助金とありますが、これは単位の老人クラブではないのかなというふうには思うのですが、老人クラブの現在の幕別町におかれる対象者の加入率と伺いますか、どのぐらいの方たちが加入をされているかということが一つです。

もう一つ、これも対象者の方たちからの、大変細かいことなのですけれども、その対象年齢になっても、その老人クラブに入るか入らないかというのは基本的に個人の意思ですよね。そこがなかなか通らない運営があるやに聞いております。それで、その辺の指導と伺いますか、実態をどのように掴んでおられて、どのような指導をなされているのかということです。

次、最後ですが、202 ページ、5 目肢体不自由児通園訓練施設費、これは詳細ではなくて、全体の方向性としてこれまでも議会で度々質問させていただいてきました。この肢体不自由児施設の今までの果たしてきた役割につきましては、この決算でも延べ 524 人ということですが、廃止されるということが、町的意思として決められています。今後のことについて、なかなか心配はずっと続いているわけですが、方向性を早く定めて示していくという時期にきているというふうには思うのですが、今の状況について、見通しも含めて伺います。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 初めに、私の方から 3 点目と 4 点目について、ご説明したいと思います。

3 点目、老人クラブの補助金の関係、加入率の関係でございますが、17 年度現在で、高齢者人口 5,402 人に対しまして、3,198 人が加盟しておりますので、組織化率加入率といたしましては 59%になります。ちなみに男女比率は、男性 44%、女性 56%となります。

それから、加入指導の経緯についてでございますが、やはり高齢化が進んでいるようにお聞きしておりますので、各単位クラブにおいて、若年の会員の加入に努められているとお聞きしております。

それから、愛育園の今後の状況、見通しでございますが、以前にお話ししたかと思いますが、現在、関係機関に働きかけ、ご相談を申し上げておりますので、まだ詳しく今後どうするということころまでは至っておりませんので、ある程度状況が具体的になりましたら、またお話ししていきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方からは、福祉医療費の関係についてお答えいたします。

初めに、1 割負担導入の対象となった人数でございますけれども、重度が 18 年 3 月末で 226 人、これは全体の 48.2%になります。ひとり親の方が 190 人で 30.8%の方が対象となっております。負担増につきましては、全体ですけれども、およそ 800 万円。ひとり親についてはおよそ 150 万円と。

さらに、最後の町費の減になった分という考え方でございますけれども、実は、北海道医療給付事業に則ってやっておりますけれども、道の補助率が下がってきております。補助率が下がってきていることも要素に入れなければならないので、私どもそういう計算しかしておりません。補助率が導入前の平成 15 年度と補助率が下がった平成 17 年度を比較いたしますと、町の持ち出しは重度につきましては 130 万減っております。ただ、ひとり親の事業の方につきましては、一般財源としては 20 万増えている状況でございます。合わせまして、110 万ほど 1 割負担によって持ち出しが減っているという状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（川瀬吉治） 1 点目の社会福祉協議会に対します補助金以降のデイサービス事業で、他の施設との時間帯に差があるというご指摘ですが、他施設の状況を把握しておりませんが、社会福祉協議会が運営していますデイサービス事業につきましては、月曜日から土曜日、時間帯は 10 時から 16 時に開催しております。祭日は、休業日となっております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） また、順番に再質問させていただきます。

社会福祉協議会のデイサービスの、そこそこの事業、独立してやられるわけですから、その人員の配置ですとかいろんな関係で、その事業内容を組まれて、今のような実施のされ方をしているという、そのこと自体は理解をしたいというふうに思うのですね。

例えば、今のデイサービスの事業などにつきましては、9時から実施されているとことが多いやに聞くわけです。そうすると、時間の差、当然お迎えの時間とかいろんなことありますから同じというふうにはならないのですけれども、終わりの時間も5時までというのが、ここは4時というようなことで、合わせて2時間の違いが出てくるというようなことは、結構なかなか自分で希望するところ、選択できないという事情も生じたりして、大体町内の施設というのは同じようになってくれると希望としていいのだけれどという声がありまして、そういうところが指導できる範囲は限られてくるのではないかとはいえますが、是非、ほかの実態も把握されて、そんな声もあることを、いろいろ調整していただきたいというふうに思います。

それと、2点目、医療費の関係ですが、これは非常に重度心身障害者の医療費が、ひとり親家庭ももちろんそうなのですけれども、重心の方の医療費が増えるということは、この時点でも非常に心配されたことだったのですよね。もちろん限られた収入の中で、今までは無料で医療が受けられたのができなくなったという制度替えによることですから。それで、こういった800万、例えば、重心の方ですと、226の方が合計で800万の負担増になったということでもありますから、機械的にはいきませんが、一人3、4万の負担増になったのかなというふうに、この数字から見るわけですね。

それで、もう一つは、町の負担が130万減ったと。道の関係があるから、これはいろいろ数字も動くのでしょうけれども、こういった状況、決算の上でこういうことが明確になってきたら、やはりこういった130万減った分の支援策というのを打っていくというのが、この人たちの負担を軽減する道につながる。いつも言っているのですけれども、今回の数字、決算を見て改めて正確な数字が出ると、なおそういう必要性を感じるわけですが、いかがでしょうか。

それと、老人クラブの問題なのですけれども、非常に町内で活発に活動されておまして、この点では今の幕別町のコミュニティ活動あるいはボランティアも含めていろんな点で精神的な活動をしているのが老人クラブではないかというふうに、私は思うのですけれども、本当にお元気で、皆さん頑張っていて、そのことは非常に喜ばしいことだというふうに思っています。加入率ももっと高いのかなというふうに思いましたら6割切るといいますから、それぞれ体の状況もあるわけですから、こういう数字なのだなというふうに思いました。

同時に、それぞれのクラブが自主的な運営されていると思うのですが、補助金を受けながらやっていますよね。加入人数に応じて幾ら幾らというような形で。この辺が非常に微妙なところがありまして、実際には加入する意思がなくても、そういった財政上の関係で、何といたのですか、そういうきちっとコミュニケーションがいかないまま進んでしまう実態。それと、補助金だけではなくて、それぞれやっぱり会費というのもありまして、そういった関係。こういうことが微妙な問題がざわざわとあちこちのところから生じてきていることがあるものですから、やはり実態に合った運営になるような指導が、これは柔らかい指導だと思うのですが、必要ではないかなというふうに思います。

せつかくの組織が、地域の中でトラブルになってしまうというようなことにならないように指導されることが大事ではないかなというふうに思います。

それと、愛育園のことなのですけれども、私、ずっと取り上げてきて、なかなか方向性が出ないというのは、相手があることですから、こちら側だけの意思ではいけないと思うのですが、少なくとももう半年切のわけですね。ちょっと進め方としては遅いのではないかなというふうに思いますね。もっと強力な働きかけというのができないものなのかどうか。

それと、私、幕別の障害者政策で思うことなのですけれども、今、自立支援法のかかわりで新たな事業が立ち上がってやっていきますけれども、うちは例えば、障害者の入所施設はありませんよね。それから、今回、唯一あった愛育園もなくなっていくと。そういうようなことを見れば、施設の数だとか障害者が、この地域で本当に住んでいこうと思う、いわゆるハード面の整備というのは、必ずしも整って

いるところではないのではないかというふうに思うのですよね。

裏返せばその政策の弱さといいますか。わかるのです。帯広と近い。そういう状況もありますから、ですから、十勝圏でみていろいろ対応されていく。限られた財源でもありますから。そういった手法もとられるのですが、しかし、特に障害者の方たちは、地元でいろんなこと、ここの地域でずっと住み続けられるような環境というのはいつでも望まれているわけですね。

その点で、この愛育園もずっと役割を果たしてきましたね。これが今なくなろうとするときに、新しい手立てをやっぱり精力的に働きかけて示していくということが、こういう方たちの安心を保障していくことになるのではないのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 社会福祉係長。

○社会福祉係長（川瀬吉治） 1点目のデイサービスの事業の開始時間ですけれども、町内には札内地区に2業者いらっしやいまして、9時から5時までというお話ですが、社会福祉協議会につきましては、地域性がありまして、南幕別方面の方を対象にしていることがありまして、お迎えに行く時間が相当数、他の業者とはちがってかかってしまうというような実態がありまして、お迎えの時間ですね。例えば、糠内に行って、明倫に行ってなんていうようなことになれば時間を要しますので、こういうような時間帯の設定になっているのだとは理解はしているのですけれども、可能性としては、お話しはしたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 福祉医療費の関係について、お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、この事業、北海道の医療給付事業の要綱に基づいていっているところで、1割負担導入されたのは、平成16年の下半期からで、所得要件が設けられ、それ以上の方については1割負担が導入されたということでございます。

この改正の趣旨は、一定以上の所得のある方については、ある程度の負担をしていただきたいという趣旨でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 私から、4点目の愛育園の対応の関係について、ご説明させていただきます。

最近、医療の進展等に伴いまして、以前にもお話ししましたが、原因別の対応が専門の医療機関で行われるということで、皆さまそちらの方の専門の医療機関に並行通園されている方が最近多くなっております。

町として今後対応していく必要があるのは、保護者の相談支援の場の提供をまず考えております。それから、現在、愛育園を会場に、巡回療育相談、年に4回行っておりますが、この会場についても帯広市などと協議しながら、場所の確保を図っていきたくと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3点目の老人クラブの関係なのですけれども、老人クラブにつきましては昨年の公区長会議の際にも、そのような強制加入されているのではないかとご質問を受けまして、私たちもそのことがないように、11月に老人クラブ連合会の方には、一度お話をさせていただきました。

また、その後も、今年の5月あるいはまた、最近もこのようなお話をお伺いしておりますので、引き続き老人クラブ連合会の方に合わせまして、あくまでも任意加入とさせていただきたいということで、説明させて、これからも引き続き進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 愛育園の見通しのことですが、相談支援活動、今、考えていらっしゃるということなので、どの程度の、どこでどんなふうに行われるのかなというふうには思うのですが、私、ちょうど今、子育て支援事業が幕別は既に開始されて、それを拡大していく経過がありますよね。新しくさかえ保育所の新築オープンに応じてやっていくというようなこともありますので、そういったことも、場所の確保などもこういう時期にはある程度容易にできやすいのかなというふうにも思うわけですね。

ですから、そんなこともきちっと持たれて、要は今自分は今度どうなるのだろうと思っているその対

象者の方たちに対して、急いだ対応というのが大事だと思いますので、その点はもう一度伺います。

それと、これはいつも見解が分かれるということではないとは思いますが、医療費の問題です。一定程度の所得要件があって、ある程度の所得以上の方のみの負担なのだとのことですよね。今、課長のお話ですと。そのある程度のラインというのは、どのぐらい所得あったら有料で、無料になる方はどの所得範囲以下なのですか。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず、基準は、市町村民税が課税か非課税かということになっております。

課税の方については1割負担導入ということでございます。金額につきましては、それぞれの家庭の家族構成によって異なりますので、今、ここでちょっと幾らということとは言えません。

○委員長（千葉幹雄） 西尾助役。

○助役（西尾治） 愛育園の問題ですが、ご指摘ありますように、早い時期から精力的に帯広市あるいは支援されている町村と協議を進めておりました。受皿となつていただけるような施設についても、具体的に協議をしている経過はありますが、なかなか話がまとまらない状況にあります。今の段階ではつきり申し上げられるような状況にないということはお話のとおりであります。

できる限り、私どもとしては、今、通園されている方、安心をしていただけるように、極力早い時期にきちんとしたお話ができるように、なお努めていきたいというふうに思っておりますが、たまたま10月以降愛育園に引き続き通園されるご希望を持っているご家庭3名の方がおられますので、もし、具体的にそういう見通しが遅くなるようであれば、少なくとも個々に面談をさせていただきまして、十分それらの方が心配に陥らないように、その手当だけは十分させていただきたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 最後ですが、今の医療費のことだけ再質問させていただきます。

課税、非課税が分岐点だということでもあります。今の課税世帯の収入状況というのが、もちろん高い人も含まれてはいるかとは思いますが、総体として非常に厳しい状況にあるということは、私、一般質問の中でも町民全体の状態として取り上げさせていただきました。

そういうことを考えれば、その中でも大体年収140万から150万のところに分岐点になっているようでありました。そうであるなら決してその一定の所得というか、有料になった方たちは、所得の高い人ということだけでも言えないと思います。

今後、やはり手立ても含めて考える必要があるやに思いますが、いかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 西尾助役。

○助役（西尾治） すべての部分において、今大変厳しい状況にある。特に高齢者の方も含めて、特に仕事の面からいけば、今、中橋委員がおっしゃっているとおり、必ずしも課税、非課税だけで十分な対応ができるのかという、私どもも決してそうではないだろうというふうに思っております。

ただ、先ほど来申し上げますように、制度として進めるときに、町としてどの分野にどう答えていくのかということについては、極めて町としては難しい問題もあるのかなというふうに思っております。

決して楽な状況でお支払いいただいているというふうには思っておりませんが、少なくとも制度を考えるときに、なかなか私どもの町だけでも十分対応しきれない部分はないのかなというふうに思っておりますので、これは制度全体のことも含めまして、十分それらのことが、生活者にとって大変なことになるように、どう手立てをしていくことがいいのか。町としても考えていきたいとは思いますが、やはり根幹となる道の施策としても、もう少しその辺のことを考えていただけるように、私どもとしても機会があれば、十分要望もしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） そのほか。

野原委員。

○20番（野原恵子） 173ページの負担金補助及び交付金ですが、8番の民生委員活動費交付金の件についてなのですが、民生員の方の役割の一つとして、地域の高齢者の方々を訪問するというのもあ

と思うのですが、それは各民生委員の方々によりまして、1カ月に1回とか、とか2カ月に1回行くとか、いろいろあると思うのですね。

それで、介護保険始まる前は、看護師さんが高齢者の一人暮らしのところ訪問していたと思うのですが、それがなくなりまして、いろいろ相談ごともしたいとかという高齢者も中にいらっしゃいます。

それで、民生委員の方で、訪問されていると思うのですが、どのくらいの感覚で一人暮らしの高齢者のところに訪問しているのか。その辺、お聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） ただいまの民生委員の活動についてのご質問でございますが、民生委員の対象とする世帯数ですけど、70世帯から200世帯に一人というふうに定められておりまして、本町では、9,714世帯に50人という定員で一人平均約194世帯になっております。

しかし、市街地区などではほとんどが200世帯を超えまして、中には300世帯を超える担当地区を持っている民生委員さんもいらっしゃいまして、なかなか一人一人どのように対応されて、何件ぐらいかということとはちょっとこの場ではわからないような状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○20番（野原恵子） 高齢者の方でも、尋ねてこられたら嫌だという方も中にはいらっしゃるのですよね。でも、一人暮らししているとなかなか地域とうまく交流できなくて、訪問していただくのがすごくいろんなことをお話ししたり、相談したりするので、心待ちにしている方も中にはいらっしゃるのです。

ですから、すべての方にとは言いませんけれども、民生委員を何年かされていますと、地域の様子もわかってくると思うのですよね。初めて民生委員になった方は状況はわからないにしても、長年やっていたら地域の状況がみえると思うのです。それで、一人暮らしでそういうことを希望しているという方もわかると思うのですよね。ですから、そういうところをやはり訪問して、いろいろ話し相手になるということが必要ではないかと思うのです。

それで、高齢者の方で入院したりだとか留守にされている方もいらっしゃると思うのです。そういうところには、いついつお尋ねしましたということメモ書きでも何でも入れておくと、いないときに来てくれたのだなということがわかると思うのですよね。

お尋ねしても何箇所も来ないのですよねという方もいらっしゃるのです。ですから、一言相手の高齢者の方に訪問したということがわかるという手立ても必要ではないかと思ひまして、そうすると民生委員の誠意も伝わると思うのです。

そういうので、地域を良く見て、そういう方を希望されているところには訪問するという姿勢が大事なかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 日ごろから民生委員の皆さま方には、地域の実情把握、それから生活上の相談に応じていただくなど、地域の情報収集に努めていただいておりますが、今、野原委員から言われましたことなど、毎月民生委員協議会、研修会やっておりますので、そうした中で、是非お伝えして、お願いしていきたいと思ひます。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 180ページ、5目老人福祉費、11節需用費の敬老会に関してであります。説明資料で人数が書かれてあるのでありますが、一つ目は、去年ぐらいから出席をとるような形にされた。17年度が831人のご出席なのですけれども、ご出席をしておいて、欠席になった方結構いらっしゃるのではないかと、そういう声がありました。

今年もその形でとられて、結構弁当が余って、お手伝いの方々にお配りしてというふうな、そういう話も聞かせていただいた。その辺の実数を踏まえていらっしゃるのかどうか。

もう一つは、食料費と消費費で約300万強の支出があるわけではありますが、そのほかにバスだとか、あと、整理をされる方だとかというところで、結構経費がかかっているのではないかと思うのでありま

すが、その辺の経費の形はどうなっているのだろうかということと、もう一つは、このことは町長が常々課題だということでおっしゃっていらっしゃったのですが、将来に向けてどういうふうな考えでいらっしゃるのか。

3点、お伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） ご質問にありました敬老会の出欠につきましては、昨年度からはがき等で出欠の取りまとめをしております、17年度の出席率が138%、それから、本年度約36%の出席の報告を頂いております、はがきがあとで提出される方、あるいは電話で出席の報告をされる方等もいらっしゃいますので、やはりその分、余裕も見て出席予定の人数分は確保しておりますが、今年も天候が悪いなどの状況で、ご指摘のとおり20人から30人分ぐらいはどうしても余ってしまうのかなと思います。

それから、もう1点のバスの経費につきましては、約60万円かかっております。

○委員長（千葉幹雄） 西尾助役。

○助役（西尾治） 敬老会、今後どうしていくのだというお話でございます。

これは公区長さん方を中心に、協働のまちづくりの中でも、敬老会の会場が多分以前のような開催方法ですと、札内スポーツセンターでも開催できないという状況がありましたので、ご相談を申し上げてはきておりますけども、私どもとしては、コミセン単位ですとか、あるいは公区単位ですとか、いろんな手法での開催方法が考えられるなということで、ご相談をさせていただいております。

ただ、なかなかまだそこまで地域の、特に公区長さん方を中心にする会合の中では、今すぐ移行できるというようなところまでのご理解を頂いておられない状況でありまして、今すぐ、では分散開催ができるかという、なかなかそこまで熟していないということでございます。

ただ、開催方法が若干変わりましたので、現在のところスポーツセンターでの1カ所開催、忠類での今現状では2カ所の開催の手法は、ここ何年間かは続けられるのかなと。

ただ、早晚、1カ所での開催、今、忠類とは2カ所の開催は無理だということになってまいりますので、これからも特に協働のまちづくりの中では、そういう手法も含めて、さらに検討を進めていきたいというふうに考えております。現時点で、何年度からどうするということまではっきりした方針は定まっているわけではございません。

○委員長（千葉幹雄） 芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 人数までは把握できないということで、何人かの欠席があるのだということだと思っておりますが、結構経費がかかって、そして人数も恐らく平成16年と17年に比べましたら300名近く減っております、お祝い金がなくなったので行かないのだという方を耳にしたことがありまして、そういうことも減っておる原因になっているのではないかなと思うわけでありまして。

助役からご答弁いただいたのですけれども、確かに公区だとかということで、結構話をお伺いしましたら、公区全体が敬老会なのだ。構成員が、公区の方々ではとてもできようもないのだというふうな、そういう実情もあるそうでありまして、なかなか助役がおっしゃったように、検討が必要なのだろうと。

もう一つ、声がありますのは、行った方も2,500円ぐらいの弁当とセットなのですよ。大体、お弁当とそれぐらいの経費だと私聞いているのですけれども、行かない人は何も当たらないのだと。段々人数が少なくなってきた、行かない人が多くなってきたときに、そしたらその辺でお祝いのお祭りなのだからいいのだけれども、その辺の不平等感というのが出てくるのでないかと。

それだったら40万近くかかるのだったら2,000円ずつ配った方がずっといいのでないかというふうな、そういう声が地域をまわったら出るわけでありまして、その辺の配送されている自治体もたくさんあるわけでありまして、幅広くひとつ検討をされた方がいいのでないかというふうな、こう思うわけでありまして、どうでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） お話がありましたように、16年度から17年度、出席人数が減っておりますのは、16年度は祝いを80歳以上に差し上げておりましたが、17年度から80歳と87歳の節目の方のみ

にさせていただきます、人数が減っているものと考えております。

それから、開催方法、対象年齢等につきまして、昨年の11月に公区長さんにアンケートを行っておりますが、対象年齢につきましては、現在の77歳以上がいいという方が41%、また、80歳以上がいいという方が24%、いずれも支持いただいているのかなと思います。

それから、開催の方法でございますが、今現在、幕別地区と忠類地区、それから、特養の札内寮3カ所開催でございますが、開催方法につきましても町主催で、1カ所から3カ所程度がいいという方が63%おられました。

これらのことを踏まえて、また、ご意見等を伺いながら、今後のことについては考えていきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

それでは、ちょっと延長になりますので、この間、3款民生費が終わるまで時間を延長して審査をしたいというふうに思いますけれども、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） それでは、そういうことでよろしく申し上げます。

堀川委員。

○16番（堀川貴庸） せっかくの機会ですので。まず183ページ、5目の老人福祉費の中の18節備品購入費、緊急通報用の電話機設置事業について質問させていただきます。

これは平成18年3月期では5台の新設で購入されて、忠類地域も含めて最終的に243台の保有の228台設置というふうに決算資料から読み取れたのですが、これは大分幅広く一人暮らし高齢者等の家庭に電話機が設置されて、非常に安全安心の生活感が得られているのではないかなというふうにも思いますが、まず、この通報用電話機設置事業について、今後、どのような見通しでされていくのか、お尋ねをします。

それからもう1点、195ページ、児童福祉費の中の1目児童福祉総務費、20節扶助費の児童手当の部分でお尋ねしたいと思います。これも1億円以上の児童手当が制度によって、それぞれの家庭に、生活の安定に寄与するため、あるいは次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としたということで手当されていると認識しています。ただ、今年4月1日から、この児童手当法がまた改正されて、またさらに拡大をされました。そのときに、拡大をされて対象世帯数が増えたかと思うのですが、どれくらい増えたのか、お尋ねをします。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 私の方から緊急通報電話の関係について、ご説明したいと思います。

今現在、堀川委員のお話にありましたように、忠類と幕別も今含めまして、243台ございます。そのうち実際に設置されているのが228台ということでありまして、この事業に関しては、その緊急通報システムもそうでありまして、それに煙センサーですとか、ガスセンサー、熱センサー、こういったものが一緒についておりまして、それぞれ異常が発すると消防の方につながっていくという形になっております。

昨年の実績でありますけれども、実際に通報された件数というのが269件ございました。そのうち大半が誤報という部分もあるわけなのですけれども、実際に消防が出動したのが32件ございます。そういった形の中で、やはり一人暮らしの老人、あるいはこれから高齢者の方が増えていくと思っておりますので、今後も継続していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 2点目の児童手当の改正に伴う対象児童数の人数でございますが、毎月、対象児童数につきましては変動がありますので、今回9月補正でさせていただきました延べ人数で7,400人分、金額にして4,070万円増えるものと試算しております。

○委員長（千葉幹雄） 堀川委員。

○16番（堀川貴庸） これからも緊急通報用の電話機の設置事業については、継続されていくということ

でしたので、多少は安心しました。

熱センサーと煙センサーなどを併設されているということでしたので、ここで先般、火災報知機が設置義務、5年でしたか、確か一定の経過期間をもって設置義務が各家庭にされたと思います。この火災報知機のこの用をこの熱センサーあたりが供するのちよっとわかりませんが、その辺をひとつ確認をしたいなというのと、忠類地域の電話機の通報先が、これは幕別消防になるのでしょうか。その点もちよっと確認をしたいと思います。

それから、児童手当制度については、かなりの延べ人員で拡大となったということでした。これはそれぞれ広報やホームページからも検索できるのですけれども、ただ実際、この現況届を出してもらわないことには、きっとテーブルには乗らないだろうというふうに思います。実際、私の近い人でも、この現況届が届かなかった方も実はいらっしやったようで、この周知徹底がどのようにになっていたのかということを確認したいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、火災報知機との関係なのですけれども、緊急通報システムにおける熱センサー、ガスセンサーというのは、あくまでも消防の方に緊急時につながるというものでありまして、火災報知機、今回、建築基準法の方に関係する火災報知機とはちよっと性格を別にするものでありまして、これとは一緒にならないというふうに考えております。

それから、あと忠類地区の関係ですけれども、これは幕別の消防の方につながるように4月1日以降、そのように切替えをされているところであります。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 児童手当のこれまで周知方法、経緯についてご説明いたします。

まず、4月の28日に、12歳までの児童がいる方の保護者、それから、拡大となりました5、6年生の児童がいる手当受給中の保護者の方、合計825世帯に制度改正の案内分と必要書類を送付しております。それから、広報の5月号と6月号に制度改正の内容を掲載しております。また、4月26日には教育委員会を通じまして、町内の小学校10校の4、5、6年生にパンフレットを配布しております。また、広報9月号に3回目の制度改正の内容を掲載いたしました。

それから、さらに9月1日に、これまで申請のない世帯を対象にいたしまして、必要書類を発送したところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 堀川委員。

○16番（堀川貴庸） 緊急通報用の方はわかりました。あと、児童手当の方で、そうすると、漏れがなかった。お知らせに対しての漏れがなかったということではよろしいのでしょうか。実際、そういう声は届かなかったという声は聞こえたのですが、いかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 対象となり得る方への周知は漏れないと思っておりますが、公務員世帯につきましては、所属長が全額負担いたしますので、お知らせはしておりません。

恐らく被用者、サラリーマン等の事業主負担のある方ではないのかなと考えております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

3款民生費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

17:10 散会

平成17年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成18年 9月21日
開会 10時00分 散会 17時17分
- 2 場 所 幕別町役場 5階議場
- 3 出席者
- ① 委員 (25名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|---------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 3 前川敏春 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 |
| 6 岡田和志 | 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | |
| 11 中野敏勝 | 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | |
| 16 堀川貴庸 | 17 乾 邦広 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 |
| 21 永井繁樹 | 23 坂本 偉 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 | 26 南山弘美 |
| 27 杉坂達男 | 29 額額太郎 | | | |
- ② 委員長 千葉幹雄
- ③ 説明員
- 町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦 税務課長 前川満博
企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則
土地改良課長 角田和彦 農業振興担当参事 田井啓一 土木課長 佐藤和良
都市計画課長 田中光夫 施設課長 古川耕一 車両センター所長 森 範康
水道課長 橋本孝男 会計課長 鎌田光洋 学校教育課長 八代芳雄
学校給食センター所長 仲上雄治 生涯学習課長 長谷 繁 図書館長 平野利夫
幕別農業委員会事務局長 飛田 栄 忠類農業員会事務局長 稲田和博
監査委員事務局長 坂野松四郎 地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美
住民課長 湯佐茂雄 経済課長 飯田晴義 建設課長 吉田隆一 教育課長 中川正則
議長 本保証喜 監査委員 大野和政
- ほか、関係係長及び係
- ④ 職務のため出席した議会事務局職員
- 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 4 欠席者 10 豊島善江 15 齊藤順教
- 5 審査事件 平成17年度幕別町一般会計ほか15会計決算認定
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

議事の経過

(平成 18 年 9 月 21 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（千葉幹雄） それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

○事務局長（堂前芳昭） 本日、10 番豊島委員、15 番齋藤議員より欠席する旨の届出がありました。

○委員長（千葉幹雄） 4 款衛生費に入らせていただきます。

4 款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4 款衛生費の説明をさせていただきます。

212 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、予算現額 4 億 8,916 万 5,000 円に対しまして、支出済額 4 億 8,750 万 389 円であります。

1 目保健衛生総務費であります。1 節報酬は嘱託医師 14 人分の報酬。8 節報償費の細節 3 は、夜間等の救急診療に対する帯広市医師会への謝礼であります。9 節の旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものであります。214 ページになります。13 節委託料は、細節 6 の妊婦に係る一般健康診査委託料が主なものであります。19 の負担金補助及び交付金の細節 3 は、高等看護学院に係る負担金であります。細節 11 は、公衆浴場確保に係る補助金。細節 13 は、日曜日の当番制診療に係る交付金であります。

216 ページになります。2 目予防費は、感染症予防のための予防接種などに係る経費であります。11 節需用費は、細節 70 の医薬材料費が主なもので、13 節委託料は、結核検診のほか、麻疹、風疹、インフルエンザなどの予防接種に要した費用であります。

218 ページになります。3 目の保健特別対策費は、健康に関する啓発事業及び各種健康診査など生活習慣病予防対策に係る費用であります。13 節の委託料は、医の検診や婦人科検診及び次の 220 ページになりますが、基本健康診査、肺がんや乳がん検診、さらには巡回ドックなどの各種検診に要した費用であります。

4 目診療諸費であります。1 節報酬は、駒島、糠内、新和、古舞、日進の各診療所開設に係る経費が主なものであります。開設日数につきましては 197 日で、受診者数は 743 人です。222 ページになります。13 節の委託料は、忠類の診療所及び忠類歯科診療所に係る管理運営に係る委託料であります。

5 目環境衛生費は、省エネ推進に係る費用及び葬祭場や墓地の管理に係る費用が主なものであります。1 節報酬は、省エネ指導員に係るもので、指導回数 3 回分の報酬であります。224 ページになります。7 節賃金は、環境衛生に係る嘱託職員 1 名分の賃金。11 節需用費は、葬祭場に係る光熱水費など。13 節の委託料は、細節 1 の葬祭場の管理委託料が主なものであります。226 ページになります。15 節工事請負費は、葬祭場の火葬炉を年次計画をもって補修しているものであります。28 節の繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費は、十勝中部広域水道事業団に係る補助金、負担金、出資金のほか、水道事業会計出資金及び簡易水道特別会計への繰出金であります。

2 項清掃費、予算現額 3 億 5,559 万 2,000 円に対しまして、支出済額 3 億 5,510 万 704 円です。

228 ページになりますが、1 目の清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用などです。11 節需用費の細節 30 印刷製本費です。ごみのカレンダー及びごみ袋の印刷作成などに要した費用です。12 節の細節 15、公共施設等ごみ処理手数料は、町有の各施設のごみ処理に要した費用です。細節 16、指定ごみ袋取扱手数料は、町内の取扱店 43 店舗への手数料です。230

ページになります。13 節委託料、細節 5、ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用であります。15 節工事請負費は、豊岡ごみ処理場を適正に閉鎖するための工事であります。17 年度の主な工事内容は、盛土工事のほか、法面工事、張芝工事、排水工事などを行ったものであります。なお、この工事期間につきましては、平成 14 年度から平成 18 年度の 5 か年間を予定しているところであります。19 節、細節 3 は、ごみ処理に要した費用を十勝環境複合事務組合に負担したものであります。細節 5 は、資源回収推進実践地区として、65 の公区や団体に対し、協力を交付したものであります。細節 6 は、コンポスト 61 個、電動生ごみ処理機 34 台の購入に対し、助成したものであります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○20 番（野原恵子） 213 ページ、保健衛生総務費の乳幼児健診、臨時職員賃金の中で、歯科衛生師賃金というところがありますが、ここでは、乳幼児のフッ素塗布もされていると思うのですが、このフッ素塗布ですが、今、子供たちは何人ぐらいの乳幼児がこのフッ素を受けているか、お聞きしたいと思います。

それと、219 ページ、保健特別対策費の中の婦人科検診委託料の件なのですが、婦人科検診は、今、2 年に 1 回になっていると思うのですが、その中で受診者がどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） フッ素塗布の関係でございまして、418 人の方が受けております。

子宮がん検診が 660 人、それから乳がん検診が 407 人というふうになっております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○20 番（野原恵子） このフッ素塗布の場合ですが、これは希望者の方だと思うのですが、町の助成と、それから歯科医師の助成と両方で受けるということになっているのでしょうか。それとも、町の負担でこれはフッ素塗布されているということになっているのか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

あと、フッ素塗布の場合、歯医者さんに行きますと、希望者の方は申し出て下さいというふうにはされているのですが、これは検診のときに、フッ素塗布するように指導もされているということなのか、その点お聞きしたいと思います。希望されない方はされないということになっているのか。その辺を、歯は大事なものですから、どのような指導されているのかお聞きしたいと思います。

それと、婦人科検診なのですが、2 年に 1 回となりますと、1 年ちょっと都合があってできない場合には、4 年に 1 回ということにもなりますね。そういうふうになると検診が遅れて発見も遅れるということになると思うのですが、その辺は、この間の推移の中で、受診者がどのような状況になっているのか、数をお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 保健予防係長。

○保健予防係長（境谷美智子） フッ素塗布の方ですが、17 年度までは、一人の自己負担額 500 円ということで、集団という形で実施させていただいております。

歯科医師の費用弁償に関しましては、年間の嘱託医師報酬の中で、費用弁償という形で 1 回のフッ素塗布に関して 1 万 3,500 円の費用弁償をさせていただいて、年間決めた日数で実施しております。

啓発活動についてですが、各種検診のみならず、今は妊産婦のときのパパママ教室のときから、あるいは、新生児訪問のときから、歯科指導という形で歯が大切だというお話、お母さんの健康状態のところから大切だよということで、一貫した歯科指導の体制を組んでおります。ただし、フッ素塗布は絶対的なものではないという形で指導は続けています。フッ素塗布はしっかり歯磨きをすることでフッ素塗布の効果が高まるよというところを、啓発の第一と考えておまして、ですから、希望されないお母さ

ん、又は、フッ素に関しても医学的にも賛否両論があるというのも確かな状態で、フッ素を塗ることが医学的に良くないという学説を唱えている方もいらっしゃいますので、そこはお母さんたちにたくさんの情報をこちらから与えて、選んでいただくという形にしております。

それから、子宮がん、乳がん検診ですけども、ご指摘のとおり、補助に関して厚生労働省の方の指針という形の中では、2年に1回という形になりました。町の方は、指導としましては、毎年受けることが望ましいですよ。ただ、町費として補助できるのは、年齢をこのような形にしていますという形での啓発を切替えの当初から初めておまして、確かに実数としましては、推移は若干、もちろん実数なので、2年に1回ということで受診者数のこちら側に、補助した形で結果が戻ってきている数は減っておりますけども、通年で受けている方というのは、逆にそんなに落ちてはいないというふうに。というのは、集団検診にウエイトよりも、今、個別検診のウエイトに力を入れておりますので、個別検診の受信者の方というのは、2年間に1回補助がなくても定期的に受診をして、婦人科の方で子宮がん検診、乳がん検診を受けているという方が多いですので、そちらの方では人数が極端に大きく減っているということはないと思います。

確かに、2年に1回だから、今年は補助がないので、では今年は止めますという方もいますけれども、こちらの方の指導体制としては、検診は年に1回が望ましいといわれているのは変わっていないのですよということは強調させていただいております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○20番（野原恵子） フッ素塗布の方は了解いたしました。

婦人科検診の方ですが、そういう受けるという意識を持っている方は、毎年助成がなくても受けているということは、それも了解いたしました。

しかし、その意識がそこまで向上されていない方の手立てをどうするかということも、町としては対策を立てなければならぬと思います。そういう方々にも、きちっと早期発見、早期治療をすれば、医療費も少なく済むわけですから、そういう手立てもしっかりと啓発、啓蒙されていくことが必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） ただいまの関係ですけれども、広報等を通じまして、重要性といいますか、検診を受けることの大切さ、そして自分の健康を守ることの大切さを、広報などを通じて周知を図ってきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、218ページの目は保健特別対策費という、項目でいきますと、ちょっと当てはまらないといえますか、資料の中の62ページ、ここの成人病保健対策の中の家庭訪問事業がございますね。これの実績が書かれているのですけれども、これにかかわってお尋ねしたいのですが、介護保険が導入されますときに、高齢者の元気な方、介護保険対象外の方につきまして、「お元気ですか」の一声かける保健師さんの訪問事業といえますか、そういうのを実施をスタートされたと思います。その実績ですね。毎月、人数どのぐらいの方を対象にして、対象者がどのぐらいいて、実際に訪問活動はどんなふうに行っているのか。実績をお伺いいたします。

それと、次、215ページのこれも同じ目にはなるのですが、13の委託料の中で、妊婦検診で、ちょっとここからは外れてしまうのですが、もしお答えいただけたらと思うのですが、今、妊婦検診ではなくて、不妊治療の方で、今年から少子化対策として取り組まれております。どこでも医師の問題がありまして、十勝管内では難しいということが、現時点で報じられております。うちの町としても、何か対策を講じられていられるのかどうか、働きかけもされているのかどうか。その取り組みについてもお答えいただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 「お元気ですか」訪問の、まず関係がございますけれども、これについては、

民生費の中で、高齢者在宅介護支援事業というようなことがありまして、これは社協の方に委託をいたしまして実施している事業でありますけれども、23人の方が利用されておまして、延べの回数としましては637回行っているというような状況になっております。

それから、不妊治療の医師の関係でありますけれども、新聞などによりますと、慶愛病院の先生がお辞めになったというようなこともありまして、その後どうするかということもありましたけれども、その慶愛病院の中でも、新しく不妊治療に当たる先生を募集されているというようなこともお聞きをしておりますので、その中で、どなたか見つければというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 「お元気ですか」のこの事業ですが、23人が利用されているということですが、利用できる条件ですね。これはどんな条件なのでしょう。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） ちょっと今、その民生費の方の資料を持ってきておりませんでしたので、ちょっと私の記憶なのですが、確か65歳以上で、単身の世帯といいますか、お一人の老人の方というふうに記憶しております。

○委員長（千葉幹雄） 今、衛生費のところ、関連ないということではないのですが、余りあれしていくと、介護の関係というのでしょうか、民生費の方にかかわってくるが多くなってくるので、その辺、頭に入れながら質問してください。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 実は、家庭訪問という事業の大事さということでお伺いするわけですが、いろんな、総合的に町民の方たちの年齢区分によって保健活動、介護の認定された方は介護の事業で、あるいはされなかった方は、ここにもありますような生き生きエンジョイ教室とか、そんなことを取り組んで、町民全体に目を向けた健康対策といいますか、その状況掌握も含めて取り組んでいらっしゃるというふうに思うのですよね。

実は、私、今年の、既にこちらでもお聞きになっていると思うのですが、今年の2月に札内の団地の中の町内で、84歳のおじいちゃんが孤独死されて、2週間経って発見されたということ、私は数日経ってからお伺いしたのですが、なぜそういう状況に至ったか。実際に発見されたのは2月で、お医者さんの診断ですと、死亡されたのは1月15日ごろということですから2週間ですよ。

冬のこともありましたから、ご近所のお付き合いもその時点では余り、夏はあるのですが、なくて、そういう状況もあったものですから、結局町としての訪問活動というのを、これまでいろんな形でやってこられていて、そういうその状況も克服する役割もあったのだというふうに思うのですよね。もちろん保健師さんたちのまわるのは、お元気ですか、あるいは全部含めてですが、健康管理も含めて状況を掌握するということではありますが、そういう問題が生じたときに、保健事業全体の中で、やはりそういう状況に陥らないような衛生活動なり訪問活動なりというのを位置付け強化をしなければいけないのではないかなというふうに、自分は思ったわけですよ。

お一人暮らしの方は対象にお尋ねしているというのですが、お年寄りの状況というのは、例えば、ご夫婦でいらしても、長期にどちらかが入院されるとか、いろんな状況あります。保健業務としては、そういうものも網羅した上で、残念な事態が生じないような施策ということも、きちっと考えなければいけないのではないかなというふうに思いました。

今、委員長のお話がありましたように、民生にかかわって細かいことということは求めません。そうではなくて、ここに訪問活動ですとか、エンジョイ活動ですとか、それもそういうものの一環だというふうに思うのですよね。

ですから、そういう中の位置付けとして、こういった問題どんなふうに捉えていらしたのか。どんな手をこれから打とうとされていたのか。そういうお考えがあれば、お聞かせください。

○委員長（千葉幹雄） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 各戸に訪問する活動につきましては、いろいろと事業がありまして、先ほど

申し上げました「お元気ですか」訪問などは、社協の方をお願いをしまして、一人暮らしの高齢者、あるいは閉じこもりがちの方ということで、こちらで抽出しましてやっているほか、あと、民生委員さんには、当然、高齢者の方々に対する訪問、あるいは在宅介護支援センターというところも相談を受ける窓口として載っております、これは社協だとか、あるいは特別養護老人ホームにしている在宅介護士の方。それから、町にも支援センターがありますので、そちらの方にもご相談していただくことだとか。あと、保健師も当然個々のそういう相談を伺いしながら、自宅の方を回っているというような状況もあります。

いろんな、このようなことがありますので、先ほど申し上げました札内の方が孤独死された。そのようなことがないように、今後もいろんな場面を通じて、相談活動に携わっていきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 223ページの5目環境衛生費、1節の報酬、細節の1、省エネ指導委員報酬というのがあります。これともう1点、231ページになりますけれども、清掃総務費の19節、細節6の生ごみ処理機の購入補助金。この部分について質問いたします。

この省エネ指導員の報酬というのがあるのですが、これは16年度では3名ほどおりまして、予算もかなり使われている部分があるのですが、今回は非常に額が落ちていて、この部分はどういうようなことをされているのか。また、何名の方が動いておられるのか。ちょっと聞きたいと思います。

それから、生ごみ処理機の方ですけれども、説明資料の64ページで載っておりますけれども、今年度におきましては34戸、先ほど説明ありましたけれども、去年からみるとかなり落ちているわけです。今後、どのような形で、これを継続していくかどうかというようなこともお聞きしたいというふうに思います。この2点、お願いします。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 中野委員のご質問にお答えいたします。

初めに、省エネ指導員の関係でございます。平成16年度の予算において、3名の方を委嘱しているというご質問だったので、平成16年度につきましては、省エネ推進委員会の委員の報酬が3名と。これにつきましては、省エネルギービジョンの策定ですとか、そういうような計画関係を真偽していただくために、委員会設けて報酬を支出していたものでございまして、省エネ指導員につきましては、今年度1名委嘱しております。

活動内容につきましては、先ほど、三日分ということで民生部長ご説明しておりましたが、9カ所で町民の方を対象に、省エネルギーに関する啓蒙活動、講演というようなことをさせていただいております。延べ700名の方、これに出席していただいているという状況でございます。

次に、電動生ごみ処理機の購入助成でございますけれども、ご指摘のとおり34戸、今年度は助成しております。

平成15年から累計延べで174台の電動生ごみ処理機に対して助成してきたところでございます。非常にごみの処理におきまして、生ごみの処理というのは水分があり重要があるということと、処理場の方で水分を含んでいるので、非常に燃やしづらいということで、処理経費には大きな負担がかかっている状況だということでございますので、今後とも、コンポストと電動生ごみ処理機の購入助成普及については、引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 省エネの部分ですけれども、新エネルギービジョンと併せて、もっと積極的に進めていく必要があるのではないかとこのように思うわけです。年間9カ所で700名の方が講演を聞いているということでもありますけれども、余り住民に知らされていない部分もあるのではないかとこのように思います。広報等で知らせているのだと思いますけれども、もっときめ細かに、せっかく幕別町の地域省エネルギービジョンという立派なものもできて、この中身を見ると、目的もしっかりしたものがありまして、教育などの部分もしっかり載っているわけです。そういう部分では、行われていない部分

もあるのではないかと。学校や何かについてもこの教育はもうなされているのでしょうか。また、企業体で省エネに取り組んでいる企業もかなりあると思うのですよね。こういうところの表彰とかそういうのも行われているのでしょうか。お伺いします。

生ごみ処理機の方ですけれども、もう既に台数が減っているので電動はとりやめたなんていうところもあるわけですが、幕別は続けていくということで、今回、非常に少なくなってきたのですよね。台数にしても。ですから、予算の面でもかなり落ちているというふうに感じております。

必要な部分に必要なものをしていくのも、町のサービスだと思いますけれども、続けていかれるのであれば、やむない部分があるなというふうに思いますけれども、1点目の省エネの部分だけ、ちょっと答弁お願いします。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 省エネ指導員の関係を含まして、省エネに対する取り組みについて、若干ご説明させていただきます。

初めに、省エネ指導員の講演ということなのですが、表彰については、現在事業所ですとか、学校を対象にして表彰することは行っておりませんが、先ほど申しあげました講演の中には、中学校1校、糠中、幕別高校、江陵高校を対象に、この指導員の方、講演、啓蒙活動をやっていたいております。また、事業所についても、昨年度1カ所で行っている事業所があったので、こちらの方で講演会を設けさせていただいております。

ご指摘のとおり、新エネビジョンと併せて活動することが、今後、必要だというふうに考えております。新エネビジョンにつきましては、昨日のこの会議の中で、この委員会の中で、今後の取り組みについてご説明させていただいたところがございますので、これらを併せて、省エネ、新エネに取り組んでいきたいと考えております。

ちなみに、平成18年度になりますけれども、省エネの活動ということで、実は町民の皆さまを対象に、エコライフ会員というのを現在募集しているところでございます。それぞれの家庭で省エネに取り組んでいただいて、省エネ家計簿を記録していただくと。また、簡易な電気量を計測する機械をお貸しいたしまして記録をつけていただくというようなことを予定しております。

今後、先ほど申しあげましたとおり、新エネとリンクさせて、この活動を充実させてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 先ほど質問の中に入っているのですが、企業などが進めている部分についての評価というか、そういうものはどのようにされているのか。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 現在、表彰だとか企業に対する評価というのは、現在のところは何もやっておりません。

○委員長（千葉幹雄） 中野委員。

○11番（中野敏勝） それをやっていくというふうに、目的には載っているのですが、そういうものも進めていくことが大事でないかというふうに思うのです。今までやっていないって、もう何年もなっているわけですから。やっているところはどんどん進めているわけです。そういうところを評価してやることによって、また、企業体も増えてくると思う。また、住民もそれがわかって、そして進んでいくのではないかというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） ご指摘のとおり、そういうようなことも必要だと考えております。

そういうようなことを通じて、表彰することを通じて、皆さま方が取り組みをますます進めていただけるということにもつながるのかとも思います。今後は、どういう形でやったらいいのか。また、どのような事業所がそういう省エネ活動に取り組んでいるか。まず、その辺のところから調査させていただきたい。今後のことについても考えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

4 款衛生費につきましては、ほかにないようでございますので、以上をもって終わらせていただきます。

次に、5 款労働費に入らせていただきます。

5 款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 5 款労働費について、ご説明させていただきます。

232 ページをお開きいただきたいと思います。

5 款労働費、1 項労働諸費、予算現額 1,847 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1,826 万 7,854 円でございます。

1 目労働諸費、本目につきましては、労働者に係る経費でございます。19 節負担金補助及び交付金は援農納協力会、季節労働者協議会、幕別地区連合会などへの補助金が主なものであります。21 節貸付金、勤労者福祉資金は、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託をして貸し付けるものでございます。平成 17 年度の貸付状況は、4 件 272 万円でございます。

234 ページになります。2 目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。7 節賃金は、高校、大学等新卒者で就職未内定者を、期間を限定して仕事を通し、社会人としての基礎的な資質を身につけてもらうことを目的として、5 名を雇用した経費でございます。13 節委託料は、季節労働者の雇用対策といたしまして、街路の清掃等を実施したものでございます。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

5 款労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 6 款農林業費について、ご説明申し上げます。

236 ページをお開きいただきます。

6 款農林業費、1 項農業費、予算現額 12 億 5,677 万 9,000 円に対しまして、支出済額 12 億 2,052 万 5,769 円でございます。翌年度繰越額は 3,300 万円でございます。

1 目農業委員会費、本目につきましては、農業委員の報酬及び事務局運営にかかわる経費が主なものであります。

238 ページ、2 目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種事務経費、各種補助金、負担金が主なものでございますが、次のページ、19 節負担金補助及び交付金、細節 10 につきましては、町内の農業関係機関及び団体で組織するゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金。細節 14 は、新規就農者に対する支援奨励金。細節 17、農業生産総合対策事業補助金の内訳といたしましては、安全で安心な農畜産物の安定的な供給を図る観点から、幕別町農協及び札内農協の馬鈴薯低温貯蔵施設に対する国庫補助であります。細節 23、中山間地域等直接支払交付金は、合併後の忠類地域にかかわるものでございます。

3 目農業試験圃場費、本目は、試験圃の管理運営に要した経費でございます。新規試験の主なものとしていたしましては、秋まき小麦施肥試験、スイートコーン、レタス、キャベツ等品種比較試験等を実施い

たしております。242 ページ、8 節報償費は、圃場内に植樹いたしております、りんご、梨など果樹の剪定作業を、幕別町果樹研究会にお願いをしておりますが、これが技術指導謝礼等でございます。

244 ページになります。4 目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営でございます。7 節賃金は、味覚工房指導員 2 名分の賃金。13 節委託料は、清掃警備委託料が主なものであります。なお、味覚工房の平成 17 年度の利用状況は、1,226 人となっております。

246 ページ、5 目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。18 節備品購入費は、平成 12 年度に、北海道農業開発公社から貸付けを受けておりました肉用雌牛 37 頭の購入代金の支払でございます。19 節負担金補助及び交付金は、乳牛検定、和牛生産改良、酪農ヘルパー組合などに対する補助金が主なものであります。

248 ページになります。6 目育成牧場費、本目は、牧場運営委員会委員報酬及び育成牧場の管理運営に要した経費であります。11 節需用費は、肥料代、修繕料、医薬材料費が主なものであります。次のページ、12 節役務費は、電話料、自動車損害、建物災害保険料が主なものでございます。なお、平成 17 年度の預託実績であります。乳幼牛 313 頭、肉牛 52 頭、馬 35 等、合わせまして 400 頭となっております。

252 ページ、7 目農地費、本目は国営、公団営、団体営事業等の償還金及び土地改良施設の管理運営に要した経費でございます。254 ページ、14 節使用料及び賃借料、細節 5 は、明渠排水路に堆積した土砂を除却するため、重機を借り上げた経費で、新川地区ほか 11 地区、38 カ所、約 12 キロメートルを実施したものでございます。19 節負担金補助及び交付金、細節 3、国営事業償還金は、上以平地区ほか 3 地区。細節 4、公団営事業は、幕別地区。細節 5、道営事業は、中央地区ほか 7 地区。細節 6 につきましては、団体営、幕別地区 1 カ所にかかわる事業償還金でございます。細節 8 につきましては、小規模な暗渠排水及び支線明渠排水整備に要した経費でございます。

8 目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業費の分担金及び人的経費が主なものでございます。次のページ、19 節負担金補助及び交付金は、相川地区ほか 3 地区にかかわる道営畑総事業負担金、糠内農道整備事業負担金が主なものでございます。細節 8、西幕別道営畑総事業負担金の一部。細節 9、中央幕別道営畑総事業負担金の一部につきましては、翌年度繰越となっております。

258 ページになります。2 項林業費、予算現額 2,985 万 7,000 円に対しまして、支出済額 2,945 万 8,947 円でございます。

1 目林業総務費、本目は、林業振興にかかわる経費でございます。19 節、細節 11 から 13 までにつきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節 11 は、除間伐、14.88 ヘクタール。細節 12、公費造林は 99.38 ヘクタール。細節 13、地域活動支援交付金は 925.66 ヘクタールとなっております。

260 ページ、2 目育苗センター管理費、本目は、合併後の忠類育苗センターの管理運営に要した経費でございます。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

牧野委員。

○4 番（牧野茂敏） ページ数では、257 ページ、19 節の負担金補助及び交付金ということなのですが、道営畑総事業の負担金など羅列してありますけれども、このことと関連して、道営のパワーアップ事業が終了して、新たに次年度からニューパワーアップ事業が予定されていると聞いております。

その内容と、それから、これから町の取り組みとしてこの事業をどうしていくのか。ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 平成 8 年度にパワーアップ事業というのが新設されまして、それから 5 年

間、平成12年までが1回目のパワーアップ事業、平成13年度から平成17年度までが、2回目のパワーアップ事業ということで行ってきております。

それで、道といたしましては、3回目、名前は変わっているのですが、新たなパワーアップ事業ということで、従来の第2回目のパワーアップ事業とほとんど内容は変わらないような形で、3回目のパワーアップ事業を平成18年度から平成22年度まで進めるというような形をとっております。

町といたしましては、平成8年の2月ぐらいに、全農家に対して聞き取りを行っております。パワーアップ事業に対して、この事業で圃場の整備をどのようにしますかということをやっております。それに基づきまして、第1回目のパワーアップ事業、それから第2回目のパワーアップ事業につきまして、その調査に基づいて、希望された方に対してパワーアップ対象として事業を行ってきているところでありまして、今回、平成18年度から引き続き行われるパワーアップ事業に対しまして、平成8年度の聞き取りに基づきまして希望された方につきましては、パワーアップ対象の事業として進めると。当時、希望されていなかった方につきましては、通常の20%負担において進めていくというような形をとる予定でございます。

○委員長（千葉幹雄） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） これは平成8年ごろの希望者ということなのですが、畑総事業とパワーアップ事業の関係なのですが、パワーアップ事業は確か7.5%ぐらいで安い工事費でできるものですから、その方に希望していた方。また、今、美川地区も計画策定されているようですが、古舞地区もそうなのですが、これに乗れなくて、道営畑総事業でやるというようなことで、受益者間でいろんなトラブルとは言いませんが、不公平感がかなり出ているわけなのです。

そういったことで、畑総事業イコールパワーアップに乗せるとか、そういったことにはならないのでしょうか。財政的なこともありますので、大変かとは思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 現在、平成17年度までにつきましては、当時、平成8年にパワーアップの申込みをされていなかった方については、現在、中央幕別地区ですとか、南幕別地区の畑総事業におきましても、20%負担で事業をされている方がいらっしゃいます。そういった流れもありまして、新たにまたすべての方をパワーアップ対象にするということは、公平な形にはならないという部分の一つ。それから、例えば、平成19年度から予定しております古舞地区の畑総におきましても、当時希望されていた方は、5分の1程度はいらっしゃいます。そういった観点からも、平成8年の聞き取りをもとに、進めてまいりたいと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） お話はわかったような、わからないような、そんな感じなのですが、帯広市あたりは、新たにこれに取り組むと。その中で、受益者の説明では、とりあえず20%は覚悟しておいてくれと。この年度内に入る面積とかいろいろありますので、それでやれる人は7.5というような話で、帯広市はそういう格好で進んでいるようなのです。

町として取り組めないというのであれば、これも致し方ないのですが、今後、この事業がまた道の方で延びるといった可能性もありますので、その辺のことも考えて、ひとつこれから対処していただきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにまだ予定されている方いらっしゃいますか。

大分ボリュームありますか。

質疑の途中でありますけれども、この際、11時5分まで休憩いたします。

10:51 休憩

11:04 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

永井委員。

○21 番（永井繁樹） ページ数 238 ページの 2 目農業振興費にかかわりまして、適切な節がございません。指定をいたしません。グリーンツーリズムについて確認をさせていただきます。

今まで議会の中でも何度かグリーンツーリズムには質問が出されておりましたが、過去の答弁の中で、幕別町のグリーンツーリズムはどのような形がいいのかということを検討して、それを一つの形にしていきたいというご答弁が過去にあったような気がいたします。

それで、17 年度会計の中で、おおむねその形が出たのではないかと私は推測いたしますので、この決算の場で、北海道、そして十勝の中の幕別町のグリーンツーリズムの在り方、方向性、事業計画等も含めた中でご説明を頂きたいと思えます。

○委員長（千葉幹雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） グリーンツーリズムの関係でございますけれども、永井委員ご指摘のように、過去から一般質問、あるいは予算、決算の各委員会でもご質問を頂いております、町といたしましては、平成 15 年にグリーンツーリズムの検討に入りまして、17 年の最終的には 10 月に、幕別町としてグリーンツーリズムの市町村計画の策定にいたしました。

議員質問されております中身からいきますと、幕別町といたしましては、大型專業の農家が多いというようなことがあって、このグリーンツーリズムの計画について取り組み方がどうなのだろうという若干の不安はあったわけでありまして、ゆとりみらい協議会、あるいは各関係機関、グリーンツーリズムの研究会、各種、各機関の方々のいろんなご意見を頂きながら計画策定に至ったわけでありまして、町といたしましては、農業農村の活性化の一助になるだろうと。といたしますのも、農業の付加価値を高める。あるいは、土地住民との交流が図られる。農産物の販路拡大につながる。こういったいわゆる農村休暇法の趣旨の中で、幕別町としても大変有益な計画になるだろうということで策定されたわけでありまして、いかんせん、先ほど申し上げましたように、幕別町におきましては大型の專業農家が多いというようなことで、グリーンツーリズムの事業、いわゆる副業的な、農業と若干離れるような副業的な要素が強いというイメージがあるのでしょうか。取り組み方について若干疑問視される声は確かにございます。

ただ、前段申し上げましたように、町としても観光の面も、あるいは経済波及効果、こういったことから策定をいたしまして、この計画策定したあとは、ゆとりみらい協議会に参画をさせていただいております各関係機関の方々を通しまして、町としてこの市町村計画が策定されておりますというようなことで周知をしているという段階でございます。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21 番（永井繁樹） 策定にかかわっての方向性は、今確認をしたところでございますが、そうしますと、僕はちょっと先を聞きたいのですが、十勝の先進地といわれる鹿追ですとか、新得、それから帯広、それと大樹等もありますが、これらの先進地は、十勝ということですから、幕別町と似た形、大規模農家が多いということの中でやっていらっしゃる場面も多いと思うのですが、すべてどこにも研究会が発足されておりますね。そうすると、幕別町の場合、もう既に個人ではそういったグリーンツーリズムに取り組んでいらっしゃる方もいるということで、私も認識しているところでございますが、幕別町自体の研究会というのは、きちっと発足をされているのか。もし、発足をされているのであれば、もちろん行政のできる分野と民間のできる分野と、これは当然、連携をとりながらやらなければならないことですが、行政の方の負担が大きくてもできないことですから。現状、幕別町にある施設等々を有効利用した中で、最小限の経費でやるということが一番望ましいわけですね。研究会があるとすれば、その先進地の研究会との連携が、どのように今まで進んできて、こちらの計画と並行になっていって、うまくミックスになっているのか。その辺のちょっと動きがまずわからないのですよね。それがわからないと、今後の十勝における幕別町のグリーンツーリズムの位置付けというのが、今のお話だけでははっきりとわからない。

要するに、ファームインのような滞在型は無理だよと。それ以外の形でグリーンツーリズムをやろうという、今、そういうふう聞こえるのです。それであればそれでよろしいのですけれども、そういった連携。

十勝には農村のホリデーネットというのがございますね。それとの連携をどういうふうにとっていくのかということと、今、話の中で忠類地区が今度合併によって当然範囲が増えましたので、多少、こちら本町地区との農業形態とはちょっと違う部分があると思うのですね。畜産系が多いですから。それあたりの構想が、今できた構想の中に足ささっているのか、いないのか。その辺もお伺いをいたします。

○委員長（千葉幹雄） 農林課長。

○農林課長（増子一馬） まず、グリーンツーリズムの町内の団体といたしましょうか、そういう組織があるのだろうかということでもありますけれども、幕別町内には、幕別農協に事務局があるグリーンツーリズム研究会という組織がございます。

こちらの方々と、私ども町とのかかわりでございますけれども、今回、この幕別町の市町村計画を策定する段階で、二度ほどグリーンツーリズム研究会の方々からご意見を頂いて、計画に反映をさせていただいているということがございます。

グリーンツーリズムの研究会の皆さんにつきましては、今の実際に直売場、あるいは農業体系、こういったことを取り組んでおられる方々がほとんどでありまして、そういった方々からもいろんなご提言を頂く中で、町の計画に反映させていただいたという中身でございます。

それから、町内、町外、他団体との情報交換等どういうふうに行われているのだろうかというようなことだと思うのでありますけれども、今回の計画策定につきましては、特に今、永井委員言われました鹿追町ですとか、あるいはホリデーネットワークですとか、そういった方々との情報交換というのはやってございません。ただ、鹿追町におきましては、グリーンツーリズムの事業を、いくなれば展開している内容を見させていただく機会がございましたものですから、そういったものに、町の職員あるいは農協職員参画をしまして、鹿追さんの実質やっておられる中身も研究をさせていただいたという経緯がございます。

それから、忠類地区とのかかわりでございますけれども、町の計画が、旧幕別町で平成17年の10月に策定をみたところでございますが、忠類地区と平成18年、今年の2月に合併をしたということがございまして、グリーンツーリズムの計画も、これは全町網羅している計画ということから、現にある計画を変更しなければならないということになってございます。

今、私ども農林課の方のサイドといたしましては、農業振興地域の計画、これは合併に伴います見直しを今、作業をやっておりますが、この計画が策定されて、そしてその次の段階として、グリーンツーリズムの計画の変更に着手しようとする。といいますのは、グリーンツーリズムの市町村計画におきましては、農業振興地域の計画、これが添付書類として、道と協議する際に必要であるということから、今、農進地域の見直しを先駆けて手掛けておりまして、それが済んだ段階で、市町村計画の変更をさせていただこうということと考えてございます。

なお、忠類地域では、グリーンツーリズムという概念に馴染む施設として、1カ所、2カ所程度あるわけですが、忠類地域としては大樹町のグリーンツーリズムを先進的に取り組んでおられるところから、いろいろ情報をお伺いしているというようなことも聞いてございます。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21番（永井繁樹） 今後のことについてなのですが、研究会があるということですから、当然、その方たちが中心となって、幕別町のグリーンツーリズムは進むのだらうと思いますが、やはり民間サイドだけだと、どうしても手落ちが出てきますよね。そこに行政がどうやって絡んでいくかということなのですが、実際に行政がグリーンツーリズムをできるということではないと思いますので、やはり十勝における幕別町のグリーンツーリズムをどういうふうに関心普及していくかと。そのときにやはり行政の力がやっぱり必要になると思うのですよ。

それですとか、あとは都市との交流をするときに、現在、幕別町が交流されているパークゴルフのネ

ネットワークでもあるでしょうし、幕別東京会とかそういう会もあるでしょうし、いろんな行政でなければできない、わからない部分がいっぱいある。それはもちろん提案とか提供していかなければいけないですよ。

それから、あとは今言いました十勝との連携、これはされていないということですから、これはもう当然グリーンツーリズムの形態をとろうが、十勝のグリーンツーリズムの先進地がもう既にあるわけですから、これらとの連携をやっぱり強くする。そのためには、民間サイドだけではやっぱり難しいだろうと。やはり行政が後押しをする。お手伝いをするということが必要になります。

そのときに、情報の提供ということも含めて、やはり現在おかれているホームページの中に、確立した段階ではもうグリーンツーリズムをきちっと取り上げていくということが必要であろうかと思えますし、また、支援体制、これは農協をはじめ、いろんなところが観光物産協会もございます、商工会もございますでしょう。もちろん農業関係すべてございますから、この辺の連動も研究会独自でしなさいといってもなかなかこれは難しい。

ですから、やはりひとつこのグリーンツーリズムを確立していこうとすると、かなり行政の力がないとやっぱりできないのですよね。それらについての考え方というのは、どういうふう考えられておられますか。

○委員長（千葉幹雄） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 今回の計画につきましては、先ほど課長が申し上げましたように、昨年の10月策定に至った。その後、農業者に対する周知、あるいは関係機関、団体等に対する周知も含めて、また、若干不足のところも正直ございます。管内他市町村との絡み、あるいは関係機関等々との関係も、この事業を推進していく上では私は重要に考えております。

そういう意味では、単に策定したということにならない、今後、行政も、特に今言われました観光物産協会、商工会、そういうところとの連携等も重視しながら、このグリーンツーリズムの推進に当たってまいりたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 永井委員。

○21番（永井繁樹） これは強く期待する内容になりますが、計画ができていって、ある程度の見通しが立った段階では、やはり情報公開をしてほしいのですよね。

今回についても、行政の方からなかなかこのことについては情報公開がなかったですから、やはり今後に向けては、これは大事なことになります。

確かに幕別町は大きな農家が多くて、グリーンツーリズムをしなくても、私は、経営はできるのだと思います。しかし、グリーンツーリズムの意味はそこではないですから。都市と農村との交流をどうやって図っていくかという、これは農業界においては一つのテーマになっていることなので、そこについては、できる方たちが協力をしていかなければいけない。その中で実現をしていくということになりますから、今後に向けては、やはり随時明確になっていったものについては、住民を含めて積極的な情報公開をしていただきたいと。それと強く求めて終わります。

○委員長（千葉幹雄） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 忠類村も含めて、全体見直しということをお私自身も考えております。そういった中では、いろいろ十分にまた、住民の皆さんにも周知をしていくべく、今後、努力してまいりたいと思えます。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

伊東委員。

○12番（伊東昭雄） ページ数は254ページの詳しい説明が載っておりませんが、説明資料の72ページに詳しく載っております小規模暗渠のことについて、お尋ねいたします。

一般質問でも申し上げて、詳しいことはもう申し上げませんが、砂利暗渠が絶対的にいいと私は思っております。ところが、この間の説明で、麦稈暗渠と砂利暗渠が半々だということをお公式の場所で承りました。

私は友達の話聞きながら、やはり砂利暗渠がいいことはわかっているの、砂利暗渠を入れた方がいいということを知って聞いておりますけれども、私はそれ非公式なので、この間半々と言われましたので、私は驚きましたので、その麦稈暗渠を入れた内容と砂利暗渠を入れた内容をひとつ説明していただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 小規模暗渠事業の実施されている農家の、農協さんが事業主体ということでございますので、農協がとりまとめしていつているわけなのですけれども、過去平成 14 年から農協さんが事業主体ということで、14 年以降の話をさせていただきますけれども、幕別農協が取り扱っている量というのが、当然、泥炭湿度ですとか、粘質土が、幕別農協が所管している農家さんの圃場が多いということで、9 割前後が幕別農協所管となっております。

平成 17 年度におきましては、42 戸の小規模暗渠をされた農家さんがいらっしゃいまして、数でいきますと 38 戸が幕別農協所管、4 戸が札内農協所管ということになっておりまして、大正農協所管はございませんでした。

そういった中で、幕別農協さんの内容を見たところ、麦稈を使われている方と砂利を使われている方がほぼ半数だということでご説明させていただいております。

○12 番（伊東昭雄） 今の説明を聞きますと、やはり土地の条件によって、麦稈が使われたというように、私は理解されるわけです。と申しますのは、たまたまやられた方は、水通しはいいけれども暗渠が必要だと。砂地なら暗渠は必要ないのですけれども、泥炭とかなかなか比較的水通しがいいと。そういうところの方が麦稈を使ったということではなからうかと思えます。

しかし、ほとんど幕別町全体をみましたら、そういうところは少なく、ほとんどがやっぱり粘土地帯なのです。粘土地帯でやった場合に、やはり砂利がいいということがわかった。しかし、わかったけれども、なかなかお金がかかるので、やるのにもどうも億劫だということで、つついやらなかったために、災害なり、そういう災難は忘れたころに来ることが現実に今年出てきたわけですね。

もし、あれが砂利暗渠をやっているのだったらこんなことにならなかったという声もあるのですけれども、そこで何を申し上げたいかということは、やはり砂利暗渠がいいというところで、入れたいのだけれども、なかなかお金がかかるので入れられないというのが実態でありますので、その辺をひとつ、今後、十分考えて、土壤に合わせた暗渠を考えていただきたいと思いますが、その点について答弁していただきたいと思えます。

○委員長（千葉幹雄） 土地改良課長。

○土地改良課長（角田和彦） 先日の一般質問の中で、町長も答弁しておりましたが、この小規模暗渠事業の予算ベースの話をさせていただきますと、暗渠の資材代ですね。850 メートルに対して 4 万 5,000 円を上限とするというものですけれども、これは言い換えると、約 1 ヘクタールに 850 メートルぐらいを暗渠するというようなことなのですけれども、その部分でいきますと、平成 17 年度で 40 ヘクタール分の延長 850 メートル分ですけれども、これに 4 万 5,000 円をかけて、180 万という積み上げをしております。

そのほかに、明渠の掘削ですとか、暗渠の施工の際に掘削する機械代を 800 時間積み上げておりまして、これも 1 時間当たり 2,500 円という上限値を設けてあります。それが 200 万なのですけれども、それと運搬費、1 回当たり 7,500 円を上限とするということで、26 回分ほど計上いたしまして、合計 400 万という補助金の予算を計上させていただいております。

伊東委員がおっしゃられますように、砂利を、例えば、この小規模暗渠事業の中で認めたといえますと、砂利代だけで 850 メートル施工するのに約 30 万ほどかかるとおられます。そうしますと、要綱は 4 分の 1 を町が補助するということですので、4 分の 1 補助しますと、7 万 5,000 円を上限として補助するというような形になるかと思うのですけれども、それを 40 ヘクタール分計上いたしますと、約 300 万ほど余計に計上する必要になりまして、平成 17 年度ベースで話をしますと、400 万予算計上しているところを 700 万予算計上しないと、予定されている面積が施工できないということになりまして、

先日、町長が答弁いたしましたとおり、その部分の上乗せについては非常に難しいというようなことをご理解いただければと思います。

○委員長（千葉幹雄） 伊東委員。

○12番（伊東昭雄） 今の説明は十分わかりました。しかし、これは農協もあるわけですから、そこらともよく考えながら、やっぱり永久性のある小規模暗渠を実現していくというところに、町の方は改めて、すれというのではなくて、検討していただきたいということで、現場の声としては、やはり麦稈、そういう土壌、粘土とか、そういう地帯に麦稈暗渠をしても、10年かそこらで詰まってしまうということだから、やはり砂利暗渠が今畑総でもやっているように、良いということがわかっておりながら、やっぱりなかなかできないというのが実態だと思いますので、その辺をひとつ十分、今後、検討していただきたいことを要望をして終わります。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 240ページの農業振興費にかかわりまして、味覚工房のことで一つだけお伺いいたします。

毎年大変利用の多い施設で、人気の施設というふうに聞いております。今年の利用者につきましても、資料の中で詳しく書かれているのですが、食べ物をそこで作っているということがあるだけに、環境衛生と申しますか、清掃も含めてどんなふうに管理されてきているのかということでお伺いしたいと思うのですけれども。

かなり使用頻度が高い、ここで書かれていますと、開館日283日のうち225日開かれているということですから、かなり使われておりますよね。それで、そこで調理をされるということで、もちろん油物も使いますし、いろんな関係で調理室そのものが衛生管理していくのに大変だと思うのです。しかし、これだけ利用されているわけですから、きちっと管理していかなければならないというふうに思うのですが、日常的な清掃だけではなくて、うちの町の場合には特別清掃、そういうのを他の施設で取り入れてやっていらっしゃる経過ありますよね。この味覚工房にかかわっては、どんな取り組みされているのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 経済部参事。

○経済部参事（田井啓一） 味覚工房につきましては、毎年数多くの方にご利用いただいております。そうした中で、衛生管理という点でのご質問かと思えます。

まず、月1回指導員によりまして、大規模清掃を行っております。それと、年2回、それは味覚工房の指導員及び農業振興担当職員、あるいは農林課の職員のお手伝いを頂きながら、壁あるいは天井等、あと換気扇等の大規模清掃を行っているところでございまして、業者によりまして特掃という形は、現在のところとっておりません。

あと、通常、利用者の方におかれましては、利用後の清掃をお願いしているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） ご苦労さまです。みんなで掃除されているということなのですね。

利用者の声として聞いているものですからお尋ねするのですが、そういうことであれば、多分年2回では足りないということで、もう少し力を入れてほしいということなのかなというふうに思いました。結局、使用者の責任、利用者の責任というのは、かなり徹底されているようで、清掃などもかなりの時間を割いて清掃をして利用していると。これは私大事なことなので良いことだと思うのですけれども、ただ、天井ですとか壁ですとか、汚れてきますと下からまた調理して蒸気が上がっていくと落ちてくるというようなことがありますして、そういう点で、もう少しそういった特別な清掃について、それは利用する人たちだけではなかなか手が届かないものですから、そういった大掛かりの清掃について、もう少し短い期間にやっていただいて、そういった実態がないようにできないものだろうかということなのですね。

私は特掃を入れられているのかなというふうに思ったのでお尋ねしたのですけれども、職員の皆さん

で協力してやってられるというふうになれば、また、大変ご苦勞をおかけするということにもなるのでしょうが、もう少し大型の清掃の回数を増やしていくというふうな方向にはならないでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 経済部長。

○経済部長（藤内和三） 味覚工房につきましては、言われますように、年々利用度合いも高まってきております。特に昨今、食中毒等の問題もございます。そういう意味では、私ども職員としてでき得る限りのことはやらせていただいております。ただ、それで十分かということになりましたら、十分でない面も多々あるのかもしれない。

そういう意味では、今後、現場におきまして、細部を十分検証しながら、今後、特別清掃の必要があるか否かにつきましても、来年度以降、必要であれば、これは対処していかなければならないですので、その辺、いずれにいたしましても、利用者にとって不便をかけない。安心で使っていただけるような体制づくりに意を用いてまいりたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

6 款農林業費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入ります。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤内和三） 7 款商工費について説明させていただきます。

262 ページをお開きいただきたいと思います。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額 4 億 5,266 万 3,000 円に対しまして、支出済額 4 億 4,883 万 6,797 円でございます。

1 目商工総務費、本目は、商工行政にかかわる経常経費でございます。

2 目商工振興費、本目につきましては、商工振興と中小企業融資にかかわる経費でございます。19 節負担金補助及び交付金、細節 3 につきましては、商工業の振興対策とパークプラザの維持管理に対する商工会への補助。細節 4、5 につきましては、中小企業融資にかかわります保証料 50 件、利子補給 540 件に対します補助でございます。264 ページになりますが、21 節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を、町内各金融機関に預託するものでございまして、金融機関は預託金の 3 倍を融資枠としております。平成 17 年度の融資実績は、235 件、5 億 9,353 万 2,000 円となっております。

3 目消費者行政推進費、本目につきましては、消費者行政にかかわる経費でございます。7 節賃金は、専任の消費生活相談員にかかわるものでございまして、平成 17 年度の相談件数は 176 件で、うち、クーリングオフが 14 件、斡旋解決が 24 件となっております。

4 目観光費、本目は、観光及び物産にかかわる経費でございます。次のページ、13 節委託料、細節 1 と 5 は、合併後の忠類地域にかかわるアルコ 236 及び物産センターの管理運営委託料。細節 7、8 は、新物産センター建設及び外溝実施設計委託料でございます。19 節負担金補助及び交付金、細節 5 は、観光振興及び各種イベントに対します観光物産協会運営にかかわる補助金。細節 9 は、忠類ナウマン全道そり大会補助金でございます。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致にかかわる経費でございまして、19 節負担金補助及び交付金は、企業が事業所を新設、増設した場合に、土地を除きます固定資産税相当額を補助するもので、平成 17 年度の実績は 12 社となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明を終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○20 番（野原恵子） 265 ページ、消費者行政推進費ですが、先ほど、相談件数 176 件という報告があり

ました。これは自らが相談員のところに行って相談されている件数かなと思います。

地域を歩きましたら、高齢者のところに、まさか幕別にオレオレ詐欺というか、そういう電話が来ると思っていなかったけれども、そういう電話が来たということが相談されました。

それで、危うくいろいろな情報があつて、これは間違いではないかということで電話を切ったという高齢者の方なのですが、家庭の中において、そういうことも電話であるということでは、やはり、まだ相談には来られないけれども、危うくそういうことに乗ってしまうという方も中にいらっしゃるのかなというふうに思います。

それで、行政の方から各老人関係の団体とか、そういうところに行って、こういう事例があります、こういうときにはこういう対応をしたらいいですよということをもっと啓蒙していく必要があるのかなと思ったのです。

なかなか家庭の中において、老人会には行くけれども、ほかの地域との交わりはなかなかないという方も中にはいらっしゃるということで、そういう積極的な啓蒙活動が必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 消費生活相談関係でございますけれども、先ほど、17年度件数176件というように説明させていただいておりますけれども、昨年から比べますと、110件ほど減ってはおりません。これにつきましては、今、消費者協会さんと一緒になりまして取り組みをしているところでございまして、昨年につきましては、11回の出前講座を実施しております。その中で、学校ですとか、老人クラブですとか、民生委員ですとか、公区ですとか。そういうところを対象に、講演会といいますか、そういう被害を未然に防止するために取り組んでいるところでございます。

やはり年寄りの方につきましては、今、そういう知識が多分ないのだろうというようなこともございます。また、町内におきましては、いろいろ業者が入ってきておりまして、老人につきましても自らがそういう場所に行って騙されるというケースもございます。

ですから、消費者協会の会員の方、また、町の職員合わせまして、そういうところに行って未然に防止しているというようなことをしております。

いずれにしても、未然に防止するのが一番大事でございますので、これからも社協だとか、民生委員さんと相談しながら取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○20番（野原恵子） 出前講座を要請されるとか、そういう団体は、そういう問題意識を持っている方が行政に要請すると思うのですが、そういう問題意識を持っていない団体というのも、中にはあると思うのです。ですから、そういうところにも、行政の方から積極的に働きかけて、そして啓蒙活動していくということも必要ではないかと思うのです。

老人会の中でもそういうことを会員は要望するけれども、トップの人たちになかなかそういう要請を受け入れてもらえないということも中にはあるように聞いております。ですから、行政の方から積極的に出かけていくということが必要だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 町としましても、ある程度の、全部ということではありませんけれども、老人クラブ連合会、また、公区等々におきましても、こちらの方からもお話をさせていただいて、出前講座をさせていただいているというようなことでございます。こちらもなかなか日程等もございまして、それが合えば出向いておりますけれども、昨年は11回ということでございますけれども、これからもそういう団体、老人クラブ等におきましては、こちらの方から積極的に声をかけましてやっていきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

堀川委員。

○16番（堀川貴庸） ページ数は263ページ、2目商工振興費の中の19節、細節4番、中小企業融資の

保証料補助金についてお尋ねします。決算資料の中では 76 ページ、金融対策、先ほどの経済部長の説明の中でもありました。

235 件の貸付件数に対して、貸付額が五億九千何がしというふうになっております。これは非常に大いに中小企業の育成振興に役立てて寄与されているなというふうにも思います。ただ、これはちょっと累計かなというふうにも思いますので、平成 17 年度 1 年間で、新たに貸付けをされた件数、それから金額等を教えてください。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 中小企業の融資でございますけども、平成 17 年度におきましては、運転資金が 31 件、1 億 90 万円。設備資金におきましては、19 件、8,192 万円。合わせまして 50 件で 1 億 8,282 万円でございます。

○委員長（千葉幹雄） 堀川委員。

○16 番（堀川貴庸） 17 年度もやはり 50 件の新たに貸付けされて、非常に事業の金融の円滑化にうまく図られているなというふうにも思います。ですが、いざ今年の 4 月 1 日から、保証協会の保証料率が実は変更になりまして、それまで一律だったものが、今度、これからは 9 段階というふうになりました。最低で 0.5 から 2.2 というふうに 9 段階に分かれまして、これは非常に北海道経済が厳しい中で、間接金融を主とする中小企業にとってみれば、非常に厳しい状況も生まれてくるかなと。1.35 の一律料率から下がって、金利負担が和らぐ企業もあるのでしょうかけれども、やはりここは、引き上がった料率で貸出しをやむを得なく受ける企業も中にはあろうかと思えます。

それは残念ながら、社会的な今批判の中で、格差ということが言われている中で、この差が出るということは私にはちょっと、この保証制度の趣旨からして納得がちょっといかない部分であります。ここでまた金利上昇直面に際して、中小企業の育成振興について、金融機関に対して、町は何かしら協力を求めたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（熊谷直則） 保証料の件でございますけども、4 月から 0.5 から 2.2 というようなことで、保証料の内容が変わっております。0.5 といいですか、率が少ないところにつきましては、経営の状況が良好なところにつきましては、やはり保証料が低くというようなことで改定されたと聞いております。ただ、私どものこの中小企業融資に関する条例に基づきまして、利子を保証料を補助するというようなことでやっておりますけども、この率が上がりまして、本町の補助につきましては、全額補助しておりますので、業者につきましては何ら影響はないのかなと思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

7 款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、8 款商工費に入ります。

8 款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8 款土木費につきまして、説明をいたします。

268 ページをお開きください。

8 款土木費、1 項土木管理費、予算現額 1 億 8,156 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 1 億 8,086 万 7,064 円であります。

1 目土木総務費、本目は、町道の維持管理に係る車両センター事務所の管理的経費及び臨時職員の賃金が主なものであります。

270 ページへいきまして、2 目土木車両管理費、本目は、町道管理に要する直轄車両 2 台分の管理経費であります。

3 目道路管理費、本目は、町道の維持管理に要した経費でありまして、町道の管理委託料及び除雪機

械の借上料が主なものであります。272 ページへいきまして、13 節委託料のうち、細節 1 は、幕別地域及び忠類地域の町道管理に要した経費。細節 2 及び 5 は、就労センターに業務委託をした街路などの清掃経費であります。14 節使用料及び賃借料のうち、細節 5 は、町道等の除雪に要しました除排雪機械の借上料であり、昨年度の決算額に対しまして、雪が少なかったこともありまして、約 50%の減となったところであります。

次に、4 目地籍調査費、本目は、地籍調査事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、274 ページへいきまして、13 節委託料、細節 6 では、途別地域 5.24 平方キロメートル、古舞地区 7.81 平方キロメートル、忠類地域 8.48 平方キロメートルの調査経費であります。細節 7 では、土地異動に伴う地番図の修正費用であります。

次に、2 項道路橋梁費、予算現額 7 億 5,588 万 8,000 円で、支出済額は 7 億 5,439 万 6,574 円になります。

1 目道路橋梁総務費、267 ページへいきまして、本目は、土木課所管の経常的な管理経費であり、主なものといたしましては、7 節賃金は、94 カ所の樋門管理人の賃金であります。13 節委託料では、細節 5 は、道路台帳修正に係る委託料。細節 6 は、普通河川敷地、号線敷地に係る国有林財産敷地の無償譲与申請に係る資料作成に係る委託料であります。14 節使用料及び賃借料の道路用地借上料は、札内清和線などに係る 9 件の用地借り上げに要する費用であります。

2 目道路新設改良費、本目は、町道の改良舗装整備に要した経費であり、管理事務費のほか、278 ページへいきまして、13 節の委託料では、泉町 7 号道路調査設計など 16 件の調査設計及び管理委託を行ったものであります。15 節工事請負費では、13 件の道路工事を実施しており、国庫補助事業で実施したものが、札内駅南北線交通安全整備等整備工事など 4 件、地方特定道路整備事業では、千住 11 号線など 9 件であります。280 ページへいきまして、17 節公有財産購入費では、札内鉄道南沿線通、千住 11 号線など、道路整備に伴う用地買収費が主なものであります。19 節負担金補助及び交付金では、札内駅南北線工事に伴う JR への負担金及び北栄土地区画整理事業に係る公共施設管理者負担金であります。22 節補償補填及び賠償金につきましては、札内鉄道南沿線通及び札内駅南北線に係る補償費が主なものであります。

3 目道路維持費、本目は、土木課所管による町道維持補修に要した費用でありまして、14 節使用料及び賃借料は、中里地区ほか 3 地区の道路側溝土砂上げの機械借り上げの経費であります。15 節工事請負の細節 1 は、道路舗装補修工事は、平和通ほか 58 件工事。細節 3 は、道路補修工事は幕別本通ほか 95 件工事。細節 4、道路維持工事は、札内東通標識補修ほか 40 工事。細節 5、緊急整備工事は、新川樋門災害対策水換え費など 17 件工事などが主な内容であります。

4 目橋梁維持費、本目は、町管理の橋梁の維持管理費でありまして、282 ページへいきまして、19 節負担金は、十勝中央大橋の管理者負担金であります。

以上が土木費であります。道路事業の 17 年度の実績は、道路改良が 1,129.54 メートル、道路舗装が 1,078.02 メートル、歩道整備は 850.42 メートルとなっております。

次ページとなりますが、3 項都市計画費、予算現額 9 億 291 万 5,000 円で、支出済額は 211 万 9,686 円となっております。

1 目都市計画総務費、本目は、都市計画に係る経費でありまして、都市計画審議会は、3 回開催しております。13 節委託料につきましては、札内地区の道路計画に係る用地調査、交通量調査などに要した費用が主なものであります。19 節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金であります。284 ページへいきまして、細節 11 は、西町 20 号通における北栄土地区画整理組合に対する公共施設管理者負担金であります。28 節繰出金は、公共下水道会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費、本目は、各種公園並びにパークゴルフ場などの維持管理及び施設補修に要した費用でありまして、286 ページへいきまして、13 節委託料では、細節 5 の公園清掃管理が主なものであり、27 カ所の公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデン及び果樹の管理に要した費用などであ

ります。15 節工事請負費では、細節 1 は、14 カ所の公園の木製遊具の補修など。細節 2 は、突発的に発生したトイレ、水飲み場等の補修経費。細節 4 は、ブランコ、すべり台の取替えに要した経費であります。

288 ページへいきまして、3 目街路事業費、本目は、街路事業に要した経費であり、事務的経費のほか、15 節工事請負費については、北海道で施工した幕別大樹線の工事に合わせ、照明灯の設置に要した費用であります。17 節公有財産購入費につきましては、北栄大通ほか 1 路線に係る 2 件の用地買収費であります。22 節補償補填及び賠償金の細節 1 につきましては、北栄大通ほか 1 路線、3 件の物件保障に要した費用であります。

次に、4 目公園建設費、本目は公園建設に要した費用でありまして、事務的経費のほか、290 ページへいきまして、13 節委託料につきましては、札内西近隣公園ほか 2 カ所の街区公園の調査設計に要した費用であります。設計に当たりましては、住民参加によるワークショップを開催し、公園設計に当たり、参加の皆さんの意見を反映した設計となっております。15 節工事請負費、細節 1 につきましては、本町地区ののぞみ公園 0.34 ヘクタールの園路、ブランコ、すべり台、ベンチ、照明灯などの整備を行ったものであります。17 節公有財産購入費につきましては、のぞみ公園に係る用地買収に要した費用であります。19 節負担金補助及び交付金の施設 3 につきましては、近隣公園 1 カ所、街区公園 2 カ所の公園造成における北栄土地区画整理組合に対する公共施設管理者負担金であります。

次に、4 項住宅費、予算現額 2 億 5,981 万 9,000 円で、支出済額 2 億 5,779 万 1,065 円であります。

1 目住宅総務費、本目は、住宅関係事務の臨時職員及び嘱託職員の賃金と事務的経費に要した費用であります。

292 ページへいきまして、2 目住宅管理費、本目は、町営住宅 892 戸、道営住宅 290 戸、合わせまして、1,182 個の維持管理及び修繕などに要した経費であります。1 節報酬につきましては、審議会の 1 回の開催に係る報酬であります。7 節賃金は、町営住宅 29 名、道営住宅 14 名の管理人賃金であります。11 節需用費の細節 40 は、修繕件数は、町営が 302 件、道営が 175 件であります。294 ページへいきまして、13 節委託料は、道営若草団地 5 自治会に対する駐車場管理の委託料であります。15 節工事請負費に係る整備工事の主なものといたしましては、屋根改修塗装、室内の改修などであります。

3 目公営住宅建設事業費、本目は、公営住宅の建設・解体並びに事業の事務的経費に要した費用であります。13 節委託料は、旭町東団地 1 棟 12 戸の建設に係る管理に要した費用であります。296 ページへいきまして、15 節工事請負費は、旭町東団地 1 棟 12 戸の建設、旭町北団地 4 棟 16 戸の解体に係る工事費であります。22 節補償補填及び賠償金につきましては、公営住宅入居者 15 戸分の移転費用であります。

以上、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わったところでありますけれども、この際、13 時まで休憩といたします。

11:58 休憩

13:00 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開をいたします。

午後になりまして、気温が上がってまいりましたので、上着をお脱ぎになる方はどうぞお脱ぎになって結構かと思ます。

それでは、8 款土木費の質疑をお受けいたします。

中野委員。

○11 番（中野敏勝） 287 ページ、2 目の都市環境管理費の 13 節、細節の 5、公園清掃管理委託料。

もう一つ、16 節の果樹苗と、この 2 点について質問いたします。

説明資料の方にも、80 ページですけれども、詳しく説明されておりますけれども、草刈とか清掃維持

管理費、パークゴルフ場を含めて行われているのですけれども、非常に金額が加算してきております。場所についても、前年度からみると6カ所ほど増えているのですが、この増えているところはどこなのですか。お伺いします。

それと、果実の苗なのですけれども、去年も質問させていただきましたけれども、枯れているところの補植ということで伺っておりますけれども、今回もまたそのような形で行われているのかどうか伺います。

○委員長（千葉幹雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 公園6カ所が増えているという場所ですけれども、忠類地区の公園が4カ所、その他、昨年中に造成されました文京町の白馬公園及び緑地分合わせて2カ所、計6カ所増となっております。

それから、果樹の苗につきましては、昨年度16本の補植を行ったところであります。

○委員長（千葉幹雄） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 公園については、どんどん増えてくるわけです。忠類の合併とも重なっておりますけれども。また新たに札内に4カ所の公園ができるわけですけれども、この公園なども、やはり今までどおり、この部分で増加されるのではないかとというふうに考えております。それも同じような形でやっていると、どんどん増えていくと思うのです。これを何とか経費を削減していく方法などは考えられないのかなというふうに思うのですけれども、この点はいかがですか。

さらに、今回は16本の苗木を植えたそうなのですが、植えるのはいいのですけれども、以前にも一般質問等でも取り組んだところなのですが、管理が非常に悪い関係で枯れてしまうという状態が見受けられるわけです。今年は非常に果実もよく生育しているわけなのですが、いろいろな施設を見て歩くと、ほとんど実がなっていないと。枯れかかっているというのが現状だと思うのです。これに毎年毎年こういうふうに苗木を買って植え替えていくというようなことであれば、なかなか果樹の里づくり事業というのも空転しているような気がしてならないわけです。管理の面でももう少ししっかりできないものか。この辺を伺っておきます。

○委員長（千葉幹雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 今年度、18年度ですけれども、新たにできる札内地区の公園につきましては、街区公園が確か2カ所、それから近隣公園1カ所になるかと思えます。

街区公園につきましては、現状進めていますとおり、公区の皆さんに管理をお願いするような形になっていくのだろうと、私ども今のところ想定しています。

それから、近隣公園につきましては、当面の間は直営あるいは就労センターにお願いして管理をお願いすることになるかと思うのですけれども、現在の公園及びパークゴルフ場の芝刈り管理につきましては、平成15年から19年度までの5か年契約による作業となっておりますので、その20年度以降の形について、新しい近隣公園の管理の形態が決まってくるものかなと思えます。

それから、果樹の管理の関係ですけれども、これにつきましては平成15年から19年度まで業者委託をしているところであります。昨年度以降、中野委員からご質問いただきましたように、適期の防除あるいは花摘み等々を十分指導しているところでありますけれども、そのほかに、風当たりが強いところもあつたり、それから、日陰になったりということもあつたりして、なかなか現状、思ったように育っていないところが現実にあります。

今後とも補植を続けていくかということなのですけれども、これからの課題として、平成20年度にまた新たな委託という形になっていくことから、本年度、そして19年度中に、現在の果樹の植生している場所が本当に適正な場所なのかということも含めまして、検討を進めてまいりたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 中野委員。

○11番（中野敏勝） 別なちょっと、果実の部分のですけれども、以前に果実に名札を、果実の里の名板が非常に見えにくくなったということをつけていただいているのですけれども、学校等に行っても、た

だりんごの木にりんごと、当然のことですけど、梨の木に梨と書いてぶら下げた札なのですけども、もう少し名前を、その木その木、りんごでもいろんな種類がありますので、そういうものを書いてやる必要があるかと思うのですよ。

学校教育の部分でそれを取り組んでいても、これはりんごだといっても、こんな小きなりんご店には売ってないというようなことになったりするわけですから、もう少しそういうのは親切にする必要があるのではないかというふうに感じます。この点、いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 17年度において全ての果樹ではありませんけれども、りんご、梨、梅等々の名札をつくり、その名札に幕別町果樹の里づくり事業と一緒に入れまして、札を下げたところであります。

今、ご指摘いただきましたように、確かにりんごにつきましては、うちの果樹はアルプスの乙女が主でありますし、梅につきましてもほうご梅という固有の名前がございます。そこまで私どもの配慮が至らなかったというのは反省するべき点だと思いますので、今後の検討とさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

中橋委員。

○9番（中橋友子） 2点お伺いいたします。

一つは、282ページの1目の都市計画総務費にかかわりまして、適当な項目というのが分かれている部分がありますのでお伺いいたしますが、今、札内の住宅団地形成の事業の中で、北栄町の事業が進められてきていますね。事業がスタートして実際におうちが建てられるようになってから年数が経ってきておりますけれども、現時点でどの程度、住宅が予定されている、確か680戸の団地形成であったと思いますが、どの程度の住宅が建てられていて、今後、どんな見通しになっているのか。そこを伺います。

それから、これはわからないのでお尋ねするのですが、288ページの3目街路事業の22補償費のところになります。当初予算が2,810万だったのですけれども、これは約4,800万ということで増えていきます。それで、この増えてきた理由と伺いますか、その補償の対象物件が増えたのか、あるいは補償金額が増えたのか。そのまず中身についてお知らせください。

○委員長（千葉幹雄） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） まず1点目の北栄町でございますけれども、現在の保留地の販売状況といたしまして、約35%というふうにお聞きしております。それについては、随時建設がされるものというふうにお聞きしております。

そのうち、今回、北栄町の区画整理事業、事業年度は平成22年までもってございますけれども、工事造成につきましては19年度に完了するという事になってございまして、この完了を見込んで、今後、また増えていくものと期待しております。

もう1点でございますけれども、用地買収費に関係につきましては、昨年度16年度の予算の繰越分が2件ございまして、その部分も加算されまして、この金額4,855万3,450円になってございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 都市計画の方の、今、保留地の35%まで売却されておうちが建ってきているということですね。

まだまだ全体を見ますと、35%ですから裏返せば65%残っているということで、これから進んでいくのだらうなというふうには思うのですけれども、経済状況もありまして、これまでの手掛けてきていた暁町であるとか、青葉町であるとか、それも民間の開発で進んできたところではあります。そういったところから比べると、やはり張り付きが遅いのかなというふうには、主観ですけども思うわけですね。それで、今、19年度に完了をみているのだということになれば、それなりの張り付き計画ももっておられると思うのですよ。PRなどはもちろん民間開発ですから民間でやっつけらっしゃると思うのですけれども、町としてその辺の、うちの町も長期計画の中では人口増などもきちっと位置づけてやっ

すよね。そういった計画からすると、そのかかわって、応援という言い方も変なのですが、促進のために手立てというのは一定程度必要ではないかなというふうに思うのです。その辺はどんな状況でしょうか。

それと絡めて、いつも宅地開発されていくときに、町としては民間から声がかかって、それに応援する形でやってきていますけれども、今後の札内の状況ですね。札内の中では、今、北栄町があつて、さらにまだまだ住宅地の中には、一定程度面積があるのだけれども、いわゆる空き地になっているようなところというのは、北町ですとか、あるいは若草の道住の前ですとか、結構まとまった土地が残っておりまして、そういうところについても、こうした長期計画に合わせて、人口増ということを考えれば、一定の方向性を持って、一つひとつ事業が終わってからというふうには思いますけれども、そういう見通しも必要だろうと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

それと、補償費の問題なのですからけれども、わかりました。去年の繰越しということですね。

補償にかかわりましては、これは街路事業の補償でありますから、用地であるとか、それから、ここにあります物権の補償だとかいろいろあると思うのですけれども、特によく言われることは、物権の庭木などの細かい補償にかかわっての基準額の定め方というのが、どうもそのときによって変わるというような声もありまして、うちの町としてはどういう手法でそこを定めて、そして、相手の方に納得をしてもらおう。合意を得ながらやっていらっしゃるのか、伺います。

○委員長（千葉幹雄） 都市計画課長。

○都市計画課長（田中光夫） 補償費の算定について、まずお答えいたします。

補償費等につきましては、うちの方では北海道用地対策協議会というところに加入してございまして、その中で、全道一円同様の補償ができる体制をとるということで、ここに加盟してございます。その資料に基づき算出してございますので、個々に保障形態が変わるということとはございません。それは飽くまで変わるとするならば、木の種類だとか年数だとかいろんなものがございまして、それによっては単価は変わってくるということとはございますけれども、それ以外は変わることはございません。

○委員長（千葉幹雄） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 区画整理の事業の中身についてのご質問がありました。先ほど、課長が言いましたように、現在のパーセントは35%というご説明をさせていただきましたけれども、区画整理の中の区画整理事業の中で生み出す保留地という部分の中での35%の運営ということでございます。

もともと地主さんが持つておられる保留地というものが6割、ですから、先ほどの4割の中の35%ぐらいの今現在販売ですよ。残り6割につきましては、地主さんがそれぞれ今後販売をしていくと。

現在の中での組合との協議の中では、地主さんについては、それぞれの皆さんが組合に参画をさせていただいて販売をしているという意味では、組合の持つている保留地がある程度販売になるまでには、その個人の方の販売は控えてほしいという組合同士の中での、約束ではないのですけれども、そういう形で進めてほしいという形で進めておりますので、極力その保留地の販売を完売できるような形で、組合の方皆さん努力しておりますので、その辺は理解を頂きたいと思います。

それと、その後の促進策ということでございますけれども、これは組合の方でも新聞等の宣伝を数回を挙げて進めているわけでございますけれども、委員おっしゃられるように、今、帯広圏の中での宅地造成、それぞれの町が、市がやっておりますので、かなり厳しい状況にあるというのは現実でございますけれども、ただただ、今、札内の北栄の位置付けが、帯広圏の中心に近いということもあつて、今後の販売に期待をしたいなどは思うのですけれども、町もその辺は、なるべく幕別がいい住宅地になっているのだというアピールなどもしていったらいいという考えでございます。

それと、札内の都市計画における住宅地ということでございますけれども、現在、都市計画の市街化区域に入れていく作業が、平成15年度末で第5回目の定時見直しという形をさせていただいて、市街化区域に努めています。

それで、委員おっしゃられるように、既に市街化区域になっている中での未利用地ということも何

箇所がございます。その辺は地権者の方に、編入の段階で入れて整備をしていただくという話をさせていただいて入れているわけですが、その後の計画が、経済状況もございますけども、遅れているというところがございます。ですから、その辺は極力、その未利用地の促進を図ってほしいという、町としてもお願いをしていかなければいけないと思っております。

それと、先ほど言いました平成 15 年度段階での幕別町で将来人口増に向ける土地開発の面積というのが、現在のところ、面積的にいいますと、6ヘクタール程度の人口保留というものが持っております。その分が民間の方が開発をされるという段階では、その部分については市街化区域の拡大も図っていけるという形になってはいるのですが、先ほどのご質問のように、区画整理の状況などを見ていますと、むやみにその投資をして販売することがいいのかどうなのかということも、地権者の方は考えておりますので、その辺、まだ広げていくという段階にはないのかなと。現在はですね。ただ、部分的には今後進めたいということで、1地区ほど、今、計画をしたいのだけでもどうだろうという協議もありますので、その中では、今後、区域の拡大もある程度は進めていけるのかなという状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 大枠の計画がわかりました。当然、経済状況があつてのまちづくりということにもなりますし、また、まちづくりが逆に経済を引っ張るというような側面も持ち合わせていると思いますので、それで、そういうこともありましたお尋ねしたのです。

確認という意味で、結局、北栄の方のいわゆる住宅の張り付きの現状なのですけれども、確認の意味でお尋ねするのですが、全体の4割のうちの35%ということですね。総団地として、計画でご説明いただいたときには約700戸の住宅が建って、今は公共施設、さかえ保育所や近隣センターなども建ちましたけれども、そういうふうにして少しずつ張り付いてはきているのですが、その全体の680に対して、今、何戸張り付いていて、今後、かなり残っている方が多いということなので、今後、どのぐらい販売されていくのか。その辺を伺います。

○委員長（千葉幹雄） 若干休憩いたします。

13 : 22 休憩

13 : 23 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開します。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 先ほど、35%といいましたのは、今、委員言われる総数に対しての35%ですから、戸数にしまして約280戸が保留地になっているということでございます。

その中の、現在35%でございますので、60戸から70戸、申し訳ありませんけど、細かい数字、今、手持ちにないものですから。このものが販売された中で建ってきたと。

先ほど、閑地の中でという、いわゆるももとの地主さんが販売をされて、現在まで販売されて住宅が建っているというものも、現在まで20から30のものがありますので、合わせていきますと、この2年、3年の中で100戸ほどは戸数が建っているのかなということでございます。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

伊東委員。

○12番（伊東昭雄） ページ数は272ページの地籍調査について、お伺いいたします。説明資料の中では、11年度、途別の一部行いまして、それが終了したというようにも書いてありますが、そこで1点お聞きしますが、それぞれの今までの境界線、その境界線とのトラブルといったらおかしいけれども、自分らがもともと境界を思っていたその線のところに、大体10センチとか15センチはよろしいのですけれども、大体そこら辺に今回の地籍調査でしたら、そこにいったかどうか。その点については問題なかったかどうか、お聞きいたします。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 幕別地区の地籍調査につきましては、平成 16 年度からスタートしている事業であります。

平成 16 年度につきましては、まず、三角点、こういうものをまず打っております。

17 年度におきましては、現地の調査に入っております、その現地に入った調査で、今後の一筆調査における基礎的な図面を作成したというのが、第 2 年度の事業でありまして、それをもとに、今年度 18 年度につきましては、やっと第 3 年度として、一筆調査に入りまして、杭打ちを始めているというところでありまして、ただいま、その杭打ちをやっているところであります。

○委員長（千葉幹雄） 伊東委員。

○12 番（伊東昭雄） 杭打ちが今年度やる予定だということになれば、わからないということですけども、私は、必ずどこかには問題点が出てくるのではないかなという感じがいたします。というのは、最近、土地売買がなされまして、買う人がやはり測量をしてほしいということで測量いたします。そうすると、今の測量と昔のと、どう違うのかもかもしれませんけども、先ほど申し上げましたように、お互いに石があるわけですね。それをずっと境界線だと思っておるわけですが、最近の測量をいたしましたら、私も 2 カ所ほど経験しているいろいろと相談受けているんですけども、5 センチとか 10 センチならいいけれども、中には杭から 5 メートルとか 10 メートルも差があるわけなわけですね。

それで、買う人はこれだけ面積が違ったら、中には長くいくところだったら、5 反とか 6 反とか 1 町も開いてくるわけですね。それで、それが順番にいつているならいいですけども、たまたま出たところは、ぐるっと 3 年ほど前に売って、新しく境界をしていると。今回売ったところが、また新しいところで曲がる。そうすると、真ん中はどこも行きようもなく、その人は 6 反くらい減っておるわけなのだけでも、これでは了解できないということで、杭は測量士が 3 社なり 2 社の了解をしなかったら、測量はこうなりましたよと言っても、石は入れるわけにはいきません。それで、未だに入れていないのですね。

それで、測量士にどうしてこういうふうになるのだと、お尋ねをすれば、恐らく幕別町もこういう地籍調査が始まっているから、かなりきたらここに来ると思いますよということ自信を持って言われるわけなわけですね。そうすると、何年か後に、そこに来たときに、そこで地籍調査を町でやっているわけですから、そこに来たときに、それはどういう話し合いとか、どういう解決をしていくのか。

これを一つお聞きして、必ず来たときに、それから話し合うのではもつれると思いますので、そういうことが出たときにはどういように町で考えてそれを解決していくかということ、ひとつお尋ねいたしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 伊東委員。ご承知ですけども、この予算には杭の部分は入っていないということでしたよね、説明でね。

今後の問題ですからいいんですけど、余り飛躍するとちょっと決算に馴染まない部分もありますので、そこを理解して答弁、いいですか。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 地籍調査におきまして、それぞれの土地の境界について杭を打っていくというのは今年度の事業でありますけども、それに当たりましては、必ず民地ということになりますので、その境界線に沿って、その関係者に必ず両者に立会いをしていただいて、そして、その点が両者の土地の境界であるということを十分に説明した上で杭を打っていくという方法をとっておりますので、現地においてその辺につきましては、地権者の方に十分理解を得ながら進めていくという方法をとっております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

野原委員。

○20 番（野原恵子） 273 ページです。

道路管理費のところなのですが、委託料のところ、町営管理委託料、ここは就労センターに委託さ

れていると、確か説明されたと思うのですが、これは道道の清掃、草刈とか含まれていると思うのですが、今、外来種がひどく繁殖してしまっていて、せいたかあわだち草、おおはごんそうですか、そういう外来種が繁殖しております、アレルギーの原因になるのではないかとということもありまして、そういうところの草刈もしてほしいという要望を出されているのですが、町道もそうなのですが、道道とか国道にもかなり背が高く伸びてしまっていて、アレルギーだけではなくて、車の運転ですとか、交通の便も非常に見通しが悪いということもあるわけなのですが、そこの清掃のところも、草刈ですとか、そういうところの方の管理もしっかりしていただくことが大事ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（千葉幹雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） この科目で支出させていただいている路線につきましては、あくまでも町の管理する道路であります。例えば、植樹柵の中の雑草とか、それから、縁石に生えている草、それから落ち葉等々、就労センターの皆さんにお願いして清掃をしていただいているという内容でございます。

今、野原委員ご指摘のありました道道につきましては、もちろん北海道、国道につきましては国の管理でありまして、その清掃管理につきましては、それぞれの国なり道なりが道路パトロールを行いつつ、現地を把握されていることと思えますけれども、町の方からも清掃管理について、また、要望はしていきたいというふうには考えております。

○委員長（千葉幹雄） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 町道の草刈の中での、先ほど委員がおっしゃる外来種によるアレルギー対策とかその辺はどうなっているかというご質問かなと思いますけれども、花粉症、こちらの方には杉はないのですけれども、花粉症、白樺とかいろいろ多数聞いてはおります。

その中で、地域との相談もしながら、そういう対策で地域もこれはちょっと影響が余り多すぎるのでというお話をさせていただきながら、地域もいらないというものについては伐採をしたりという管理をさせていただいているのが現状でございますけれども、今、委員言われるような新しいアレルギーになるようなものというのは、ちょっと今のところ、うちの中では聞いてはいない状況なのでございますけれども、今後、そういうものがあつた段階では、いろいろ勉強しながら、そういうものの対処にあたってまいりたいというふうには考えております。

それと、管理についてでございますけれども、ご存じのとおり、道の財政厳しいということでは、道道の管理についてはかなり以前よりも管理をされていた状況よりも落ちているという現状は確かでございます。ただ、町道の現状については、管理については、従来どおり予算を、今までのところの中では削ることなく、従来どおりの管理をさせていただいている状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○20番（野原恵子） 町道に関しては、今までどおりの予算で清掃されているというお答えでしたけれども、道道にしても国道にしても、町民が日常生活の中にかかわっているということでは、生活圏内にあります。とみに最近、草が大きくなって枯れて、それで非常に交通の便も悪いしアレルギーにもなるということで、そこをきちっと刈ってほしいというのも町民の要求でもあるわけですね。ですから、きちっと道とか国に要請していくということが、今、非常に大事だと思うのです。確かに国も道も予算がないと言いながら、そういうところを草刈や何かをしていないという今お答えだったのでございますけれども、生活していく上では、そこは非常に健康にもかかわる問題で大事な点であると思うのです。

ですから、しっかりと意見も言っていくということが大事でありまして、そういうところの予算も確保していくということは、地方から声を挙げていくということは、非常にこれは今大事な点ではあると思うのですが、そのところをしっかりと意見を挙げていくということもしていただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 先ほど、道道の話を若干させていただきましたけれども、これは国道、道道、先

ほど言いましたように、財政難、厳しいということでは変わらない状況でございます。それで、町として同じ道路網でございますので、その中での要望等、草刈等をしっかり要請していくようにということでございます。これは、従前より町内に走っている道道、国道についてのそういう要望というのは、常に要望は出しております。

道道などについては、特に道の予算の中では、今後難しいのですよと言われていた中では、例えば、幕別町の本通の街路樹などについては、町の方も予算の中でやってはいるのですが、剪定などもしている。あとは植樹柵なども、協働のまちづくりで花のものに変えて、維持管理のかからないように、地域の方々と道路を愛護していくという取り組みを行っておりますので、さらに、より町道と変わらない国道、道道ということが望ましいのでございますけれども、できる限り町の中でやれるもの、あるいは、国、道でやっていただくものについては、なおさらの要請をしまいたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 先ほど、聞き漏らしたのかなということもございますので、確認の意味で質問したいと思います。286ページ、13節の5でございます。公園清掃管理のところですが、先ほど、公園は25カ所、そのほかパークゴルフ等というふうに言われました。

非常に金額も大きいものですし、町民の方からたまたま聞かれて内容がわからないという面もあるものですから、この公園とパークゴルフというの是一緒に委託しているのか、それとも、別々に委託管理しているのか。だとすれば、公園に係る管理費は、委託費がどれだけ、純粋なパークゴルフ場にかかっているのがどれだけかということ、先ほど、もし説明されたとすれば、私の聞き間違いですが、わかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 公園とパークゴルフ場に係る経費ですけれども、草刈等を委託している施設の中には、公園とそれからパークゴルフを含めたところもございまして、大体で按分いたしますと、パークゴルフ場の草刈清掃等で2,000万強、それから、公園の草刈清掃で1,200万強という数字となります。

○委員長（千葉幹雄） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） パークゴルフ場につきましては、非常に本町の誇るところでございまして、これは大事にしていかなければならないのですが、この維持費、管理費を含めて、今後、パークゴルフ場についてどんなふうに将来的に考えておられるか。そこら辺ももしお聞かせいただけるのであれば、将来性についてどう考えるかということは、非常に大きな維持管理でございますので、他町村では有料化の問題も出ておりますし、そういったことで、発祥の地としては有料化すべきでないという、前の質問に町長からお答えがありました。これらを含めて、将来的にどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 先ほどの質問の中で、箇所数の問題が出ましたが、私の説明の中で、公園清掃管理主なもの、27カ所の公園という説明をさせていただきました。

これはパークゴルフ場設置されているところがほとんどといいますか、すべて公園でございますので、その中にパークゴルフ場が設置されているというのがうちの形態でございまして、総合公園、近隣公園、街区の中にパークゴルフ場が含まれているという状況でございます。

それで、管理費については、先ほど、課長の方からパークに2,000万円、街区公園に1,200万というこの予算をかけて管理をしているのだということでございますけれども、約3,200万、これはすべて幕別町としては公園の位置付けをした中の管理費という位置付けをしております。

それと、ご存じのとおり、街区公園の公区にお願いしているのは、57カ所の公園については、事業の中身については、協働のまちづくりの中で、公区の方をお願いをしている部分、あるいは町で進めている部分ということがございます。

それと、今、ご質問のパークゴルフ場の今後の在り方、多額の費用がかかる管理費をどうしていくのかということがございますけども、確かに 20 年の経過経ったパークゴルフ場、地域性によっては利用数の少ないところもございます。

それで、利用実態なども見ながら、今後、どうしていくかということが課題には今現在なっているのですけども、ある程度、公園とパークゴルフ場の違いの管理の差はございますけども、その辺は利用数が少ない、あるいは、ここは集約した方がいいというようなところについては、今後はそういう検討もしながら、管理費の節減に向けて検討していかなければならないものだろうというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 278 ページ、道路橋梁費、2 目の道路新設改良費の 15 節であります。工事請負にかかわってなのですが、札内の方で新しい道路がつけられておるわけでありまして、以前に申し上げたのでありますが、ユニバーサルなことでは気を遣ってされていらっしゃると思うのでありますが、点字ブロックなのです。これは幕別町の中、本当に少ないのです。

これは以前にも申し上げたのでありますが、今、新しく歩道もできていくわけでありまして、その辺の一つのお考えはどのような考えでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） 町中のバリアフリーということのご質問かと思うのですが、基本的には、まず新設部分につきましては、交差点等車椅子が横断できるような形で、交差点の方は設置する。あるいは、住宅前の邸下についても、極力そういった形のものを採用していきたいというふうに考えております。

それから、既存部分につきましては、まず、通学路、今現在、17 年度につきましては、あかしや地区のところの歩道と、それから交差点のところの邸下というのでしょうか、下げて、バリアフリー化に努めているところでありますけども、順次そういった箇所については続けてまいりたいというふうに考えております。

点字ブロックです。町中すべてということにはちょっとなりませんので、公共施設前ですとか、そういったところにつきましては、点字ブロックを可能な限りというか、設置していきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 芳滝委員。

○2番（芳滝仁） 歩道にその点字ブロックがないのですよね。札内も大きな町が開けられて、広い歩道ができまして、フクハラの前だとか学校に行くところだとか、生活道路になりまして、結構広くしていただいて、あれはみんな使いやすくなっているのですけども、あそこにも点字ブロックがないのですよね。

今、いろんな町を見回したときに、町の中で生活道路で、よく利用するところは多く点字ブロックが敷かれてありまして、そういう形気を遣われているわけでありまして、それは大変必要だと思うのですけども、ただ、教育面でも、これは何なのというふうな子供がいる。札幌だとか行きましたら、点字ブロックが敷かれてありまして、これは点字ブロックなのだ、子供たちもわかる。生活の中で。

そういう一つの生活をしていく中でも、いわゆるユニバーサルに関して、意識付けをしていく。一緒にそこで生活をしていくのだという形では、非常に私は必要だと思うわけでありまして。そういう意味で、今後、点字ブロックについて、気を遣っていただければなと思って質問したわけでありまして、どうでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 土木課長。

○土木課長（佐藤和良） ご指摘の趣旨は、できる限りということというふうに承ったのですが、新規等に向けましては、できる限り対応をしてまいりたい。ただ、必要なところというのが、まず優先されるべきところもございますかと思っておりますので、まずは公共施設ですとか、通行量の多い需要の高いところを中心に検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

8款土木費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、9款消防費に入ります。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、9款消防費につきまして、ご説明を申し上げます。298ページをお開きいただきたいと思っております。

9款消防費、1項消防費、予算現額4億9,893万円に対しまして、支出済額4億9,805万2,000円があります。

1目の常備消防費は、東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費などの共通経費並びに幕別消防署署員の人件費、公債等に係る費用でございます。

2目非常備消防費は、非常備消防隊員の報酬や消防団の運営交付金など、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目消防費は、災害に対応するべく計上した経費ではありますが、支出はありませんでした。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

9款消防費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、14時05分まで休憩をいたします。

13：48 休憩

14：03 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

10款教育費に入ります。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） 10款教育費につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の302ページから367ページ、決算資料につきましては、82ページから88ページになります。

決算資料に事業の内容や利用状況などが記載されておりますので、できるだけ資料の内容とダブらないよう、決算書によりまして簡潔に説明してまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

決算書の302ページをお開きください。

1項教育総務費につきましては、教育に関する管理運営及び事務に要した費用であります。予算現額3億3,248万8,000円に対しまして、支出済額3億2,987万104円あります。

1目教育委員会費では、教員委員4名の報酬、旅費、交際費などに要した費用。

2目事務局費では、教育委員会事務局の管理運営並びに臨時職員等の共済費、さらには、各種負担金などがあります。次、304ページの7節賃金、細節4の嘱託職員分ですが、これは教育課程の編成や学校訪問などに係る指導助言の役割を果たす学校教育推進アドバイザー1名分の賃金であります。

次に、306ページ、19節負担金補助及び交付金、細節4の十勝圏複合事務組合負担金、1,451万7,000

円につきましては、十勝研修センター建設に係る起債の償還経費でありまして、17年度をもってその償還が終わりとなりました。

3目教育財産費につきましては、学校及び教職員住宅等の維持管理に要した費用であります。11節需用費、細節40の修繕料は、校舎内外あるいは教員住宅などの修繕に要したものであります。続きまして、308ページ、13節委託料のうち、細節10の耐震予備調査委託料につきましては、小学校5校の耐震化の優先度調査に要した経費であります。15節工事請負費、細節2の小中学校等整備工事につきましては、札内南小学校と古舞小学校の体育館の屋根塗装。それから、札内中学校の音楽室改修工事などが主なものでありまして、これは決算資料にも起債されております。17節公有財産購入費、細節1の学校共済住宅譲渡代につきましては、教職員住宅の建設に当たり、公立学校共済組合の資金を活用して建設したのですが、支払対象となっているものは、平成3年に建設いたしました青葉町教員住宅1棟6戸及び平成13年に建設いたしました明倫小学校教員住宅1戸分であります。

続きまして、310ページをお開きください。4目スクールバス管理費につきましては、スクールバス直営3路線と委託8路線の運行に要した費用であります。

続きまして、5目の国際化教育推進事業費は、国際交流員の賃金、共済費等に要した経費であります。国際交流員は、合併以降2名となりましたので、分担しながら中学校5校に英語指導に当たっております。

次に、312ページ、6目学校給食センター管理につきましては、学校給食センターの管理運営及び給食調理に要した費用であります。平成17年度の学校給食は、幕別、忠類、両給食センターで年間208日、小学校、中学校、共に平均195食でありました。次、34ページ、11節の需用費、細節60の給食材料費につきましては、合併の経過措置により、忠類分は含まれておりません。次、316ページの18節備品購入費では、給食配送車を1台購入しております。

次、2項小学校費であります。本校は、小学校の管理並びに教育振興に要した費用であります。予算現額1億8,338万円に対しまして、支出済が1億8,231万1,096円であります。

318ページ、1目学校管理費では、小学校10校の管理に要した費用であります。忠類小学校分につきましては、合併後の分が上乗せをされております。7節の賃金につきましては、事務補助職員4名分と指導助手3名分であります。続きまして、320ページ、13節委託料は、学校管理、清掃、整備などに要した経費であります。

32ページをお開き下さい。2目教育振興費につきましては、小学校の教育振興に要した費用であります。11節需用費、細節4の消耗品は、児童にかかわる教材購入に係る経費と、教科書改訂年であったため、教師用の教科書や指導書を購入したものであります。14節使用料及び賃借につきましては、町内小学校3項に係るコンピュータの借り上げ費用であります。19節負担金補助及び交付金では、スケートリンク造成や、平成17年度から実施しました学校、家庭、地域の一層の教育連携を目指した地域教育連携支援事業などに要した経費であります。

続きまして、324ページ。3項中学校費であります。予算現額1億3,109万2,000円に対しまして、支出済額1億2,951万1,173円となっております。本項は、中学校の管理並びに教育振興に要した費用ですが、先ほどの小学校費同様、合併後の忠類中学校の分が上乗せされております。

1目の学校管理費のうち、7節の賃金につきましては、事務補助職員3名分とこころの教室相談員、特別支援のコーディネーター推進員、札内中学校の英語支援のための指導助手の賃金であります。326ページ、13節委託料は、学校管理、清掃整備などに要した費用。18節備品購入費につきましては、札内中学校に、机、椅子130組など一般備品の購入であります。

続きまして、328ページ。2目教育振興費、本目につきましては、中学校の教育振興に要した費用であります。11節需用費では、生徒の教材購入と教師用の教科書あるいは指導書などを購入しております。14節、使用料及び賃借料につきましては、町内中学校4項に係るコンピュータの借り上げに要した費用であります。19節負担金補助及び交付金では、小学校同様、スケートリンク造成や平成17年度から実施しました家庭、学校、地域の一層の教育連携を目指した地域教育連携支援事業などに要したもの

であります。

次に、330 ページをお開きください。4 項幼稚園費、予算現額 3,081 万 3,000 円に対しまして、支出済額 3,062 万 2,276 円であります。本項につきましては、若葉幼稚園の管理並びに教育振興に要した費用であります。

1 目幼稚園管理費ですが、7 節賃金におきましては、障害児 8 名の対応に臨時職員 4 名を雇用した分と嘱託職員、これは園長であります、これに要した費用であります。

332 ページ。2 目教育振興費は、幼稚園の教育振興に要したものでありますが、19 節負担金補助及び交付金では、20 節の就園奨励費に該当しない保護者に対しまして、入園料や保育料を補助した経費。20 節の扶助費では、公立と私立幼稚園、就園奨励費に要した費用であります。

続きまして、5 項社会教育費、町民の生涯学習に要した費用であります、予算現額 2 億 8,542 万 1,000 円に対しまして、支出済額 2 億 6,986 万 4,643 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名、働く婦人の家運営委員 6 名の報酬のほか、各種団体に対する補助金などがあります 334 ページ、9 節旅費の細節 3、特別旅費につきましては、海外研修や国内研修の引率分。また、19 節負担金補助及び交付金では、子供たちの国内や海外の研修などに要した費用が主であります。

次に、336 ページ。2 目公民館費、本目は、糠内、駒島の両公民館及び少年自然の家、学び舎の管理運営、各種団体等への補助に要した経費ですが、このうち、8 節の報償費の講師謝礼は、しらかば大学の各種講座や講演会などの費用であります。338 ページの 19 節負担金補助及び交付金は、公民館まつり、家庭教育学級への活動補助であります。

続きまして、3 目保健体育費、本目は、体育指導員 12 名の報酬及び大会参加の奨励金。体育施設の管理運営、スポーツ団体への補助などに要したものであります。7 節賃金には、忠類の白銀台スキー場の人件費も含んでおります。この賃金と 340 ページの需用費、342 ページの委託料におきまして、不用額が生じておりますが、降雪不足によりスキー場の営業期間が例年に比べ半減したことによるものであります。

続きまして、344 ページをお開きください。4 目青少年育成費、本目は青少年問題教育委員会 30 名の報酬のほか、学童保育所 5 カ所の管理運営、青少年相談等に要した費用であります。学童保育所の開設日数は 244 日、児童数 209 名、うち延長保育が 59 名であります。346 ページ、11 節需用費の細節 60、賄い材料費は、学童保育所児童のおやつ代であります。

次、5 目町民会館費、本目は、町民会館と札内福祉センターの管理運営に要した費用であります。

次、348 ページ。6 目郷土館費におきましては、文化財審議委員 5 名の報酬、ふるさと館並びに蝦夷文化考古館の管理運営に要した費用であります。1 節の報酬ですが、文化財審議委員に諮る案件が生じなかったため、支出済額がゼロというふうになっております。次、352 ページをお開きください。19 節の負担金補助及び交付金ですが、細節 7 の文化財保存補助金は、糠内獅子舞保存会へ。細節 8 のふるさと館事業委員会交付金は、ジュニアスクールなど館の事業運営活動支援であります。

続きまして、7 目スポーツセンター管理費。本目につきましては、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要した経費であります。7 節賃金は、トレーニング指導員 4 名の人件費。次のページになりますが、13 節委託料につきましては、体育館 3 館の管理委託料が主であります。15 節工事請負費では、農業者トレーニングセンターの雨漏りに伴う屋上防水シートの取替工事。18 節備品購入費は、札内スポーツセンターのエアロバイク更新が主なものであります。

次、356 ページの 7 節賃金は、司書、運転手、アドバイザーなど、臨時あるいは嘱託職員雇用に要した費用であります。

前のページに戻っていただきまして、8 目の図書館管理費、本目は、図書館の管理に要した費用であります、356 ページの賃金に戻りますが、司書、運転手、アドバイザーなど臨時あるいは嘱託職員雇用に要した経費であります。次に、358 ページ、13 節委託料では、管の清掃、電算機器の保守点検などに要した経費が主であります。18 節備品購入費では、一般図書や児童図書など 3,759 冊と、映像資料

80点を購入いたしました。

続きまして、360ページをお開きください。9目百年記念ホール管理費であります。本目は、百年記念ホールの管理運営に要した費用であります。8節報償費では、16の講座、大小11の講演会を開催しておりますので、それに伴う謝礼であります。次に、362ページ、13節の委託料は、細節2の清掃、それから、細節6の舞台機器等操作に要した経費であります。364ページ、19節負担金補助及び交付金、細節4の町民芸術劇場交付金ですが、芸術劇場の事業として、12の公演を実施しまして、4,423人の町民の方々に、音楽や演劇などをお楽しみ頂きました。細節7の薫別アイヌ文化伝承保存会補助金は、安藤梅子さんのウポポ全集、DVD制作に対するものであります。

次に、10目ナウマン象記念館管理費につきましては、合併以降のナウマン象記念館の管理運営に要した費用であります。人件費や光熱水費が主なものであります。

以上で、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

前川委員。

○1番（前川雅志） 313ページ、5目、7節、嘱託職員賃金に関連して質問をさせていただきたいと思っております。先ほど、説明の中でもありましたように、忠類村との合併によりまして、国際交流指導員が2名になったということで、それぞれ役割分担をして今後もやっていくという話であるのですが、これからも、その二人の体制を維持してやっていくのか、まず1点お伺いをしたいと思います。

それと併せまして、平成17年度の3学期から、国費活用の小学校英語活動地域サポート事業が、途別小学校、札内南小学校、それと併せまして、従来から英語授業を取り入れていた古舞小学校でスタートしたと聞いていますが、この事業を行われている学校には、国際交流指導員が行っていないのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

それと、この小学校英語活動地域サポート事業というのは、国の事業名なのですが、幕別町においては何という事業名になっているかということと、また、どの程度予算がついているのかということをお聞きしたいと思います。併せまして、18年度の予算というのも出てきていないのですが、そのぐらいの額になっているかということをお聞きしたいと思います。

それと、その事業におかれまして、どのような人材を活用して事業を行っているかということと、また、そのカリキュラム、内容等を教えていただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず、いっぱい質問を受けましたので、ちょっと整理ですけれども。

最初に、体制ということで、今現在、合併しましてから2名体制になっております国際交流員の関係でございますけれども、業務をワークシェアリングしまして、忠類地区担当のグリーンハム先生には、札内中学校に今現在行っていただいておりますので、中学校2校をまわっていただくと。従前から幕別地区におられるレイン先生については、幕別中学校、それから東中学校、糠内中学校というふうに動いております。それから、忠類地区につきましては、従前から小学校にも英語活動の支援のために活動しているということでありまして、引き続き実施していただいております。幕別地区につきましては、幼稚園の英語活動への支援ということでの活動。それから、小学校にも国際理解教育という場面で、各小学校から声がかかって、年間に10回程度学校訪問して活動しているという状況であります。

それから、英語活動でございますけれども、これは文部科学省の委託事業ということで、すべて国から出る予算を、予算の管理につきましては、ここでいいますと、十勝教育局の方に予算が下りてきておりまして、そこに計画の申請をし、事業の報告をして予算化というか、精算するというシステムで動いている事業であります。事業名につきましても、小学英語活動地域サポート事業と、そのままの形で実施しているものであります。

それから、講師等の人材のことでございますけれども、これにつきましては、古舞地区で学校独自に考えておりましたところでは、講師をNPOのそういった講師を派遣する協会がございまして、そこから

の講師の派遣をしていると。

それから、南小につきましては、アメリカの国籍を持った方に指導に当たっていただくというようなことをございます。途別地区につきましては、17年度につきましては、東京から講師を招いて、英語に親しむということで、そういったメニューで人材を派遣していただいているということをございます。

それから、内容につきましてはですが、まず英語活動として、英語に親しむということから、挨拶ですとか、自己紹介ですとか、あるいは、英語の歌を歌う、あるいは単語を習うというようなことを、各学校で展開していただいております。

予算規模につきましては、17年度につきましては、203万9,000円の総額の予算でございます。予算につきましては、道の方の予算で精算するという会計の手法をとっております。

事業名は先ほどもうしましたとおり、小学校英語活動地域サポート事業ということです。

それから、これは2か年ということで、17年度、18年度というふうになりますので、その間も町の国際交流網を活用しながら、例えば、古舞小学校については、このメニュー以外にレイン先生を呼んで、交流をするというようなことを実施しております。

○委員長（千葉幹雄） 前川委員。

○1番（前川雅志） わかりました。国際交流指導員については、また、今後検討することになってくるのかなと、私自身は思っていますので、これからの推移を見ながら、また考えてみたいというふうに思っております。

この小学校英語活動地域サポート事業なのですが、2か年で203万という捉え方でいいのかなと思うのですが、大変少ない予算の中で、地域の活力というか、力を利用して運営しているということは、よく理解させてもらいますし、頑張ってもらっているのだなというふうに思っておりますが、先進地の例からいきますと、小学校で楽しく英語教育を受けてきて、中学に上がったときに受験英語に変わるという形の中で、こういった小学校から中学校への連携ということをお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

それと、そういった意味で先進的に取り組んでいる。例えば、横浜市とかは早くから取り組んでいるわけですが、そういったところに視察に行ったり、情報の交換などをされているのか伺いたいと思います。

最後に、この事業における、まだ始めて半年ぐらしか経っていませんが、事業の効果というか、評価をお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 中学校へのつながりという視点でのご質問ですが、一番懸念しているところの中学校の英語事業の下請ではないということで、そういうことがございまして、まずは慣れ親しむという観点から、いわゆる英語活動という枠の中で、まずは英語に慣れましょうということで実施しているというふうに伺っています。

実際に評価ということですが、各学校視察もさせていただきましたけれども、生徒たちが生き生きとして英語に親しんでいると。特に低学年につきましては、もともとわだかまりがないということから、かなり楽しんで英語に親しむというような状況があり、その英語活動としての視点から、かなり良い評価が出ているのではないかなというふうに思っております。

それから、先進地の視察ということをございますけれども、当初から予算については、余り高額な予算がつくという状況ではなかったものですから、17年度の視察につきましては、道内の先進地の視察をしてみりました。旭川と札幌の英語活動に盛んな学校の実情について勉強させていただきました。

○委員長（千葉幹雄） 前川委員。

○1番（前川雅志） 最後に伺いたいのですが、6月の議会の中でも学校教育について伺ったときに、鹿追町の例を挙げさせていただきました。鹿追町では、小中一環教育と合わせて、小学校からの英語教育というのを始めて、最近、成果が現れつつあるという現状にあります。

そういった中で、国の議論の中でも国語の能力の低下ですとか、様々懸念はされていますが、小学校

から英語教育を始めることによって、他の教科においても大きな成果があったという報告が既にあがってきているところであります。併せまして、先ほど、答弁いただきましたように、子供たちも楽しくやっていると話だとか、ほかからも幕別町の取り組みについて、高く評価をされている話をあちこちで聞かされるということになります。

この事業が、予算が17年、18年ということで、今年度いっぱい事業が終わってしまうということになるのだと思いますが、今後、町として事業化していく方法を検討されているのかどうか。また、教育の均衡化という機会もとるために、ほかの小学校でもそういった事業を取り入れていくということを考えているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） ただいま、ご意見を頂きました。

今、鹿追町の例も出されたのですが、現実には鹿追町へ行って見たことがございませんので、今後、検討してみたいというふうに思っております。

それから、17、18という事業で、今後どうするのかということでもありますけれども、私も古舞小学校へ行って授業の様子を見てまいりました。蓋を開けたときは、北海道で2カ所、そのうち幕別が1カ所ということで、すごい事業だなと思っていて、私も関心があって見てみたのですが、非常に子供の目が生き生きとしていると、顔も生き生きとしていると。そういうことで、小学校においてもこういう授業をすれば、子供たちは関心を示して、今後も中学校に行ったときに大いに役立つのかなというような認識を受けました。

したがって、今後につきましては、このような形でやっていくことができるのかどうかというのは、ちょっと今は申し上げられませんが、今現在、2名体制の国際交流員を抱えておりますので、そちらの方で何とか工夫をできないかなと、こういうことも考えておまして、今はまだ内部協議している段階にありませんけれども、そんなことも含めまして、一つは、現在のまま幕別町単独でやっていく方法もありますし、それから、今の2名を有効に使う方法もあります。こういったことも踏まえまして検討してみたいと、こういうふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

堀川委員。

○16番（堀川貴庸） 何点かございますので、一括してお話ししたいと思います。

まず、302ページ、1項の教育総務費の中で、これもちょっと適当な款項目が僕には見つからなかったものですからお尋ねしたいのですが、平成17年度においても、過去3年ぐらいでしょうか、ジュニア教育委員会が恐らく開催されていると思います。ジュニア教育委員会に開催に要したまづ経費、それから経過ですとか、成果をお知らせいただきたいというふうに思います。

2点目に、312ページ、6目学校給食センター管理費の中になるのかどうかもちょうとわかりませんが、学校給食に関わってリクエスト給食が実施されたというふうに、決算資料の中にありました。これも各学校の希望メニューを取りまとめ、希望の多かったメニューを献立に取り入れられたということでしたが、という取りまとめの仕方をされたのか。また、4日間提供されましたけれども、この好評についてお知らせを頂きたいというふうに思います。

それから、338ページ、公民館費の中の19節、細節5、家庭学級の運営費補助金が計上されています。

これは17年度の当初の予算では、13学級に対してそれぞれ5万円が補助されているやに説明を受けたと思いますけれども、この内容について教えていただきたいと思います。

それから最後に、343ページの委託料の中の細節6の町民プールの関係だったのですが、いろいろと全国的にも問題視されている中で、町民プール、併せていろいろと安全管理の面でどう対応されたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず、ジュニア教育委員会についてお話ししたいと思います。この事業につきましては、役場でいえば子供議会に当たるような教育委員会版の、生徒から意見をもらうというよ

うなことを、発想の中でしまして、教育委員会の形をとってスタートしたものでございます。中身としましては、委員を公募いたしまして、10名程度ということでの公募の中で、生徒に集まっていたいただきます。研修を二日間程度やりまして、教育委員会の仕事はどういったものなのか。あるいは具体的な中身についての研修もしていただきます。それから、ジュニア教育委員会の会議をするための議案の精査というのでしょうか、洗い出しをするというようなこともやっていただいて、研修を二日間やりまして。その後、本番ということで、その絞られた議案についてご意見を頂くという形をとっております。その議案で審議されたものについて、提言というようなものの形になっている部分については、それぞれ現課に持ち帰ったりして、それを解決の道がないかどうかということを検討するというような流れになっております。

経費なのですけれども、まず、送り迎えについては、委員会で直接するために、旅費等は予算になっておりません。当日のお茶代等しか実際には支出されておりません。

それから、中身として、具体的には、ここ3年実施したのですけれども、給食でありますとか、校則でありますとか、あるいは、図書の利用などについて、それぞれ意見が出されております。各選出された委員はかなり活発な意見を出すということでありまして、手法としてはブレインストーミングということで、反対意見を言わずにどんどん意見を出していただくという形をとらせていただいて、その中で提言となるものを整理して、一つ議題を終わるというやり方をしております。

各委員からの意見の中では、いわゆる意見を言える場が創設されたことにすごく意義を感じたと。それから、今年については、忠類地区中学校も入りましたので、各学校の環境の差みたいなのがありまして、そういったことの差を認識できたことや交流できたことがすごく良かったというような感想を受けております。

○委員長（千葉幹雄） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） リクエスト給食について、お答えさせていただきます。とりまとめの仕方につきましては、12月に幕別地区の町内中学校の4校の3年生にアンケートをとりまして、それを取りまとめまして3月に実施したものでございます。

講評ということですが、これは評判という意味だと思われるのですが、一人一人の確認というのはなかなかできないのですが、思い出づくりの一環といたしますか、最後の自分たちでのリクエスト給食というようなことで評判は得ているというふうに感じております。

○委員長（千葉幹雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷繁） 初めに、家庭教育学級のことからお答えをいたします。学校それぞれで創意工夫していただいて、事業に取り組んでいただいております。主なものはやっぱり研修事業というふうになります。講師をお招きしたりだとか、そこで子供たちをどう育てていくかといった、そういった研修事業が全体的には多いです。

それから、最近増えてきているのは、もう一つ食育です。一見料理教室のようなのですが、親子が一緒に参加してだとか、それぞれの工夫をされているようであります。それから、スポーツを通じてだとか、いろんな取り組みがあります。

それから、次に、町民プールの安全管理です。あの大きな事故が起きた流れるプールと学校プールはご存じのように根本的に仕組みが違います。学校プールは、濾過槽の方にプールの中の水を持っていく、それが吸込口ですよね、一つは。それと、シーズンが終わったときに、ちょうどお風呂の栓と同じように、そこに水抜き用の蓋がついています。水が出て行くという口はその2カ所になります。

そういった事故が起きたプールとは根本的に違うとはいえ、やはり安全管理の徹底ということで、まず、プールを実際に確かめました。そして、濾過槽にいくといっても、例えば、まれにあるのですけれども、恐らくいたずらだとは思いますが、何か靴下だとか、そういうのがたまに入ることがあるのですよね。そういうのもなくなったといってから1日ないし2日かかります。ですから急に引いていくような水の流れではありません。ということもわかってはおりましたが、一応、職員、プールの中に入れまして、手を当てるだとか、例えば、テニスボールのようなものを吸いつけてみるだとかで、本当にどのぐ

らの引込み方がされるかという、そういう確かめはやっております。そういった意味で、どのプールも大丈夫だということで判断をしております。

それと、安全管理でもう一つは人の目です。監視員を配置しております。子供たちがいる間は、とにかく目を離さないで見ていてくださいというふうに、シーズン初めに徹底もしておりますし、それから、シーズン途中でも職員が巡回して、そういったことは改めて周知しております。

○委員長（千葉幹雄） 堀川委員。

○16番（堀川貴庸） まず、ジュニア教育委員会は、大体趣旨については理解できました。非常に活発な議論が児童生徒の中で行われているということは伺っております。その中で、いろんな経験が、10人ですけれども、限られた人数の中でもできているのは非常に、大人の階段上る意味では非常に役立っているのかなというふうにも思います。

これはちょっとリクエスト給食ともちょっと兼ねるかもわかりませんが、やはり自分たちのことだけを一生懸命話をするのではなくて、このリクエスト給食もそうなのですが、例えば、違う学年にどういったものを、やっぱり自分の持っている知識をもって、例えば、食べさせてあげたいとか、何かをしてあげたらどうだとか。先ほども提言というお話もありましたけれども、何と言いましょるか、ちょっと若々しくない言い方では、ふれあい給食というのか、思いやり給食というのか、いろいろ世代を跨ったような感じでそれぞれ提言をしていくような。それに対して、何か応えていけるような体制づくりはできないのかなというふうにも思ったものですから、質問させてもらいました。

その辺で、何がしか対応できるようなところがあればお願いしたいというふうに思うのですが、教育委員会の方としてはいかがなものかなというふうに思います。

それから、家庭学級のことに関しては、ちょっと私も勘違いをしておりました。たまたま私の近所にいらっしゃる児童で、ずっと学校に通わずに、おうちで学校の代わりに勉強されている方がいるのですよね。僕も運動会ですとか、その辺出席させてもらおうと、やはりそういう大型の行事にも全然参加していないと。となると、その子もたまたま一人っ子なんですけど、非常に友達に恵まれないような環境でそのまま育っていくのは、僕としても不憫に思ったものですから、この家庭学級の内容とちょっと違うのですけど、どうなのかなと。なるべく学校と家庭との連携がどういうふうにとられているのか、その辺の確認をしたいというふうに思います。

プールも含めた安全管理については、今もかなりいろんな確認作業、それから監視員の配置もされているということで、引き続き子供たちの事故が起きないようにお願いしたいと思います。これは答弁はいいません。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） ジュニア教育委員会の成果の中にもあるのですが、学年間での交流というようなことの話もありまして、小規模の学校については、学年間で非常に仲良くやっているというようなことが学校の話の中にもありまして、逆に小さな小学校については、給食なんか一緒に、給食をとる部屋を別に用意しまして、そこで交流しているということで、学年間の交流というのは盛んにできているところはあるなというふうに思っております。

それから、給食に関しては、ジュニア教員委員会の中で、忠類地区では世界の給食というのをやっているというのがありまして、それはちょっとかなり話題になって盛り上がったのですが、是非、幕別の方の給食にもそういったことができないかというような提言になっておりました。ただ、なかなか規模とかいろいろな面もありまして、そういう提言というか、意見が反映されるかどうかというのは、その先の問題としてあるのですが、そういったお話もございました。

それから、先ほどの家庭学級のお話なのですが、委員がおっしゃる子供さんについては、親の方針の中で、学校には通わずに、通信教育の形で授業を受けて、親がそういったものをすべて学習させるというような考え方でいるものでありまして、おっしゃるとおり、逆に友達とか、それからそういう団体生活、集団での生活に馴染めないということが生じるのではないかとということで、委員会としても心配していたところでありました。ただ、その親の方針がそういったことなものですから、な

かなかそこは解決しなかったのですけど。ですから、その子供さんに会っても非常に大人びた会話になってしまって、大人と話しているような感じなのですよね。ですから、子供らしさがないということもありまして、なかなか難しいものだったのですけど。詳細についてはプライバシーもありますので、その辺にしておきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 関連。

野原委員。

○20番（野原恵子） 学校給食の件なのですが、リクエスト給食喜ばれているということでした。それで、ふるさと給食も実施されているということで、本当に良かったなと思うのですが、前に残食の件でお尋ねしたことがあるのですが、この残食処理機を導入された。今、試験的にされているって前回お伺いしたいのですが、その結果どのようになっているか、一つお聞きしたいということと、それから、管理栄養師の方が学校の中でどのような役割を果たしているか、その効果というところもお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） まず、残食処理機のことなのですが、今現在、忠類の給食センターで、一応6カ月ごとの期限で試行を行っているところで、今、その6カ月が過ぎて、また次の6カ月に入っているところだというふうに確認しております。それで、引き続き、その結果等を見ながら、今後の検討としていきたいと思っております。

あと、管理栄養師が学校に対する効果ということで、それは学校栄養教諭の関係のことでしょうか。給食センターの栄養師が学校に対してどのようなことをしているかということでしょうか。

これにつきましては、直接学校に訪問するというようなことは、今の体制の中では年に1回程度しか行っておりませんが、その中で、給食の様子等を見ながら、実際、児童生徒と話をしたり、あるいは学校の先生と話をしたり、その中で給食の向上に努めているところであります。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○20番（野原恵子） その残食処理はやはり、半年経っていないとその効果がよくわからないという状況であるということでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） 残食処理機につきましては、その処理機の性能ですか、そういうものについては、途中結果で良好な結果が出ているということで、途中経過としては押さえております。

ただ、費用対効果といいますか、実際にその処理機を入れて、それを処理するに当たってどの程度の費用がかかるかとか、そういう検討が当然ありますので、それについて、また検討を重ねていっているということです。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 1点だけお伺いしたいと思いますが、320ページの12節役務費の中の15、教職員の健康診断等に関して、ちょっとお伺いしたいと思います。資料によりますと、相当数の教員が、これは集団検診というのですか、これにかかわって受けているようなのですが、この結果、教職員の健康について、どういうふうに捉えておられるか。押さえておられるか。その後において、何か問題点があったかなかったかということ、まず一つお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 教職員の健康診断につきましては、今の15節にある健康診断ですね。これはいわゆるレントゲンですとか、バリウムですとか、そういった検査をするわけですが、そのほかに人間ドックとふた手になっております。

決算結果につきましては個人に当然それは伝わりますし、学校でもそのことを把握するためにということで、管理職に対してそういう状況の報告はあります。あと、健康管理は個々でやっていただくというような発想でございます。

○委員長（千葉幹雄） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 健康管理は個人の自己管理、自己責任でございますが、ここに幕別町内の教員の白書がある、これは委員会にもいっていると思いますが、その中に、職員の健康状態について記録しているのがあります。その中に、いろいろ問い質している中で、健康だと思うというのが、何人調べたのかわかりませんが88名、それから、通院していないけれども健康に自信がないというのが29名、それから通院中だというのが20名。それを含めると、40、50名近い教員が何らかの健康に自信がないという思いを持っている。

ただ、休職してるとか、入院しているとかということはございませんけれども、こういった今いろいろと問題になっている教員の健康管理、特に精神的な面を含めていろいろあろうと思うのですが、この辺についての委員会として、教員の健康管理をどういうふうに今後進めていこうとしているか。手立てがあればお伺いしたいと思う。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） まず、その白書については、ちょっと私どもは手元にはございませんので、数字については把握しておりません。それで、健康の管理ですけれども、まず、学校個々として校長、教頭を中心に、健康管理については日々注意を頂くように、お話をしているところであります。特に精神的なところにつきましては、日々の生活の状況も含めながら観察し、相談を受けるということで対応していただいております。

また、私どもの方のアドバイザーですとか、それから、相談関係をできる体制を整えてまいりたいというふうに思っています。

○委員長（千葉幹雄） 佐々木委員。

○25番（佐々木芳男） 今のところ、私もそういう問題があったということは聞いておりません。しかし、今の時代ですので、いろんな面が健康にかかわってくる面があると。そのやっぱり一つの要因は、過重な仕事であるとか、いろんな面がかかわってくる場面もあるというやに聞いております。部活動を含めて、いろんなことを含めて、過重になる場面がやっぱりあるのだということを聞いております。

こうった意味で、管理職である校長等の中で、こういった職員の健康管理について、職場でどういうふうに捉えているか。その状況を聞くことがあるかどうか。そこら辺もわかればお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（八代芳雄） 先生方の勤務につきましては、時間が過ぎてからでも、その後、部活動等で非常に時間を費やしているというは何っております。それらも含めまして、残業という形をとるのなるべくやめましょうということでお話をしている中で、教育の日を中心としながら、ノー残業デーというものを各校で定めていただきまして、最低月1回は定時で帰ろうというようなことで実施していただいております。段々輪が広がっていけば、その中で一番課題でしたのが、その部活動が動いたままでありながら先生だけ休むというのは難しい。結局その学校の部活がその日休んでしまったときの、ほかの学校は部活をしているとなると、例えば、競技ですと力の差がそこに出てしまうようなことがある。ですから、全部が部活を休むみたいのところまで仕切れないと、なかなかノー残業デーの効果が出ていかないのではないかとというようなことを伺ってはおります。

ですから、その本当の意味でのノー残業デーが定着していく、あるいは広がっていくということになれば、そういったものの軽減につながっていくかなというふうには考えております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

10款教育費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、15時10分まで休憩いたします。

○委員長（千葉幹雄） それでは、休憩を解いて再開をいたします。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） それでは、11 款公債費につきまして、ご説明を申し上げます。368 ページをお開きいただきたいと思います。

11 款公債費、1 項公債費、予算現額 26 億 7,896 万 2,000 円に対しまして、支出済額 26 億 7,894 万 117 円であります。

1 目元金は、借入れいたしました起債の償還元金であります。

2 目利子は、借入れいたしました記載の償還利子と、一時借入金の借入利息であります。なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間までの延べ 7 件 24 億円の借入実行に係る利息であります。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料であります。

次に、370 ページをお開きいただきたいと思います。370 ページ、12 款職員費につきまして、ご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算現額 18 億 9,024 万 1,000 円に対しまして、支出済額 18 億 8,826 万 264 円であります。

1 目職員給与費では、特別職を含めまして、257 人の一般会計から支弁する職員の人件費など、給与、職員手当、共済費が主なものであります。372 ページ、7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金。19 節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次に、374 ページをお開きいただきたいと思います。13 款予備費につきまして、ご説明申し上げます。

13 款予備費、1 項予備費、予算現額 500 万円に対しまして、支出はありません。

以上で、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費については、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続き、一般会計歳入に入ります。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 21 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1 款町税、1 項町民税、調定額 10 億 3,264 万 3,220 円に対しまして、収入済額 9 億 6,215 万 1,563 円であります。不納欠損額につきましては 144 件で 496 万 2,169 円。収納未済額につきましては 6,552 万 9,488 円であります。収納率にいたしまして 93.17%で、前年と比較いたしますと 0.02 ポイントの増であります。

1 目個人でありますけれども、現年課税分の調定額は 8 億 2,539 万 446 円で、前年度比 1,810 万 2,348 円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、忠類村の引継予算 918 万円と、税制改正及び年金所得者の増加によるものであります。

2 目法人でありますけれども、現年課税分の調定額は 1 億 3,764 万 9,700 円で、前年度と比較いたし

まして1,511万7,800円の減となっております。減額の主な要因でありますけれども、法人数は前年より25社増となっておりますが、これは忠類分の増でありまして、幕別町のみでは16社減となっております。景気の不透明感から、企業の業績不振や倒産によるものであります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では98.73%、前年度比0.02ポイントの減、また、法人につきましては、収納率99.37%で、前年度比0.27ポイントの減となっております。

2項固定資産税、調定額12億2,197万3,498円に対しまして、収入済額10億4,920万1,672円であります。不納欠損額が75件で4,436万3,760円、収入未済額では1億2,840万8,066円であります。収納率にいたしまして85.86%、前年度比2.80ポイントの増であります。

1目固定資産税は、現年課税分の調定額では10億3,584万9,000円で、前年より2,255万5,300円の増となっております。増額の主な要因といたしましては、札内北栄町や札内文京町での宅地分譲が順調に進みまして、新築住宅の増によるものであります。なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと96.46%で、前年対比0.16ポイントの増となっております。

23ページになります。2目国有資産等所在市町村交付金、調定額、収入済額とも同額の1,647万7,400円で、前年対比12万9,000円の現となっております。この交付金は、道営住宅、幕別高校用地などに係ります固定資産税相当分が国や道から交付されるものであります。

3項軽自動車税、調定額4,159万700円に対しまして、収入済額3,758万4,300円、不納欠損額は44件分で20万1,100円、収入未済額は380万5,300円であります。現年課税分の調定額では、前年対比152万5,000円の増、増の要因といたしましては、軽四輪のうち乗用が前年度に比較いたしまして193台増加したことによるものであります。なお、現年課税分の収納率は96.46%で、前年比0.37ポイントの減となっております。

4項町たばこ税、調定額1億5,527万4,163円に対しまして、収入済額も同額であります。前年比長定額では443万6,970円の減であります。喫煙率の低下から、本数では前年比158万本の減ということになっております。

5項入湯税、調定額1,154万4,190円に対しまして、収入済額も同額であります。前年対比では119万4,240円の増であります。増額の要因といたしましては、忠類にありますアルコ236が新たに加わりまして、宿泊利用客が約2,581人減少いたしましたけれども、日帰客が約2万2,587人増加したことなどによるものであります。

25ページになります。6項特別土地保有税、調定額546万6,960円に対しまして、収入済額はありませんでした。不納欠損額は3件で1万6,900円、収入未済額は545万60円であります。この特別土地保有税につきましては、平成15年度の税制改正によりまして、新たな課税を行わなくなったことから、現年課税分の調定額がなかったものであります。なお、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況であります。これらのほとんどの物権につきましては、参加差押えをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと、競売手続等に踏み切れないのが現状となっております。なお、不納欠損の3件につきましては、時効に伴うものであります。

27ページになります。2款地方譲与税、1項所得譲与税、調定額8,854万に対しまして、収入済額も同額であります。所得譲与税につきましては、三位一体の改革により、所得税の一部を所得譲与税として交付されたものであります。町民一人当たり3,516円となっております。

2項自動車重量譲与税、調定額2億4,360万円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額で1,360万8,000円の増、率で5.9%の増であります。

3項地方道路譲与税、調定額8,506万4,000円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にいたしまして287万8,000円の増、率で3.5%の増であります。

次に、29ページになります。3款利子割交付金、1項利子割交付金、調定額1,399万2,000円に対しまして、同額の収入済額であります。前年度対比、金額にいたしまして727万2,000円の減、率で34.2%

の減であります。

31 ページになります。4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、調定額 349 万 7,000 円、収入済額も同額であります。配当割交付金につきましては、平成 15 年度税制改正によりまして創設されたものでありまして、道に納入されました配当割額に対して、3 分の 2 が交付されるものであります。

33 ページになります。5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 480 万 8,000 円、収入済額につきましても同額であります。株式等譲渡所得割交付金につきましては、配当割交付金同様に、平成 15 年度の税制改正によりまして、新たに創設されたものであります。道に納入されました株式譲渡所得割額に相当する額の 3 分の 2 が交付されたものであります。

35 ページになります。6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 1,778 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にいたしまして 1,126 万 5,000 円の減、率で 4.9% の減であります。平成 9 年度の地方消費税創設によりまして、1% の地方消費税の 2 分の 1 を、市町村の人口規模、居住者数等を基準に交付されるものであります。

37 ページになります。7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 3,330 万 5,468 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比いたしまして、金額にして 332 万 9,536 円の減、率で 9.1% の減であります。札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては 3 万 2,369 人で、前年度と比較いたしまして 1,122 人の減、帯広国際ゴルフ場利用者数では、年間 4 万 666 人で、こちらも 4,562 人の減と、利用者数の減が主な要因であります。

39 ページになります。8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、調定額 1 億 60 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にしまして 872 万 8,000 円の増、率で 9.5% の増であります。

41 ページになります。9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 20 万円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度も同額でありました。

43 ページになります。10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、調定額 8,340 万 2,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にいたしまして 1,460 万 4,000 円の減、率で 12.2% の減であります。これは平成 11 年度の税制に改正によります恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収分の一部が補填されるものであります。

45 ページになります。11 款地方交付税、1 項地方交付税、調定額 49 億 8,060 万円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比、金額にしまして 5,617 万円の増、率で 1.2% の増であります。普通交付税では、5,512 万 8,000 円の減となりましたけれども、特別交付税では 1 億 1,129 万 8,000 円の象となったもので、3 月に交付される特別交付税の忠類分が計上されたことによるものであります。

47 ページになります。12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、調定額 665 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度対比 24 万 8,000 円の増、率で 3.9% の増であります。

49 ページになります。13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 4,723 万 936 円に対しまして、収入済額 4,250 万 4,734 円、収入未済額 472 万 6,202 円であります。農業基盤整備事業等に係る受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 2 億 7,837 万 3,400 円に対しまして、収入済額 2 億 5,118 万 3,725 円、不納欠損額 319 万 9,890 円、収入未済額 2,398 万 9,785 円であります。

1 目総務費負担金では、合併によります電算統合システム構築事業負担金、地域イントラネット整備事業負担金が主なものであります。

2 目民生費負担金は、障害者及び老人福祉施設入所者処置費並びに常設保育所保育料であります。

不納欠損は、老人福祉施設処置費が 1 件、保育料が 25 件であります。

51 ページになります。14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 487 万 6,409 円に対しまして、収入済額 1 億 9,039 万 4,232 円、不納欠損額 114 万 5,056 円、収入未済額 1,333 万 7,121 円であります。各種施設等の使用料及びへき地保育所保育料、公営住宅使用料が主なものであります。不納欠損

につきましては、次の 53 ページ、5 目土木使用料の 5 節の公営住宅使用料で 8 件であります。また、収入未済額の主なものは、同じく公営住宅使用料であります。

6 目教育使用料の 2 節の幼稚園保育料及び 55 ページ、細節 3 の学童保育所保育料などの一部が収入未済額となっております。

55 ページになります。2 項手数料、調定額 7,982 万 1,438 円に対しまして、収入済額 7,862 万 1,891 円、収入未済額 119 万 9,547 円であります。本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、2 目民生手数料の居宅介護サービス計画等作成手数料、3 目衛生手数料のごみ処理手数料、4 目土木手数料の建築確認申請手数料などが主なものであります。

59 ページになります。15 款、国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 2 億 4,045 万 7,999 円に対しまして、収入済額も同額であります。主なものは 1 目民生費負担金の国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、保育所運営費、児童手当に係る負担金、2 目衛生費負担金では、保険事業負担金が主なものであります。

2 項国庫補助金、調定額 6 億 3,860 万 3,280 円に対しまして、収入済額も同額であります。主なものといたしましては、61 ページの 1 目総務費補助金では、地域イントラネット基盤整備事業、忠類地区の防災行政無線設備新設事業に係る補助金であります。

2 目民生費補助金では、障害者に係るサービス事業及び知的障害者に係る支援費の補助金などがあります。

3 目土木費補助金は、道路整備事業、交通安全施設整備事業、公営住宅家賃対策、公営住宅建替事業などに係る補助金であります。

4 目教育費補助金につきましては、63 ページになりますが、小学校費及び中学校費の就学援助費や、2 節中学校費補助金の細節 4、札内中学校音楽室のアスベスト対策に係る工事費の補助金、幼稚園の就園奨励費に係る国庫補助金が主なものであります。

3 項国庫委託金、調定額 981 万 1,336 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では外国人登録事務、2 目の民生費委託金では基礎年金事務や児童手当事務、3 目農林業費委託金では国営土地改良事業など、国の委託事業に係る委託金であります。

67 ページになります。16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 2 億 171 万 6,755 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金及び 2 目衛生費負担金につきましては、先ほど、国庫負担金で説明させていただきました負担金と同様で、国と道でそれぞれ負担割合に基づく道の負担分ということになります。3 目農林業費負担金につきましては、次の 69 ページ、1 節農業費負担金の農業委員会職員設置費に係る道負担金が主なものとなっております。

2 項道補助金、調定額 3 億 9,604 万 4,183 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では町営バス運行事業及び合併復旧啓発事業、2 目民生費補助金では各種福祉事業及び介護予防等の事業に係る道補助金であります。次のページになりますけれども、2 節の児童福祉費補助金では、乳幼児医療、子育て支援センター事業などに係る補助金などがあります。3 目の農林業補助金は、農林業関係事業に対する道補助金で、1 節農業費補助金の細節 4 の農業生産総合対策事業、細節 7 の中山間地域等直接払事業などになります。73 ページになりますが、2 節畜産事業費補助金は、細節 4 の大家畜経営改善支援資金利子補給費など。3 節土地改良事業費では、細節 1 の道営土地改良事業、4 節の林業費では、各種造林事業及び北のもりづくり事業関係補助金が主なものとなっております。4 目教育費補助金では、社会教育費補助金の放課後児童対策事業に係る補助金であります。

3 項道委託金、調定額 6,889 万 5,163 円に対しまして、収入済額も同額であります。

75 ページになります。1 目総務費委託金では、2 節町税費委託金の道民税徴収事務、4 節選挙費委託金の衆議院議員選挙費が主なものとなっております。2 目農林業費委託金では、2 節土地改良事業費委託金の農業農村整備事業用地取得業務、77 ページになりますけれども、3 目土木費委託金では、1 節の細節 1、樋門管理業務委託金、3 節の細節 1、一般道営住宅管理業務委託金が主なものとなっております。

す。

次に、79 ページになります。17 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2,200 万 7,423 円に対しまして、収入済額 2,190 万 3,123 円、収入未済額 10 万 4,300 円であります。1 目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。2 目利子及び配当は、各種基金等の利子収入であります。

81 ページになります。2 項財産売払収入、調定額 6,274 万 3,238 円に対しまして、収入済額 5,310 万 188 円、収入未済額 964 万 3,050 円であります。1 目不動産売払収入は、除間伐材の売払収入及び土地の売払収入でありまして、土地は緑町ののぞみ公園跡地などの売却収入となっております。2 目物品売払収入は、公社貸付牛譲渡代などに係る収入であります。

83 ページになります。18 款寄附金、1 項寄附金、調定額 711 万 1,765 円に対しまして、収入済額も同額であります。2 目総務費寄附金では、ラリージャパン運営委員会からの河川緑化整備事業寄附金や、福祉推進基金及び札内川ゴルフ場利用者からのまちづくり基金への寄附金が主なものとなっております。

85 ページになります。19 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 7 億 1,014 万 3,400 円に対しまして、収入済額も同額であります。1 目減債基金繰入金は、財源対策債などの償還に充当するため、減債基金から繰入れをし、各会計の公債費の支出に充てたものであります。2 目財政基金繰入金は、財源不足によりまして、財政調整基金の方から 8,000 万を繰入れたものであります。3 目河川緑化整備事業基金繰入金は、河川緑化事業実施のための基金からの繰入れであります。4 目酪農振興基金繰入金は、酪農ヘルパー組合の総会において、組合設立時に積み立てた基金の廃止が議決されたことに伴いまして、組合に対する積立金の返還分を基金から繰り入れたものであります。5 目まちづくり基金繰入金は、合併協議によりまして、基金の整理統合を図るべく繰入れを行ったものであります。

89 ページになります。20 款繰越金、1 項繰越金、調定額 5,603 万 9,253 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度からの繰越金であります。

91 ページになります。21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額 424 万 6,098 円に対しまして、収入済額も同額であります。2 項町預金利子、調定額 7 万 263 円に対しまして、収入済額も同額であります。93 ページになります。3 項貸付金元利収入、調定額 4 億 5,986 万 7,731 円に対しまして、収入済額も同額であります。各種貸付金の返済による収入であります。

次のページに入りまして、4 項受託事業収入であります。調定額 39 万 6,540 円に対しまして、収入済額も同額であります。97 ページ、1 目の民生費受託事業収入で、保育所広域入所受託事業に係る収入であります。

5 項雑入、調定額 2 億 9,188 万 9,126 円に対しまして、収入済額 2 億 8,642 万 2,271 円、不納欠損額 38 万 7,024 円、収入未済額 507 万 9,831 円になります。4 目雑入は、1 節の職員給与費負担金から、103 ページの 7 節の国保特会負担金まで、他の目に属さない収入であります。なお、収入未済額といたしましては、99 ページの 4 節学校給食費に係るものが主なものであります。

105 ページをお開きいただきたいと思います。22 款町債、1 項町債、調定額 22 億 8,130 万に対しまして、収入済額も同額であります。1 目総務債から 109 ページ、9 目民生費債まで各種事業に充当するための起債の借入れであります。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○14 番（杉山晴夫） それでは、4 点ばかりお尋ねをしたいと思います。

最初に、53 ページ、5 目土木使用料の 4 節公園使用料、それから 5 節の住宅使用料でございます。

次に、82 ページの 2 目物品売払収入の 1 節の物品売払収入でございます。

次、100 ページの 4 節の学校給食費について、お伺いをいたしたいと思います。

この公園施設使用料は、どこの使用料が未収になっているのか。何か月未収になっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、5節の住宅使用料でございますが、住宅使用料は対象者が明らかでありまして、住宅が何戸で、1カ月幾らであるか。年間使用料は幾らになるという、正確に計算されるはずであります。予算編成の時点で滞納を予測されたのか、予算と調定額1,200万円ぐらいの開きがございます。この理由について、お尋ねをしたいと思います。

それから、82ページの2目物品売払収入でございますが、964万3,050円、これは何のことかご説明がございませんでしたので、お伺いをいたします。

次、100ページの4節学校給食費についてでございますが、このことについては、16年度より若干収入未済額が増えてございます。さらに、調定額と予算額に400万ぐらいの開きがあるようでございますが、これも児童数が何人で幾ら入るかということはある程度確定できるのではないかとと思いますが、どうしてその差があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 車両センター所長。

○車両センター所長（森範康） 1点目の公園施設使用料についてのご質問でございますけれども、場所は依田公園の中にあります焼肉ガーデンの土地建物の使用料でございます。町内の企業に貸与いたしまして、条例に基づきまして使用料を設定しておりますが、4月から11月までの館の使用料となっております。なお、当然、納期がありまして、何回も督促をさせていただいたところなのですが、出納整理期間中に入りませんで、結果的には本年6月5日に納入になっております。

○委員長（千葉幹雄） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） ご質問の住宅使用料に対しまして、調定額と予算額との差、1,200万円ほどの差についてというご質問でございますけれども、まず、予算額につきましては、平成17年度の家賃の見込額、これは前年の家賃総額から推計をいたしますけれども、1年分の家賃総額と、それから前年度の収納未済額総額に、それぞれ見込める収納率を掛けまして、実際に収入となる見込額が予算として計上させていただいたところでございます。これが1億3,100万円という金額になってございます。

それに対しまして、調定につきましては、平成17年度に係ります1年分の家賃、これは入退去が随時出てまいりますので、当初に確定はできないわけでありまして、その家賃総額と平成16年度から繰り越しました収入未済額全額を加えた金額が調定額というふうになっておるものでございます。平成17年度につきましては、収入見込額に対しまして、収入済額1億3,200万円となっております。予算より100万円ほど多く収入になったものでございます。

予算と調定額に差がないのが理想でありますので、今後とも収納率の向上につきましては、努力してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） 学校給食費の調定金額と予算額の違いについてですが、これにつきましても、調定金額というのはあくまでも収納率100%の金額ということで、予算額につきましては、ある程度収納率を見込んだ金額。それと、学校行事等により、日数が変化することもあるので、その分も多少変化いたします。

○委員長（千葉幹雄） 経済課長。

○経済課長（飯田晴義） 82ページの物品売払収入の観点でございます。これにつきましては、昨日の忠類村の決算の中で、増田委員からご質問のあったものでありますけれども、公社貸付牛の譲渡代が964万3,050円未納になっているというものでありまして、お二方いらっしゃいます。

いずれも平成2年、3年に公社から牛を導入をしたものでありまして、この方については、既にもう離農をなさっておりますけれども、なかなか払っていただけないということがあります。年に何万かずつ、徐々にではありますけれども、今、払っていただいている最中であると。その結果、現在964万3,000円ほど未納になっているというものでございます。

○委員長（千葉幹雄） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 住宅使用料について、その差については、若干理解をできたような気がいたしますが、この住宅使用料については、過去においてはかなり未収額があったわけでございますけれども、か

なり努力をされているようで、そのことについては評価をいたします。が、1,000万ほどの未収入金があるわけですが、決算時点で滞納者は何人で、最も多い者は何カ月分滞納しているか。その実態を明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 施設課長。

○施設課長（古川耕一） 平成17年度におきます滞納者数につきましては、実戸数で57戸でございます。そのうち一番多い方につきましては、85万6,400円という滞納になってございます。これは滞納月数23カ月分でございます。

○委員長（千葉幹雄） 杉山委員。

○14番（杉山晴夫） 学校給食費の方も、差のあることは理解できましたけれども、これは昨年の決算では480万ばかりでございましたが、今回ちょっと20万ばかり増えております。これも前に質問したことがあるのですが、徴収の方法に問題があるのではないかというふうなご提言も申し上げましたけれども、相変わらず徴収の方は変わっていないと思いますが、このことについても、滞納者は何人で、最も多く滞納しているのは何カ月か、お聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（仲上雄治） 給食費の滞納世帯数につきましては、実世帯数で98世帯、最高滞納金額で31万3,604円になっております。83カ月分というか、83期分という言い方です。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

ほかにないようでございますので、一般会計歳入につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時5分まで休憩いたします。

15:52 休憩

16:05 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開をいたします。

西尾助役。

○助役（西尾治） 先ほどの歳入の質疑の中で、杉山委員の質問に対し、答弁をいたしましたけれども、答弁の中で、滞納する者が特定できるような答弁がございました。

その分については、取消しをさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いをいたします。

○委員長（千葉幹雄） ただいまの発言について、委員会として良としたいというふうに思います。

引き続き、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質問をお受けをいたします。

中橋委員。

○9番（中橋友子） それでは、財政の全般にわたって、健全な財政運営を進めていっていただきたいという観点からお尋ねをしたいと思います。

先の一般質問とも関連することをお許しいただきたいと思います。

今回の決算の中で、平成17年度の幕別町の財政状況が説明資料等に詳しく出されました。今回から、特に公債費比率につきましては、実質比率ということで、これまでの提示の仕方と違いまして、連結型といえますか、一般会計に特別会計も含めての数字を示されております。

そこで、財政状況をずっと掌握していく上では、同じ基準値に基づいた過去の数字等も示していただく中で、今の状況がどうであるかということを知りたいと思ひまして、その数字が遡ってお示しいただけるかどうか。いただければ出していただきたいというふうに思います。

それと、実際に今233億を超えまして、幕別町の地方債残高があるわけですが、これも一般会

計、特別会計それぞれの金額を改めてお伺いするものと、同時に、今、財政を見る場合に、そういった直接の地方債と別に、債務負担行為についても注意を払って、健全財政の上で位置付けをしていかなければならないということも、今回新たに示されていると思います。

その点で、この債務負担行為についても、表では示されておりますが、現在高と過去何年間かの数字がわかりましたらお示しいただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 数字につきまして、わかる範囲内で答えさせていただきたいと思います。

実質公債費負担比率につきましては、これは通常3年平均で示すものでありますけれども、過去のものにつきましては、今現在やったのは15年度から単年あたりでまず数字をお示し、今の段階ではできるかと思えます。単年ということでありまして、15年度につきましては20.4、16年度は22.6、17年度は22.6ということになります。3年平均ですから、17年度でいえば、15、16、17を平均した数字が17年度の数字で22.5というふうな形で、先般示しているものであります。

あと、債務負担行為のことにつきましては、今現在ちょっと数値は持っておりませんのでお答えできないので、申し訳ないです。

それで、起債の残高ということでありまして、会計ごとです、一般会計につきましては、16年度につきましては200億1,600万円です。15年度につきましては204億2,200万、14年度末は211億1,000万ということでありまして。

あと、特別会計につきましては、簡易水道特別会計につきましては、すみません、それと今一般会計を申しましたけれども、あと、特別会計を含めた全会計をご報告いたします。全会計、水道会計も含めてでありますけれども、16年度末では337億9,100万円です。15年度につきましては、339億7,900万円です。14年度につきましては、346億9,500万円という状況であります。

○委員長（千葉幹雄） 若干休憩します。

16：12 休憩

16：14 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 債務負担行為につきましては、決算資料でもお示ししましたけれども、18年度以降に予定されている支出予定額につきましては、一般財源ベースで17億4,335万円ということになっております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 今年度の債務負担行為は資料に出ていたのですが、流れとして、去年あるいは一昨年はどうだったのかというところを、財政状況を見る上で知りたいなというふうにお尋ねしたのです。

わかりました。一番指標としてお話ししたいのは、一番最初にお答えいただきました実質公債比率、これは正確でないと言いましたらちょっと語弊がありますが、17年度については3年間の平均値と。しかし、15、16は違いますよということでありましたね。それを押さえた上でお尋ねいたしますが、先ほども収入のところとかもずっと見ていますと、やはり幕別町の年間の一般会計を予算執行する上で、借金の返済というのはかなりのウェイトを占めているという実態はずっと変わってきていないと思うのですよね。

私、こういう状況に至ることについては、一昨日の説明でもありましたけれども、過去の大型事業の問題とかありまして、さらに交付税の削減とかというようなことで、こういう事態になってきているということも議会で繰り返し聞いてきましたら、それは押さえながらも、しかし、そこを健全にもっていくためには、やっぱりもっともっと努力が必要なのだろうなというふうに思うのです。

ここ数年間、かなり繰上償還あるいは借換えですか、これなども行いまして、これも実績を詰まれて

きたと思うのですよね。その辺もお示しいただきたいとは思いますが、しかし、なおかつ、そういう努力をされながらも、平成 17 年度において実質公債費比率 22.6、これは 16 年と同じということになりますと、やはりなかなか数字的に下げていくのは、本当に努力をしながらもきついものがあるのだらうなというふうに思います。

それで、この点で、昨日の説明の中で、これを解決していくための三つの手法として、支出を極力抑えていく。あるいは優良な交付税措置のあるもの。こういったものをきちっと活用していくということ、それから自主財源の確保を進めるのだというふうにおっしゃっていました。

これまでもこういうことは本当に頑張ってこられたと思うのですが、しかし、数字的にはなかなか厳しい状況にあり、十勝管内の中でも上位の状況にあるということで、私はさらに今後、この財政が健全に本当に迎えるのかという点では、大きな心配があります。

といいますのは、交付税の措置が、このところの引下げ方は半端ではありません。数字を見てみますと、今年交付税は全体の収入の中の 35.4%で、49 億 8,600 万ということでありました。しかし、幕別町も過去のデータを見てみますと、金額的に多かったのは平成 12 年で、このときには 62 億を超えておりました。事業がいろいろありますから単純な比較ではありません。しかし、そうです。

それから、歳入の中で、交付税の占める割合が多かったのは翌年 17 年度の 45.2%と。ですから、その当時から見ますと、全体の占める割合では 10 ポイント以上の引下げ、金額では 10 億を超えての引下げになってきていると。

そして、今、新たに政府が出している 2006 年の骨太方針ではもっと下がるということがあります。

そうすると、私はやはりこの三つの改善策に加えて、この交付税措置の削減に対するかなりの地方からの意見を挙げていくという努力をやっていかない限り、なかなかこの数字から脱出することは難しいのではないかとこのように思います。

そこで、お考えも含めて示していただければ、お尋ねした数字も出していただければ、それも含めてお答えいただきたいとこのように思います。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 私の方から数字的なことについて答えさせていただきたいとこのように思います。

過去に繰上償還をどれぐらいやってきたかという実績でありますけども、これは繰上償還を過去許されたのは、銀行等の縁故資金ということでございましたので、高利率の銀行等縁故資金について実施してきております。

平成 8 年度におきましては 2 億 5,000 万、平成 9 年度は 3 億 5,000 万、平成 10 年度は 2 億 5,000 万、平成 11 年度は 1 億 6,000 万、12 年度は 2 億、13 年度は 4,600 万というところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 西尾助役。

○助役（西尾治） ご指摘のとおりでございまして、私の町でいいますと、平成 12 年度が交付税では最高額、今言われますように 60 億を超えたような形でございます。

この間、先の一般質問の中でも町長が答弁しておりますように、平成 7 年、8 年の開基 100 年に向けての大型事業、単年度で 50 億を超えるような起債を発行しております。今でいいますと、1 年間の一般会計の約半分に近いような地方債を発行したと。

ただ、当時といたしましては、当然のことながら、将来に向けてきちんと交付税で措置しますと。景気浮揚策もあいまって、自治体に迷惑をかけることがないので一生懸命やっていただきたいと。景気浮揚なのだからということで、きっちり政府の方ではそういう約束のもと、事業を進めて、拠点都市を使いながら、将来の財政推計上、当時のお話の中では、きちんと幕別町の財政は健全でいけますよというような形の中で進んできたことは、平成 7 年、8 年当時、議会の中でもご答弁をさせていただいております。

実際のところ、平成 12 年以降、今は 10 億を越えるような形で交付税が引き下がってきておりますので、これは数値を悪くしようとするれば、一生懸命一般財源が下がってくれば自ずと数値は悪くなっていくというのは、これはもういろんな数値もすべてそのような状況でありますので、今、委員ご指摘のと

おり、町村会も含めていろんな場面で、一生懸命地方の財源はきちんと守っていただくという運動は、今まで以上に一生懸命、それぞれの自治体が協力しながら進めている最中でございます。

何とかそういう状況が、将来に向けていく中でも展望が開けるような格好になることが、これからの自治体を守っていく上では一番大事なことだろうというふうに思っております。

ただ、なかなか今の国の政策の中では、地方財政、次年度の予測も立たないような状況の中で、私どもの町で幾ら将来の財政推計を考えたというような状況を見ましても、なかなか国として地方の財源をこうするのだと。せめて5年程度の見込みを示していただければ、それなりの対応の仕方もあるのでしょうけども、なかなかそういう状況にも至らないという中では、これからの財政運営、本当に厳しい状況にあるのだろうというふうに思っております。

ただ、国の動向はそういうことできっちりお願いはし、要望はしていくということでありましてけれども、なかなか国だけの状況を頼っていても、自ら町は自ら守っていかなければならないということでございますので、この間の答弁でも申し上げておりますように、何とか歳出を削減していこう。その中には、今、第三次の行政改革大綱をつくって、それぞれの項目の中で、何とか削減できるものは削減をさせていただきたいなというふうに思っておりますし、今、2月6日に忠類村との合併も成就したというようなことで、合併特例債の活用あるいは辺地債、過疎債の活用をする中で、幾らかでも事業をする際には、今の厳しい交付税と言いながらも、措置のないものとあるものでは大きな違いがありますので、それらのことも十分念頭に置きながらやっていきたいなというふうに思っております。

さらには、今の歳入の中でもご説明しましたように、やはり私どもとしては、徴収の本部をつくって一生懸命やっておりますけれども、やっぱり実際確保する中でも、そういう努力もこれから進めていかなければならないだろうというふうに思っております。

合併をしたことによる効果、大きなものがありますけれども、それにおんぶに抱っこではいけないだろうということで、きちんとやるべきことは、これからも行政改革大綱の中でお示しをし、実施をしていきたい。何とか自らの町が健全財政を保っていくように、より一層の努力をさせていただければなというふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 非常に将来の見通しが、10年も示せないような国の財政計画のもとでの地方行政、自治体を守っていく、執行していくということですから、困難は大きいというふうに思います。

しかし、現実には町民の方たちが暮らすわけですから、当然、その地方行革、これまでの第一次、第二次、第三次、やはりいろんな面で住民の方々の様々な親しんできた福祉施策が少しずつ後退してきたということも、これは否めない事実だと思います。ですから、こういう大きな借金のつけが住民にまわるというようなことが、もう本当に避けていただきたいということが一番です。

それから、国の方の見通しについては、金額的にどうなってくるかという、今から10年前の状況と、また、今とは違うと思うのですよね。10年前のときには出す出すと出して出さなかったのですよ。結果としては。今は、もう最初から出さないといえますか、私も今度の新しい2006年のプランを見てびっくりしたのですけれども、とにかく地方分権というのがスタートしたころからなのですが、地方の仕事は極力増やすが、財政措置はしないというパターンが続いてきているのですよね。

今後の新たなプランでは、厳しいということだから、公務員の数減らしなさい。職員は5.7%減らしなさい、賃金も下げなさいと。交付税はその分もう下げますからというのが一つ。二つ目は、地方分権一括法、その前に新がついて、今度はまた新しい分権一括法の中で、自治が行う事務事業の中で、地方が条例をつくってどんどん進めていけと。これは一見何というか権限が拡大するようなのですが、そこには例えば、教育行政であるとか、保育行政であるとか、そういうものがどんどん組み込まれていて、結局国保や介護保険なども含めて地方の責任でやりなさいというようなことがあります。

それからもう一つ、交付税を算定するときに、今まではそこそこの地方の状況を勘案して算定をされてきた経過がありますが、今度は人口だとか、あるいは面積だけというような、要するに地方の事情は聞かないよというような算定方法も出してきた。

こうなってくると本当に今、49億、17年度では使えましたけれども、これから先が本当にどうなるのだということになると、もうやはり不安が大きくなりますね。

ですから、私はこれまでいろんなうちの町の細かな行政をやっていく上で、様々な連携したプレーと職員の皆さんの協力の中で進めてこられたというふうに思うのです。ただ、本当にこの点ではもっと頑張ってくださいと思うことは、いろんなことを通して共通に思うことは、やっぱり道や国に対するきちっと意見を言う姿勢というこの点では、やはり正直申し上げまして弱いなというふうに思います。ですから、今後、こういう方向が出たときには、本当に心配がありまして、再度、その点を伺います。

○委員長（千葉幹雄） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 財政問題、先ほどの数値の問題もありましたけども、数値の算定一つにしてもいろいろ変わってくる。さらに、数値ですから、これはもういろんな算式次第でいろんな見方もあるし変わってくる。先ほど、助役が言いましたように、どんどん起債を借りて事業をやれば景気が良くなるのだから、その分は交付税でどんどんみますから起債を使いなさいといったやつが、今は逆に交付税が減る。いわゆる分母が変わらないで分子が減れば、率が上がるのは当然であります。

今回は、夕張市のああいふ問題が出たものですから、今までの普通会計だけでなく、債務負担から、例えば、さっきの決算書で、幕別町がパークプラザの起債償還の補助金を出している。あるいは債務負担もそう。これを全部分母に入れなさい。そしたら分子が減って分母が増えていけば、率はこれはもう絶対上がる。もっとひどいのは第3セクターに対する補助までもその分母に入れなさいというようなことなものですから、うちの町の比率も21.5というような率になったというようなことで、これは、もう一つは私いつも町村会なんかでも言うのは、今、その地方分権だ、三位一体の改革だということで、国は交付税を減らす、その代わりに、所得税を減らして住民税を地方へやるのだからというのですけども、よその町村のことを言っただけは悪いのですけど、お年寄りが三十何パーセントも40%も高齢者比率になっているところに、権限だけ移譲されたって、税源だけ移譲されるといったって納める人がいないわけ。

そして交付税が減るわけですから、町がもう大変になっていくというのは、これははっきりしているわけですから。

地方6団体がやっている行動ですから、我々もその一員として文句は言えないといえばそれまでなのですが、段々小さい町、小さい村ほどそういう意味では、交付税が少なくなって税源が少なくなっていくというのが実態であります。

19日の道の町村会主催による地方分権、財源確保の総決起大会なんか開かれる予定でおりますけども、私どもはそうした中で、声を挙げて何とか地方交付税の確保ということは、これからも頑張っていかなければならない。

最後には、道、国に対する姿勢が弱いというようなご批判もありました。ただ、私は、一つの町だけが声を挙げて、それですべてが通じるかどうかということ、私は甚だ疑問だと思っております。できたら町村会なり、あるいは市長会なり議長会なり、そうした大きなまとまりの中で行動していくことが、よりインパクトを与え、そして実効性が上がっていくのではないかと。そういった意味では、決して逃げたり弱腰になったりするつもりはもちろんありませんけれども、そうした団体の一員として、構成員の一員としてこれからも頑張っていかなければならないなというふうには思っております。

いずれにしても厳しい財政状況はこれからも続くのだろうというふうに私どもも思っておりますけども、何とか皆さんのご支援等を頂きながら、ご協力を頂きながら頑張らせていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございますか。

ないようでございます。

総括質問につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これより、特別会計に入るわけでありまして、委員長として皆さん方にご理解を頂きたいのでありますけども、国保だけ時間を延長してでも挙げてしまいたいというふうに思っておりますけども、よ

ろしいでしょうか。

それでは、特に異議がございませんので、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第8号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） それでは、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

3ページをお開きください。

3ページ、歳入は、1款の国民健康保険税から、次の5ページになりますが、10款の連合会支出金まで合計いたしまして、歳入合計、予算現額25億1,048万4,000円に対しまして、調定額28億4,789万7,553円、収入済額25億4,062万5,418円となっております。

次に、歳出であります、7ページをお開きください。

7ページ、歳出は、1款総務費から、次の9ページになりますけれども、10款の予備費まで合計いたしまして、予算現額25億1,048万4,000円に対しまして、支出済額24億6,621万402円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きいたしまして、残額7,441万5,016円を生じたところであります。このうちの2,000万円を地方自治法の規定に基づきまして、国民健康保険基金に繰入れをしまして、残りの5,441万5,016円につきましては、平成18年度へ繰り越したものであります。

なお、決算の概要を簡単に申し上げますと、まず、歳出では、2款の保険給付費が被保険者数の増によりまして、前年に比して増となったこと。それから、4款の介護納付金が全国ベースでの介護保険給付費の増大によりまして増となったことによりまして、歳出総額では前年度に比しまして2億1,200万円、9.4%の増となっております。

一方、歳入では国庫支出金の定率負担が、三位一体の改革によりまして、平成16年度までは40%の負担率であったのが、平成17年度には36%と、4%負担率が落ちております。このことによりマイナスとなりましたが、平成17年度から新しく北海道調整交付金ができまして、同率分が確保されたこと。さらには、前年度に引き続きまして、基盤安定繰入金保険者支援分だとか、高額医療費協働事業交付金が収入できたことなどによりまして、歳入の総額では、前年度に比しまして、2億1,300万、9.2%の増となったものであります。

なお、今回の決算につきましては、忠類地域分としまして、歳入歳出とも4,000万円が含まれております。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきまして、説明をいたします。

初めに、歳出から説明いたします。

39ページをお開きください。

39ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額6,989万5,000円に対しまして、支出済額6,923万4,306円であります。

1目の一般管理費は、国保事務に携わります一般職職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものであります。次の41ページになります。19節負担金補助及び交付金の細節3、国保特会負担金は、合併に係ります電算システムの統合及び改修費用の一般会計への負担金であります。

2目連合会負担金は、医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会及び道連合会の十勝支部の運営費に係る負担金であります。

43ページになります。2項徴税费、予算現額536万4,000円に対しまして、支出済額520万9,941円であります。本項は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

次に、3項運営協議会費、予算現額65万9,000円に対しまして、支出済額34万7,615円であります。

45ページになります。1目運営協議会費、本目は、国保運営協議会委員12人の報酬及び費用弁償な

どに要した費用であります。

47 ページになります。2 款保険給付費、1 項療養諸費、予算現額 14 億 7,567 万円に対しまして、支出済額 14 億 5,191 万 8,079 円で、被保険者数が増加していること及び旧忠類村の引継ぎ分が加わりましたことから、前年度に比較して約 1 億 7,200 万円、13.4%の増となっております。

1 目の一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払に係るものでありますが、前年に比して 8.6%の増となっております。一人当たりの給付額であります。15 万 229 円で、前年度比では 4.9%の増となっております。

2 目の退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払に係るものでありますが、被保険者数が 12.2%の増となっております。また、給付費につきましては 24.3%の増と大幅な増となっております。一人当たりの給付費は 29 万 9,805 円で 9.6%の増であります。

3 目一般被保険者療養費及び 4 目の退職被保険者等療養費は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに要する現金給付に係るものであります。

49 ページになります。5 目審査支払手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払等の事務に要した費用であります。

2 項高額療養費、予算現額 1 億 3,800 万円に対しまして、支出済額 1 億 3,175 万 6,706 円で、前年に比しまして約 1,200 万円の増、10.1%の増となっております。

1 目の一般被保険者高額療養費では、前年度比では 5.6%の増。

2 目の退職被保険者等高額療養費では、前年度比 22.0%の増でそれぞれ増加をしております。

次に、3 項移送費、予算現額 20 万円に対しまして、支出はありませんでした。

次に、51 ページをお開きください。4 項出産育児諸費、予算現額 1,710 万円に対しまして、支出済額 1,530 万円であります。1 件当たり 30 万円の出産育児一時金、51 件分の支出であります。前年度に比しまして 6 件の増となっております。

5 項葬祭諸費、予算現額 205 万円に対しまして、支出済額 176 万円であります。被保険者の死亡に際しまして 1 万円を給付するものでありますが、176 件分の支出で、前年度に比しまして 45 件の増となっております。

次に、53 ページをお開きください。3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、予算現額 5 億 5,982 万 6,000 円に対しまして、支出済額 5 億 5,982 万 4,694 円あります。

1 目老人保健医療費拠出金は、国民健康保険被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分で、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものでありますが、制度改革によりまして、保険者負担が 7 割から 5 割へ向けて軽減されていることなどから、前年に比しまして 1,200 万円の減、2.1%の減となっております。

2 目の老人保健事務費拠出金は、これらの業務に関する事務処理に要する費用の拠出金となっております。

次に、55 ページになります。4 款介護納付金、1 項介護納付金、予算現額 1 億 5,747 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1 億 5,747 万 6,061 円あります。介護保険制度の財源の一部として、40 歳から 64 歳までの国保被保険者に係る介護保険第 2 号被保険者としての保険料負担分を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。全国ベースでの介護保険給付費の増大に伴いまして、前年度に比しまして約 1,600 万円、11.6%の増と 3 年連続で大きく増となったものであります。

次に、57 ページをお開きください。5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、予算現額 5,757 万円に対しまして、支出済額 5,756 万 7,589 円あります。

1 目高額医療費拠出金は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合会が実施主体となりまして行う再保険事業に全道の市町村が拠出をしているものであります。

次に、59 ページになります。6 款保健事業費、1 項保健事業費、予算現額 889 万 1,000 円に対しまして、支出済額 834 万 6,141 円あります。本項は、被保険者の健康の保持、増進を目的として、これらの増進に係る経費を支出したものであります。11 節需用費の印刷製本費は、健康づくりのための啓蒙等

のパンフレット。それから、医療費通知用封筒などに印刷経費であります。12 節の役務費は、年 6 回の医療費通知に係る郵便料となっております。19 節は、インフルエンザ予防接種及び基本検診に係る国保特会負担分となっております。

61 ページになります。7 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額 1,000 円に対し、支出はありませんでした。

次に、63 ページになります。8 款公債費、1 項公債費、予算現減額 5 万円に対しまして、支出はありませんでした。

65 ページになります。9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 713 万 1,000 円に対しまして、支出済額 686 万 9,270 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金は 43 件分の支出であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金は 3 件分の支出であります。

次に、3 目償還金であります。旧忠類村の一般被保険者医療に係ります国保療養給付費等負担金の精算還付金となります。

次に 67 ページをお開きください。

2 項貸付金、予算現額 60 万円に対しまして、支出済額も同額であります。幕別町社会福祉協議会が有する社会福祉金庫へ貸付けをしたものであります。

次に、69 ページになります。

10 款予備費、1 項予備費、予算現額 1,000 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきまして、説明をいたします。

11 ページをお開きください。

11 ページ、歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 12 億 929 万 3,112 円に対しまして、収入済額 9 億 231 万 6,301 円、不納欠損は 1,679 万 9,450 円で 167 件分であります。収入未済額は 2 億 9,017 万 7,361 円となっております。

国税の収納率であります。1 目の一般被保険者分につきましては、1 節医療給付費現年課税分にあります。93.19%で、前年度に比して 0.62 ポイントの減。3 節の介護納付金分現年課税分につきましては、94.06%で 1.32 ポイントの減となっております。これら現年課税分を合計いたしますと 93.23%となり、前年度比 0.66 ポイントの減となっております。

次に、2 目の退職被保険者分につきましては、1 節医療給付費分現年課税分が 99.31%で 0.02 ポイントの増。3 節介護納付金分現年課税分が 98.42%で 1.08 ポイントの減となりまして、これら現年課税分合計では 99.28%となりまして、前年度と比較しまして 0.01 ポイントの減ということになっております。なお、一般被保険者分及び退職被保険者分の総体での現年課税分につきましては 94.27%と前年を 0.45%下回りましたが、3 年連続で 94%台を確保することができたところであります。

次に、15 ページになります。

15 ページをお開きください。2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 6 億 253 万 6,630 円で、前年度に比して 2.5%の減であります。

1 目療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養給付費等及び老人保健拠出金並びに介護納付金に係る国の定率負担分であります。1 節の現年度分では、三位一体の改革により、国の負担率が下がりましたことなどから、前年度に比べ 3.0%の減となっております。2 節過年度分は、前年度分の実績確定に伴いまして追加交付されたものであります。

2 目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率 4 分の 1 の負担分であります。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 9,320 万 2,000 円で、前年度に比べまして 29.6%の大幅な減となっております。

1 目は市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金で、前年度に比べまして 29.5%の大幅な

減となっております。

次に、19 ページをお開きください。3 款療養給付等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額の 4 億 7,548 万 7,833 円であります。本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付をされたものでありますが、1 節の現年度分では、被保険者数及び高額療養費などの増に伴いまして、前年度に比べまして 28.7% の大幅な増となったものであります。

次に、21 ページになります。4 款道支出金、1 項道負担金調定額、収入済額とも同額の 1,443 万 5,733 円であります。国庫負担金と同様に、高額医療費共同事業の拠出金に対する北海道の定率 4 分の 1 の負担分であります。

次に、2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 9,103 万 2,000 円であります。

1 目は、三位一体の改革により、平成 17 年度から新たに創設されました北海道調整交付金でありまして、国民健康保険事業における都道府県の役割、責任を強化するために、都道府県負担が導入されたものであります。国の調整交付金同様、市町村間の財政力格差を埋めるための交付金となっております。

2 目は、北海道の補助を得まして、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成などの福祉医療実施に伴いまして、国保の医療費波及増に係る財政影響に対して交付される補助金となっております。

23 ページになります。5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の 5,708 万 5,956 円であります。全道の市町村国保保険者の拠出金と、国の補助金等を財源としまして、一般被保険者の高額療養費の発生状況に応じて交付されたものであります。高額療養費の増に伴いまして、前年度に比べまして 36.1% の増と大きく増となっております。

25 ページになります。6 款財産収入、1 項財産運用収入であります。平成 16 年度決算剰余金のうち、基金に積立いたしました 3,000 万円につきましては、ペイオフ対策として決済性預金として取り扱いましたことから、利子は生じておりません。

次に、27 ページになります。7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 4,721 万 7,462 円で、前年度に比して 10.8% の増となっております。

1 目一般会計繰入金、1 節保健基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては、低所得者の方に対して行った国保税の減額相当分を一般会計から繰り入れたものであります。2 節の保健基盤安定繰入金保険者支援分は、平成 14 年の制度改革の中で新設された財政基盤の強化策でありまして、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に、保険税負担を軽減するため、平成 15 年度から平成 17 年度までの時限措置として繰り入れたものであります。3 節の職員給与費等繰入金は、国保事務に携わります職員の人件費と一般管理費に係ります事務費などの繰り入れたものであります。4 節出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金として給付する 1 件 30 万円のうちの 3 分の 2 を一般会計から繰り入れたものであります。5 節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額繰り入れるもので、普通交付税の基準財政需要額算定の中で決定されるものであります。6 節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております乳幼児医療費助成制度などの福祉医療の実施に伴う波及増医療費の保険者負担分を繰り入れたものであります。

29 ページになります。8 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 4,324 万 1,784 円で、平成 16 年度の決算剰余金であります。

31 ページになります。9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の 184 万 7,000 円で、一般被保険者国保税の延滞金 54 件に係るものであります。

次に、2 項預金利子、調定額、収入済額とも 42 円であります。

3 項貸付金元利収入、調定額、収入済額とも 60 万円ではありますが、幕別町社会福祉協議会に対する貸付金の返済の元金収入となっております。

33 ページになります。4 項雑入、調定額 1,252 万 2,904 円に対しまして、収入済額 1,222 万 7,580 円、収入未済額は 29 万 5,324 円であります。

次に、2 目一般被保険者第三者納付金は、交通事故により生じた保険給付費の支出に対しまして、損

害賠償金として加害者から支払を受けたものでありますが、1件分24万8,149円でございます。

4目一般被保険者返納金は、転出や社保加入により、幕別町国民健康保険の資格を喪失した後に、幕別町の国民健康保険被保険者として受診した場合に、当該被保険者から返納をしていただくものでありますが、9件分を調定したものであります。なお、4件、1万9,621円が収入未済となっております。

5目退職被保険者等返納金は、一般被保険者と同様の理由で返納をしていただくものでありますが、調定額、収入済額とも6万2,944円であります。

35ページをお開きください。6目雑入は、旧忠類村の合併に伴う国保特会の打切り決算で生じた決算剰余金、1,170万4,602円を収入したものであります。

7目保険医療機関返還金は、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、5件、31万7,767円を調定し、そのうち2件、27万5,703円が未収となっております。

37ページになります。10款連合会支出金、1項連合会補助金、調定額、収入済額とも29万5,097円であります。町高額医療費共同事業交付金として、北海道国保連合から交付されたものであります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○9番（中橋友子） それでは、お尋ねをいたします。

この国民健康保険制度につきましては、毎回町民の健康を守るための大切な制度であることと、それから、皆保険制度という法の精神に基づいて、全員に保険証が渡るよう取り組むべきだということとをずっと求めてまいりました。

しかし、残念ながら、昨年も未納という理由のもとに、資格証明書が15世帯に発行されまして、また、保険証、本来は2年間有効のものなのですが、そういう理由から短期に切り替えられた、短期の保険証を渡されたというご家庭が67世帯あるというふう聞いております。

そこで、これは16年度の決算のときであります、今年度は、その点ではどのような状況になっているでしょうか。

また、国民健康保険加入者というのは、経済的に非常に弱い基盤の方が多いということで、滞納世帯に対する所得状況もいつも伺っておりました。今回も、それぞれの滞納の状況、所得階層ごとにお知らせを頂きたいと思っております。

それから、今、医療費が3割の負担ということで、非常に病院にかかったときに個々の負担が、もともと国保は3割だったのですが、様々な諸経費も含めて、入院などについても高額になってきています。

そこで、我が町では独自に高額の限度額を超えた分について、委任払いという形で協力をいただける病院について、制度を活用して支援をされてきたと思っております。その実績についてもお尋ねいたします。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 私の方から、資格証明書と短期被保険者証の関係、それと、高額療養費の委任払いのことについてお答えいたします。

初めに、資格証明書についてでございますが、平成18年6月1日現在でございますけれども、この時点で27世帯に交付しております。短期被保険者証につきましては、同じ6月1日現在でございますけれども166世帯に対して交付しております。

もう1点、高額療養費の委任払いについてでございますが、委任払いにつきましては、ほぼ全世帯の方、高額療養費がかかった方、委任払いを利用しております。と申しますのは、最初、入院したときから委任払いを使っていない方いらっしゃった場合には、次の月からすぐ、継続的に入院されるような方がいらっしゃった場合は、すぐ私どもの方からこういう制度がありますのでということで勧奨しております。

手続していただいて、病院の方に直接払って、その方の負担がないようにということで事務を進めておりますので、結果的にはすべての方、委任払いを利用しているというふうと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 税務課長。

○税務課長（前川満博） それでは、私の方から、滞納世帯の所得階層別世帯数、こちらについてお答えさせていただきます。

幕別地区、忠類地区合算の数字で、18年3月31日現在ということでお答えさせていただきます。

ゼロ円から100万円以下、こちらが307世帯。100万円から200万円未満、こちらが157世帯。200万円から300万円未満、69世帯。300万円から400万円未満、18世帯。400万円から500万円未満、7世帯。500万円以上、1世帯。合計559世帯ということになっております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 大変残念なことに、平成16年の決算から比較いたしましても、資格証明書の発行は15世帯から27世帯、12世帯増えておりますね。また、短期保険証は67世帯から166ということでありますから、これはもう99世帯、パーセントにしたらかなりの増加というふうに思います。

察するに、この背景にはやはり、病院にかかるときに、普通であれば保険証、短期もかかれるわけですけれども、持っていけば3割負担で終わるところがそうならない。特にこの27世帯についてはそうならないということでありませう。

滞納状況も、今の税務課長のお話でありますと、圧倒的多数が100万円以下の人たち、307世帯ですね。ということであれば、本当に苦しい人たちが払えないでいて、そして資格証明の発行につながってしまっ、病院に行くときには全額ということでありませうから、私はやはり、この状況をきちっと皆保険制度に基づいて善処させていく。それしかないと思います。

幕別町では、今年度、国保税の引下げということ、一部上がったところもありますけれども、私は一つのその手立てではあったというふうに認識しております。しかし、こういった低所得者たちに対する対応というふうになれば、やはり独自の基準を持った減免制度、これもずっと求めてまいりましたが、やはり必要だと思ひます。どうでしょうか。

それと、法定減免の状況についても、この点ではかなり申請減免も含めて取り組まれてきたと思ひますが、その実態についてもお伺ひいたします。

さらに、今、課長の方からお答えいただきました高額療養費の委任払いについて、結果としては全員が利用されていると。良かったなというふうに思ひますけれども、ただ、ちょっと気になったのですけれども、入院で一度尋ねられて、次の月からということ、その月については利用していないということですよ。私、ここでときどき町民の方たちから、長期になる人たちはそういうふうな役場の方でフォローしていただひているので、漏れる実態はないのですが、短期の方だと思ひます。この制度を知らなかったというのは、現時点でもあるのですよ。医療機関によっては、幕別町さん、こういうふうに使えますよということをお知らせしてくれるところがあるそうです。しかし、そうでない医療機関もありまして、そういうところについてのやはり周知という点を思ひえば、広報等を使つてのさらなる努力が必要ではないかというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 資格書、短期証の交付数からまずちょっとご説明させていただきます。

昨年、短期証につきましては67世帯ということでございましたが、実は対象となつたのは、初め、平成17年6月1日現在におきましては176世帯ございました。

その中で、納税相談とかさせていただいて、最終的に交付したのが67世帯ということでございます。

ですから、今年度につきましても、短期証166世帯交付しておりますが、その後、納税相談等していただひて、納付状況を改善すれば、一般証に切り替えていくという予定であります。

また、資格書につきましても、27世帯のうち、当初、昨年の9月でございますが、この時点では59世帯の方が対象となつておりましたが、その方々につきましても、資格証明書を交付しますということで予告を通知して、納税相談に来てくださいということとさせていただきます。

その間に納税相談来ていただいた方につきましては、短期証になつたり、一般証となつたと。その結果、現在27世帯という状況でございます。さらに、このうち9世帯につきましては、居所不明と、転

居先不明という方がいらっしゃるの、実質 18 世帯の方だというふうに考えております。

次に、独自の減免措置ということでございますけれども、中橋委員ご質問の中で述べられていたとおり、低所得者対策として法定軽減、7割、5割、2割の軽減を行っているところでございます。所得額などに応じて、このほかに一律に減免措置、軽減措置を行うというのは、制度上ふさわしくないものと私ども考えております。

ですが、先ほど、短期証、資格書のところでお話ししたとおり、支払が困難な場合、納税相談に来ていただいて、分納とか一時的に猶予するというような措置をとっております。

逆に、相談させていただいて、皆さんの家庭の状況、家計の状況、これらがわかることによって、逆に生活困窮者を発見するというようなことにもつながるといふふうに考えております。実際に、資格証明証の交付に当たって、2世帯、相談している中で生活保護を受けた方がいいよということで、生活保護の受給をこちらの方から薦めて、そういうことになったという世帯もございます。

そういう意味では、被保険者の救済という意味では、一律基準を設けてということとは考えておりません。

法定軽減の数値でございますが、これは平成 17 年の 10 月 20 日現在の数値でございます。医療分についてだけでございますけれども、2,135 世帯の方が軽減を受けております。これは、この全世帯のおよそ 45%の世帯に該当するものでございます。

最後に、高額療養費、医療費の委任払いの件につきまして、そういう実態があるというご指摘なので、今後、私ども、病院も含めてさらに制度の周知に努めてまいりたいというふうに考えます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9番（中橋友子） 独自の減免制度につきましては、毎年制度としてふさわしくないという、そういう考えからつくりたくないのだというお答えでございます。

私は、この法のもとに、国の制度でありますから、どんな制度でもそうなのですが、それに基づいて、介護保険であれ国保であれ、いろいろ幕別町がそれに基づいて制度を確立していくというのは大前提だと思います。

そこで、その上でさらに全町民に対してしっかりときちっと保険者側たるご努力、これは今、課長縷々述べられましたけれども、個々面談等行われて、実際にやっつけられているというふうに思います。

しかし、それでもなおかつこういう状況が生まれてくるということについては、私は、これは水道料金のときにもあったのですけれども、いろんな、居所不明は別にしても、町民の側から納税相談に来ないとか、こちら側から見れば努力が足りない、町民側のですよ、そういうような現象というのが、いっぱい努力されているにもかかわらず、そこの接点を掴めないという点では、私はやっぱり、それはいろいろ、今後、改善の余地があるというふうに思うのです。

ただ、命をつなぐ、水の問題もそうでしたが、この保険証ということになりますので、私は、ここは制度としては馴染まないといいなながらも、これはいつも同じ主張になりますが、帯広市であるとか札幌であるとか、独自の減免はきちっとつくって、そこでまたたくさんの人たちが救われている実態も実際に存在しているわけです。

ですから、そこは皆さんの努力が生きるという意味も含めて、一番はやはり町民の命を守るという観点から、私は今後、この独自の減免のことについては、やっぱり検討の余地があるのではないかとこのように考えますが、再度いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 若干資格証明書の関係ですけれども、先ほど、実質 18 世帯ということでございますが、この世帯につきましては、中橋委員ご指摘になっておられるとおり、呼び出しても未だ来ていない世帯です。ですから、私ども、保険証を渡そうと思っても渡せない。ご連絡差し上げても電話がつかないというような世帯でございます。

決して保険証を渡さないということでこの事務を進めているわけではございません。

独自の減免措置ということでございますけれども、実は、私どもそういうことができないかというこ

とで、帯広市の基準について若干研究させていただきましたが、帯広市につきましても、現在基準は持っていますが、平成 17 年度からそれを一律適用させてやっているわけではないというふうに伺っています。あくまでも基準で、基準に当てはまる方は申請してもいいですよ。ただし、実際に減免するのは個々の事情、今は預金まで全部調べさせていただいているというようなことを伺っております。

そういう意味からも、先ほど申し上げましたとおり、個々事情を伺って事務を進める方が、私ども本当の意味の救済になるのではないかと考えております。

もう 1 点、平成 18 年度におきましては、それらのことも斟酌いたしまして、決算状況も合わせまして、低所得者、高齢者、若年者に配慮した形の税率改正をしたということでございますので、ご理解ください。よろしく願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 帯広の制度の紹介がありましたので、その点だけ申し上げたいと思うのですが、減免制度の基準ですとか、いろいろなやり方ありますよね。

例えば、今回、自立支援などで最初から全体に無料あるいは 0.5% とかという、そういう方法もありますが、帯広は、課長おっしゃられるように、17 年度で変えたのですけれども、一定の基準は設けて要綱にきちっと示してやっている。

しかし、幕別町においては、そこの救われない人たちがその新しい基準のもとでも救われているというのは、これは事実だと思うのですよね。

ですから、一律一律という言葉にちょっと引っ掛かりがあるのですけれども、当然、所得の状況、それは当然ですよ。その人のいわゆる経済状況、失業したですとかいろんなことあると思います。

そういうことに照らして、この人が今、支払能力がないなというときに、今の時点では救われる方法がない。天災だとか町長が認めるところというその全体の中での一項はありますけれども、実際にはこれまでもそれは活用されていない、できづらい。

そうすると、やはり一定の基準を設けながら、きちっとした救済措置が必要だと。それが、今の帯広市の制度であるというふうに、私は認識しているのですが、どうですか。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 一定の基準ということでございますが、実は平成 15 年度に 2 件ぐらいそういう申請をされた方がいらっしゃいます。

それ以前に、平成 10 年度ぐらいだと思いますけれども、実際に申請を受けて減免したケースがございます。

今後につきましては、やはり私ども一律ということではない、納税相談を受けて、個々の状況に応じてということを考えているのでありますが、町民の方にそれらの制度を周知するという面では、今後、考えていきたいと。こういう制度がありますと。

実は、先般の広報には、ちょっとでございますが、一行ぐらいですけれども、そういう制度があるということをご紹介させていただきました。

それは国保制度全体の紹介の中の一つでございましたのでちょっとございましたが、今後、そういうようなことも考えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○9 番（中橋友子） 是非、周知の努力をしていただきたい。

私はやはり、こだわるようですが、一律というところ、基準があつて制度が存在するということが、ちょっと認識が違うかなと思いますので、何もかもこの滞納している人みんな減免しなさいということを行っているわけではありません。

最低限度の厳しい方たちが救われる制度を工夫できないかと、こういうことですので、押さえていただきたいと思います。

それと、もう一つだけ。呼び出しても来ない、皆さんの立場からしたらきっとそうなのでしょうか。しかし、それはちょっときつくないですか。

私は、やはり町民の方も、自分の暮らしの実態の認識というのが、残念ながら乏しいなと思う方も存在していないとはいいません。しかし、そういうことも含めて、行政側として働きかけていくという、どうもそういうふうに言われると、机に座っていて待っているのだというふうに聞こえてしまうのです。実際は違うと思いますよ。頑張っていらっしゃると思うのだけれども、そういうことはやはり改めていただきたい。

○委員長（千葉幹雄） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ほど、まず、呼び出しても、いうことにつきましては、私、ちょっと訂正させていただきます。ご案内してもらっちゃらないということで。

なお、ただ、私ども郵送だとか、電話でご案内しているだけではなくて、これは税務課の納税係でございますけれども、何度もご自宅の方に訪問してお会いできないとか、そういうような方が、この18世帯については全部でございます。

それ以外の方、一般証だとかに移った方につきましては、お会いできたり、また、役場の方に来ていただいたりということでございます。

決して机の前に座っているだけではなくて、ご自宅の方にも訪問したりして、しかも、税務課納税係の者につきましては、夜8時、9時ぐらいまで時間かけて歩いておりますので、その点、ご理解ください。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ございませんね。

それでは、ほかにないようでございますので、国民健康保険特別会計については、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りをいたします。

本日の委員会をこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

17:17 散会

平成17年度

各会計決算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 平成18年 9月22日
開会 10時00分 閉会 12時08分
- 2 場 所 幕別町役場 5階議場
- 3 出席者
- ① 委員 (25名)
- | | | | | |
|---------|---------|---------|----------|---------|
| 1 前川雅志 | 2 芳滝 仁 | 3 前川敏春 | 4 牧野茂敏 | 5 草野奉常 |
| 6 岡田和志 | 7 中村弘子 | 8 大坂雄一 | 9 中橋友子 | |
| 11 中野敏勝 | 12 伊東昭雄 | 13 助川順一 | 14 杉山晴夫 | |
| 16 堀川貴庸 | 17 乾 邦広 | 18 小田良一 | 19 増田武夫 | 20 野原恵子 |
| 21 永井繁樹 | 23 坂本 偉 | 24 古川 稔 | 25 佐々木芳男 | 26 南山弘美 |
| 27 杉坂達男 | 29 額額太郎 | | | |
- ② 委員長 千葉幹雄
- ③ 説明員
- 町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 助 役 遠藤清一 収入役 金子隆司
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男
農業委員会会長 上田健治 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志 経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄
教育部長 水谷幸雄 札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美
総務課長 川瀬俊彦 糠内出張所長 中川輝彦 税務課長 前川満博
企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜 保健課長 久保雅昭
町民課長 田村修一 農林課長 増子一馬 商工観光課長 熊谷直則
土地改良課長 角田和彦 農業振興担当参事 田井啓一 土木課長 佐藤和良
都市計画課長 田中光夫 施設課長 古川耕一 車両センター所長 森 範康
水道課長 橋本孝男 会計課長 鎌田光洋 学校教育課長 八代芳雄
学校給食センター所長 仲上雄治 生涯学習課長 長谷 繁 図書館長 平野利夫
幕別農業委員会事務局長 飛田 栄 忠類農業員会事務局長 稲田和博
監査委員事務局長 坂野松四郎 地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美
住民課長 湯佐茂雄 経済課長 飯田晴義 建設課長 吉田隆一 教育課長 中川正則
議長 本保証喜 監査委員 大野和政
- ほか、関係係長及び係
- ④ 職務のため出席した議会事務局職員
- 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 4 欠席者 10 豊島善江 15 齊藤順教
- 5 審査事件 平成17年度幕別町一般会計ほか15会計決算認定
- 6 審査結果 一般会計質疑
- 7 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

議事の経過

(平成 18 年 9 月 22 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（千葉幹雄） 昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

○局長（堂前芳昭） 本日、10 番豊島議員、15 番齋藤議員より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○委員長（千葉幹雄） それでは、認定第 9 号、平成 17 年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成 17 年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

72 ページをお開きください。

初めに、歳入であります。1 款支払基金交付金から 6 款諸収入まで、予算現額合計 28 億 6,075 万 5,000 円に対しまして、調定額合計では 27 億 1,477 万 2,026 円で、収入済額は 27 億 1,475 万 5,926 円となっております。

次に、74 ページをお開きください。

74 ページ、歳出は、1 款総務費から 5 款繰上充用金まで、予算現額合計 28 億 6,075 万 5,000 円に対しまして、支出済額 26 億 8,961 万 7,424 円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きいたしまして、残額 2,513 万 8,502 円を生じております。

次に、歳入歳出事項別明細について申し上げます。

初めに、歳出から説明いたします。

90 ページをご覧ください。

90 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,259 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1,225 万 1,187 円であります。

1 目一般管理費は、一般職職員の人件費と事務経費であります。

94 ページをお開きください。

2 款医療諸費、1 項医療諸費、予算現額 28 億 1,327 万 7,000 円に対しまして、支出済額 26 億 4,549 万 4,774 円であります。

前年度に比較いたしますと、約 8,300 万円、3.2%の増となっております。

1 目医療給付費は、医療機関における受診に対する診療報酬の支払に係るものであります。制度改革によりまして、老人保健医療受給者対象者数は減少しておりますけれども、その分、平均年齢が上昇することなどから、一人当たりの給付額では 82 万 9,200 円となり、前年度比 5.2%の増となっております。

2 目医療支給費は、柔道整復師による施術や補装具購入費に対する現金給付に係るものであります。一人当たり支給額は 1 万 4,204 円で、前年度比 6.2%の増となっております。

3 目の審査支払手数料は、国保連合会及び支払基金へ支払う審査支払事務手数料であります。診療件数の減少に伴いまして、0.7%の減となっております。

96 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、予算減額 328 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 327 万 8,201 円であります。前年度の医療費と審査支払手数料の確定に伴う支払基金交付金の精算還付金であります。

98 ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 300 万円で、支出はございませんでした。

100 ページになります。

5 款繰上充用金、1 項繰上充用金、予算現額 2,859 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 2,859 万 3,262 円であります。平成 16 年度歳入不足分の繰上充用金であります。

以上が、歳出であります。

次に、歳入について、説明いたします。

76 ページをお開きください。

76 ページ、歳入、1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額で 15 億 4,802 万 3,728 円であります。

1 目医療費交付金は、国保、健保組合、共済組合など各医療保険者から拠出された老人保健拠出金が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。歳出、2 款の医療諸費の定率負担分が、平成 17 年度の医療費の見込額に対して交付されたものとなっております。

2 目につきましては、医療費の審査支払手数料相当額が支払基金から交付されたものであります。

78 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額で 7 億 6,187 万 4,430 円であります。

医療費の見込みに対して、国の定率負担分が交付されたものであります。また、2 節の過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴い交付されたものであります。

80 ページになります。

3 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 9,169 万 3,810 円であります。

医療費の見込みに対しまして、道の定率負担分が交付されたものであります。また、2 節過年度分につきましては、前年度分の実績確定に伴い交付されたものであります。

82 ページになります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも 2 億 1,200 万 2,000 円であります。

細節の(2)医療給付費分及び(3)の医療支給費分は、老人医療費の町負担分で、老人医療費に係る国・道・町の公費負担分の 6 分の 1 を繰り入れるものであります。従来 5% であったものが、平成 14 年度からの制度改正によりまして、公費負担の割合が 5 年かけて 30% から 50% に高められており、このことによりまして、17 年度は 9 月診療分までは 7.00% 分、10 月以降は 7.67% 分を負担したものであります。

84 ページになります。

5 款繰越金につきましては、平成 16 年度決算が歳入不足となりまして、決算剰余金を生じなかったことから、繰越金がゼロとなったものであります。

86 ページになります。

6 款諸収入、1 項預金利子、調定額、収入済額とも 47 円であります。

2 項雑入、調定額 117 万 8,011 円に対しまして、収入済額は 116 万 1,911 円で、収入未済額は 1 万 6,100 円であります。

1 目第三者納付金は、ありませんでした。

2 目返納金は、受給者の自己負担割合の変更に係る返納金 5 件、3 万 7,333 円あります。

3 目雑入は、次の 88 ページになりますが、1 番上の旧忠類村の合併に伴う老健特会の打切り決算で生じた決算剰余金 74 万 4,753 円を収入したものであります。

4 目は、医療機関との過誤調整などにより、返還金が生じたもので、4 件 39 万 5,925 円を調定しまして、そのうち 1 件 1 万 6,100 円が未収となったものでございます。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

老人保健特別会計につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第10号、平成17年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 平成17年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、説明申し上げます。

初めに、平成17年度分の介護保険の状況につきまして、若干説明申し上げます。

平成17年度末における第1号被保険者は6,048人で、前年度に比べますと700人の増。これには忠類地域の527人が含まれておりますが、増減率にしまして13.1%の増となっております。

また、要介護認定の状況であります。平成17年度末におけます要支援から要介護5までの認定を受けている方は、979人で、前年度より137人の増で、そのうち忠類地域につきましては85人となっております。増減率では16.3%の増となっております。なお、65歳以上の高齢者人口に対します要介護認定者の割合は15.43%で、前年度比0.36%の増となっております。

次に、サービスの概要について申し上げますと、初めに、居宅サービス費についてであります。約8,800万円の増となりまして、率にしますと約21%の増となっております。増となりました主なサービスは、訪問介護が18.6%の増、通所介護が6.3%の増、通所リハビリテーションが33.1%の増、グループホームが28.6%の増などとなっております。

これに対しまして、施設サービスにつきましては、前年比約7,700万円の減、率では13%の減となっております。平成17年の10月1日から、食費、居住費が原則本人負担となったこと。さらには、施設入所者数の減少、これは主に介護療養型病床群に入所されていた方の減少などによるものであります。

なお、食費負担だとか居住費負担分については、負担が重くならないように、新たに創設されました特定入所者介護サービス費として1,800万円を給付をしているところであります。

これら介護保険特別会計の総額では、前年度に比べまして6,700万円の増、6.0%の増となりました。

なお、この増分には、旧忠類村分であります約2,800万円が含まれております。

それでは、決算書の103ページをお開きください。

103ページ、歳入は、1款保険料から始まりまして、次の105ページになりますが、10款の諸収入まで、予算現額合計12億1,497万2,000円に対しまして、調定額合計12億2,631万4,695円で、収入済額は12億2,050万2,795円となっております。

次に、107ページをお開きください。

107ページ歳出は、1款総務費から5款諸支出金まで、予算現額合計12億1,497万2,000円に対しまして、支出済額11億9,383万6,512円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差引きいたしまして、残額2,666万6,283円が生じております。

それでは、次に、歳入歳出事項別明細について説明いたします。

初めに、歳出につきまして、説明申し上げます。

135ページをお開きください。

135ページ、歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算減額2,161万5,000円に対しまして、支出済額2,137万7,877円であります。

1目一般管理費は、一般職職員二人分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

137ページになります。

2項徴収費、予算減額36万7,000円に対しまして、支出済額33万7,655円であります。本項は、保険料の賦課徴収に要した費用であります。

139ページになります。

3項介護認定審査会費、予算減額 2,146万5,000円に対しまして、支出済額 2,062万2,917円であります。

1目の東十勝介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営に係る費用をはじめ、審査会を担当いたします職員一人の件費及び臨時職員一人の賃金などに要した経費であります。

141ページになります。

2目認定調査費等は、12節役務費、細節16の主治医意見書作成手数料で、要介護認定を申請された被保険者に係る主治医の意見書作成に要した経費が主なものとなっております。

次に、143ページにいきます。

4項介護保険運営等協議会費、予算減額 59万8,000円に対しまして、支出済額 39万1,915円であります。

本項は、介護保険運営等協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償に要した費用であります。

145ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、予算現額 10億8,939万6,000円に対しまして、支出済額 10億7,218万1,087円であります。この項は、要介護1から5までに認定されました、いわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

1目の居宅介護サービス給付費は、ホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護など在宅に係る介護サービス費及び認知症高齢者グループホームの入所に係る保険給付費となっております。

2目の施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設、さらには療養型病床群などの施設に入所、又は入院された被保険者に係る保険給付費であります。

3目居宅介護福祉用具購入費は、入浴又は排泄などの要に供する福祉用具の購入に係る保険給付費であります。

4目居宅介護住宅改修費は、手すりの取付け、床段差の解消など、住宅改修に係る保険給付費であります。

147ページになります。

5目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

次に、2項支援サービス等諸費、予算現額 4,645万7,000円に対しまして、支出済額 4,552万9,801円であります。この項につきましては、要支援者に係るサービス費用であります。

1目の居宅支援サービス給付費は、居宅サービスのうち認知症高齢者グループホームのサービスを除く保険給付費となっております。

2目居宅支援福祉用具購入費は、福祉用具購入に係る保険給付費であります。

3目居宅支援住宅改修費は、住宅改修に係る保険給付費となります。

4目居宅支援サービス計画給付費は、居宅支援サービス計画、いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

149ページになります。

3項その他諸費、予算現額 156万5,000円に対しまして、支出済額 154万2,190円であります。

1目審査支払手数料は、国保連から介護サービスを提供した事業者へ支払います介護報酬の審査と、その支払に関する手数料であります。

4項高額介護サービス等費、予算減額 884万に対しまして、支出済額 874万7,270円であります。

1目の高額介護サービス費は、要介護者に支給しました高額介護サービス費であります。

2目高額居宅支援サービス費は、要支援者に支給しました高額介護サービス費であります。

5項市町村特別給付費、予算減額 20万円に対しまして、支出済額 5万5,089円であります。

151ページになりますけれども、1目市町村特別給付医費は、介護保険の保険給付費から除かれた入浴補助用具のバスマットを支給したものであります。

次に、6項特定入所者介護サービス等費、予算現額1,941万9,000円に対しまして、支出済額1,810万2,310円であります。

1目の特定入所者介護サービス費は、平成17年10月1日から食費、居住費が原則自己負担となりましたが、所得の低い方に対しましては、基準費用額と負担限度額との差額を補足給付としまして支給したものであります。

次の2目から4目につきましては、支給対象者がおりません。

次に、155ページをお開きください。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、予算現額107万1,000円に対しまして、支出済額107万67円であります。本項は、市町村の介護保険財政の安定化に資するため、都道府県に設置された基金に対して拠出をするものであります。

157ページになります。

4項基金積立金、1項基金積立金、予算減額269万4,000円に対しまして、支出済額269万3,704円あります。本項は、介護保険財政を調整するために設置した介護給付費準備基金に対しまして、積立金を支出したものであります。

159ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額128万5,000円に対しまして、支出済額118万4,630円あります。

1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、支出はありません。

2目の償還金は、平成16年度の保険給付費の確定に伴いまして、国・道及び支払基金に返還したものであります。

以上が、歳出であります。

続きまして、歳入の説明をいたします。

109ページをご覧ください。

109ページ、歳入、1款保険料、1項介護保険料、調定額1億9,237万4,800円に対しまして、収入済額1億8,656万2,900円、不納欠損額は10件で17万円、収入未済額は564万1,900円となっております。

1目第1号被保険者保険料のうち、1節の現年度分につきましては、調定額1億8,952万7,600円に対しまして、収入済額1億8,637万4,800円で、収入未済額は315万1,800円となっております。収納率は98.34%で、前年度に比較しまして0.92ポイントの減となっております。

滞納繰越分につきましては、調定額284万7,200円に対しまして、収入済額18万8,100円で、不納欠損額は17万円、収入未済額は248万9,100円となっております。

次に、111ページになります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、調定額751万7,000円で、収入済額も同額であります。東十勝介護認定審査会に要する池田町、豊頃町、浦幌町の3町からの共同設置負担金となっております。

113ページになります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、調定額3,290円で、収入済額も同額であります。個人情報保護条例によります情報効果請求に係る手数料となっております。

115ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額2億3,750万1,028円で、収入済額も同額であります。

1目の1節現年度分は、国が負担することとされております介護給付費の定率20%分であります。2節過年度分は、平成16年度の介護保険給付費負担分で、追加交付されたものであります。

2項国庫補助金、調定額6,611万6,000円で、収入済額も同額であります。

117ページになります。

1目の調整交付金は、国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金でありま

すけれども、平成17年度の交付割合は、5.77%となっております。

119 ページをお開きください。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額 3 億 7,063 万 3,000 円で、収入済額も同額であります。

1 目の介護給付費交付金は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されることになっておりまして、介護給付費の定率 32%分となっております。

121 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額 1 億 4,781 万 6,208 円で、収入済額も同額であります。道が負担することとされております定率 12.5%分であります。

次に、123 ページになります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 3,568 円で、収入済額も同額であります。介護給付費準備基金から生じまして利子であります。

125 ページになります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 1 億 7,885 万 5,136 円で、収入済額も同額であります。

1 目一般会計繰入金、1 節介護給付費繰入金につきましては、町が負担することとされております定率の 12.5%分であります。2 節の職員給与費繰入金、3 節の事務費繰入金、次のページ、127 ページになります。4 節のその他繰入金につきましては、それぞれ一般会計から繰入れをしているものであります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、調定額 2,302 万 8,000 円で、収入済額も同額であります。介護給付費に充当される保険料で、不足した分を基金から繰入れをしたものであります。

129 ページをお開きください。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額 103 万 1,634 円で、収入済額も同額であります。

131 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料は、調定、収入ともありませんでした。

次に、3 項の雑入になりますが、調定額 143 万 5,009 円で、収入済額も同額であります。次のページの 133 ページをご覧くださいと思います。

4 目の雑入になりますが、2 節の旧忠類村の決算剰余金分が主なものとなっております。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） お尋ねをいたします。

介護保険制度は、平成 17 年度からそれぞれ国の方の改正のもとで、認定の区分であるとか、あるいは利用内容について、変更が生じたときであるというふうには押さえております。

そこで、決算の数字の中から何点か伺いたしたいのですが、まずはじめに、この保険制度のもとで施設の利用者が、部長の方からも最初にご説明がありましたけれども、大幅に減っております。

実績の数字をみますと、平成 16 年度が 186 人であったものが、平成 17 年度は忠類も含めて 114 人ということでありました。

療養型の減少が多いのだということではありますが、それぞれの施設ごとの 16 年度と 17 年度の利用数について、お伺いしたいと思います。

当然、施設の利用が減っている、その療養型の減少が多いということになれば、他の施設への入所替えというようなことも生じてくるわけですが、これまでもお尋ねしてきましたけれども、他の施設、特養であるとか、老健であるとか、待機者がたくさんいらっしゃいます。その現状についてもお伺いいたします。

それと、制度替えによりまして、これまでなかった要支援の 1 と 2 という区分が新たに導入されております。

この中に、それまでは介護1、つまり要介護と認定された人たちの中で、要支援の方に判定替えになった人、つまり、基準からいけば下がったということになるのですが、そういう人は何人いらしたでしょうか。

また、制度替えによりまして、これは今年度にもかかわってくるのですが、利用の制限がどんどん出てきます。特に在宅の場合などの経過措置でとられておりました介護ベッドであるとか、あるいは車椅子であるとか、利用が制限されてきます。経過措置もあったのですが、これも来月までというふうになっております。その利用の町内の人たちの実態と、この対象になれる方たち、手立ても伺います。

さらに、保険料の収納のことについてもお尋ねいたします。これも、毎年介護保険料については、負担が重過ぎるということで、町としての独自の減免を求めてきているものですが、今回の決算資料をみましても、前年度16年度から17年の収納率をみますと、当然、普通徴収の方になってきますが、16年度95.45%が、17年度は89.75%と下がっております。つまり、滞納が増えてきているということです。これの滞納者の人数と、それから、それぞれランク別といいますか、5段階に分かれています、それぞれの段階別の人数についてもお知らせください。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず、第1点目の施設の利用者の減、16年度と17年度を比較してという、まずお話でありますけれども、これにつきましては、まず、特別養護老人ホームですけれども、これは16年度が78名、それから17年度については82名というふうになっております。

それから、次に、介護老人保健施設ですけれども、16年度が61、17年度が76名ということです。

それから、介護療養型が、16年度36名、17年度が9名ということで、合計といたしまして、これはちょっと、先ほどの部長の方から説明あった数字と若干違うかもしれませんが、今、2月の利用実績、その月によって変動があるものですから、2月の実績で今お話しさせていただいておりますけれども、16年の合計が175名となっております。17年度が167名ということであります。

施設の利用状況ということは、このようなことで、主に介護療養型の部分が減ったということが主な要因かなというふうに思っております。

それから、待機者の現在の状況ということでありますけれども、まず、札内の特別養護老人ホームにつきましては、現在、74名の方の待機者がございます。それから、老健あかしやの方につきましては23名の方がお待ちいただいていると状況になっております。

それから、利用制限、3番目になりますけれども、利用者の制限に係るベッドですとか、車椅子の関係で、9月いっぱい経過措置が終わるというようなことでありますけれども、今、ちょっとその件数については、私ども、この場で数字がないものですからお答えできないのですが、あくまでもこれは一般質問のときにもお話ありましたように、機械的にやるものではなく、何というのでしょうか、要するに要介護1以下の人に対して、その状態として馴染まないものは原則として外しましょうという制度の趣旨でありまして、ただ、要介護1以下の人であっても、車椅子を本当に必要としている、あるいは、寝返り用のベッドみたいなものも、その人の状況に応じては、それは使ってもいいということになっておりますから、それは個々にそういう部分を判断してやっていくということでもあります。

それから、保険料の関係でありますけれども、保険料の17年度の段階別の人数でありますけれども、第1段階につきましては18人、それから第2段階については105人、第3段階が44人、第4段階が24人、第5段階が24人というような状況になっております。

それから、ちょっと順番が前後いたしましたけれども、要介護1から要支援の2になった人の件数ということでありますけれども、この17年度につきましては、要するに更新の時期というのは、その人、その人、それぞれ時期が違いますから、毎月毎月更新の時期がある。通常は、1年ごとに更新がされるというようなことでありますから、今、全体がすべて切り替わっているわけではございません。

17年度の2月から、判定が、実際に4月から制度が変わるということですから、2月、3月にはそういう判定をされた方いるのですけれども、その人数としましては、要支援の1となって人が6件、要支援2に変わった人が24件ということですね。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 初めに、施設の利用の問題です。

ここの資料に載せられていた数字でお尋ねしたわけですが、これと今の課長のお答えとの数字は若干違ってくるのかな。課長のお答えの方が、利用が下がっている状況は少ないのかなというふうに思いました。

この療養型の削減というのは、平成12年度に国の政策で療養施設をぐんと減らしていく。38万から13万でしたか、減らしていくという方向が打ち出されたことによって、今まで療養型として機能していたそれぞれの施設が切替えをしていく。もう既に切り替えが始まったということによる状況だというふうに思うのですよね。

つまり、入所者の方たちの意思是、そこにいたかったのだけれども、病院側が療養型をもうしないというようなことになって出ざるを得なかったのだという状況ではないかと思うのですよね。

その辺の実態が、つまり行き場所がないとか、あるいは本当は自宅でできないのだけれども、やむを得ないという状況が当然ここでは生じてくるのではないかなというふうに思うのですが、17年度の状況の中ではどうでしたでしょうか。

それと、待機者の数も、これは町内ということ、私、限定して聞かなかったものですから、町内の方どのぐらいいらしたのかなというふうに思うのですが、依然として待機者の状況も変わらないわけですね。

昨年お伺いしたときには、特養で69人、あかしやで18人でしたから、それよりも増えておりますね。

そうなりますと、特養の方もやっぱりいっぱいだと。療養型は出ざるを得なかったけれども、こちらもいっぱいだという状況があって、行き場所のない方たちが増えているというふうに、数字上は判断するわけですが、いかがでしょうか。

それと、制度替えによる利用状況のできないものが生じてくるということにつきましては、6月の豊島議員の一般質問の中でお答えになった部分もあるのですが、結局指導が基本的には使えないということになっているのですよね。

ただ、機械的な取扱いをしないということなものですから、この点ではやはり、町としての指導が大事ではないかと思うのですが、どうですか。

さて、滞納の方にいきます。

滞納は、これはやっぱり所得の低い方の中で、払えない人が増えてきているというのが段々明らかになってきているというふうに思います。

第1段階というのは、生活保護世帯と老齢福祉年金の受給者でありますから、昨年5人であった人が18人、あと、第2段階の世帯全員が住民税の非課税という区分ですが、昨年37人でしたけれども、17年度では105人というようなことで、どんどんこういう状況が増えてくるのではないかというふうに思います。

金額そのものも3倍、滞納の金額も16年度から比べて3倍になっているということで、これはもともと生保世帯であるとか、老齢福祉年金受給者のところにご負担をかけることに無理があるということがずっと指摘されてきたのですけれども、国の制度によって、こういう区分になって負担が課せられている状況にある。その結果だというふうに思います。

これも、毎回お尋ねして、なかなか難しいということではありますが、しかし、やはり私はここでの軽減策が必要でないかというふうに思います。

どうでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） まず1点目の療養型の関係でありますけれども、国の言うところによりますと、38万床を15万床に減らすのだということで、そのうち、介護療養型については23年度で全部を廃止をするというようなことが言われております。

その医療療養型についても、当然減ってくるという方になるわけですが、その減った分を転換

策として、それを老健施設あるいは有料老人ホーム、ケアハウスに転換をしていこうというようなことで、国の方は考えているというふうに聞いております。

それに対して、補助の制度も設けてやるということで、うちの方にまだ具体的な資料とかは来ておりませんが、18年度の末ぐらいまでにかけて、それぞれの療養型の今ある施設が、そういう老健の施設ですとか、そういうものに転換する以降調査をするというふうに聞いております。

その調査をした結果、これは道がきつとやるのだと思いますけれども、都道府県レベルでやりますので。その中で、道として全体でどのぐらいになる。あとは十勝圏としてどれぐらいになってくるというようなことが決まってくるのだと思うのですが、その数が決まった段階で、今度は第4期の介護保険の計画の中に、今度はそれがまた反映されてくるのかなというふうに思っています。

というのは、要するに、その足りなくなった分を、老健ですとか、医療老人ホームというふうに転換していくわけですから、それ全体の枠が、今はそれぞれ国から参酌基準というものがあって、それぞれの数字に基づいて出しているのですが、その数字を転換することによって、参酌基準を変えて枠を増やしていくような形にしていくだろうというふうに、私は思っております。

ですから、その推移を見て、その結果をみなければ、今のところはわからないというような状況もあるかなというふうに思います。

それから、それに関連して、待機者の増えているというようなこともありますけれども、その待機者の関係で、介護療養型が廃止されて、待機者が増えた。この関係については、池田ですとか、音更ですとか、既に廃止になったところがあるということで、それについては、全員が医療療養型の方に転換をされているということでありますので、介護保険の保険は適用にならないけど、医療の適用の方で、そちらの方に入っているという形でお聞きをしております。

それから、制度改革によってその利用状況、車椅子とかの関係ですけれども、当然、機械的にならないように、町の方としても、そういう事業所の方に指導をして、本当に必要な方については、また継続して使えるようにということをやっていききたいというふうに考えております。

それから、次に、滞納の関係でありますけれども、所得の低い方が段々増えてきたという、確かにそういうことでありますけれども、何回もこの辺に関しては説明させていただいておりますけれども、この制度の改正がありまして、その一番大変だと思われる第2段階、第2段階は今まで年金収入にすると266万ぐらいまでの人がそこまで該当しておりましたから、かなり幅の広い形でありました。

その中でも、年金が、国民年金相当の80万以下の方については、やっぱり厳しいだろうということで、その制度の中で、今までの2段階を二つに分けて、2段階、3段階としたわけですから、国の中で、その制度としてやっていただいたものというふうに考えております。

そんなようなことから、町として独自の軽減をするというようなことは考えておりません。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 国の方は廃止の計画が先に出されて、5年間の経過措置といいますか、西暦でいえば2012年ですか、平成23年度までになくしていくということを出して、準備期間は準備をしていく。

しかし、それをまた補うための計画は後からついていくというような状況の中で、実際に介護認定を受けて、介護を利用しようとしてもできないのだと。結局医療機関に行くわけですからね。

そういう状況が実際に存在しているということが問題だなというふうに思うのですよね。

国の制度替えですから、町としてはそういった町民の方たちの状況を掌握して、いろんな形で対処されるということしかないと思うのですが、その辺で医療型に移行する、あるいは町民の方から行き場がなくて、実際に困っている状況とかという、そういうものがあると思うのですが、その辺はどんなふうに押さえてられますか。

それと、待機者のことです。

これはやっぱり、私ずっとやりとりしてきて思うのですが、国の制度として仕方がないということでも、配慮していると言っても、今言われたように、年収66万あるいは80万以下というところの人たちも第1段階になってきますよね。

そうすると、基準額の2分の1の2分の1、やっぱり払っていかねばならないのできちっとかけられていくのですよね。

これがやはり、当然年金も低い中で引かれている状況がある。しかし、年金は天引きですから100%というふうになっていますけれども、普通納付の方たちの中で、滞納が生じてきているということですよ。

ですから、私はやっぱりこういった状況を、町としてどうしていくのかということが、一番問われると思うのです。

前段、決算の初日の中でもありましたけれども、こういう状況を解消するために、これまで忠類村では第1段階と第2段階の軽減措置を特別とってこられておりましたよね。

やっぱりこういう政策が、厳しい状況の中ではやっぱり検討して、きちっと確立していくということが大事なのではないのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 今、少子高齢社会の進展によりまして、社会構造の変化に伴いまして、各種社会保障制度の見直しが行われているところでありまして、介護保険制度につきましても、そのようなことで考えているのですけれども、この制度を継続的にやっていくためには、いろんな施策が必要になってくると思います。

また、先ほど言われておりますように、高齢者の負担が増えている。また、所得の低い方についてもたくさん言われて大変だということもありますけれども、低所得者については、それぞれ制度の改正の中で、様々な軽減措置を行ってきておりまして、そういうこともあります。

また、この負担をどこに求めていくかということも、それぞれいろんな考え方もあると思うのですけれども、私たちはやっぱり制度を持続的、継続的にやっていくために、この法例等に従いまして、制度を推進していかねばならないということと考えております。

ただし、介護保険制度については、3年ごとの見直しというのがありますので、これについては、介護保険運営等協議会の皆さんのご意見もお伺いしながら、3年ごとの見直しの中で、制度の改正については推進していきたいと思っておりますけれども、また、町長、今回の答弁の中でも各議会の中でいろいろと話をしていると思うのですけれども、1町村だけでは、なかなか制度について申入れするかそういうことについては難しいのですけれども、町村会等を通じて、町村会の構成員の一員として、その制度改正については、今後も一緒になって進めて、見直しできるものについては要望していきたいというふうと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（久保雅昭） 療養型の廃止に伴って、町民が困っている状況はどうなのかということでございますけれども、先ほどお話ししましたように、療養型が一部廃止をされたところがありまして、それについては、全部医療型の方に移っておりますので、今現在のところでは、困っている状況というのはお聞きしておりません。

待機者の人数については、町内の人数でお答えをさせていただいております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員、止めるわけではありませんけれども、中橋委員の質問している趣旨、それはもう十分伝わっていると思うのですけれども、独自の軽減策だとか、そういうのはもう言っていますから、こちらの方で。

ですから、それを踏まえて、同じことを何回も重ならないようにお願いします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。

できないということでありますので、そのように受け止めますが、しかし、やっているところがあるというところを、よく押さえていただきたい。

できないと言いながらも、そういう今のような課長の論法であれば、どこもできないはずですよ。

この忠類のもなかったでしょうし、帯広の軽減策も、それから他の自治体の軽減策もなかったはずで

す。

しかし、実際にやっているところがあるのです。

そこまで踏み込んでいる町と、できないからといってとどまる町との姿勢の違いだというふうに申し上げて終わります。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございますので、介護保険特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10：49 休憩

11：10 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて再開いたします。

認定第11号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成17年度幕別町簡易水道特別会計決算について、ご説明いたします。

162ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金から、7款諸収入までの予算総額4億4,985万3,000円に対しまして、調定総額4億5,079万5,716円、収入済額4億5,066万7,130円であります。

164ページへいきまして、歳出は1款水道費と2款予備費の予算総額4億4,985万3,000円に対し、支出済額4億4,738万1,857円となります。

歳入歳出差引残額328万5,273円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細書について、ご説明をいたします。

歳出から申し上げますので、180ページをお開きください。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額4億4,975万3,000円で、支出済額は4億4,738万1,857円であります。

1目一般管理費、本目は、簡易水道施設の維持管理並びに整備に係る経費でありまして、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

182ページへいきまして、13節の委託料は、各施設の管理委託業務のほか、184ページへいきまして、幕別簡水配水管及び取水施設工事に係る調査委託と、駒島簡水の送水管布設調査と、変更認可申請作成業務などであります。

15節工事請負費では、細節1は検定満了量水器取替工事38カ所分、細節2は幕別簡水糠内浄水場濁度計の更新工事、細節3は道道工事関連の配水管布設替工事、細節4は幕別簡水の送水管布設工事、細節5は幕別簡水の明倫送水ポンプ場取水施設工事、細節6は駒島簡水の送水管布設工事であります。

16節原材料費、細節2は検定満了量水器38戸分の費用であります。

186ページへいきまして、2款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出済額は0円であります。次に、歳入についてであります。

166ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額1,227万8,174円に対して、同額収入であります。

内容といたしましては、細節2は新設量水器、細節2は水道管移設工事負担金であります。

168ページへいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額5,244万2,550円に対しまして、収入済額は5,231万3,964円であります。

駒島ほか5地区の1,188戸分の使用料と滞納繰越分、現年度分の収納率は99.79%であります。

2項手数料、調定額17万3,000円に対しまして、同額収入で、設計手数料であります。

170 ページへいきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 1,742 万 4,000 円に対し、同額収入でありまして、簡易水道事業費補助金であります。

172 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 9,044 万 1,000 円に対しまして、同額収入でありまして、一般会計繰入金であります。

174 ページへいきまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 310 万 5,656 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

176 ページへいきまして、6 款町債、1 項町債、調定額 2 億 7,460 万円に対しまして、同額収入で、幕別簡水施設整備事業債、配水管布設替事業債、駒島簡水の送水管布設事業債であります。

178 ページへいきまして、7 款諸収入、1 項雑入、調定額 24 万 1,336 円に対しまして、同額収入で、旧志類村平成 17 年度分の決算剰余金であります。

以上で、幕別簡水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） ちょっと参考までにお伺いしておきたいのですが、169 ページの水道使用料、収納率が 99.79% と非常にいいわけですが、不納欠損 2 万 552 円、収入未済額 10 万 8,034 円。この内容を、件数その他内容を教えてください。

○委員長（千葉幹雄） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） ただいま質問のございました不納欠損について、まずお答えをさせていただきます。

不納欠損の 2 万 552 円につきましては、1 名分、原因といたしまして、通知書を出しても戻ってくる。行方不明者ということで、不納欠損をさせていただきました。

続きまして、収入未済額でありますけれども、件数といたしまして 6 件分という状況になってございます。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

簡易水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次、認定第 12 号、平成 17 年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 17 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、説明をいたします。

189 ページをお開きください。

歳入は、1 款分担金及び負担金から、7 款町債までの予算総額 16 億 5,640 万 7,000 円に対しまして、調定総額 16 億 7,489 万 3,177 円、収入済額 16 億 6,140 万 9,989 円であります。

191 ページへいきまして、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 16 億 5,640 万 7,000 円に対し、支出済額 16 億 5,513 万 3,691 円となります。

歳入歳出差引残額 627 万 6,298 円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

歳出から申し上げますので、207 ページを開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算減額 7,048 万 7,000 円で、支出済額は 7,025 万 2,182 円でありませす。

1 目一般管理費、本目は、下水道施設の管理に要した経費で、担当職員 1 名分の人件費のほか、209 ページへいきまして、19 節の負担金補助及び交付金の細節 6 は十勝環境複合事務組合負担金、細節 7 は下水道使用料収納業務等負担金、21 節貸付金は水洗便所改造等資金貸付金であります。

211 ページへいきまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、予算減額 5 億 9,451 万 3,000 円で、支出済額は 5 億 9,416 万 487 円であります。

1 目下水道建設費、本目は、下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員 3 名の人件費のほか、213 ページへいきまして、13 節委託料では、汚水排水の整備に係る調査設計委託料のほか、下水道台帳の作成委託料。15 節工事請負費では、雨水汚水排水の整備に係る工事のほか、処理場電気設備等更新工事であります。19 節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設業に対する負担金が主なものであります。

2 項下水道管理費、予算現額 9,319 万 1,000 円で、支出済額は 9,268 万 2,311 円であります。

1 目浄化センター管理費、本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理費であり、年間処理量は 64 万 5,407 トンで、前年より 6 万 6,790 トンの増であります。

215 ページへいきまして、2 目札内中継ポンプ場管理費、本目は、札内処理場の中継ポンプ場の維持管理費であり、年間圧総量 139 万 1,090 トンで、前年より 6,570 トンの減であります。

217 ページへいきまして、3 目管渠維持管理費、本目は、雨水排水ポンプ場汚水管路マンホール、汚水枡の維持管理に要した経費であります。

219 ページへいきまして、工事請負費では、汚水管補修、公共枡、マンホール補修など 51 カ所の補修を行ったものであります。

221 ページへいきまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 8 億 9,811 万 6,000 円で、支出済額は 8 億 9,803 万 8,711 円であります。ここは、起債償還の元金利子でありまして、1 目は元金、2 目は利子、3 目は公債諸費であります。

223 ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出済額は 0 円であります。

次に、歳入についてであります。

193 ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 922 万 140 円に対しまして、収入済額は 748 万 1,620 円、収入未済額は 154 万 2,200 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金であります。現年分の収納率は 99.74%となっております。

195 ページへいきまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 6,474 万 6,648 円に対しまして、収入済額は 2 億 5,300 万 1,980 円で、収入未済額は 1,122 万 962 円であります。現年分の収納率は 98.91%であります。

次に、197 ページへいきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 1 億 7,900 万円に対しまして、同額収入であります。下水道建設国庫補助金であり、補助率は 2 分の 1 であります。

次に、199 ページへいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 6 億 4,251 万円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

201 ページへいきまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額は 448 万 9,242 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

203 ページへいきまして、6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 1,000 万 4 円に対しまして、同額収入であります。ここでは、水洗化改造等資金貸付金の元金及び利子収入であります。

2 項消費税還付金につきましては、調定額 873 万 3,536 円に対しまして、同額収入であります。

3 項雑入、調定額 1 億 189 万 3,607 円に対しまして、同額収入で、下水道管の移設補償費であります。

205 ページへいきまして、7 款町債、1 項町債、調定額 4 億 5,430 万円に対しまして、同額収入で、1 目は公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債、2 目は資本費標準化債であります。

3 目は公営企業借換債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

公共下水道特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次、認定第 13 号、平成 17 年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（菅好弘） 公共用地取得特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、歳出からご説明をいたします。

234 ページをお開きいただきたいと思います。

234 ページ、歳出、1 款公債費、1 項公債費、予算現額 2,101 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2,101 万 8,399 円であります。

1 目元金は、平成 11 年度に札内 9 号南通街路整備事業の用地取得及び移転補償のために借入れいたしました公共用地先行取得債の起債償還元金であります。据置期間が平成 16 年度で終わりました、17 年度から元金の償還が始まったものであります。

2 目利子、起債償還利子であります。

236 ページになります。

2 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でありますけれども、230 ページをお開きいただきたいと思います。

230 ページ、歳入、1 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 2,101 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

232 ページ、2 款繰越金、1 項繰越金、調定額 10 万 4,187 円に対しまして、収入済額も同額であります。繰越金であります。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

公共用地取得特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次、認定第 14 号、平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、ご説明をいたします。

239 ページをお開きください。

歳入は、1 項分担金及び負担金から、7 款町債までの予算総額 1 億 8,848 万 8,000 円に対しまして、調定総額 1 億 8,859 万 5,077 円で、収入済額 1 億 8,851 万 9,477 円であります。

241 ページへいきまして、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 1 億 8,848 万 8,000 円に対し、支出済額 1 億 8,607 万 4,487 円となります。

歳入歳出差引残額は 244 万 4,990 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、ご説明いたしますので、歳出から申し上げますので、255 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算減額は 521 万 2,000 円で、支出済額は 494 万 5,598 円であります。

1 目一般管理費、本目は、個別排水処理施設に係る水洗化の普及に要する経費であり、本年は 15 基分の設置補助金を交付しております。

257 ページへいきまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算減額 1 億 2,357 万 7,000 円で、支

出済額は1億2,226万1,025円であります。

1目排水処理建設費、本目は、排水処理施設建設に要する経費で、本年は41基分の施設整備工事を行っております。2項排水処理管理費、予算現額3,414万8,000円で、支出済額は3,341万9,806円であります。

1目排水処理施設管理費、本目は、排水処理施設の維持管理に要する経費でありまして、259ページへいきまして、13節委託料は、17年度建設分も含め、479基分の維持管理を行ったものであります。

261ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は2,545万1,000円で、支出済額は2,544万8,058円であります。ここでは、起債償還の元金及び利子にかかわる費用でありまして、1目は元金、2目は利子であります。

263ページへいきまして、4款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出済額は0円であります。

次に、歳入についてであります。

243ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額642万5,000円に対し、同額収入であります。内容は、受益者分担金41戸分であります。

245ページへいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額1,517万7,000円に対しまして、収入済額1,510万1,400円であります。内容は、排水処理施設479戸分の使用料であります。

247ページへいきまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額6,391万5,000円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

249ページへいきまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額389万6,669円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

251ページへいきまして、5款諸収入、1項貸付金元利収入、調定額400万20円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金元金及び利子の収入であります。

2項消費税還付金、調定額388万1,388円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

253ページへいきまして、6款町債、1項町債、調定額9,130万円に対しまして、同額収入でありまして、1目は排水処理施設整備に伴うものであります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

個別排水処理特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次、認定第15号、平成17年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成17年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、ご説明をいたします。

266ページをお開きください。

歳入は、1項使用料及び手数料から、4款諸収入までの予算総額4,471万5,000円に対しまして、調定総額4,462万3,622円で、収入済額につきましても同額であります。

268ページへいきまして、歳出は、1款総務費から3款公債費までの予算総額4,471万5,000円に対し、支出済額は4,388万559円となります。

歳入歳出差引残額は74万3,063円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について、ご説明いたします。

歳出から申し上げますので、278ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、予算減額は11万3,000円で、支出済額は10万5,183円であります。

1 目一般管理費、本目は、農業集落排水施設の普及及び料金収納に要する経費であり、本年度は市街地の受益 506 戸分の収納委託及び水洗便所改造等資金貸付金利子補給補助金を 5 件行っております。

280 ページへいきまして、2 款事業費、1 項農業集落排水処理施設費、予算減額 2 万 7,000 円で、支出済額は 2 万 6,767 円であります。

1 目農業集落排水処理建設費、本目は、排水処理施設建設に要する経費で、本年は施設建設時の起債償還に係る基金利子の積立てを行っております。

2 項農業集落排水処理管理費、予算現額は 674 万 2,000 円で、支出済額は 592 万 6,289 円であります。

1 目農業集落排水処理管理費、本目は、農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であります。

282 ページへいきまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 3,783 万 3,000 円で、支出済額は 3,782 万 2,320 円であります。ここでは、起債償還の元金及び利子にかかわる費用であります。1 目は元金、2 目は利子であります。

次に、歳入についてであります。

270 ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 358 万 3,899 円に対しまして、同額収入であります。農業集落排水処理施設 506 戸分の使用料収入であります。

272 ページへいきまして、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 2 万 6,767 円に対しまして、同額収入であります。農業集落排水事業償還基金利子であります。

274 ページへいきまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 3,922 万円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金であります。

2 項基金繰入金、調定額 166 万 6,185 円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

276 ページへいきまして、4 款諸収入、1 項雑入、調定額 12 万 6,771 円に対しまして、同額収入で、旧忠類村決算剰余金であります。

以上で、農業集落排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

農業集落排水処理特別会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次、認定第 16 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 平成 17 年度幕別町水道事業会計決算について、ご説明をいたします。

289 ページをお開きください。

平成 17 年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。平成 17 年度の当年度純損失は、1 億 1,374 万 6,269 円となり、前年度の繰越欠損金 4 億 5,419 万 8,775 円を合わせまして、当年度未処理欠損金は 5 億 6,794 万 5,044 円となったところであります。

次に、295 ページをお開きください。

平成 17 年度幕別町水道事業報告書であります。

総括事項であります。経常収益においては、4 億 6,641 万円で、前年度 4 億 7,310 万 6,000 円に比べ、669 万 6,000 円、1.4%の減であります。その主な要因は、有収水量の減少に伴う給水収益の減によるものであります。

経常費用においては、5 億 8,015 万 6,000 円で、前年度 5 億 9,510 万 6,000 円に比べ、1,495 万円、2.5%の減であります。その主なものは、受水費の減及び減価償却費の減によるものであります。

有収率につきましては、漏水調査の継続調査と漏水 8 カ所を修理し、前年度と同率の 86.5%となつて

おります。

今後とも、漏水の早期発見修理に万全を期してまいりたいと考えております。

事業としましては、計量法に基づく量水器取替え 829 件を行ったほか、配水管本管の布設 5, 165. 1 メートルの布設工事を行ったところであります。

次に、299 ページへいきまして、平成 17 年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は消費税抜きの額となっております。

初めに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、4 億 3, 840 万 1, 818 円であります。これは 7, 949 戸の水道使用料であります。なお、収納率は 97. 91%であります。

3 目その他営業収益は 997 万 6, 600 円であります。これは新設に係る量水器売却及び加入者負担金が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金は、預金利息であります。

7 目雑収益は、1, 803 万 1, 837 円であります。これは下水道使用料に係る収納業務負担金であります。

次に、支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費、2 億 515 万 3, 372 円であります。ここでは、浄水場の管理運営に係る経費でありまして、主なものといたしましては、職員 1 名分の人件費。

13 節委託料は、浄水場の管理棟委託。18 節動力費は、電気料。29 節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用でありまして、17 年度は 65 万 4, 737 トンを受水しております。

2 目排水及び給水費、2, 225 万 7, 034 円であります。

主なものといたしましては、職員 1 名分の人件費。

13 節委託料は、水道台帳修正業務と上水道漏水調査の業務であります。301 ページへいきまして、16 節修繕料は、配水管の漏水修理であります。20 節材料費は、新説用量水器の購入費用であります。

5 目総経費、3, 332 万 8, 853 円でありますが、主に職員 2 名分に係ります人件費。13 節委託料は、検診業務に係る費用であります。

6 目減価償却費、2 億 1, 050 万 3, 464 円は、有形無形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費、2, 539 万 1, 282 円。これは、配水管の布設替え等により、固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息、8, 234 万 4, 643 円は、企業債の償還利息であります。

303 ページへいきまして、平成 17 年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、2 億 6, 370 万円であります。これは、配水管布設及び第 3 次拡張事業に係ります企業債の借入金であります。

3 項出資金、1 目負担区分に基づく出資金、1 億 9, 910 万円は、平成 16 年度から始まりました第 3 次拡張事業に係ります一般会計からの出資金であります。

4 項補助金、1 目国庫補助金、1 億 9, 917 万 6, 000 円は、第 3 次拡張事業に係る補助金であります。

6 項負担金、1 目負担金、5, 216 万 6, 406 円は、水道管移設に係ります工事請負費であります。

304 ページへいきまして、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費、1 億 1, 532 万 4, 980 円の主なものは、北宮大通ほか 9 路線、2, 106. 91 メートルの配水管布設等に係ります費用であります。

2 目営業設備費は、4, 259 万 820 円であり、検定満了量水器の購入及び取替えに係ります費用であります。

20 目第 3 次拡張事業費は、5 億 7, 446 万 9, 895 円で、職員 1 名に係る人件費のほか、事業実施に伴う委託料と工事請負費並びに財務会計システム導入に伴う負担金が主なものであります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金、1 億 1, 173 万 9, 329 円は、企業債の元金に係ります償還金であります。

以上、平成 17 年度幕別町水道事業会計決算について、ご説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

増田委員。

○委員（増田武夫） 一般質問した関係で、私の方から何点かお聞きしておきたいと思います。

299 ページには、水道使用料、先ほどのご説明で 97.91%の収納率ということであります。

この 2.1%程度が未納になっているわけでありましてけれども、給水停止予告その他の件数は承知しているわけでありまして、未納になった方の件数と、それから未納の額、それに 1 戸当たりの未納の額でよろしいですが、それをお知らせ願いたいと思います。

それと同時に、未納世帯の経済状況、収入はどのようにになっているのか。

それを詳しくお知らせ願いたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） ただいま、ご質問のありました未納の滞納者の件でございますけれども、過年度分の未納者、滞納者ということで、現在、284 件の方が滞納をされてございます。

それと、この滞納世帯の中の経済状況、あるいは収入状況については、今、調査したものは資料として持っております。

滞納の額でありますけれども、何十カ月も滞納されている方もおりますし、一月だけの滞納の方もございます。平均をとったものはございませんけれども、今、最高の滞納額として押さえてございますのは、73 万 5,000 円という方がございます。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○委員（増田武夫） 滞納者の経済状況は調べていないと。こういうお話であります。

一般質問のときに、町長は私に対してこのように答えられました。

増田議員は 55 件給水停止になった家庭は、払いたくてもなかなか生活が苦しいから払えない。払いたくても払えない。そこを給水停止に町がしているようなお話なのですけれど、我々からすると 55 件給水停止したうちの 9 分 9 厘、ほとんどが、と言っていいぐらい、それぞれの家庭の実態の中で、当然払える能力があるのに払わないので、やむを得ず給水停止の措置をとったということで、ちょっと話が食い違うのかなというふうには思うと。

9 分 9 厘の滞納者は、払う能力があるのに払わないのでやむを得なく給水停止にしていると。こう言っておられるのですね。

そういうような一般質問の公式の場で、55 件の給水停止にまでに至った人たちが、そういう払う能力があるのに払わないから給水停止にしているのだと。こういうお話なのですよね。

一方で、今、お話をお聞きすると、経済状況は調べていないのだと。

こういうことでは、どういう根拠で給水停止、払う能力があるのに払わないのだと、そういうお話をされるのか。ちょっと不思議に思うのですけれども、町の方から出していただいた町民の方々の財政状況をみますと、1 円から 148 万円までの年金や給与を含む階層の方が 5,926 人と、収入ある人の中の 5,926 人おられると。35.4%にまでのぼるわけですよね。

今まで国保だとかいろいろな税金などの関係で、滞納者でありますとか、いろいろなことが話題になってまいりました。

それに対する町としての対策をいろいろ申し上げてきたところでありますけれども、やっぱり実態をきちんと調べられて、そしてそれにどう対処したらいいのか。これをしっかり方針として持つ必要があるのではないかとこのように思うのですよね。

私が思うのに、今、いろいろな状況の中で収入が減り、しかも医療その他、支出はどんどん増えていくという状況の中で、やはりそういう状況に直面して、国保税の徴収、それから税金の徴収、水道料金の徴収、これは徴収に当たっておられる職員の方は大変だと思うのですよね。

もう払ってもらわなければならないけれども、相手はその能力があるのかどうか。本当にそうした点では、徴収しなければならない。しかも住民の状況を見たら、今言ったように 35%が 148 万円以下の収

入だというような状況の中で、職員の精神的な苦痛も大変でしょうし、それにつき込む労力というものも非常に大きなものがあるのではないかというふうに思うのですよね。

町長にお答えいただきたいのですけれども、やはり実態をきちんと調べた上で、一般質問のようなお答えをすべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一般質問でお答えした 55 件の給水停止については、それぞれが臨戸徴収なり電話なりでお会いしたり、まわりの状況を判断した中で、十分納める力があるのに、なおかつ納められないということで、私は実態を把握されているということで答弁を申し上げました。

今、言われているのは、増田委員に対して水道課長が言ったのは、滞納している何百世帯かの、例えば、先ほどの国保ですとか、介護保険で言ったように、幾らから幾らの所得の人が幾らと、水道料を滞納しているかというようなそういう調査は明らかにはされていないと。資料はないということを上上げたのでありまして、私はその 55 戸の停止の関係は、所得が幾らというような調査でなくて、支払える能力があるか。担税能力があるかどうかということをも十分面接なり面談なりした中で、担当の方が判断してそういう措置をとったということでもありますので、私は今の課長の答弁と、一般質問で私が申し上げた答弁と、そう違うことではないのだろうというふうに思っています。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

増田委員、一般質問でやってきていることと重なって、かなりきていますので、一般質問とはちょっと異なる委員会なものですから、その辺、十分頭に入れて、質問、絞り込んで。

○委員（増田武夫） 17 年度の決算ですので、55 件の給水停止に対するあれは、先ほど言ったような判断されているのですが、55 件の家庭の収入状況、経済状況、それを示してください。

それがわからないと、支払能力があるという判断がとれないのではないですか。

○委員長（千葉幹雄） 西尾助役。

○助役（西尾治） 前から使用料、手数料の関係でお答えをしているのは、税と違いまして、それぞれの担当課が全資料を見て、各家庭の所得状況を把握することはできないという形になってございますので、水道課長が言いましたように、税の資料というのはあくまでも本人の了解がなければ、例えば、公営住宅料を決定する際についても、本人の承諾を得て、税資料を税務課から提供していただくということなものですから、水道課としては、滞納者一人一人の所得状況を調査するというにはならないと。

これは税の守秘義務の問題もありますので、ただ、ほかの税関係はご質問にありますとおり、階層ごとに税の滞納者についてはお知らせをしているという状況でございます。

あくまでも、町長が申しましたように、各戸臨戸徴収するなり面談する中で、支払能力がどうなのか、生活力がどうなのかという判断の中で、それぞれの措置をとらせていただいているという状況でございますので、その点をご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今、言われたことはわかります。

そういう税の関係でない水道料の関係で、収入を調べることは不可能だと、担当ではできないという。

しかしながら、町長が 9 分 9 厘の人は、払う能力があるのに払っていないのだと。これはそういう断定を下されるということは、非常に重大なといいますか、言ってみればその人たちが、どういう表現したらいいのか、払う能力があるのに払わないのだと、こういう断定されるということは非常にその人たちに対する重大な発言ではないかというふうに思いますけれども、いかがですかね。

○委員長（千葉幹雄） 西尾助役。

○助役（西尾治） 実際に 55 戸の方に対して給水停止にかかる通知は行っております。

ただ、実際の給水停止を現在やっているのは 6 戸です。

ですから、停止そのものについての通知は 55 戸やっておりますけれども、最終的に、今、そういう状況をすべて勘案した中で、本当にそういう状況にあるのであれば、そういう人まですべて給水停止にしているということではございません。

あくまでも、それらの生活状況、実態を見ながら、最終的に本当にそういう状況にある者ということで給水停止をさせていただいておりますので、対象になるからすべてを最終的な給水停止にしているということではございませんので、そのことをご理解を頂きたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 増田委員。

○委員（増田武夫） 5カ月後に、実際に停止に至ったものが55件あるのですよね。

それで、資料を見ますと、その日に開栓されたもの、2日経ってされたもの、それから3カ月以上も止まっていたものもあります。

実際、6戸というのはいない家庭であると思いますけれども、実際、55戸が給水停止になっているのですよね。

ちょっとそうした点で、3カ月払えなくて576戸に予告がいつているのですけれども、しかし、そういう状況があるということ、個々の収入が幾らだというようなことを調べたにしても、やはりどういう経済状態にあるかということの詳細に検討して、そして料金体系も見直していかなければならないでしょうし、やはり今後の対策に当たっていただきたいと思います。

この年間これだけの通知を出したり臨戸徴収をしたりということについては、先ほども言いましたように、職員も非常に苦勞しているのだと思うのですよね。その間に入って。

だから、そういうことも、そしてそれに対する労力も非常に大きなものがあると思いますので、やはりそういうこともいろいろ勘案されて、今後の対策を練っていただきたいなと思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

水道事業会計につきましては、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、前会計の審査を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りをいたします。

認定第1号、平成17年度忠類村一般会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（千葉幹雄） 起立多数であります。

したがって、平成17年度忠類村一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成17年度忠類村国民健康保険事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度忠類村国民健康保険事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りをいたします。

認定第3号、平成17年度忠類村簡易水道事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、平成 17 年度忠類村簡易水道事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 4 号、平成 17 年度忠類村農業集落排水事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、平成 17 年度忠類村農業集落排水事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 5 号、平成 17 年度忠類村老人保健事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、平成 17 年度忠類村老人保健事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 6 号、平成 17 年度忠類村介護保険事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、平成 17 年度忠類村介護保険事業特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 7 号、平成 17 年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（千葉幹雄） 起立多数であります。

したがって、平成 17 年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 8 号、平成 17 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○委員長（千葉幹雄） 起立多数であります。

したがって、平成 17 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成17年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度幕別町老人保健特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第10号、平成17年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(千葉幹雄) 起立多数であります。

したがって、平成17年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第11号、平成17年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第12号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第13号、平成17年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度幕別町公共用地取得特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第14号、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 15 号、平成 17 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、平成 17 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 16 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、平成 17 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 17 年度忠類村及び幕別町各会計決算認定第 1 号から認定 16 号までの 16 議件の審査をすべて終了いたしました。

終了に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、3 日間にわたる審査に際し、終始熱心にご審査を頂いたことを心からお礼を申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力を頂きましたことに対して、お礼を申し上げます。

今委員会で議論されたことが、来年度の予算に反映されることを期待をいたしたいというふうに思っております。

大変不慣れな委員長でありましたが、皆さまのおかげをもちまして、無事審査を終わることができました。

委員長として心から感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

これもちまして、平成 17 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

12:08 閉会